Nanden Daizōkyō

(南傳大藏經)

III

Edited by Takakusu Junjirō
(高楠順次郎; 1866–1945)

1938

高楠博士功績記念會纂譯

Ritsuzō 律蔵三
(Vinaya 3)

Khandhaka 犍度
Mahāvagga 大品

南傳大藏經

Contents

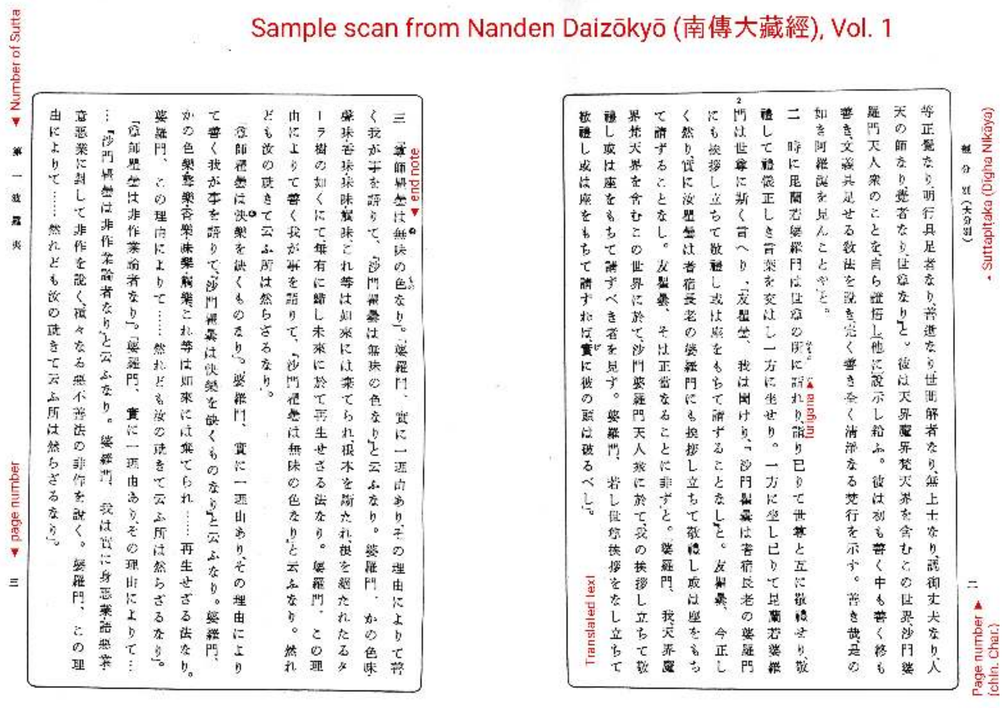


Figure 1: The original Japanese text is written vertically, right to left.

Technical notes: Due to limitations in the specs of the *pdf* and *djvu* file formats direct links from the Concordance (☞ S. XXIV) and romanized Table of Contents only work in the "full" pdf, not the derivates automatically created at archive.org. If in doubt – choose he large file.

The hardlinks to `suttacentral.net`, given in captions at the beginning of each section were tested 18. Feb. 2020.

☸ ☸ ☸

Introductory remarks 凡例

凡例

一、今巻依用の底本は Hermann Oldenberg 刊行本 (London, 1929) にして、兼ね
羅版を參照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し、彼此參看に便せり。

一、文中〔 〕印を以て括せる語又は句は譯者の挿入せるものなり。

一、文中……或は：乃至：とあるは底本に然く省略せるものにして〔……〕
〔：乃至：〕とあるは、譯者が便宜上省略せるものなり。

一、文字の右肩に附せる白抜羅馬數字は註の對照番號にして、註の文は各
末に之を出したり。

一、固有名詞の中、その音譯が漢譯律中に存するものは可及的に之を採り
原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの飜譯
ば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯體の文章を用ひたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音も、その正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。

Mahāvagga 大品: Table of Contents 目次

目次

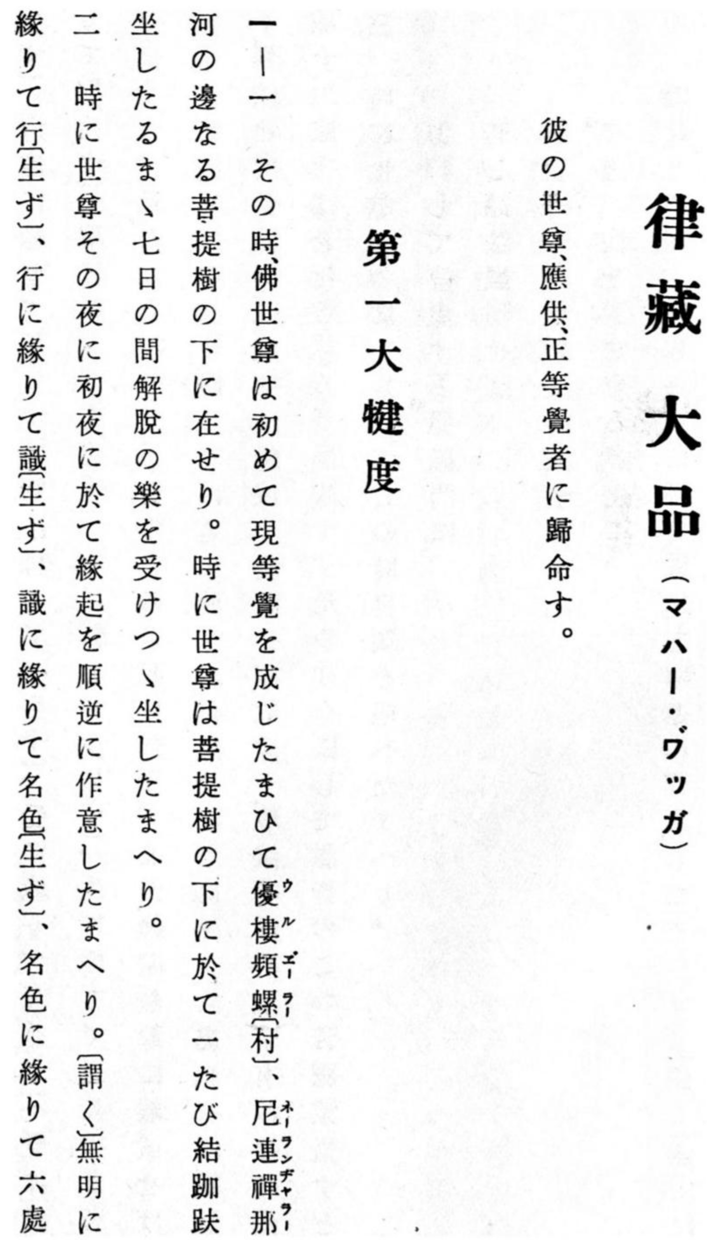
律藏三 大品一

渡邊照宏譯

律藏の第二部を犍度部と爲す。僧伽の諸の制度規定行事を説き其等の成立したる事情を述ぶ。大品は其前篇にして十犍度より成る。(漢譯諸本との對照は別に律藏五附錄中に示す)。

第二誦品（七―一四）

Mahākhandhaka 大犍(けんど)度


律藏大品（マハー・ヷッガ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

第一大犍度

一ー一　その時、佛世尊は初めて現等覺を成じたまひて優樓頻螺（ウルヹーラー）〔村〕、尼連禪那（ネーランヂャラー）河の邊なる菩提樹の下に在せり。時に世尊は菩提樹の下に於て一たび結跏趺坐したるまゝ七日の間解脱の樂を受けつゝ坐したまへり。

二　時に世尊その夜に初夜に於て緣起を順逆に作意したまへり。〔謂く〕無明に緣りて行〔生ず〕、行に緣りて識〔生ず〕、識に緣りて名色〔生ず〕、名色に緣りて六處

Figure 2: SC: Going forth (Pabbajjā)

〔生ず〕、六處に縁りて觸〔生ず〕、觸に縁りて受〔生ず〕、受に縁りて愛〔生ず〕、愛に縁りて取〔生ず〕、取に縁りて有〔生ず〕、有に縁りて生〔生ず〕、生に縁りて老・死・愁・悲・苦・憂・惱生ず。是の如くにして悉皆のこの苦蘊集起す。また、無明無餘に離滅せば行滅す、行滅せば識滅す、識滅せば名色滅す、名色滅せば六處滅す、六處滅せば觸滅す、觸滅せば受滅す、受滅せば愛滅す、愛滅せば取滅す、取滅せば有滅す、有滅せば生滅す、生滅せば老・死・愁・悲・苦・憂・惱滅す。是の如くにして悉皆のこの苦蘊滅盡すと

2 三　時に世尊この義を知りてこの時自頌を唱へたまへり。

　力行して靜慮する❶婆羅門に
　若し諸法顯現せば
　彼の一切の疑惑は消滅す
　❷有因の法を了知するが故に

四　時に世尊その夜に中夜に於て縁起を順逆に作意したまへり。〔謂く〕無明に縁りて行〔生ず〕、行に縁にて識〔生ず〕、識に縁りて名色〔生ず〕…乃至…是の如くにして悉皆のこの苦蘊集起す…乃至…滅盡すと。

五　時に世尊この義を知りてこの時自頌を唱へたまへり。

　力行して静慮する婆羅門に
　若し諸法顕現せば
　彼の一切の疑惑は消滅す
　諸縁の滅盡を知れるが故に

六　時に世尊その夜に後夜に於て縁起を順逆に作意したまへり。〔謂く〕無明に縁りて行〔生ず〕、行に縁りて識〔生ず〕…乃至…是の如くにして悉皆のこの苦蘊集起す…乃至…滅盡すと。

七　時に世尊この義を知りてこの時自頌を唱へたまへり。

　力行して静慮する婆羅門に
　若し諸法顕現せば
　彼は魔軍を破して端立す
　猶し日輪の虚空を照らすが如し

菩提〔樹下〕縁畢

二—一　時に世尊は七日を過ぎて後その三昧より起ち菩提樹下より出でて阿闍波羅榕樹の處に趣かせたまへり、趣かせたまひて阿闍波羅榕樹の下に於て一たび結跏趺坐したるまゝ七日の間解脱の樂を受けつゝ坐したまへり。

二　時に一人の傲慢なる婆羅門あり、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊と互に相慶慰し歡喜すべき感銘すべき談を交して一面に立てり、一面に立ちて彼婆羅門[3]は世尊に白して言へり、「汝瞿曇よ、何によりてか婆羅門たるや、何をか婆羅門たらしむる法となすや」。

三　時に世尊はこの義を知りてこの時自頌を唱へたまへり。

若し婆羅門にして惡法を除き
傲慢なく汚濁なく自ら制御し
吠陀に通じ梵行を成ぜば
自ら婆❸羅門なりと稱するを得ん
彼❹の如きは世間に多からず

阿闍波羅〔榕樹下〕緣畢

三—一　時に世尊は七日を過ぎて後その三昧より起ち阿闍波羅榕樹下より出でて目支隣陀(ムチャリンダ)[5]樹の處に趣かせたまへり、趣かせたまひて目支隣陀樹の下に於て一たび結跏趺坐したるまゝ七日の間解脱の樂を受けつゝ坐したまへり。

二　この時不時に大雲起り七日の間雨ふり續き寒氣あり風ふきて曇れり。時に目支隣陀(ムチャリンダ)龍王は己の棲處より出で來り蜷局を以て七匝に世尊の身を繞らし大なる首をあげて〔世尊の〕頭上を覆ひて立ちたり、〔思念すらく〕「寒氣も世尊を〔害すること〕なく、熱氣も世尊を〔害すること〕なく、虻・蚊・風・熱・蛇の觸も世尊を〔害すること〕勿れ」。

三　時に目支隣陀龍王は七日を過ぎて後空中清明にして雨止みたるを見、世尊の身より蜷局を解き其本形を捨て孺童の形を化作し、合掌して世尊に歸依しつつ世尊の前に立ちたり。

四　時に世尊はこの義を知りてこの時自頌を唱へたまへり。

足るを知り法を聞き〔法を〕見て遠離するは樂し
世間に對して瞋恚なく有情に於て制御あるは樂し

世間に於て貪を離れ諸欲を超越するは樂し
我慢を調伏するはこれ最上の樂なり

目支驎陀〔樹下〕縁畢

四—一　時に世尊は七日を過ぎて後その三昧より起ち目支驎陀樹下より出でて羅闍耶他那(ラージャーヤタナ)樹の處に趣かせたまへり、趣かせたまひて羅闍耶他那樹の下に於て一たび結跏趺坐したるまゝ七日の間解脱の樂を受けつゝ坐したまへり。

[4] 二　この時、多梨富沙(タプッサ)・婆梨迦(バッリカ)の二商人、鬱迦羅(ウッカラ)村よりこの地に至る途上なりき。時に多梨富沙・婆梨迦の二商人に〔前生に於て〕親族血縁なりし一鬼神あり、多梨富沙・婆梨迦の二商人に告げて言へり、「兄等よ、こゝに世尊は初めて現等覺を成じたまひて羅闍耶他那樹の下に在します、汝等往きて麨子・蜜丸を以て彼世尊に奉上すべし、長夜に利益・安樂を得ん」と。

三　時に多梨富沙・婆梨迦の二商人は麨子・蜜丸を持して世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し已りて一面に立てり、一面に立ちて多梨富沙・婆梨迦の二商人は世尊に白して言へり、「世尊、願はくば我等が爲に麨子・蜜丸を受け、我等をし

て長夜に利益安樂を得せしめたまへ」。

四　時に世尊に思念生じたり、「諸の如來は手には受けず、我何れの〔器〕を以て麨子蜜丸を受くべきや」。時に四大天王あり、世尊の思念したまふ所を心に知り四方より四の石鉢を世尊に獻じたり、〔曰く〕「世尊、此〔器〕を以て麨子蜜丸を受けたまへ」。世尊はこの新しき石鉢を受け、麨子蜜丸を受けて食したまへり。

五　時に多梨富沙・婆梨迦の二商人は、世尊の已に鉢と手とを洗ひたまふを見、頭面を以て世尊の足に禮拜し世尊に白して言へり、「こゝに我等、世尊と法とに歸依したてまつる、世尊、我等を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」と。彼等は世間に於て初めて二歸依を唱へたる優婆塞なりき。

羅闍耶他那〔樹下〕緣畢

五―一　時に[6]世尊は七日を過ぎて後その三昧より起ち羅闍耶他那樹下より出でて阿闍波羅榕樹の處に趣かせたまへり、趣かせたまひて此處に世尊は阿闍波羅榕樹の下に住したまへり。

二　時に世尊、靜居宴默したまふに思念生じたり、「我の證得せる此法は甚深にして、難見、難解、寂靜、美妙にして、尋思の境を超え、至微にして智者のみ能く知る所なり。然るに此衆生は阿賴耶を樂しみ、阿賴耶を欣び、阿賴耶を憙ぶ。而して阿賴耶を樂しみ、阿賴耶を欣び、阿賴耶を憙ぶ衆生にありては、この緣依性・緣起なる處（ことわり）は難見なり、また一切諸行の寂止、一切の依の棄捨、渴愛の滅盡、離、滅、涅槃なる處（ことわり）も亦甚だ難見なり。若し我、法を說くとも他人、我を了解せずば我（徒に）疲勞困憊せんのみ」。

三　而して希有にして未だ曾て聞かれざる偈、世尊（の心）に顯れたり。

困苦して我證得せる所も
今また何ぞ說くべけん
貪・瞋に惱まされたる人々は
此法を悟ること易からず
これ世流に逆ひ至微にして
甚深・難見・微細なれば

　欲に著し黒闇に覆はれし者は見るを得ず

四　かくの如く思擇して世尊は心に默然を思ひ說法せんとは欲したまはざりき。時に索訶主梵天あり、世尊の思念したまふ所を心に知りて思惟せり、「あゝ世間は敗壞せん、あゝ世間は敗壞せん、こゝに如來・應供・正等覺者は心に默然を思ひ說法せんとは欲したまはず」。

五　時に索訶主梵天は、譬へば力士の屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く〔速に〕梵天界に沒して世尊の前に現れたり。

六　この時索訶主梵天は偏に上衣の一肩を袒（ぬ）ぎ右の膝輪を地に著け世尊に合掌を捧げて世尊に白して言へり、「世尊、願はくは法を說きたまへ、善逝、願はくは法を說きたまへ、有情にして塵垢少き者あり、若し法を聞かずば退墮するも、〔聞かば〕法を悟り得べけん」。

七　索訶主梵天は此の如く言へり。此の如く言ひ已りて更に說きて言へり。

　摩竭（マガダ）國に曾て出現せしは
垢[7]穢ある者の思惟せる不淨法なりき

6

願はくば甘露の門を開き
無垢者の覺れる法を聞かしめたまへ
譬へば山頂の巖に立ちて
普く衆生を見るが如く
汝は智慧優れたる普眼者なれば
法所成の高樓に上り
自らは已に憂苦を超えたれば
願はくば憂に沈み生老に惱める衆生を視たまへ
起て雄者よ戰勝者よ
商主よ負債なき者よ世間に遊行したまへ
世尊よ法を說きたまへ
能く悟るべき者あらん

八　かくの如く說ける時、世尊、索訶主梵天に告げて言ひたまへり、「梵天よ、我に思念生じたり、我の證得せる此法は甚深にして、難見、難解……困憊せんのみと。

而して、梵天よ、希有にして未だ曾て聞かれざる偈我〔心〕に顯れたり……覆はれし者は〔見るを得ず」と。梵天よ、かくの如く思擇して我、心に默然を思ひ說法せんとは欲せず」。

九　索訶主梵天は重ねて世尊に白して言へり、「世尊、願はくば法を說き給へ……了知し得べけん」。世尊重ねて索訶主梵天に告げて言ひたまへり、「梵天よ、我に思念生じたり、我の證得せる此法は甚深にして、難見、難解……困憊せんのみと而して、梵天よ、希有にして未だ曾て聞かれざる偈我〔心〕に顯れたり……覆はれし者は〔見るを得ず」と。梵天よ、かくの如く思擇して我、心に默然を思ひ說法せんとは欲せず」。

一〇　索訶主梵天は三たび世尊に白して言へり、「世尊、願はくば法を說き給へ……了知し得べけん」。時に世尊は梵天の勸請を知り、及び有情を哀愍するに緣りて佛眼を以て世間を觀察したまへり。世尊佛眼を以て世間を觀察したまふに、有情にして塵垢少き者、塵垢多き者、利根の者、鈍根の者、善行相の者、惡行相の者、敎導し易き者、敎導し難き者、或はまた、他世と罪過との怖畏を知りて住する者を

見たまへり。

一一　譬へば青蓮池、赤蓮池、白蓮池に於て、或は青蓮、赤蓮、白蓮にして水中に生じ、水中に長じ、水面に出でず、水中に沈みて繁茂するあり、或は青蓮、赤蓮、白蓮にして水中に生じ、水中に長じ、水面に住するあり、或は青蓮、赤蓮、白蓮にして水中に生じ、水中に長じ、水面に出でて住し、水の爲に染せられざるあり。

一二　かくの如く、世尊佛眼を以て世間を觀察したまふに、有情にして塵垢少き[7]者、塵垢多き者、利根の者、鈍根の者、善行相の者、悪行相の者、教導し易き者、教導し難き者、或はまた他世と罪過との怖畏を知りて住する者を見たまへり。見已りて索訶主梵天に偈を以て説きたまへり。

　甘露の門は開かれたり
　耳ある者は聞け、〔已〕信を棄てよ
　梵天よ、人々を嬈惑せんかと思ひて
　微妙の正法を説かざりき

一三　時に索訶主梵天は「世尊は説法することを許したまへり」と〔知り〕世尊を敬

禮し右遶して其處に沒せり。

梵天勸請緣畢

六—一　時に世尊に思念生じたり、「誰の爲に我先づ法を說くべきや、誰か速に此法を悟るや」。時に世尊に思念生じたり、「かの阿羅邏迦羅摩（アーラーラ カーラーマ）は賢者なり、聰明なり、伶悧なり、長夜に塵垢少し。我宜しく先づ阿羅邏迦羅摩の爲に法を說くべし、彼は速に此法を悟らん」。

二　時に天あり、身を顯さずして世尊に告げて言へり、「阿羅邏迦羅摩は命終して已に七日を經たり」。世尊亦自ら「阿羅邏迦羅摩は命終して已に七日を經たり」と知りたまへり。時に世尊に思念生じたり、「阿羅邏迦羅摩は大なる損失をなせり、彼若し此法を聞かませば速に悟りしものを」。

三　時に世尊に思念生じたり、「誰の爲に我先づ法を說くべきや、誰か速に此法を悟るや」。時に世尊に思念生じたり、「鬱陀迦羅摩子（ウッダカ ラーマプッタ）は賢者なり、聰明なり、伶悧なり、長夜に塵垢少し。我宜しく先づ鬱陀迦羅摩子の爲に法を說くべし、彼は速に此法を悟らん」。

四　時に天あり、身を顯さずして世尊に告げて言へり、「鬱陀迦羅摩子は昨夜命終せり」。世尊亦自ら「鬱陀迦羅摩子は昨夜命終せり」と知りたまへり。時に世尊に思念生じたり、「鬱陀迦羅摩子は大なる損失をなせり、彼若し此法を聞かませば速に悟りしものを」。

五　時に世尊に思念生じたり、「誰の爲に我先づ法を説くべきや、誰か速に此法を悟るや」。時に世尊に思念生じたり、「五比丘は[9]我爲に饒益する所多かりき、我、專心精勤せし時我に承事せり。我宜しく先づ五比丘の爲に法を説くべし」。

六　時に世尊に思念生じたり、「五比丘は今何處に在るや」。世尊清淨にして超人なる天眼を以て見たまひしに五比丘は波羅㮈(バーラーナシー)國、仙人墮處(イシパタナ)、鹿野苑(ミガダーヤ)に在りき。時に世尊は優樓頻螺に隨意の間住したる後、波羅㮈に向つて遊行したまへり。

七　邪命外道優波迦(ウパカ)なるものあり、世尊の伽耶と菩提樹との間の途上に在るを見たり、見て世尊に白して言へり、「汝の諸根は清澄なり、汝の膚色は清淨皎潔なり。汝は誰に依りて出家せるや、誰を師と爲すや、誰の法を愛樂するや」。

八　彼かくの如く言へる時世尊は偈を以て優波迦に説いて言へり、

我は一切勝者にして一切知者なり
一切諸法の爲に染せらるゝことなし
一切を捨離し渇愛盡きて解脱せり
自ら證知したれば誰をか〔師と〕稱すべき
我に師もなく我に等しきものもなし
人天世間に我に比倫するものあることなし
我は世間の應供なり無上の師なり
我獨り正等覺者にして清涼寂靜なり
法輪を轉ぜんとて迦尸の都城に赴くなり
盲闇の世間に於て[10]甘露の鼓を撃たんとす

九〔優波迦言へり〕、「汝の自稱するが如くば汝は無邊の勝者たるに適はん」。〔世尊は偈を以て說いて言へり〕、

若し諸漏の滅盡を得ば我に同じく勝者なり
諸の惡法に勝てるが故に我は勝者たり汝優波迦よ

かくの如く說きたまへる時、邪命外道優波迦は「或は然らん」と言ひ、頭を振りて、別路をとりて去れり。

一〇　時に世尊は次第に遊行して波羅㮈國、仙人墮處、鹿野苑に至り五比丘の在る處に近づきたまへり。五比丘は遠方より世尊の來りたまふを見たり、見て相約して言へり、「彼處に來るは沙門瞿曇なり、彼は奢侈にして精勤を棄て奢侈に墮せり、彼に禮をなす勿れ、起ちて迎ふること勿れ、彼の衣鉢を取ること勿れ、但し座は設けん、彼若し欲せば坐することを得ん」。

一一　世尊、五比丘に近づきたまふに隨つて、五比丘は己が約を守らず起ちて世尊を迎へ、或者は世尊の衣鉢を取り、或者は座を設け、或者は洗足水、[11]足臺、足布を持來せり。世尊は設けの座に坐したまへり、坐して世尊は足を洗ひたまへり。然るに「五比丘は」世尊を呼ぶに名を以てし、または「卿（おんみ）」を以てせり。

一二　彼等かくの如く呼べる時、世尊は五比丘に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、汝等如來を呼ぶに名を以てし、または「卿」を以てすること勿れ。比丘等よ、如來は應供正等覺者なり。比丘等よ、善く聽け、「我」已に不死を證得せり、我、教ふべし、

我、法を説くべし。教ふる所に隨つて行ぜば久しからずして無上の梵行の究盡を現法に自ら證知現證し具足して住すべし、此、善男子の在家を出でて出家する本懷なり」。

一三　かくの如く說きたまへる時、五比丘は世尊に白して言へり、「瞿曇よ、汝はかの行、かの道、かの難行を以てしても尙、上人法、至尊殊勝の智見を證得せざりき、今はまた汝は奢侈にして精勤を棄て奢侈に墮せり、如何ぞ上人法、至尊殊勝の智見を證得し得べけんや」。

一四　かくの如く言へる時、世尊は五比丘に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、如來は奢侈に非ず、精勤を棄てたるに非ず、奢侈に墮せるに非ず。比丘等よ、如來は應供正等覺者なり。比丘等よ、能く聽け、〔我〕已に不死を證得せり、我、教ふべし、我、法を說くべし。教ふる所に隨つて行ぜば久しからずして無上の梵行の究盡を現法に自ら證知現證し具足して住すべし、此、善男子の在家を出でて出家する本懷なり」。

一五　五比丘は重ねて世尊に白して言へり……乃至……世尊は重ねて五比丘に告

げて言ひたまへり…乃至…五比丘は三たび世尊に白して言へり、「瞿曇よ、汝は[10]かの行、かの道……至尊殊勝の智見を證得し得べけんや」。

一六　かくの如く言へる時、世尊は五比丘に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、汝等は今より先に我かくの如く[12]說きしことありと知るや」。「否らず」「比丘等よ、如來は應供正等覺者なり。〔比丘等よ〕、善く聽け……出家する本懷なり」。世尊は五比丘を說得するを得たまへり。時に五比丘は故（もと）の如く世尊に傾聽し善聽し了知心を發したり。

一七　[13]時に世尊は五比丘に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、世に二邊あり、出家者は親近すべからず。何をか二と爲すや。〔一〕に諸欲に愛欲貪著を事とするは下劣、卑賤にして凡夫の所行なり、賢聖に非ず、無義相應なり。〔二に〕自ら煩苦を事とするは苦にして賢聖に非ず、無義相應なり。比丘等よ、如來は此二邊を捨て、中道を現等覺せり、此、眼を生じ、智を生じ、寂靜、證智、等覺、涅槃に資するなり。

一八　比丘等よ、何をか、如來の現等覺せる所の、眼を生じ、智を生じ、寂靜、證智、等覺、涅槃に資する中道と爲すや。これ卽八聖道なり、謂く、正見、正思、正語、正業、正命、正

精進、正念、正定なり。比丘等よ、此を、如來の現等覺せる所の、眼を生じ、智を生じ、寂靜、證智、等覺、涅槃に資する中道と爲す。

一九　比丘等よ、苦聖諦とは此の如し生は苦なり、老は苦なり、病は苦なり、死は苦なり、怨憎するものに會ふは苦なり、愛するものと別離するは苦なり、求めて得ざるは苦なり、略說するに五取蘊は苦なり。

二〇　比丘等よ、苦集聖諦とは此の如し、後有を齎し、喜貪倶行にして隨處に歡喜する渴愛なり、謂く、欲愛、有愛、無有愛なり。

二一　比丘等よ、苦滅聖諦とは此の如し、此渴愛を餘無く離滅し棄捨し定棄し解脫して執著なきなり。

二二　比丘等よ、苦滅道聖諦とは此の如し、八聖道なり、謂く、正見……正定なり。

11 二三　比丘等よ、苦聖諦とは此の如しとて、先に未聞の法に於て我に眼生じたり、智生じたり、慧生じたり、明生じたり、光明生じたり。比丘等よ、應に此苦聖諦を遍知すべきなりとて…乃至…已に遍知せりとて、先に未聞の法に於て我に、眼生じたり、智生じたり、慧生じたり、明生じたり、光明生じたり。

二四　比丘等よ、苦集聖諦とは此の如しとて……光明生じたり。比丘等よ、應に此苦集聖諦を斷ずべきなりとて…乃至…已に斷じたりとて……光明生じたり。

二五　比丘等よ、苦滅聖諦とは此の如しとて……光明生じたり。比丘等よ、應に此苦滅聖諦を現證すべきなりとて…乃至…已に現證せりとて……光明生じたり。

二六　比丘等よ、苦滅道聖諦とは此の如しとて……光明生じたり。比丘等よ、應に此苦滅道聖諦を修習すべきなりとて…乃至…已に修習せりとて……光明生じたり。

二七　比丘等よ、我に於て、此四聖諦に於て此の如く三轉十二行相を以て如實智見の未だ悉皆清淨とならざりし間は、比丘等よ、我は天・魔・梵天の世界、沙門・婆羅門・人・天の衆生界に於て無上正等覺を現等覺せりとは稱せざりき。

二八　比丘等よ、然るに我に於て、此四聖諦に於て此の如く三轉十二行相を以て如實知見已に悉皆清淨となれるが故に、比丘等よ、我は天・魔・梵天の世界、沙門・婆羅門・人・天の衆生界に於て無上正等覺を現等覺せりと稱したり。

二九　又我に智と見と生じたり、我心解脱は不動なり、此、我最後の生なり、更に後有を受けずと」。世尊此の如く說きたまひ、五比丘は歡喜して世尊の所說を信受せり。又、〔世尊〕此敎を說きたまへる時、具壽憍陳如（コーンダンニャ）に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕、集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。

三〇　世尊、法輪を轉じたまへる時、地居の諸天は聲を發して言へり、「此の如く世尊は波羅㮈國、仙人墮處、鹿野苑に於て無上の法輪を轉じたまふ、此、若しくは沙門、若しくは婆羅門、若しくは天、若しくは魔、若しくは梵天、若しくは世間の何人たりとも覆す能はざる所なり」。地居の諸天の聲を聞きて四天王の諸天は聲を發して言へり…乃至…四天王の諸天の聲を聞きて忉利の諸天…乃至…焔摩の諸天…乃至…兜率の諸天…乃至…化樂の諸天…乃至…他化自在の諸天…乃至…梵身の諸天は聲を發して言へり、「此の如く世尊は波羅㮈國、仙人墮處、鹿野苑に於て無上の法輪を轉じたまふ、此、若しくは沙門、若しくは婆羅門、若しくは天、若しくは魔、若しくは梵天、若しくは世間の何人たりとも覆す能はざる所なり」。

三一　斯の如く其刹那、其頃刻、其須臾の間に乃至梵天まで其聲は達せり。而し

て此十千世界は動き震ひ涌ぎ、無量廣大の光明世間に現れ諸天の天威力を超えたり。時に世尊は讃じて言ひたまへり、「憍陳如は悟れり、憍陳如は悟れり」。此よりして具壽憍陳如を名づけて[14]阿若憍陳如と言へり。

三二　時に具壽阿若憍陳如は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に縁ること無く、世尊に白して言へり、「我願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ、比丘、法は善く説かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼具壽の具足戒なりき。

三三　時に世尊は法を説きて其餘の比丘を教導教誡したまへり。時に世尊、法を説きて教導教誡したまへる時、具壽婆頗と具壽跋提とに遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。

三四　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に縁ること無く、世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ、比丘等、法

13 は善く說かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼具壽等の具足戒なりき。

三五　時に世尊は[15]施物を食しつゝ、法を說きて其餘の比丘を敎導敎誡したまへり。　三人の比丘乞食に行き其得たる所によりて六人住せり。

三六　時に世尊法を說きて敎導敎誡したまへる時、具壽摩訶男（マハーナーマン）と具壽阿說示（アッサジ）とに遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。

三七　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の敎を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ、比丘等、法は善く說かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼具壽等の具足戒なりき。

三八　時に世尊は五比丘に告げて說きたまへり、「比丘等よ、色は無我なり。比丘等よ、若し此色、我なりせば、此色は病を致すこと無けん、色に於て『我は此色を用ひん彼色を用ふまじ』といふことを得ん。比丘等よ、然るに、色は無我なるが故に、

色は病を致し、色に於て『我は此色を用ひん彼色を用ふまじ』といふことを得ず。
三九　受は無我なり。比丘等よ、若し此受、我なりせば、此受は病を致すこと無けん、受に於て『我は此受を用ひん彼受を用ふまじ』といふことを得ん。比丘等よ、然るに受は無我なるが故に、受は病を致し、受に於て『我は此受を用ひん彼受を用ふまじ』といふことを得ず。
四〇　想は無我なり……乃至……行は無我なり。比丘等よ、若し此行、我なりせば此行は病を致すこと無けん、行に於て『我は此行を用ひん彼行を用ふまじ』といふことを得ん。比丘等よ、然るに、行は無我なるが故に、行は病を致し、行に於て『我は此行を用ひん彼行を用ふまじ』といふことを得ず。
四一　識は無我なり。比丘等よ、若し此識、我なりせば此識は病を致すこと無け
14 ん、識に於て『我は此識を用ひん彼識を用ふまじ』といふことを得ん。比丘等よ、然るに識は無我なるが故に、識は病を致し、識に於て『我は此識を用ひん彼識を用ふまじ』といふことを得ず」。
四二　「比丘等よ、汝等の意に於て如何、色は常住なりや無常なりや」。「無常なり」。

「無常なるものは苦なりや樂なりや」。「苦なり」。「無常、苦にして變壞の法を有するものを觀見して『此、我所なり、此、我なり、此、我の我なり』と爲すことを得るや」。「然らず」。

四三 「受は…乃至…想は…乃至…行は…乃至…識は常住なりや無常なりや」。「無常なり」。「無常なるものは苦なりや樂なりや」。「苦なり」。「無常、苦にして變壞の法を有するものを觀見して『此、我所なり、此、我なり、此、我の我なり』と爲すことを得るや」。「然らず」。

四四 「此故に比丘等よ、一切の過去未來現在の色の、若しくは內、若しくは外、若しくは麤、若しくは細、若しくは劣、若しくは妙、若しくは遠、若しくは近なる一切の色は此、我所にも非ず、此、我にも非ず、此、我の我にも非ずと、此の如く正慧を以て如實に觀ずべし。

四五 一切の過去未來現在の受…乃至…想…乃至…行…乃至…識の、若しくは內、若しくは外、若しくは麤、若しくは細、若しくは劣、若しくは妙、若しくは遠、若しくは近なる一切の識は此、我所にも非ず、此、我にも非ず、此、我の我にも非ずと、此の如

く正慧を以て如實に觀ずべし。

四六　比丘等よ、多聞の聖聲聞にして此の如く觀ぜば卽ち色を厭患し受を厭患し想を厭患し行を厭患し識を厭患す、厭患せば卽ち離貪す、離貪せば卽ち解脫す、解脫せば卽ち『我已に解脫せり』といふ智生じ、『生已に盡き梵行已に立し所作已に辨じ更にまた有を受けず』と知る」。

四七　世尊此の如く說きたまひ、五比丘は歡喜して世尊の所說を信受せり。又、〔世尊〕此教を說きたまへる時、五比丘は取無くして諸漏より心解脫せり。その時世間に阿羅漢は六人となれり。

初誦品〔畢〕

15 **七―一**　その時波羅㮈國に耶舍（ヤサ）と名づくるものあり、族姓の子、長者の子にして柔軟なり。彼に三の殿あり、一は冬、一は夏、一は雨季の爲なり。彼雨季の殿にあり男子を交へざる妓人に圍遶せられて四月の間殿より降らざりき。時に族姓の子耶舍は五妙欲豐足全備して圍遶せられしに先に眠り、後に侍女達も亦眠り、終夜油燈燃えたり。

二　時に族姓の子耶舍は先に覺め已の侍女達の眠れるを見たり、或ものは琵琶を腋にし、或ものは小鼓を項におき、或ものは鼓を腋[16]にし、或ものは髪を亂し、或ものは涎を流し、寐語して、恰も丘塚を現ぜるが如くなりき。見已りて彼に過患生じ、心は厭患に決定して住せり。時に族姓の子耶舍は嘆じて言へり、「あゝ厄なる哉、あゝ禍なる哉」。

三　時に族姓の子耶舍は黄金の履を著け家の門に向へり。非人達、門を開きて言へり、「族姓の子耶舍の在家を出でて出家するを何人たりとも妨ぐること勿れ」。時に族姓の子耶舍は城門に向へり。非人達、門を開きて言へり、「族姓の子耶舍の在家を出でて出家するを何人たりとも妨ぐること勿れ」。時に族姓の子耶舍は仙人墮處、鹿野苑に向へり。

四　その時世尊は晨朝に起き露處にありて經行したまへり。世尊は族姓の子耶舍の遠くより來るを見たまへり。見て卽ち經行處より降り座を敷きて坐したまへり。時に族姓の子耶舍は世尊の近くに至り嘆じて言へり、「あゝ厄なる哉、あゝ禍なる哉」。時に世尊は族姓の子耶舍に告げて言ひたまへり、「耶舍よ、此

處には厄無く此處には禍無し。耶舍よ、來つて坐せよ、我、汝のために法を說かん」。

五　時に族姓の子耶舍は此處には厄無く此處には禍無しと〔聞きて〕、歡喜踊躍して黃金の履を脫ぎ世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。族姓の子耶舍、一面に坐せる時、世尊は爲に次第して說きたまへり。謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を說きたまへるなり。

[16] 六　族姓の子耶舍に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の說法を說きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば淸淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く族姓の子耶舍に卽ち其座に於て遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。

七　時に族姓の子耶舍の母は殿に上りしに族姓の子耶舍見えざりしかば長者居士の許に至れり、至りて長者居士に白して言へり、「居士よ、汝の子耶舍見えず」。時に長者居士は使者を馬に乘せて四方に遣し、自らは仙人墮處、鹿野苑に向へり。長者居士は黃金の履の跡を見たり、見て卽ち其跡を追へり。

八　世尊は長者居士の遠くより來るを見たまへり。見たまひて世尊に此の如き思念生じたり、「我宜しく神通變化を現じ、長者居士をして、此處に坐すとも猶此處に坐せる族姓の子耶舍を見ざらしむべし」。時に世尊は此の如き神通變化を現じたまへり。

九　時に長者居士は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「世尊は族姓の子耶舍を見たまひしや」。「さらば居士よ、此處に坐せ。汝此處に坐さば或は族姓の子耶舍の此處に坐せるを見ることあらん」。時に長者居士は「我此處に坐さば族姓の子耶舍の此處に坐せるを見ることあらん」と歡喜踊躍し世尊に敬禮して一面に坐せり。

一〇　長者居士、一面に坐せる時、世尊は爲に次第して説きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を説きたまへるなり。長者居士に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の説法を説きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば清淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く卽ち其座に於て長者居士に遠塵離垢の法眼

生じたり、「謂く集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。時に長者居士は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に縁ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉、妙なる哉、譬へば倒れたるを起すが如く、覆はれたるを露はすが如く、迷へる者に道を教ふるが如く、暗中に燈火を掲げて眼有る者をして色を見せしむるが如く、此の如く世尊は種々の方便を以て法を顯示したまへり。我、此處に世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。彼は世間に於て初めて三歸依を唱へたる優婆塞なりき。

17 一一　時に父の爲に說法せられし時、族姓の子耶舍は觀るに隨ひ知るに隨って地を觀察し其心は取無くして諸漏より解脫せり。時に世尊に思念生じたり、「父の爲に說法せられし時、族姓の子耶舍は觀るに隨ひ知るに隨つて地を觀察し其心は取無くして諸漏より解脫せり。族姓の子耶舍は還俗して前に在家なりし時の如く諸欲を享受すること能はじ。我宜しく彼神通變化を止むべし」。時に世尊は彼神通變化を止めたまへり。

一二　長者居士は族姓の子耶舍の坐せるを見たり、見て族姓の子耶舍に白して言へり、「汝耶舍よ、汝の母は悲憂に滿てり、母をして死なしむること勿れ」。

一三　時に族姓の子耶舍は世尊を瞻視したてまつれり。時に世尊は長者居士に告げて言ひたまへり、「居士よ、汝の意に於て如何。耶舍の已に有學の智、有學の見を以て法を觀たること猶し汝の如し。彼は觀るに隨ひ知るに隨つて地を觀察し其心は取無くして諸漏より解脫せり。居士よ、耶舍は還俗して前に在家なりし時の如く諸欲を享受するを得べきや」。「然らず」。「居士よ、族姓の子耶舍の已に有學の智、有學の見を以て法を觀たること猶し汝の如し。彼は觀るに隨ひ知るに隨つて地を觀察し其心は取無くして諸漏より解脫せり。居士よ、族姓の子耶舍は還俗して前に在家なりし時の如く諸欲を享受すること能はじ」。

一四　「族姓の子耶舍の心、取無くして諸漏より解脫せるは族姓の子耶舍の爲に利なり、族姓の子耶舍の爲に妙利なり。世尊、願はくは我請を受け今日族姓の子耶舍を隨從沙門として食を取りたまはんことを」。世尊は默然として請を受けたまへり。時に長者居士は世尊の請を受けたまへるを知り座より起ちて世尊

を敬禮し右遶して去れり。

一五　時に長者居士の去りて未だ久しからざるに族姓の子耶舍は世尊に白して言へり、「我願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ比丘、法は善く説かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。[18]此、彼具壽の具足戒なりき。その時世間に阿羅漢は七人となれり。

耶舍出家〔緣〕畢

八―一　時に世尊は晨朝時に於て下衣を著け鉢衣を持し具壽耶舍を隨從沙門として長者居士の住處に到りたまへり、到りて設けの座に著きたまへり。時に具壽耶舍の母と舊妻とは世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。

二　世尊は彼等の爲に次第して説きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を説きたまへるなり。彼等に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の説法を説きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば清淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此

の如く卽ち其座に於て彼等に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。

三　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉、妙なる哉…乃至…我等此處に世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊、我等を優婆夷として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。彼等は世間に於て初めて三歸依を唱へたる優婆夷なりき。

四　時に具壽耶舍の母と父と舊妻とは世尊と具壽耶舍とに殊妙なる嚼食と噉食とを手づから奉り充足飽食せしめ、世尊の食し訖り鉢と手とを洗ひたまへるを〔知りて〕一面に坐せり。時に世尊は法を說きて具壽耶舍の母と父と舊妻とを教示し勸導し讚勵し慶喜せしめて座より起ちて去りたまへり。

九―一　具壽耶舍に四人の在家の友人あり、波羅㮈國の長者隨長者の族姓の子
19 にして離垢（ギマラ）、善臂（スバーフ）[17]、滿勝（プンナヂ）、牛主（ガヴンパティ）と〔名づく。彼等聞けり、「族姓の子耶舍は鬚髮を剃り

袈裟衣を著け在家を出でて出家せり」。聞き已りて彼等に思念生じたり、「此下劣の法と律とには非ず、此下劣の出家には非ず、何となれば此に於て族姓の子耶舍は鬚髪を剃り袈裟衣を著け在家を出でて出家したるが故なり」。

二　彼等四人は具壽耶舍の處に至れり、至りて具壽耶舍に敬禮して一面に立てり。時に具壽耶舍は彼等四人の在家の友人と倶に世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽耶舍は世尊に白して言へり、「此等四人は我在家の友人なり、波羅㮈國の長者隨長者の族姓の子にして離垢、善臂、滿勝、牛主〔と名づく〕。世尊此等四人を教導教誡したまへ」。

三　彼等の爲に世尊は次第して說きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を說きたまへるなり。彼等に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の說法を說きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば淸淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く卽ち其座に於て彼等に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。

四　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に縁ること無く、世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ比丘等、法は善く説かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼等具壽の具足戒なりき。時に世尊は法を説きて彼等比丘を教導教誡したまへり。世尊法を説きて教導教誡したまへる時彼等の心は取無くして諸漏より解脱せり。その時世間に阿羅漢は十一人となれり。

四在家出家〔緣〕畢

20

一〇―一　具壽耶舍に五十人の在家の友人あり、國の[18]舊家隨舊家の族姓の子なり。〔彼等聞けり〕、「族姓の子耶舍は鬚髮を剃り袈裟衣を著け在家を出でて出家せり」。聞き已りて彼等に思念生じたり、「此、下劣の法と律とには非ず、此、下劣の出家には非ず、何となれば此に於て族姓の子耶舍は鬚髮を剃り袈裟衣を著け在家を出でて出家したるが故なり」。

二　彼等は具壽耶舍の處に至れり、至りて具壽耶舍を敬禮して一面に立てり。

時に具壽耶舍は彼等五十人の在家の友人と倶に世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して世尊に白して言へり、「此等五十人は我在家の友人にして、國の舊家隨舊家の族姓の子なり。世尊此等を教導教誡したまへ」。

三　彼等の爲に世尊は次第して說きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を說きたまへるなり……乃至……苦・集・滅・道なり。譬へば淸淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く卽ち其座に於て彼等に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。

四　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ比丘等、法は善く說かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼等具壽の具足戒なりき。時に世尊は法を說きて彼等比丘を教導教誡したまへり。世尊法を說きて教導教誡したまへる時彼等の心は取無くして諸漏より解脫せり。その

時世間に阿羅漢は六十一人となれり。

[21] **一一**―一　時に世尊諸比丘に告げたまへり、「比丘等よ、我は天・人の一切の羂索より脱したり。比丘等よ、汝等も亦天・人の一切の羂索より脱したり。比丘等よ、遊行せよ、此、衆生の利益、衆生の安樂、世間の哀愍、人天の義利・利益・安樂の爲なり。比丘等よ、初善・中善・後善にして義理・文句を具足せる法を説け、悉皆圓滿にして悉淨なる梵行を顯示せよ。有情にして塵垢少き者あり、若し法を聞かずば退墮するも、〔聞かば〕法を悟り得べけん。比丘等よ、我はまた優樓頻螺の[19]軍村（セーナーニガマ）に至りて法を説かん」。

二　時に魔波旬（マーラパーピマン）は世尊の在す處に詣れり、詣りて偈を以て世尊に白して言へり

「天と人との一切の
羂索に汝は縛せられたり
汝は大縛に縛せられたり
沙門よ、汝は我を脱することなけん」

「天と人との一切の
羂索より我は脱したり
我は大縛より脱したり
死[20]魔よ、汝は壞られたり」
「此處に意の羂索あり
虛空を翔つて往來す
此を以て我汝を縛せん
沙門よ、汝は我を脱することなけん」
「色・聲・香・味と所觸とは
意を樂しましむるものなれど
我は此等に對して志欲せず
死魔よ、汝は壞られたり」
時に魔波旬は「世尊は我を知れり、善逝は我を知れり」と苦惱悲嘆して卽ち其處に於て隱沒せり。

一二—一　その時比丘等は諸方諸國より出家を希望し具足戒を希望する者を伴ひ來り、世尊に請ひて出家せしめ具足戒を授けしめんとせり。かくして比丘等も疲勞し出家を希望し具足戒を希望する者も疲勞せり。時に世尊は靜居宴默したまへるに心に思念生じたり、「今比丘等は諸方諸國より出家を希望し具足戒を希望する者を伴ひ來り、世尊に請ひて出家せしめ具足戒を授けしめんとす。かくして比丘等も疲勞し出家を希望する者も疲勞す。我當に比丘等に許可して『比丘等よ、汝等自ら各々の方、各々の國に於て出家せしめ具足戒を授けよ』といふべし」。

二　時に世尊は夕時に宴默より起ち此縁により[21]此時に於て比丘衆を集會せしめ法を説きて後、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我今靜居宴默せるに心に思念生じたり『今比丘等は諸方諸國より出家を希望し具足戒を希望する者を伴ひ來り、世尊に請ひて出家せしめ具足戒を授けしめんとす。かくして比丘等も疲勞し出家を希望し具足戒を希望する者も疲勞す。我當に比丘等に許可

して「比丘等よ、汝等自ら各々の方、各々の國に於て出家せしめ具足戒を授けよ」といふべし』

三　比丘等よ、我許可す、汝等自ら各々の方、各々の國に於て出家せしめ具足戒を授けよ。比丘等よ、出家せしめ具足戒を授くるには當に此の如く爲すべし。始に鬚髮を剃り、袈裟衣を著け、上衣を偏袒に爲し、比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌せしめて此の如く唱へよと告げよ。

四　佛に歸依したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる。二たび佛に歸依したてまつる、二たび法に歸依したてまつる、二たび僧に歸依したてまつる。三たび佛に歸依したてまつる、三たび法に歸依したてまつる、三たび僧に歸依したてまつると。比丘等よ、此三歸依によりて出家せしめ具足戒を授くることを許可す」。

三歸依具足戒緣畢

一三―一　時に世尊は雨季を過したまひて後、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我は如理作意し如理正勤して無上解脫を逮得し無上解脫を現證せり。

比丘等よ、汝等も亦如理作意し如理正勤して無上解脱を逮得し無上解脱を現證せよ」。

二　時に魔波旬は世尊の在す處に詣れり、詣りて偈を以て世尊に白して言へり。

「天と人との魔の
羂索に汝は縛せられたり
汝は大縛に縛せられたり
沙門よ、汝は我を脱することなけん」

「天と人との魔の
羂索より我は脱したり
我は大縛より脱したり
死魔よ、汝は壞られたり」

時に魔波旬は「世尊は我を知れり、善逝は我を知れり」と苦惱悲嘆して卽ち其處に於て隱沒せり。

23
一四—一　時に世尊は波羅棕に隨意の間住したる後、優樓頻螺に向ひて遊行したまへり。時に世尊は道を離れて一の密林の處に到りたまへり、到りて其密林に入り一樹の下に坐したまへり。その時、三十人の[22]賢衆の友人達は夫人等を伴ひて其密林に遊びたり。一人は夫人を有せず、其爲に妓女を伴ひたり。時に彼等放逸に遊びたるに、其妓女は財物を取りて逃げたり。

二　時に彼友人達は其友人を助けて其女を尋ねて其密林を徘徊せる時、世尊の一樹の下に坐したまへるを見たり、見て世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「世尊は一人の女を見たまひしや」。「孺童等よ、汝等婦女を以て何かせん」。「今我等三十人の賢衆の友人等は夫人等を伴ひて此密林に遊びたり。一人は夫人を有せず、其爲に妓女を伴ひたり。時に我等放逸に遊びたるに、其妓女は財物を取りて逃げたり。故に我等友人は其友人を助けて其女を尋ねて此密林を徘徊するなり」

三　「孺童等よ、汝等の意に於て如何。汝等は何れを勝れりと爲すや、婦女を尋ぬるをか、或は己を尋ぬるをか」。「我等は己を尋ぬるをば勝れりと爲す」。「孺童等よ、

然らば坐すべし、我、汝等の爲に法を説くべし」。「唯唯」と。彼等賢衆の友人は世尊を敬禮して一面に坐せり。

四　彼等の爲に世尊は次第して説きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を説きたまへるなり。彼等に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の説法を説きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば淸淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く卽ち其座に於て彼等に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。

24 五　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ比丘等、法は善く説かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼等具壽の具足戒なりき。

賢衆友人事畢

第二誦品〔畢〕

一五—一　時に世尊は次第に遊行して優樓頻螺に到りたまへり。その時優樓頻螺に三人の螺髻梵志住したりき、優樓頻螺迦葉（ウルヱーラカッサパ）・那提迦葉（ナディーカッサパ）・伽耶迦葉（ガヤーカッサパ）〔と名づく〕。其中、螺髻梵志優樓頻螺迦葉は五百人の螺髻梵志の導師・遍導師・最尊・上首・最上なり、螺髻梵志那提迦葉は三百人の螺髻梵志の導師・遍導師・最尊・上首・最上なり、螺髻梵志伽耶迦葉は二百人の螺髻梵志の導師・遍導師・最尊・上首・最上なり。

二　時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の庵に至りたまへり、至りて螺髻梵志優樓頻螺迦葉に言ひたまへり、「迦葉よ、若し汝の意に介せずば我、火堂に一夜を過さんと欲す」。「大沙門よ、我意に介するには非ず、[23]然れども彼處には猛惡にして神通ある龍王あり、猛毒ある毒蛇なり、汝を害すること無くば可なり」。二たび世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に言ひたまへり、「迦葉よ、若し汝の意に介せずば我、火堂に一夜を過さんと欲す」。「大沙門よ、我意に介するには非ず、然れども彼處には猛惡にして神通ある龍王あり、猛毒ある毒蛇なり、汝を害すること無くば可なり」。三たび世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に言ひたまへり、「迦葉よ、若し汝の意に介

せずば我、火堂に一夜を過さんと欲す」「大沙門よ、我意に介するには非ず、然れども彼處には猛惡にして神通ある龍王あり、猛毒ある毒蛇なり、汝を害すること無くば可なり」。「我を害すること無けん、迦葉よ、火堂に入るを許せ」。「大沙門よ、意に隨つて任せよ」。

三　時に世尊は火堂に入り草の敷具を敷きて坐し、結跏趺坐し、身を正しく持し念を現前に住せしめたまへり。時に彼龍は世尊の入りたまへるを見たり、見て苦惱悲嘆し煙を吐けり。時に世尊に思念生じたり、「我當に此龍の皮膚肉筋骨
25 髓を損ふことなく威力を以て威力を滅盡せしめん」。

四　時に世尊は此の如き神通行を現じて煙を吐きたまへり。時に彼龍は忿怒に堪へずして火焔を放てり。世尊も亦火界三昧に入りて火焔を放ちたまへり。兩者は光明を放ち爲に火堂は熾然たるが如く火焔を出し光明を放てり。時に彼螺髻梵志等は火堂を圍遶して此の如く言へり、「端正なる大沙門も龍の爲に害せられん」。

五　時に世尊は其夜を過して後、其龍の皮膚肉筋骨髓を損ふことなく威力を以

て威力を滅盡せしめ鉢に入れて螺髻梵志優樓頻螺迦葉に示したまへり、「迦葉よ、此は汝の龍なり、其威力は威力を以て滅盡せしめられたり」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば猛惡にして神通ある龍王、猛毒ある毒蛇の威力を威力を以て滅盡せしむべければなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

六 [24]尼連禪那河の邊に於て世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に言ひたまへり、「迦葉よ、若し汝の意に介せずば[25]此月夜を火堂に過さんと欲す」。我意に介するには非ず、汝を安穩ならしめんと欲して留むるなり、彼處には猛惡にして神通ある龍王あり、猛毒ある毒蛇なり、汝を害すること無くば可なり」。「我を害すること無けん、迦葉よ、火堂に入るを許せ」。彼の許せるを知り恐るゝ所無く怖畏を超越して入り行きたまへり。仙者の入りたまへるを見て龍王は悲嘆して煙を吐けり。人龍は適意にして惑ふこと無く亦其處に煙を吐きたまへり。蛇龍は忿怒に堪へずして燃火の如く火焔を放てり。火界に善能なる人龍も亦其處に火焔を放ちたまへり。兩者光明を放ち爲に「熾然たる」火堂を見て螺髻梵志等は言へり、[26]「端

正なる大沙門も龍の爲に害せられん」。

七　時に其夜過ぎて後、龍の餤火除かれたり。然るに神通ある〔世尊〕の餤火は依然として多種の色彩を有せり、青・赤・茜・黄・水精色の多種の色彩有る餤火は鴦耆羅(アンギラ)[27]婆(サ)の身に現れたり。蛇龍を鉢に入れて婆羅門に示したまへり、〔曰く〕「迦葉よ、此は汝の龍なり、其威力は威力を以て滅盡せしめられたり」。

　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は世尊の此の如き神通神變に依つて信心を起し世尊に白して言へり、「大沙門よ、此處に住したまへ、我、汝に恆時に食を供へん」。

初神變〔畢〕

[26] **一六**―一　時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の庵に近き一の密林に住したまへり。時に四大天王は深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して四方に立てり、譬へば大火聚の如し。

二　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「大沙門よ、時到る、食調へり。大沙門よ、何人か深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し汝の在す處に詣り、詣りて汝を敬禮して四方に

立ち、譬へば大火聚の如くなりしや」。「迦葉よ、彼四大天王、我の處に詣りて法を聽受せんと欲せしなり」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば四大天王も詣りて法を聽受せんと欲すればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼密林に住したまへり。

第二神變〔畢〕

一七—一　時に釋提桓因（サッコー・デーヴァーナム・インドー）は深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、譬へば大火聚の如し、而も前の色光よりも更に殊妙美妙なり。

二　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「大沙門よ、時到る、食調へり。大沙門よ、何人か深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し汝の在す處に詣り、詣りて汝を敬禮して一面に立ち、譬へば大火聚の如く、而も前の色光よりも更に殊妙美妙なりしや」。「迦葉よ、彼釋提桓因、我の處に詣りて法を聽受せんと欲せしなり」。時に螺髻梵志優樓頻

螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば釋提桓因も
27 詣りて法を聽受せんと欲すればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼密林に住したまへり。

第三神變〔畢〕

一八―一　時に索訶主梵天（ブラフマー・サハンパティ）は深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、譬へば大火聚の如し、而も前の色光よりも更に殊妙美妙なり。

二　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「大沙門よ、時到る、食調へり。大沙門よ、何人か深夜に殊妙の色相を現じ遍く密林を照し、汝の在す處に詣り、詣りて汝を敬禮して一面に立ち、譬へば大火聚の如く、而も前の色光よりも更に殊妙美妙なりしや」。「迦葉よ、彼索訶主梵天、我の處に詣りて法を聽受せんと欲せしなり」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば索訶主梵天も詣りて法を聽受せんと欲すればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然

かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼密林に住したまへり。

第四神變(畢)

一九—一　その時、螺髻梵志優樓頻螺迦葉當に大祠祀を行はんとす、鴦伽(アンガ)、摩竭(マカダ)國の人は擧つて嚼食噉食を取りて來らんと欲せり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「今我、當に大祠祀を行はんとす、鴦伽、摩竭國の人は擧つて嚼食噉食を取りて來るべし。若し大沙門、衆人の中に於て神通神變を行はゞ大沙門の利養恭敬は增長し我の利養恭敬は衰退せん。望むらくは明日大沙門來らざらんことを」。

二　時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の心に思念する所を心を以て知り、鬱單越(ウッタラクル)に至り其處より擣食を取り阿耨達(アノータッタ)池に至り食して其處に於て晝日坐を爲したまへり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「大沙門よ、時到る、食調へり。大沙門よ、何故に昨日は來らざりしや。我等は、何故に汝來らざるやと、汝を憶念せり。嚼食噉食の汝の分を留めおけり」。

三「迦葉よ、汝に思念生じたるには非ずや、『我當に大祠祀を行はんとす、鴦伽、摩竭國の人は擧つて嚼食噉食を取りて來るべし。若し大沙門、衆人の中に於て神通神變を行はゞ大沙門の利養恭敬は增長し我の利養恭敬は衰退せん。望むらくは明日大沙門來らざらんことを』と。

四 迦葉よ、我は汝の心に思念する所を心を以て知り、鬱單越に至り其處より摶食を取り阿耨達池に至り食して其處に於て晝日坐を爲したり」。

時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば心を以て心を了知すればなり。然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼密林に住したまへり。

第五神變〔畢〕

二〇―一 その時世尊、糞掃衣を得たまへり。時に世尊に思念生じたり、「我何處にて糞掃衣を浣はん」。時に釋提桓因は世尊の心に思念したまふ所を心を以て知り手づから池を掘りて世尊に白して言へり、「世尊、此處にて糞掃衣を浣ひ

たまへ」。時に世尊に思念生じたり、「我何處にて糞掃衣を摩せん」。時に釋提桓因は世尊の心に思念したまふ所を心を以て知り大なる石を前に置きて言へり、「世尊、此處にて糞掃衣を摩したまへ」。

二　時に世尊に思念生じたり、「我何物に攀ぢて〔池を〕出でん」。時に迦休(カクダ)樹に住する天あり、世尊の心に思念したまふ所を心を以て知り枝を垂れて言へり、「世[29]尊、此に攀ぢて出でたまへ」。時に世尊に思念生じたり、「我何處にて糞掃衣を[28]曬(さら)さん」。時に釋提桓因は世尊の心に思念したまふ所を心を以て知り大なる石を前に置きて言へり、「世尊、此處にて糞掃衣を曬したまへ」。

三　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「大沙門よ、時到る、食調へり。大沙門よ、此處には先に此池無かりしに何ぞ今此處に池あるや、先には此石無かりしに何人か此石を置きたるや、先には此迦休樹の枝は垂れざりしに〔何ぞ〕此枝垂れたるや」。

四　「迦葉よ、此處に我、糞掃衣を得たり。迦葉よ、時に我に思念生じたり、『我何處にて糞掃衣を浣はん』。迦葉よ、時に釋提桓因は我の心に思念する所を心を以て

知り手づから池を掘りて我に白して言へり、『世尊、此處にて糞掃衣を浣ひたまへ』。此池は非人の手づから掘れる所なり。迦葉よ、我に思念生じたり、『我何處にて糞掃衣を摩せん』。迦葉よ、時に釋提桓因は我の心に思念する所を心を以て知り大なる石を前に置きて言へり、『世尊、此處にて糞掃衣を摩したまへ』。此石は非人の置きたる所なり。

五　迦葉よ、時に我に思念生じたり、『我何物に攀ぢて〔池を〕出でん』。迦葉よ、時に迦休樹に住する天あり、我の心に思念する所を心を以て知り枝を垂れて言へり、『世尊、此に攀ぢて出でたまへ』。此は其[29]手を與へたる迦休樹なり。迦葉よ、我に思念生じたり、『我何處にて糞掃衣を曬さん』。[30]迦葉よ、時に釋提桓因は我の心に思念する所を心を以て知り大なる石を前に置きて言へり、『世尊、此處にて糞掃衣を曬したまへ』。此石は非人の置きたる所なり」。

六　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば釋提桓因、爲に供給せんと欲すればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼の密林に

住したまへり。

七　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣り[30]て世尊に時到れるを告げたり、「大沙門よ、時到る、食調へり」。「迦葉よ、往け、我隨つて往かん」。螺髻梵志優樓頻螺迦葉を遣りて後、閻浮提（ヂャンブディーパ）の名稱の由來する[31]閻浮（ヂャンブ）樹の果を取りて、先んじて到り火堂に坐したまへり。

八　螺髻梵志優樓頻螺迦葉は世尊の火堂に坐したまへるを見たり、見て世尊に白して言へり、「大沙門よ、汝は何れの道によりて來れるや。我は汝に先んじて出でたるに汝は先んじて到りて火堂に坐す」。

九　「迦葉よ、我は今汝を遣りて後、閻浮提の名稱の由來する閻浮樹の果を取りて、先んじて到り火堂に坐す。迦葉よ、此閻浮果は色を具足し香を具足し味を具足す、若し好まば食ひたまへ」。「大沙門よ、止みなん、汝獨り能く此に適ふ、汝獨り此を食ひたまへ」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば先に我を遣りて後、閻浮提の名稱の由來する閻浮樹の果を取りて、先んじて到り火堂に坐せばなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然

かず」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉の食を食して彼の密林に住したまへり。

一〇　時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は其夜を過して後、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に時到れるを告げたり、「大沙門よ、時到る、食調へり」。「迦葉よ、往け、我隨つて往かん」。螺髻梵志優樓頻螺迦葉を遣りて後、閻浮提の名稱の由來する閻浮樹の近くにある菴婆(アンバ)樹……乃至……近くにある阿摩勒(アーマラキー)樹……乃至……近くにある訶梨勒(ハリータキー)樹……乃至……忉利天に行き波利質多羅(パーリチャッタカ)華を取りて、先んじて到り火堂に坐したまへり。螺髻梵志優樓頻螺迦葉は世尊の火堂に坐したまへるを見たり、見て世尊に白して言へり、「大沙門よ、汝は何れの道によりて來れるや。我は汝に先んじて出でたるに汝は先んじて到りて火堂に坐す」。

一一　「迦葉よ、我は今汝を遣りて後、忉利天に行き波利質多羅華を取りて、先んじて到り火堂に坐す。迦葉よ、此波利質多羅華は色を具足し香を具足す、若し好まば取りたまへ」。「大沙門よ、止みなん、汝獨り能く此に適ふ、汝獨り此を取りたまへ」。

31 時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何

となれば先に我を遣りて後、忉利天に行き波利質多羅華を取りて、先んじて到り火堂に坐せばなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一二　また時に彼螺髻梵志等は火を供養せんと欲せしも薪を拆くこと能はざりき。時に彼螺髻梵志等に思念生じたり、「我等薪を拆くこと能はざる所以のものは疑も無く大沙門の神通、威力なり」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に告げて言ひたまへり、「迦葉よ、薪を拆くべきや」。「大沙門よ、拆くべきなり」。五百の薪は一時に拆かれたり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば薪拆かるればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一三　また時に彼螺髻梵志等は火を供養せんと欲せしも火を燃すこと能はざりき。時に彼螺髻梵志等に思念生じたり、「我等火を燃すこと能はざる所以のものは疑も無く大沙門の神通、威力なり」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に告げて言ひたまへり、「迦葉よ、火を燃すべきや」。「大沙門よ、燃すべきなり」。五百の火は一時に燃えたり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門

は大神通、大威力を有す、何となれば火燃ゆればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一四　また時に彼螺髻梵志等は已に火を供養し畢れるに火を滅すること能はざりき。時に彼螺髻梵志等に思念生じたり、「我等火を滅すること能はざる所以のものは疑も無く大沙門の神通、威力なり」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に告げて言ひたまへり、「迦葉よ、火を滅すべきや」。「大沙門よ、滅すべきなり」。五百の火は一時に滅せり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば火滅せばなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一五　また時に彼螺髻梵志等は寒冷の冬夜、[32]八日祭と次の八日祭との間、雪降る頃、尼連禪那河にて或は沈み或は浮きて浮沈を作せり。時に世尊は五百の[33]火爐を化作したまへり。彼螺髻梵志等は〔水より〕出でて此にて自ら炙れり。時に彼
32 螺髻梵志等に思念生じたり、「此等の火爐を化作せる所以のものは疑も無く大沙門の神通、威力なり」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は

大神通、大威力を有す、何となれば大火爐を化作すればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一六　また時に非時に大雲現れ雨降りて大洪水起れり。世尊の住したまひし處は水に覆はれたり。時に世尊に思念生じたり、「我當に四面に水を退け中に於て塵埃に覆はれたる地を經行すべし」。時に世尊は四面に水を退け中に於て塵埃に覆はれたる地を經行したまへり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は「大沙門をして水に漂はしむべからず」とて船に乘り多くの螺髻梵志等を將ゐて世尊の住したまひし處に到れり。螺髻梵志優樓頻螺迦葉は、世尊の四面に水を退け中に於て塵埃に覆はれたる地を經行したまへるを見たり、見て世尊に白して言へり、「大沙門よ、汝此處に在るや」。「迦葉よ、我此處に在り」。世尊は虛空を飛んで船中に立ちたまへり。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉に思念生じたり、「大沙門は大神通、大威力を有す、何となれば水にも漂はざればなり、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず」。

一七　時に世尊に思念生じたり、「此癡人は尚久しく『大沙門は大神通、大威力を

有す、然れども未だ我の阿羅漢なるには然かず』と思念せん。我當に此螺髻梵志を感奮せしむべし」。時に世尊は螺髻梵志優樓頻螺迦葉に告げて言ひたまへり、「迦葉よ、汝は阿羅漢なるにも非ず阿羅漢道を具足せるにも非ず。若しくは阿羅漢となり若しくは阿羅漢道を具足せんが爲の道をば汝は未だ有せず」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は頭面を以て世尊の足を禮し世尊に白して言へり、「我願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。

一八　「迦葉よ、汝は五百人の螺髻梵志の導師・遍導師・最尊・上首・最上なり、且く彼等に告げよ、彼等は其思惟する所に隨つて行ふべきなり」。時に螺髻梵志優樓頻螺迦葉は彼螺髻梵志等の處に到りて彼螺髻梵志等に告げて言へり、「我、大沙門の[33]許に於て梵行を行ぜんと欲す、汝等は其思惟する所に隨つて行へ」。「我等已に久しく大沙門を信樂す、若し大沙門の許に於て梵行を行ぜんとしたまはゞ我等は總て大沙門の許に於て梵行を行ぜん」。

一九　時に彼螺髻梵志等は毛髮、螺髻、擔[34]荷、事火具を水に流し世尊の在す處に詣れり、詣りて頭面を以て世尊の足を禮し世尊に白して言へり、「我等願はくは世

し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住すること猶し婆羅門の婆羅門食に於けるが如くなるや」。

三　比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。比丘等の中、少欲知足にして慚を懐き悔を知り學を欲へる者は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住するや」。

四　時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘等上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。

五　佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此等愚人の所爲は非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此等愚

人は上衣下衣齊整ならずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住するや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ已信者をして増益せしむる所以に非ず、却て未信者をして不信ならしめ一分の已信者をして離反せしむる所以なり」。

六　時に世尊は多くの方便を以て彼等比丘を呵責し、難滿、難養、大欲、不知足、聚會、懈怠の譏毀すべきことを說き、多くの方便を以て易滿、易養、少欲、知足、漸損、頭陀、信心、損滅、發勤の稱讃すべきことを說き、比丘等の爲に其に相應し其に隨順する說法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我、和尙あることを許可す。比丘等よ、和尙の弟子を看ること當に兒の如く思ふべし、弟子の和尙を看ること當に父の如く思ふべし。若し此の如く相互に恭敬畏敬し和合して住せば、此法と律との長益廣大を致さん。

七　比丘等よ、和尙を請ふには當に此の如く爲すべし。上衣を偏袒に爲し、足を禮し、蹲居し、合掌を捧げて此の如く唱ふべし、『我爲に和尙と作らせたまへ、我爲

に和尚と作らせたまへ、我爲に和尚と作らせたまへ』。若し『善哉』『諾』『有用なり』『相應なり』『信心を以て勉めよ』と若しくは身を以て報へ、若しくは言を以て報へ、若しくは身と言とを以て報へば和尚と作れるなり。若し身を以て報へず、言を以て報へず、身と言とを以て報へずば和尚と作れるに非ず。

46

八　比丘等よ、弟子は和尚に對して正しく承事すべし。正しく承事すとは此の如し。晨朝に起きて履を脱ぎ上衣を偏袒に爲し、楊枝を與へ漱水を與へ坐具を設くべし。若し粥あらば器を洗ひて粥を捧ぐべし。粥を飲み已れる時は水を與へ器を取りて下に置き毀さゞるやうに善く洗ひて藏むべし。和尚起ちたる時は坐具を去るべし、若し其處塵に汚れたらば其處を掃除すべし。

九　若し和尚、村に入らんと欲せば裙を與へ、副裙を取り、帶を與へ、僧伽梨を疊みて與へ、鉢を洗ひて水を入れて與ふべし。若し和尚、隨從沙門を欲せば、[5]三輪を覆ひ遍く下衣を著、帶を結び、僧伽梨を疊みて纒ひ、紐を結び、鉢を洗ひて持し、和尚の隨從沙門と作るべし。遠くに過ぎず近くに過ぎずして行くべし。鉢に入れるものを取るべし。

して王舍城に到りたまへり。其處に世尊は杖林（ラッティワナ）の園、善住（スパティッタ）靈廟に住したまへり。

二　摩竭（マガダ）國の[35]洗尼瓶沙王（セーニヤビンビサーラ）は聞けり、「沙門瞿曇（ゴータマ）釋子、釋種より出家し、王舍城に到り王舍城、杖林の園善住靈廟に住す。彼世尊瞿曇には此の如く善名稱揚れり、〔謂く〕彼世尊は阿羅漢・等正覺者・明行具足・善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・佛・世尊なり、彼は天・魔・梵世界、沙門・婆羅門・人天の衆を自ら證知現證して説く、彼は初善・中善・後善にして義理・文句を具足せる法を説き、悉皆圓滿にして悉淨なる梵行を顯示す。善い哉、此の如き阿羅漢を見るは」。

三　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は摩竭國の婆羅門・居士十二[36]那由多（ナフタ）に圍遶せられて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。彼摩竭國の婆羅門・居士十二那由多も亦或は世尊を禮して一面に坐するものあり、或は世尊と互に相慶慰し歡喜すべき感銘すべき談を交して一面に坐するものあり、或は世尊の在す處に合掌を捧げて一面に坐するものあり、或は世尊の前に姓名を稱して一面に坐するものあり、或は默然として一面に坐するものあり。

四　時に彼摩竭國の婆羅門・居士十二那由多に思念生じたり、「大沙門、優樓頻螺

迦葉に從つて梵行を行ずるや、又は優樓頻螺迦葉、大沙門に從つて梵行を行ずるや」。時に世尊は彼摩竭國の婆羅門・居士十二那由他の心に思念する所を心を以て知り、具壽優樓頻螺迦葉に偈を以て說きたまへり。

「優樓頻螺の住人よ、[37]瘦軀者と稱せらるゝ汝は何を見てか火天を捨つる
迦葉よ、我汝に此義を問ふ、汝は何故に事火法を捨つるや」

「祠祀は色・聲・味・欲・女を說く
此の如きは垢穢なりと執著に就て知るが故に我は祀・祭を樂しまず」

五　[38]「迦葉よ」、と世尊は言ひたまへり、

「此處に汝の心は色・聲・味を樂しまず
人天世間の[39]何處に汝の心は樂しむや、迦葉よ、此を我に語れ」

「我、寂靜の道を見るに無執著[40]無所有にして欲有に著せず
變異せず變異せしむるべからず、故に我は祀・祭を樂しまず」

六　時に具壽優樓頻螺迦葉は座より起ち上衣を偏袒に爲し、頭面を以て世尊の足を禮し世尊に白して言へり、「世尊は我師にまします、我は聲聞なり、世尊は我

師にまします、我は聲聞なり」。時に彼摩竭國の婆羅門・居士十二那由多に思念生じたり、「優樓頻螺迦葉、大沙門に從つて梵行を行ずるなり」。

37

七　時に世尊は彼摩竭國の婆羅門・居士十二那由多の心に思念する所を心を以て知り次第して說きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染、出離の功德を說きたまへるなり。彼等に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の說法を說きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。

八　譬へば淸淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く卽ち其座に於て瓶沙王を上首と爲す摩竭國の婆羅門・居士十二那由多に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。一那由多の人々は優婆塞たらんと言へり。

九　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、**「我、前に太子たりし時に五の所願ありしが我、今此等を成就せり。我、前に太**

子たりし時に思念生じたり、『我願はくは灌頂を受けて王たらん』。此、我第一の所願なりしが我、今此を成就せり。『願はくは我領土に應供正等覺者降來したまへ』。此、我第二の所願なりしが、我、今此を成就せり。

一〇　『我、願はくは彼世尊に承事することを得ん』。此、我第三の所願なりしが、我、今此を成就せり。『願はくは世尊、我爲に法を説きたまへ』。此、我第四の所願なりしが、我、今此を成就せり。『願はくは我、世尊の法を悟るを得ん』。此、我第五の所願なりしが、我今此を成就せり。我、前に太子たりし時にこの五の所願ありしが、我、今此等を成就せり。

一一　妙なる哉、妙なる哉、譬へば倒れたるを起すが如く、覆はれたるを露はすが如く、迷へる者に道を敎ふるが如く、暗中に燈火を揭げて眼有る者をして色を見せしむるが如く、此の如く世尊は種々の方便を以て法を顯示したまへり。我、此處に世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる。世尊、願はくは我請を受け明日比丘衆と倶に食を取りたまはんことを』。世尊は默然として請を受けたまへ

一二　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊の請を受けたまへるを知り座より起たし世尊を敬禮し右遶して去れり。

時に摩竭國の洗尼瓶沙王は其夜を過して後、殊妙なる嚼食と噉食とを調へしめ世尊に時到れるを告げしめたり、「時到る、食調へり」。時に世尊は晨朝時にし下衣を著け鉢衣を持し大比丘衆千人を將ゐて王舍城に入りたまへり、皆此の螺髻梵志なり。

一三　その時、釋提桓因は孺童の色相を化現して佛を上首とせる比丘衆の前ありて引導し偈を說けり、

已に己を調御し離脫せる人は
已に己を調御し離脫せる舊の螺髻梵志等を將ゐて
王舍城に入りたまふ
此、金鐶の如く金色なる世尊なり

已に解脱せる舊の螺髻梵志等を將ゐて
王舍城に入りたまふ。
此、金鐶の如く金色なる世尊なり
已に度脱し離脱せる人は
已に度脱し離脱せる舊の螺髻梵志等を將ゐて
王舍城に入りたまふ
此、金鐶の如く金色なる世尊なり
[41]十居に住し[42]十力を具し[43]十法を知り[44]十具足なる彼世尊は
十千の人々に圍遶せられて
王舍城に入りたまふ

一四　人々は釋提桓因を見て言へり、「此孺童は端麗なり、此孺童は可愛なり、此孺童は殊妙なり、此孺童は何人に隨ふや」。〔人々〕此の如く言へる時、釋提桓因は其人々に偈を以て說けり、

勇猛にして[45]一切に於て己を調御し

世に相似する者無きは
佛、應供、善逝なり
我は彼に給侍す

一五　時に世尊は摩竭國の洗尼瓶沙王の住處に到りたまへり、到りて比丘衆と俱に設けの座に著きたまへり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は佛を上首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食と噉食とを手づから奉り充足飽食せしめ、世尊の食し訖り鉢と手とを洗ひたまへるを〔知りて〕一面に坐せり。

一六　一面に坐せる時、摩竭國の洗尼瓶沙王に思念生じたり、「世尊の住したまふ處を何處に定めんや。宜しく都邑より遠からず近くに過ぎず、往來に便にして、總て希求する人々の往き易く、晝は喧鬧少く夜は音聲少く、[46]人跡絶え、人を離れて靜に、宴默に適する處たるべし」。

一七　時に摩竭國の洗尼瓶沙王に思念生じたり、「我此竹林園（エールヴァナ）は都邑より遠からず近くに過ぎず、往來に便にして、總て希求する人々の往き易く、晝は喧鬧少く夜は音聲少く、人跡絶え、人を離れて靜に、宴默に適す。我當に竹林園を以て佛を

上首とせる比丘衆に施すべし」。

一八　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は金澡瓶を取りて世尊に澡ぎて白せり、「我、竹林園を以て佛を上首とせる比丘衆に施さん」。世尊は園を受けたまへり。時に世尊は法を說きて摩竭國の洗尼瓶沙王を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめて座より起ちて去りたまへり。

時に世尊は此因緣を以て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、園を受くることを許可す」。

二三―一　その時、王舍城に刪若(サンヂャヤ)といふ梵志住せり、大梵志衆二百五十人と俱なりき。その時、舍利弗(サーリプッタ)、目犍連(モッガッラーナ)の二人は梵志刪若に隨つて梵行を行ぜしが、相約して定めたり、「若し始に不死を逮得することあらば告げん」。

二　時に具壽阿說示(アッサヂ)は晨朝時に於て下衣を著け鉢衣を持し王舍城に入りて乞食せり、行步、觀察、屈伸殊妙にして眼を地に向け威儀具足せり。梵志舍利弗は具壽阿說示の王舍城に於て乞食に步み、行步、觀察、屈伸殊妙にして眼を地に向け威

儀具足せるを見たり。見て彼に思念生じたり、「若し世間に若しくは阿羅漢、若しくは阿羅漢道具足者なるものあらば此人は其比丘の中の一人なり、我當に此
40 比丘の許に到りて問ふべし、『汝は誰に依りて出家せるや、誰を師と爲すや、誰の法を愛樂するや』」。

三　時に梵志舍利弗に思念生じたり、「此比丘は家宅に入りて乞食に歩むが故に今は問ふべき時に非ず。我當に此比丘の後に從ふべし、此、希求する者の知る道なり」。時に具壽阿說示は王舍城に於て乞食に歩みて施食を取りて還れり。時に梵志舍利弗は具壽阿說示の許に到れり、到りて具壽阿說示と互に相慶慰し歡喜すべき感銘すべき談を交して一面に立てり、一面に立ちて梵志舍利弗は具壽阿說示に言へり、「汝の諸根は淸澄なり、汝の膚色は淸淨皎潔なり。汝は誰に依りて出家せるや、誰を師と爲すや、誰の法を愛樂するや」。

四　「釋種より出でて出家せる大沙門釋子あり、我は世尊に依りて出家せり、彼世尊を師と爲す、彼世尊の法を愛樂す」。「具壽の師は如何なる說を爲し何を說くや」。**「我は幼稚にして、出家して日淺く、此法と律とに入りて新參なり。我、廣く法を示**

すこと能はず、略して義を説くこと能はず」。時に梵志舍利弗は具壽阿説示に言へり、「よし、多少なりとも説け、唯義のみを説け、我希求する所は唯義のみ、多くの文句ありとも何かせん」。

五　時に具壽阿説示は梵志舍利弗に此法門を説けり、

諸法は因より生ず
如來は其因を説きたまふ
諸法の滅をも亦
大沙門は此の如く説きたまふ

時に梵志舍利弗は此法門を聞きて遠塵離垢の法眼を得たり、〔謂く〕「集法を有するものは悉皆此、滅法を有す」。〔彼又言へり〕、[47]「若し唯此のみなりとするも尚此正しく法なり、汝等は已に無憂の處を悟れり、多那由多の劫中にも見ざる所なり」。

六　時に梵志舍利弗は梵志目犍連の許に到れり。梵志目犍連は梵志舍利弗の[41]遠方より來るを見たり、見て梵志舍利弗に言へり、「汝の諸根は清澄なり、汝の膚色は清淨皎潔なり。汝は不死を逮得せるや」。「然り、不死を逮得せり」。「如何にし

て不死を逮得せるや」。

七　「今我は比丘阿説示の王舍城に於て乞食に歩み、行歩、觀察、屈伸殊妙にして眼を地に向け威儀具足せるを見たり。見て我に思念生じたり、『若し世間に若しくは阿羅漢、若しくは阿羅漢道具足者なるものあらば、此人は其比丘の中の一人なり、我當に此比丘の許に到りて問ふべし、『汝は誰に依りて出家せるや、誰を師と爲すや、誰の法を愛樂するや』』。

八　時に我に思念生じたり、『此比丘は家宅に入りて乞食に歩むが故に今は問ふべき時に非ず。我當に此比丘の後に從ふべし、此、希求する者の知る道なり』。時に比丘阿説示は王舍城に於て乞食に歩みて施食を取りて還れり。時に我は比丘阿説示の許に到れり、到りて比丘阿説示と互に相慶慰し歡喜すべき感銘すべき談を交して一面に立てり、一面に立ちて我は比丘阿説示に言へり、『汝の諸根は清澄なり、汝の膚色は清淨皎潔なり。汝は誰に依りて出家せるや、誰を師と爲すや、誰の法を愛樂するや』。

九　「釋種より出でて出家せる大沙門釋子あり、我は世尊に依りて出家せり、彼世

尊を師と爲す、彼世尊の法を愛樂す』。『具壽の師は如何なる說を爲し何を說くや』。『我は幼稚にして、出家して日淺く、此法と律とに入りて新參なり。我、廣く法を示すこと能はず、略して義を說くこと能はず』。『多少なりとも說け、唯義のみを說け、我希求する所は唯義のみ、多くの文句ありとも何かせん』。

一〇　時に比丘阿說示は此法門を說けり、

諸法は因より生ず
如來は其因を說きたまふ
諸法の滅をも亦
大沙門は此の如く說きたまふ

[42] 時に梵志目犍連は此法門を聞きて遠塵離垢の法眼を得たり、〔謂く〕「集法を有するものは悉皆此、滅法を有す」。〔彼又言へり〕、「若し唯此のみなりとするも尙此正しく法なり、汝等は已に無憂の處を悟れり、多那由多の劫中にも見ざる所なり」。

二四—一　時に梵志目犍連は梵志舍利弗に言へり、「我等世尊のみ許に往き彼世尊を我等の師と爲さん」。「此處に二百五十人の梵志あり、我等に依止し我等を瞻仰して此處に住す、且く彼等に告げ、其思惟する所に隨つて行はしめん」。時に舍利弗、目犍連は彼梵志等の許に到れり、到りて彼梵志等に告げて言へり、「我等世尊のみ許に往き彼世尊を我等の師となさんとす」。「我等は具壽に依止し具壽を瞻仰して此處に住す。若し具壽、大沙門の許に於て梵行を行ぜんとしたまはば我等は總て大沙門の許に於て梵行を行ぜん」。

二　時に舍利弗、目犍連は梵志刪若の許に到れり、到りて梵志刪若に言へり、「我等世尊のみ許に往き彼世尊を我等の師と爲さん」。「止みなん、往くこと勿れ、我等三人相並んで此衆を統御せん」。二たび……乃至……三たび舍利弗、目犍連は梵志刪若に言へり、「我等世尊のみ許に往き彼世尊を我等の師と爲さん」。「止みなん、往くこと勿れ、我等三人相並んで此衆を統御せん」。

三　時に舍利弗、目犍連は二百五十人の梵志を將ゐて竹林に到れり。梵志刪若**は其處に於て口より熱血を吐けり。**

世尊は舍利弗、目犍連の遠方より來るを見たまへり、見て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、彼處に來る二人の友は拘律陀(コーリタ)、優波提舍(ウパティッサ)なり、彼等は我聲聞の一雙となり上首の賢雙たらん」。二人、甚深の智境、無上の執の滅に於て已に解脫し竹林に到れり、時に師は二人に記別を授けたまへり、「此處に來れる二人の友は拘律陀、優波提舍なり、此等は我聲聞の一雙となり上首の賢雙たらん」。

43

四　時に舍利弗、目犍連は世尊の在す處に詣れり、詣りて頭面を以て世尊の足を禮し世尊に白して言へり、「我等願はくは世尊のみ許に於て出家して具足戒を得ん」。世尊言ひたまへり、「來れ比丘等、法は善く說かれたり、正しく苦を滅盡せんが爲に梵行を行ぜよ」。此、彼等具壽の具足戒なりき。

五　その時摩竭國の諸の著名なる族姓子等、世尊のみ許に於て梵行を行ぜり。人々は呟き憤り毀(そし)れり、「沙門瞿曇來りて子を奪ふ、沙門瞿曇來りて夫を奪ふ、沙門瞿曇來りて族姓を斷絕せしむ。今彼は千人の螺髻梵志を出家せしめたり、二百五十人の删若の梵志を出家せしめたり、摩竭國の諸の著名なる族姓子、沙門瞿曇の許に於て梵行を修す」。また比丘等を見ては此の如き偈を以て難じたり、

「大沙門、摩竭國のギリッバヂャに來れり
一切の刪若の徒を已に誘ひ今また誰を誘ふや」

六 比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に比丘等は世尊に此義を告げたり。

「比丘等よ、此聲は久しくは存せざるべし、唯七日の間のみ存し、七日を過ぎては消滅すべし。比丘等よ、故に若し汝等を偈を以て難じ

大沙門、摩竭國のギリッバヂャに來れり
一切の刪若の徒を已に誘ひ今また誰を誘ふや

といふ者あらば、汝等は偈を以て反難し

大雄、如來は正法を以て誘ひたまふ
法を以て誘ふ智者を何ぞ嫉むや

といへ」。

七 その時人々は比丘等を見ては此の如き偈を以て難じたり、

大沙門、摩竭國のギリッバヂャに來れり

一切の删若の徒を已に誘ひ今また誰を誘ふや
比丘等は此の如き偈を以て反難せり、
大雄、如來は正法を以て誘ひたまふ
法を以て誘ふ智者を何ぞ嫉むや

44 人々は「沙門釋子は法を以て誘ひ非法を以てはせず」と〔知り〕、此聲は唯七日の間のみ存して、七日を過ぎて消滅せり。

舍利弗目犍連出家〔縁〕畢

第四誦品畢

二五—一　その時、比丘等の、和尚を有せず教導教誡を被らざるもの上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往けり。彼等は人々の食せる時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食へり、食堂に於ても高聲、大聲を出して住せり。

二　人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出

し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住すること猶し婆羅門の婆羅門食に於けるが如くなるや」。

三　比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。比丘等の中、少欲知足にして慚を懐き悔を知り學を欲へる者は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住するや」。

四　時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘等上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、人々の食する時、噉食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。

五　佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此等愚人の所爲は非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此等愚

人は上衣下衣齊整ならずして乞食に往き、人々の食する時、啖食の上に鉢を出し、嚼食の上に鉢を出し、味食の上に鉢を出し、飲料の上に鉢を出し、自ら汁、飯を指して食ひ、食堂に於ても高聲、大聲を出して住するや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ已信者をして増益せしむる所以に非ず、却て未信者をして不信ならしめ一分の已信者をして離反せしむる所以なり」。

六　時に世尊は多くの方便を以て彼等比丘を呵責し、難滿、難養、大欲、不知足、聚會、懈怠の譏毀すべきことを説き、多くの方便を以て易滿、易養、少欲、知足、漸損、頭陀、信心、損減、發勤の稱讚すべきことを説き、比丘等の爲に其に相應し其に隨順する説法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我、和尙あることを許可す。比丘等よ、和尙の弟子を看ること當に兒の如く思ふべし、弟子の和尙を看ること當に父の如く思ふべし。若し此の如く相互に恭敬畏敬し和合して住せば、此法と律との長益廣大を致さん。

七　比丘等よ、和尙を請ふには當に此の如く爲すべし。上衣を偏袒に爲し、足を禮し、蹲居し、合掌を捧げて此の如く唱ふべし、『我爲に和尙と作らせたまへ、我爲

に和尚と作らせたまへ、我爲に和尚と作らせたまへ」。若し『善哉』『諾』『有用なり』『相應なり』『信心を以て勉めよ』と若しくは身を以て報へ、若しくは言を以て報へ、若しくは身と言とを以て報へば和尚と作れるなり。若し身を以て報へず、言を[46]以て報へず、身と言とを以て報へずば和尚と作れるに非ず。

八　比丘等よ、弟子は和尚に對して正しく承事すべし。正しく承事すとは此の如し。晨朝に起きて履を脱ぎ上衣を偏袒に爲し、楊枝を與へ漱水を與へ坐具を設くべし。若し粥あらば器を洗ひて粥を捧ぐべし。粥を飲み已れる時は水を與へ器を取りて下に置き毀さゞるやうに善く洗ひて藏むべし。和尚起ちたる時は坐具を去るべし、若し其處塵に汚れたらば其處を掃除すべし。

九　若し和尚、村に入らんと欲せば裙を與へ、副裙を取り、帶を與へ、僧伽梨を疊みて與へ、鉢を洗ひて水を入れて與ふべし。若し和尚、隨從沙門を欲せば、[1]三輪を覆ひ遍く下衣を著、帶を結び、僧伽梨を疊みて纒ひ、紐を結び、鉢を洗ひて持し、和尚の隨從沙門と作るべし。遠くに過ぎず近くに過ぎずして行くべし。鉢に入れるものを取るべし。

一〇　和尚談る時は談を中斷すべからず。若し和尚、犯すに似たるが如く談らば遮すべし。還る時には先に來りて坐具を設け、洗足水、足臺、足布を持來し、迎へて鉢衣を取り、副裙を與へ、裙を取るべし。若し上衣、汗の爲に濕りてあらば暫時熱處に乾すべし、熱處に上衣を放置すべきには非ず。上衣を疊むべし。上衣を疊むには〔前日の〕端より四指を餘して上衣を疊むべし、中央に損壞あること無からしめんが爲なり。帶を〔上衣の〕襞の間に入るべし。若し施食ありて和尚食はんと欲せば水を與へて施食を捧ぐべし。

一一　和尚に水を要するやと問ふべし。食ひ已らば水を與へ鉢を取りて下に置き毀さゞるやうに善く洗ひ水を去りて暫時熱處に乾すべし、熱處に鉢を放置すべきには非ず。鉢衣を藏むべし。鉢を藏むるには一手に鉢を取り一手を以
47 て床の下、若しくは小床の下を摩觸して鉢を藏むべし、露地に鉢を置くべからず。上衣を藏むるには一手に上衣を取り一手を以て衣架、若しくは衣綱を拂ひ端を外に襞を内にして上衣を藏むべし。和尚起ちたる時は坐具を去り洗足水、足臺、足布を藏むべし、若し其處塵に汚れたらば其處を掃除すべし。

一二　若し和尚浴せんと欲せば浴を設くべし。若し冷（水）を欲せば冷（水）を設くべし、若し湯を欲せば湯を設くべし。若し和尚、[50]暖房に入らんと欲せば細麵を捏り粘土を濕すべし。暖房の臺を持し和尚に隨從して暖房の臺を與へ上衣を取りて一面に置き細麵を與へ粘土を與ふべし。若し能くせば（俱に）暖房に入るべし。暖房に入るには粘土を以て顏に塗り、前後を纏ひて暖房に入るべし。

一三　長老比丘を押して坐すべからず、新參比丘を座より拒むべからず。暖房に於て和尚に奉侍すべし。暖房より出づるには暖房の臺を持し前後を纏ひて暖房より出づべし。水中に於ても和尚に奉侍すべし。欲する時は先に出で己の身より水を去り下衣を著けて和尚の身の水を拭ひ、下衣を與へ僧伽梨を與へ、暖房の臺を持し先に到り座を設け、洗足水、足臺、足布を置くべし。和尚に水を要するやと問ふべし。

一四　若し（和尚）說敎の請を受けんと欲せば此に說法を請ふべし、若し（和尚）問を受けんと欲せば此に問ふべし。若し和尚の住する精舍、塵に汚れたらば若し能くせば淨むべし。精舍を淨むるには先づ鉢衣を出して一面に置き、坐具敷具を

出して一面に置き、褥と枕とを出して一面に置くべし。

一五　床を下に置き戸、楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。小床を下に置き、戸、楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。床脚を出して一面に置き、唾壺を出して一面に置き、枕板を出して一面に置くべし。地の敷具を敷かれたる所を思惟して出して一面に置くべし。若し精舎に蛛網あらば観察して始めて拂ふべし。窓と隅々とを掃除すべし。若し紅土色に塗れる壁、塵に汚れたらば雑巾を濕し絞りて拭ふべし。若し黒色に作せる地、塵に汚れたらば雑巾を濕し絞りて拭ふべし。若し工作せざる地ならば水を撒布して掃除すべし、精舎を塵の爲に汚すこと無からんが爲なり。掃除して出づる所を集めて一面に棄つべし。

一六　地の敷具を乾し、淨め、打ち、運び入れ、敷かれてありし如く敷くべし。床脚を乾し、掃ひ、運び入れ、故の處に置くべし。床を乾し、淨め、打ち、下に置き、戸、楣に衝突せざるやうに善く運び入れて敷かれてありし如く敷くべし。小床を乾し、淨め、打ち、下に置き、戸、楣に衝突せざるやうに善く運び入れて敷かれてありし如く

敷くべし。褥と枕とを乾し、淨め、打ち、運び入れて敷かれてありし如く敷くべし。坐具敷具を乾し、淨め、打ち、運び入れて敷かれてありし如く敷くべし。唾壺を乾し、拭ひ、運び入れ、故の處に置くべし。枕板を乾し、掃ひ、運び入れ、故の處に置くべし。

一七　鉢衣を藏むべし。鉢を藏むるには一手に鉢を取り一手を以て床の下、若しくは小床の下を摩觸して鉢を藏むべし、露地に鉢を置くべからず。上衣を藏むるには一手に上衣を取り一手を以て衣架、若しくは衣綱を拂ひ端を外に襞を内にして上衣を藏むべし。

一八　若し東方より塵風吹かば東の窓を閉づべし。若し西方より塵風吹かば西の窓を閉づべし。若し北方より塵風吹かば北の窓を閉づべし。若し南方よ
49 り塵風吹かば南の窓を閉づべし。若し寒時ならば晝は窓を開き夜は閉づべし。若し暑時ならば晝は窓を閉ぢ夜は開くべし。

一九　若し房、塵に汚れたらば房を掃除すべし。若し庫、塵に汚れたらば庫を掃除すべし。若し勤行堂、塵に汚れたらば勤行堂を掃除すべし。若し火堂、塵に汚

れたらば火堂を掃除すべし。若し廁房、塵に汚れたらば廁房を掃除すべし。若し飲料無くば飲料を備ふべし。若し食物無くば食物を備ふべし。若し灑瓶に水無くば灑瓶に水を注すべし。

二〇　若し和尚に不欣喜生ぜば弟子は〔自ら〕除くか若しくは〔他人をして〕除かしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。若し和尚に惡作生ぜば弟子は〔自ら〕滅するか若しくは〔他人をして〕滅せしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。若し和尚に成見生ぜば弟子は〔自ら〕離するか若しくは〔他人をして〕離せしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。

二一　若し和尚、尊法を犯して應に別住を受くべくば弟子は勤めて僧伽をして和尚に別住を與へしむべし。若し和尚、應に(51)本日治を受くべくば弟子は勤めて僧伽をして和尚に本日治を與へしむべし。若し和尚、應に摩那埵を受くべくば弟子は勤めて僧伽をして和尚に摩那埵を與へしむべし。若し和尚、應に出罪を受くべくば弟子は勤めて僧伽をして和尚に出罪を與へしむべし。

二二　若し僧伽、和尚に苦切、依止、驅出、下意、擧罪の羯磨を行はんと欲せば弟子は

勤めて僧伽をして和尚に羯磨を行はざらしめ若しくは輕減せしむべし。或はまた若し僧伽、〔和尚〕に苦切、依止、驅出、下意、擧罪の羯磨を行はゞ弟子は勤めて和尚をして正しく行ぜしめ順從ならしめ除罪を求めしめ僧伽をして其羯磨を解かしむべし。

二三　若し和尚の上衣を洗ふべくば弟子は〔自ら〕洗ひ若しくは勤めて〔他人をし
50 て〕和尚の上衣を洗はしむべし。若し和尚の上衣を作るべくば弟子は〔自ら〕作り若しくは〔他人をして〕和尚の上衣を作らしむべし。若し和尚の染料を調ふべくば弟子は〔自ら〕調へ若しくは勤めて〔他人をして〕和尚の染料を調へしむべし。若し和尚の上衣を染むべくば弟子は〔自ら〕染め若しくは勤めて〔他人をして〕染めしむべし。上衣を染むるには善く反覆返轉して染むべし、未だ滴の止まらざる時に去るべからず。

二四　和尚に問はずして他人に鉢を與ふべからず、他人より鉢を受くべからず、他人に上衣を與ふべからず、他人より上衣を受くべからず、他人に資具を與ふべ、**からず、他人より資具を受くべからず、他人の頭髮を剃るべからず、他人をして頭**

髪を剃らしむべからず、他人に奉侍すべからず、他人をして奉侍せしむべからず、他人に侍事すべからず、他人をして侍事せしむべからず、他人の隨從沙門と作るべからず、他人を隨從沙門と作すべからず、他人の〔得たる〕施食を運ぶべからず、他人をして〔己の得たる〕施食を運ばしむるべからず。和尚に問はずして村に入るべからず、塚間に往くべからず、地方に赴くべからず。若し和尚、病に罹らば命ある限り近侍し快癒を待つべし。

和尚に對する承事品畢

二六—一　比丘等よ、和尚は弟子に對して正しく承事すべし。正しく承事するとは此の如し。比丘等よ、和尚は說示·質問·教導·教誡に依つて弟子を攝護攝受すべし。若し和尚は鉢を有し弟子は鉢を有せずば和尚は〔自ら〕弟子に鉢を與へ若しくは勤めて〔他人をして〕弟子に鉢を與へしむべし。若し和尚は上衣を有し弟子は上衣を有せずば和尚は〔自ら〕弟子に上衣を與へ若しくは勤めて〔他人をして〕弟子に上衣を與へしむべし。若し和尚は資具を有し弟子は資具を有せずば和尚は〔自ら〕弟子に資具を與へ若しくは勤めて〔他人をして〕弟子に資具を與へしむ

べし。

二　若し弟子病に罹らば晨朝に起きて楊枝を與へ漱水を與へ坐具を設くべし。若し粥あらば器を洗ひて粥を與ふべし。粥を飲み已れる時は水を與へ器を取りて下に置き毀さゞるやうに善く洗ひて藏むべし。弟子起ちたる時は坐具を去るべし、若し其處塵に汚れたらば其處を掃除すべし。

三　若し弟子、村に入らんと欲せば裙を與へ、副裙を取り、帶を與へ、僧伽梨を疊みて與へ鉢を洗ひて水を入れて與ふべし。既にして還り來らんと思はゞ坐具を設け、洗足水、足臺、足布を置き、迎へて鉢衣を取り、副裙を與へ、裙を取るべし。若し上衣、汗の爲に濕りてあらば暫時熱處に乾すべし、熱處に上衣を放置すべきには非ず。上衣を疊むべし。上衣を疊むには〔前日の〕端より四指を餘して上衣を疊むべし、中央に損壞あることと無からしめんが爲なり。帶を〔上衣の〕襞の間に入るべし。若し施食ありて弟子食はんと欲せば水を與へて施食を與ふべし。

四　弟子に水を要するやと問ふべし。食ひ已らば水を與へ鉢を取りて下に置**き毀さゞるやうに善く洗ひ水を去りて暫時熱處に乾すべし、熱處に鉢を放置す**

べきには非ず。鉢衣を藏むべし。鉢を藏むるには一手に鉢を取り一手を以て床の下、若しくは小床の下を摩觸して鉢を藏むべし、露地に鉢を置くべからず。上衣を藏むるには一手に上衣を取り一手を以て衣架、若しくは衣綱を拂ひ端を外に襞を内にして上衣を藏むべし。弟子起ちたる時は坐具を去り洗足水、足臺、足布を藏むべし、若し其處塵に汚れたらば其處を掃除すべし。

五　若し弟子浴せんと欲せば浴を設くべし。若し冷(水)を欲せば冷水を設くべし、若し湯を欲せば湯を設くべし。若し弟子、暖房に入らんと欲せば細麪を揑り粘土を濕すべし。暖房の臺を持し行きて暖房の臺を與へ上衣を取りて一面に置き細麪を與へ粘土を與ふべし。若し能くせば(倶に)暖房に入るべし。暖房に入るには粘土を以て顔に塗り、前後を纒ひて暖房に入るべし。

六　長老比丘を押して坐すべからず、新參比丘を座より拒むべからず。暖房に於て弟子に奉侍すべし。暖房より出づるには暖房の臺を持し前後を纒ひて暖房より出づべし。水中に於ても弟子に奉侍すべし。浴する時は先に出で已の身より水を去り下衣を著けて弟子の身の水を拭ひ、下衣を與へ僧伽梨を與へ暖

房の臺を持し先に到り座を設け、洗足水、足臺、足布を置くべし。弟子に水を要するやと問ふべし。

七　若し弟子の住する精舍、塵に汚れたらば若し能くせば淨むべし。精舍を淨むるには先づ鉢衣を出して一面に置き…（一・二五・一四―一九）…若し灑瓶に水無くば灑瓶に水を注すべし。

八　若し弟子に不欣喜生ぜば和尚は（自ら）除くか若しくは（他人をして）除かしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。若し弟子に惡作生ぜば和尚は（自ら）滅するか若しくは（他人をして）滅せしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。若し弟子に成見生ぜば和尚は（自ら）離するか若しくは（他人をして）離せしむるか若しくは爲に說法を爲すべし。

九　若し弟子、尊法を犯して應に別住を受くべくば和尚は勤めて僧伽をして弟子に別住を與へしむべし。若し弟子、應に本日治を受くべくば和尚は勤めて僧伽をして弟子に本日治を與へしむべし。若し弟子、應に摩那埵を受くべくば和尚は勤めて僧伽をして弟子に摩那埵を與へしむべし。若し弟子、應に出罪を受

53 くべくば和尚は勤めて僧伽をして弟子に出罪を與へしむべし。

一〇　若し僧伽、弟子に苦切、依止、驅出、下意、擧罪の羯磨を行はんと欲せば和尚は勤めて僧伽をして弟子に羯磨を行はざらしめ若しくは輕減せしむべし。或はまた若し僧伽、〔弟子〕に苦切、依止、驅出、下意、擧罪の羯磨を行はゞ和尚は勤めて弟子をして正しく行ぜしめ順從ならしめ除罪を求めしめ僧伽をして其羯磨を解かしむべし。

一一　若し弟子の上衣、洗ふべくば和尚は「此の如く洗へ」と教ふべし、若しくは勤めて弟子の上衣を洗はしむべし。若し弟子の上衣を作るべくば和尚は「此の如く作れ」と教ふべし、若しくは勤めて弟子の上衣を作らしむべし。若し弟子の染料を調ふべくば和尚は「此の如く調へよ」と教ふべし、若しくは弟子の染料を調へしむべし。若し弟子の上衣を染むべくば和尚は「此の如く染めよ」と教ふべし、若しくは勤めて弟子の上衣を染めしむべし。上衣を染むるには善く反覆返轉して染むべし、未だ滴の止まらざる時に去るべからず。若し弟子、病に罹らば命ある限り近侍し快癒を待つべし。

弟子に對する承事品畢

二七—一　その時、弟子等は和尚に對して正しく承事せざりき。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ弟子等は和尚に對して正しく承事せざるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、弟子等、和尚に對して正しく承事せずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ弟子等、和尚に對して正しく承事せざるや」。呵責し說法して比丘等に告
54 げたまへり、「比丘等よ、弟子は和尚に對して正しく承事せざるべからず、正しく承事せざる者は惡作に墮す」。

二　尚、正しく承事せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、正しく承事せざる者を擯出することを許す。比丘等よ、擯出とは此の如く爲すべし、『汝を擯出す』『此處に還り來ること勿れ』『汝の鉢衣を持去れ』『我に近侍すべからず』と若しくは身を以て示し、若しくは言を以て示し、若しくは身と言とを以て示せば弟子を擯出せるなり。身を以て示さず言を以て示さず身と言とを以て示さずば弟子を擯出せるに非ず。

三　その時、弟子等は擯出せられて悔過せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、擯出せられたる者は悔過せざるものは悪作に堕す」。尚、悔過すべきことを許す」。尚、悔過せざるべからず、悔過せざるべからず、悔過すべきことを許す。

四　その時、和尚等は悔過に應ぜざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、悔過に應ずることを許す」。尚、悔過に應ぜざりき。弟子等は去り、還俗し、外道に入れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、悔過に應ぜざるべからず、悔過に應ぜざる者は悪作に堕す」。

五　その時、和尚等は正しく承事する者を擯出し、正しく承事せざる者を擯出せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、正しく承事する者を擯出すべからず、擯出する者は悪作に堕す。比丘等よ、正しく承事せざる者を擯出せざるべからず、擯出せざる者は悪作に堕す。

六　比丘等よ、五分を具せる弟子は擯出すべし、謂く、和尚に對して最上の愛敬無く、最上の信心無く、最上の慚無く、最上の畏敬無く、最上の修習無きなり。比丘等よ、此の如き五分を具せる弟子は擯出すべし。比丘等よ、五分を具せる弟子は擯

出すべからず、謂く、和尚に對して最上の愛敬を有し、最上の信心を有し、最上の慚を有し、最上の畏敬を有し、最上の修習を有するなり。比丘等よ、此の如き五分を具せる弟子は擯出すべからず。

七　比丘等よ、五分を具せる弟子は擯出するに足る、謂く、和尚に對して最上の愛55敬無く……最上の修習無きなり。比丘等よ、此の如き五分を具せる弟子は擯出するに足る。比丘等よ、五分を具せる弟子は擯出するに足らず、謂く和尚に對して最上の愛敬を有し……最上の修習を有するなり。比丘等よ、此の如き五分を具せる弟子は擯出するに足らず。

八　比丘等よ、五分を具せる弟子を擯出せざる和尚は違越有り、擯出せば違越無し、謂く、和尚に對して最上の愛敬無く……最上の修習無きなり。比丘等よ、此の如き五分を具せる弟子を擯出せざる和尚は違越有り、擯出せば違越無し。比丘等よ、五分を具せる弟子を擯出する和尚は違越有り、擯出せずば違越無し、謂く、和尚に對して最上の愛敬を有し……最上の修習を有するなり。比丘等よ、此の如**き五分を具せる弟子を擯出する和尚は違越有り、擯出せずば違越無し。**

二八—一　その時、一人の婆羅門あり、比丘等の許に到りて出家せんことを請へるも比丘等は彼を出家せしめんとは欲せざりき。彼は比丘等の許に於て出家することを得ずして痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せり。世尊は其婆羅門の痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せるを見たまへり、見て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼婆羅門は痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せるや」。「彼婆羅門は比丘等の許に到りて出家せんことを請へるも比丘等は彼を出家せしめんとは欲せざりき。彼は比丘等の許に於て出家することを得ずして痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せるなり」。

二　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、何人か彼婆羅門の所爲を憶念する者ありや」。此の如く言ひたまへる時、具壽舍利弗は世尊に白して言へり、「我、彼婆羅門の所爲を憶念す」。「舍利弗よ、彼婆羅門の如何なる所爲を憶念するや」。「此處に我、乞食して王舍城に行ける時、彼婆羅門は一匙の施食を與へ

56 しめたり。我、彼婆羅門の此の如き所爲を憶念す」。
三「善い哉、善い哉、舍利弗よ、善士は恩を知り報ずるを知る。舍利弗よ、故に汝は彼婆羅門を出家せしめ具足戒を授けよ」。「我、如何にして彼婆羅門を出家せしめ具足戒を授くべきや」。時に世尊は此時に於て說法を爲し比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我、先に三歸依による具足戒を許せるも今日より以後は此を棄つ。比丘等よ、我、白四(52)によりて具足戒を授くることを許す。

四 比丘等よ、具足戒を授くるには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし、此、表白なり』。

五『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、僧伽は某

甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。

六　我三たび此義を說く。僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授け已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

二九—一　その時一人の比丘あり、具足戒を受けて間もなく非行を行へり。比丘等言へり、「此の如く行ふこと勿れ、此、威儀に非ず」。彼言へり、「我、具壽に請ひて具足戒を受けしには非ず、何ぞ我請はざるに具足戒を授けたるぞ」。世尊に此
57 義を告げたり。「比丘等よ、請を受けざるに具足戒を授くべからず、具足戒を授くるものは惡作に墮す。比丘等よ、請を受けて具足戒を授くることを許す。

二　比丘等よ、請ふには此の如く爲すべし。具足戒を受けんと願ふ者は僧伽の

許に到り、上衣を偏袒に爲し、比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、『我、僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ』。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし……乃至……

三 聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、某甲は僧伽に請ひて某甲を和尚として具足戒を受けんとす、若し僧伽に機熟さば、僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし、此、表白なり』。

四 『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと欲す、某甲は僧伽に請ひて某甲を和尚として具足戒を受けんとす、僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授く。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授け已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

三〇―一　その時、王舍城に於て殊勝なる諸食の食〔供養〕相續いて行はれたり。時に一人の婆羅門に思念生じたり、「彼沙門釋子等は戒易く行易く好食を食ひ風の入らざる臥具に臥す。我當に沙門釋子等の許に於て出家すべし」。時に彼婆羅門は比丘等の許に到りて出家を請ひ、比丘等は彼を出家せしめ具足戒を授けたり。

二　彼出家せる時、食〔供養〕の相續くこと止みたり。比丘等言へり、「來れ、乞食に往かん」。彼言へり、「我は乞食に往かんが爲に出家せるに非ず、汝等若し我に施さば我、食せん、若し施さずば出家せん」。「汝は腹〔を滿さん〕が爲に出家せるや」。「然り」。

三　少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ此の如く善く說かれたる法と律とに於て腹〔を滿さん〕が爲に出家する比丘あるや」。彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘よ、汝は腹〔を滿さん〕が爲に出家せりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、如何ぞ汝は此の如く善く說かれたる法と律とに於て腹〔を滿さん〕が爲に出家するや。愚人よ、此は未信者をして信を

生せしめ已信者をして増益せしむる所以に非ず。呵責し説法を爲し比丘等に告げて言ひたまへり。

四「比丘等よ、具足戒を授くる者の四依を説くことを許す、〔謂く〕『出家は乞食に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は僧次食、別請食、請食、行籌食、十五日食、布薩食、月初日食なり。出家は糞掃衣に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は亞麻衣、綿衣、野蠶衣、褐衣、麻衣、紵衣なり。出家は樹下坐に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は精舍、平覆屋、殿樓、樓房、地窟なり。出家は陳棄藥に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は熟酥、生酥、油、蜜、糖なり』」。

第五和尚承事誦品畢

三一—一　その時、一人の孺童あり、比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は豫め彼に〔四〕依を説けり。彼言へり、「若し我已に出家して後、〔四〕依を説きたまひせば我、愛樂せしならん。我今は出家せず、我は〔四〕依を嫌厭し違逆す」。比丘等は此義を世尊に告げたり。「比丘等よ、豫め〔四〕依を説くべからず、説く者は惡作に墮す。比丘等よ、授戒の等無間に〔四〕依を説くことを許す」。

二　その時、比丘等は二人又は三人の衆を以て具足戒を授けたり。此義を世尊に告げたり。「比丘等よ、十人に滿たざる衆を以て具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は惡作に墮す。比丘等よ、十人若しくは十人を超ゆる衆を以て具足戒を授くることを許す」。

三　その時、比丘の〔法臘〕一歳なる者、二歳なる者、弟子に具足戒を授けたり。具壽優波斯那崩揵多子(ウパセーナヴンガンタプッタ)も亦一歳にして弟子に具足戒を授けたり。彼、安居を過して二歳となり、一歳の弟子を將ゐて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。客比丘と倶に相慶慰したまふは諸佛世尊の常法なり。

四　時に世尊は具壽優波斯那崩揵多子に說きて言ひたまへり、「比丘よ、忍するや、足するや、道路を來るに疲極せざるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我等道路を來りて疲極せず」。諸の如來は知りて故(ことさら)に問ひたまひ、知りて故に問ひたまはず、時を知りて問ひたまひ、時を知りて問ひたまはず、諸の如來は有利なることを問ひ無利なることを問ひたまはず、諸の如來は無利なることに對しては橋を毀ちたまへり。諸佛世尊の、比丘に問ひたまふは二相に依る、謂く、法を說かんが爲と聲

闘の爲に學處を施設せんが爲となり。

五　時に世尊は具壽優波斯那崩揵多子に告げて言ひたまへり、「比丘よ、汝は幾歳なりや」。「世尊よ、我は二歳なり」。「此比丘は幾歳なりや」。「世尊よ、一歳なり」。「此比丘は汝の何に當るや」。「世尊よ、我弟子なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。愚人よ、汝は自ら他人より教誡教導を受くべくして如何ぞ他人を教誡教導せんと思ふや。愚人よ、汝、奢侈に墮して此の如く衆を集むるは速きに過ぐ。愚人よ、此は未信者をして信を生ぜしめ巳信者をして增益せしむる所以に非ず」。呵責し法を說きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、未だ十歳に滿たざる者は具足戒を授くべからず、具足戒を授くるものは惡作に墮す。比丘等よ、十歳、若しくは十歳を超えて具足戒を授くることを許す」。

六　その時、比丘等は「我は十歳なり」「我は十歳なり」といひ愚癡不聰明にして具足戒を授けたり。和尚愚癡にして弟子賢能なるあり、和尚不聰明にして弟子聰明なるあり、和尚少聞にして弟子多聞なるあり、和尚劣慧にして弟子具慧なるあ

60 り。一人の舊外道なりし者あり、和尚爲に法に順じて說ける時、和尚を論難して舊の外道の處に還れり。

七　少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は『我は十歲なり』『我は十歲なり』といひ愚癡不聰明にして具足戒を授くるや。和尚愚癡にして……弟子具慧なるあり」。彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は『我は十歲なり』『我は十歲なり』といひ愚癡不聰明にして具足戒を授け、和尚愚癡にして……弟子具慧なるありとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり

八　佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ愚人等は『我は十歲なり』『我は十歲なり』といひ愚癡不聰明にして具足戒を授くるや。和尚愚癡にして……弟子具慧なるあり。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ…乃至…」呵責し法を說きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、愚癡不聰明なる者は具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は惡作に墮す。比丘等よ、聰明有能なる比丘にして十歲、若しくは十歲を超えたる者の、具足戒を授くることを許す」。

三二―一　その時、比丘等は、和尚去り、還俗し、死し、外道に歸せる時、阿闍梨無く、教導教誡を被らずして、上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往けり。彼等は人々の食せる時…〔＝一・二五・一―四〕…「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法を爲して比丘等に告げたまへり、比丘等よ、阿闍梨あることを許す。比丘等よ、阿闍梨の侍者を看ること當に兒の如く思ふべし、侍者の阿闍梨を看ること當に父の如く思ふべし。若し此の如く相互に恭敬畏敬し和合して住せば、此法と律との長益廣大を致さん。比丘等よ、十歳の間は依止して住し十歳とならば依止を與ふべきことを許す。

二　比丘等よ、阿闍梨を請ふには當に此の如く爲すべし。上衣を偏袒に爲し、足を禮し、蹲居し、合掌を捧げて此の如く唱ふべし、「我爲に阿闍梨と作らせたまへ我、具壽に依止して住せん、我爲に阿闍梨と作らせたまへ、我、具壽に依止して住せん、我爲に阿闍梨と作らせたまへ、我、具壽に依止して住せん」。若し「善哉」「諾」「有用なり」「相應なり」「信心を以て勉めよ」と若しくは身を以て報へ、若しくは言を以て報へ、若しくは身と言とを以て報へば阿闍梨と作れるなり。若し身を以て報

へず、言を以て報へず、身と言とを以て報へずば阿闍梨と作れるに非ず。

三　比丘等よ、侍者は阿闍梨に對して正しく承事すべし。正しく承事すとは此の如し。晨朝に起きて履を脱ぎ上衣を偏袒に爲し、楊枝を與へ漱水を與へ坐具を設くべし。若し粥あらば器を洗ひて粥を捧ぐべし。粥を飲み已れる時は水を與へ器を取りて下に置き毀さゞるやうに善く洗ひて藏むべし……〔Ⅱ一・二五・八―二四。「和尚」の代りに「阿闍梨」、「弟子」の代りに「侍者」とす〕……若し阿闍梨、病に罹らば命ある限り近侍し快癒を待つべし」。

阿闍梨に對する承事畢

三三―一　比丘等よ、阿闍梨は侍者に對して正しく承事すべし。正しく承事すとは此の如し。比丘等よ、阿闍梨は說示・質問・教導・教誡に依りて侍者を攝護攝受すべし。若し阿闍梨は鉢を有し侍者は鉢を有せずば阿闍梨は〔自ら〕侍者に鉢を與へ若しくは勸めて〔他人をして〕侍者に鉢を與へしむべし。若し阿闍梨は上衣を有し……〔Ⅱ一・二六・一―一一。「和尚」の代りに「阿闍梨」、「弟子」の代りに「侍者」とす〕……若し侍者、病に罹らば命ある限り近侍し快癒を待つべし。

侍者に對する承事〔畢〕

第六誦品〔畢〕

三四―一　その時、侍者等は阿闍梨に對して正しく承事せざりき……〔＝一・二七・一八。「和尙」の代りに「阿闍梨」、「弟子」の代りに「侍者」とす〕。……擯出せずば違越無し。

三五―一　その時、比丘等は「我は十歲なり」「我は十歲なり」といひ愚癡不聰明にして依止を與へたり。阿闍梨愚癡にして侍者賢能なるあり、阿闍梨不聰明にして侍者聰明なるあり、阿闍梨少聞にして侍者多聞なるあり、阿闍梨劣慧にして侍
62 者具慧なるあり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は『我は十歲なり』『我は十歲なり』といひ愚癡不聰明にして依止を與ふるや。阿闍梨愚癡にして……侍者具慧なるあり」。

二　時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は『我は十歲なり』『我は十歲なり』といひ愚癡不聰明にして依止を與ふとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり。呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひ

たまへり、「比丘等よ、愚癡不聰明なる者は依止を與ふべからず、依止を與ふる者は悪作に墮す。比丘等よ、聰明有能なる比丘にして十歳、若しくは十歳を超えたる者の、依止を與ふることを許す」。

三六—一 その時、比丘等は、阿闍梨・和尚去り、還俗し、死し、外道に歸せる時、依止を失へるや[否や]を知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、和尚より依止を失ふに五あり、和尚去り、還俗し、死し、外道に歸せる時と、命令を與ふるとなり。比丘等よ、此の如き五を、和尚より依止を失ふと爲す。比丘等よ、阿闍梨より依止を失ふに六あり、阿闍梨去り、還俗し、死し、外道に歸せる時と命令を與ふると、和尚と一處に在る時となり。比丘等よ、此の如き六を、阿闍梨より依止を失ふと爲す。

二 比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、[謂く]無學の戒蘊を具足せず、無學の定蘊を具足せず、無學の慧蘊を具足せず、無學の解脫蘊を具足せず、無學の解脫知見蘊を具足せざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を

與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

三　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふるこ
とを得、〔謂く〕無學の戒蘊を具足し……無學の解脱知見蘊を具足せるなり。比
63 丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふる
ことを得。

四　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべか
らず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕自ら無學の戒蘊を具足せず而も他人をして無
學の戒蘊を成ぜしめず……自ら解脱知見蘊を具足せず而も他人をして無學の
解脱知見蘊を成ぜしめざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具
足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

五　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふるこ
とを得、〔謂く〕自ら無學の戒蘊を具足し而も他人をして無學の戒蘊を成ぜしめ
……自ら無學の解脱知見蘊を具足し而も他人をして無學の解脱知見蘊を成ぜ
しむるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與

へ沙彌を蓄ふることを得。

六　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕不信、無慚、無愧、懈怠、忘念なるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

七　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕有信、有慚、有愧、發勤、不忘念なるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得。

八　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕增上戒に於て破戒、增上行に於て破行、增上見に於て破見、寡聞、劣慧なるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

64 九　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕增上戒に於て破戒ならず、增上行に於て破行ならず、增上見に於て

破見ならず、多聞、具慧なるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得。

一〇　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕侍者又は弟子の病めるを〔自ら〕近侍し若しくは〔他人をして〕近侍せしむること能はず、不欣喜生ぜるを〔自ら〕除き若しくは〔他人をして〕除かしむること〔能はず〕、惡作生ぜるを法によりて〔自ら〕滅し若しくは〔他人をして〕滅せしむること〔能はず〕、犯を知らず、出罪を知らざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

一一　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕侍者又は弟子の病めるを〔自ら〕近侍し若しくは〔他人をして〕近侍せしむることを〔能くし〕、不欣喜生ぜるを〔自ら〕除き若しくは〔他人をして〕除かしむることを〔能くし〕、惡作生ぜるを法によりて〔自ら〕滅し若しくは〔他人をして〕滅せしむることを〔能くし〕、犯を知り、出罪を知るなり。比丘等よ、此の如き五分を

具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得。

一二　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕侍者又は弟子をして増上行儀の學に於て學せしむること能はず、初梵行の學に於て調順ならしむること〔能はず〕、増上法に於て調順ならしむること〔能はず〕、増上律に於て調順ならしむること〔能はず〕、成見生ぜるを法によりて〔自ら〕離し若しくは〔他人をして〕離せしむること〔能はざるなり〕。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

一三　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕侍者又は弟子をして増上行儀の學に於て學せしむることを能くし、初梵行の學に於て調順ならしむることを〔能くし〕、増上法に於て調順ならしむることを〔能くし〕、増上律に於て調順ならしむることを〔能くし〕、成見生ぜ
65 るを法によりて〔自ら〕離し若しくは〔他人をして〕離せしむることを〔能くするなり〕。
比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふ

ることを得。

一四　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕犯を知らず、不犯を知らず、輕犯を知らず、重犯を知らず、兩波羅提木叉を審に善知せず、善く分別せず、善く轉ぜず、經と文とを善く決擇せざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

一五　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕犯を知り、不犯を知り、輕犯を知り、重犯を知り、兩波羅提木叉を審に善知し、善く分別し、善く轉じ、經と文とを善く決擇するなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得。

一六　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕犯を知らず、不犯を知らず、輕犯を知らず、重犯を知らず、十歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。

一七　比丘等よ、五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得、〔謂く〕犯を知り、不犯を知り、輕犯を知り、重犯を知り、十歳若しくは十歳を過ぎたるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は具足戒を授け依止を與へ沙彌を蓄ふることを得。

具足戒を授くる五分十六事品畢

三七―一　比丘等よ、六分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふ[66]べからず沙彌を蓄ふべからず、〔謂く〕無學の戒蘊を具足せず、無學の定蘊を具足せず、無學の慧蘊を具足せず、無學の解脱蘊を具足せず、無學の解脱知見蘊を具足せず、十歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は具足戒を授くべからず依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず。…〔以下一・三六・二―一五に同じ。但、「十歳に滿たざる」と「十歳若しくは十歳を過ぎたる」とを加上するのみ〕…

具足戒を授くる六分十[53]六事品畢

[69]三八―一　その時舊外道なりし者あり、和尚爲に法に順じて説ける時、和尚を論難して舊の外道の處に還れり。彼再び來りて比丘等に具足戒を請へり。比丘

等此義を世尊に告げたり。「比丘等よ、舊外道なりし者にして和尚爲に法に順じて說くに和尚を論難して舊の外道の處に還らば〔再び〕來るとも具足戒を授くべからず。比丘等よ、若し他に舊外道なりし者にして此法と律とに於て出家を希望し具足戒を希望する者あらば四月日別住を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには當に此の如く爲すべし。始めに鬚髮を剃り、袈裟衣を著け、上衣を偏袒に爲し、比丘等の足を禮拜し、蹲居し、合掌せしめて此の如く唱へよと告げよ。佛に歸依したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる。二たび……三たび佛に歸依したてまつる、三たび法に歸依したてまつる、三たび僧に歸依したてまつると。

三　比丘等よ、彼舊外道なりし者は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、比丘等の足を禮拜し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、『我、某甲、舊外道なりしが此法と律とに於て具足戒を希望す。我、僧伽に四月日別住を請ふ』。二たび請ふべし、三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に舊外道なりし某甲は此法と律とに於て具足戒を希望す。彼は僧伽に四

月日別住を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は舊外道なりし某甲に四月日別住を與ふべし。此、表白なり。

四　僧伽よ、我言を聞け、此處に舊外道なりし某甲は此法と律とに於て具足戒を希望す。彼は僧伽に四月日別住を請ふ。僧伽は舊外道なりし某甲に四月日別住を與ふべし。舊外道なりし某甲に四月日別住を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は舊外道なりし某甲に四月日別住を與へ已れり。
70 僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

五　比丘等よ、舊外道なりし者、僧意に適ふとは此の如く、僧意に適はずとは此の如し。比丘等よ、如何なるをか、舊外道なりし者、僧意に適はずと爲すや。比丘等よ、此處に舊外道なりし者、村落に入ること早きに過ぎ還ること遲きに過ぐるなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適はざるなり。復次に比丘等よ、舊外道なりし者、婬女と交り寡婦と交り年長童女と交り黄門と交り比丘尼と交るなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適はざるなり。

六　復次に比丘等よ、舊外道なりし者、梵行の同行者の種々の所爲に於て堪任な

らず、勤勉ならず、其方便の爲の觀察を具足せず、〔自ら〕作すこと能はず、〔他の爲に〕規定すること能はざるなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適はざるなり。復次に、比丘等よ、舊外道なりし者、增上戒、增上心、增上慧の教說、質問に於て志欲利ならざるなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適はざるなり。

七　復次に比丘等よ、舊外道なりし者、舊ありし外道の處の師、見、忍、喜、執を毀訾するを聞きて忿り樂しまず欣ばず、佛法僧を毀訾するを聞きて樂しみ喜び欣ぶ、舊ありし外道の處の師、見、忍、喜、執を讚嘆するを聞きて樂しみ喜び欣び、佛法僧を讚嘆するを聞きて忿り樂しまず欣ばず。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者僧意に適はずと決定する所以なり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適はざるなり。比丘等よ、此の如く舊外道なりし者、僧意に適はずば來るも具足戒を授くべからず。

八　比丘等よ、如何なるをか、舊外道なりし者、僧意に適ふと爲すや。比丘等よ、此處に舊外道なりし者、村落に入ること早きに過ぎず還ること遲きに過ぎざるな

り。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふなり。復次に比丘等よ、舊外道なりし者、婬女と交らず寡婦と交らず年長童女と交らず黄門と交らず比丘[71]尼と交らざるなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふなり。

九　復次に比丘等よ、舊外道なりし者、梵行の同行者の種々の所爲に於て堪任なり、勤勉なり、其方便の爲の觀察を具足し、〔自ら〕能く作し、〔他の爲に〕能く規定するなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふなり。復次に比丘等よ、舊外道なりし者、增上戒、增上心、增上慧の教說、質問に於て志欲利なるなり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふなり。

一〇　復次に比丘等よ、舊外道なりし者、舊ありし外道の處の師、見、忍、喜、執を毀呰するを聞きて樂しみ喜び欣び、佛法僧を毀呰するを聞きて忿り樂しまず欣ばず、舊ありし外道の處の師、見、忍、喜、執を讃嘆するを聞きて忿り樂しまず欣ばず、佛法僧を讃嘆するを聞きて樂しみ喜び欣ぶ。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふと決定する所以なり。比丘等よ、此の如きは舊外道なりし者、僧意に適ふなり。比丘等よ、此の如く舊外道なりし者、僧意に適はゞ來らば具足戒を授

くべし。

一一　比丘等よ、舊外道なりし者裸形にして來らば衣を請ふは和尚に賴る。若し髪を斷ぜずして來らば剃髪の許可を乞ふべし。比丘等よ、火敎徒、螺髻梵志來らば具足戒を授くべし、別住を與ふべからず。何に因るや。比丘等よ、彼等は業を說き所作を說けばなり。比丘等よ、釋迦族に生れて舊外道なりし者來らば具足戒を授くべし、別住を與ふべからず。比丘等よ、我、親族に此不共の特典を與へん」。

舊外道緣〔畢〕

第七誦品〔畢〕

三九—一　その時摩竭國に五種の病多し、癩・癰・白癩・乾痟・顚狂なり。人々五種の病に罹り耆婆(ジーヴァカ)童子の許に到りて言へり、「師よ、願はくは我等を治したまへ」。「我[72]に所作多く所辨多し、我は摩竭國の洗尼瓶沙王にも後宮にも佛を上首とせる比丘衆にも近侍せざるべからず。我〔汝等を〕治すること能はず」。「師よ、一切の所有を汝に歸し我等汝の奴とならん、師よ、願はくは我等を治したまへ」。「我に所作多

く所辨多し、我は摩竭國の洗尼瓶沙王にも後宮にも佛を上首とせる比丘衆にも近侍せざるべからず。我〔汝等を〕治すること能はず」。

二　時に彼人々に思念生じたり、「彼沙門釋子等は戒易く行易く好食を食ひ風の入らざる臥具に臥す。我等當に沙門釋子等の許に於て出家せん、然らば比丘等は〔我等を〕看護し耆婆童子は〔我等を〕治すべし」。時に彼人々は比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は彼等を出家せしめ具足戒を授けたり。比丘等は爲に看護し耆婆童子は治せり。

三　その時比丘等は多くの病比丘を看護して乞ふ所多く求むる所多くして「病者の食を與へよ、病者を看護する者の食を與へよ、病者の藥物を與へよ」といへり。而して耆婆童子は多くの病比丘を治し爲に時に王事を捨てたり。

四　一人あり、五種の病に罹りて耆婆童子の許に到りて言へり、「師よ、願はくは我を治したまへ」。「我に所作多く所辨多し、我は摩竭國の洗尼瓶沙王にも後宮にも佛を上首とせる比丘衆にも近侍せざるべからず。我〔汝を〕治すること能はず」。「師よ、一切の所有を汝に歸し我、汝の奴とならん、師よ、願はくは我を治したまへ」。

「我に所作多く所辨多し、我は摩竭國の洗尼瓶沙王にも後宮にも佛を上首とせる比丘衆にも近侍せざるべからず。我〔汝を〕治すること能はず」。

五　時に彼人に思念生じたり、「彼沙門釋子等は戒易く行易く好食を食ひ風の入らざる臥具に臥す。我當に沙門釋子等の許に於て出家せん、然らば比丘等は〔我を〕看護し耆婆童子は〔我を〕治すべし。我、無病とならば還俗せん」。時に彼人は比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は彼を出家せしめ具足戒を授けたり。比丘等は爲に看護し耆婆童子は治せり。彼は無病となりて還俗
73
せり。耆婆童子は彼人の還俗せるを見たり。見て彼人に言へり、「汝は比丘等の許に於て出家せるには非ずや」。「師よ、然り」。「然らば汝は何ぞ此の如きことを作せるや」。時に彼人は耆婆童子に彼義を告げたり。

六　耆婆童子は呟き憤り毀れり、「如何ぞ尊者等は五種の病に罹れる者を出家せしむるぞ」。時に耆婆童子は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。一面に坐して耆婆童子は世尊に白して言へり、「世尊よ、願はくは五種の病に罹れるものを出家せしめたまはざれ」。

七　時に世尊は法を説きて耆婆童子を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に耆婆童子は世尊の法を説きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時、座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に世尊は此縁により此時に於て法を説きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、五種の病に罹れるものを出家せしむるべからず、出家せしむるものは惡作に墮す」。

四〇―一　その時摩竭國の洗尼瓶沙王の土界反亂せり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は將軍大臣に命じて言へり、「汝等往きて土界を鎭めよ」。「唯唯、大王よ」と將軍大臣は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へたり。

二　時に著名の軍士等に思念生じたり、「我等戰を喜びて往かば惡を爲し多くの非福を積まん。何の方便によりて惡を脱し善を爲さん」。時に彼軍士等に思念生じたり、「彼沙門釋子等は法を行じ平等を行じ梵行をなし眞實を説き戒を持し善法を有す。若し我等、沙門釋子等の許に於て出家せば我等は惡を脱し善を爲さん」。時に彼軍士等は比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘

等は彼等を出家せしめ具足戒を授けたり。

74

三　將軍大臣は王臣に問へり、「如何ぞ某甲等の軍士居らざるや」。「某甲等の軍士は比丘等の許に於て出家せり」。將軍大臣は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は王臣を出家せしむるや」。將軍大臣は摩竭國の洗尼瓶沙王に此義を告げたり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は司法大臣に問へり、「王臣を出家せしむる者は何の罪に當るや」。「大王よ、和尚の頭を斷ち表白師の舌を拔き會衆の肋骨を半折るべし」。

四　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊の在す處に詣り世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊に白して言へり、「世尊よ、諸の王の中には信心なく淨心なきものあり、些事を以て比丘等を惱まさん。世尊、願はくは王臣を出家せしめたまはざれ」。時に世尊は法を說きて摩竭國の洗尼瓶沙王を敎示し勸導し讚勵し慶喜せしめたまへり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊の法を說きて敎示し勸導し讚勵し慶喜せしめたまへる時座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に世尊は此緣により此時に於て法を說き

て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、王臣を出家せしむるべからず、出家せしむるものは惡作に墮す」。

四一―一　その時盜賊鴦崛摩羅(アングリマーラ)は比丘等の許に於て出家せり。人々は見て驚き懼れ逃れ路を避け面を背け門を閉せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は名稱强盜を出家せしむるや」。比丘等は彼等の呟き憤り毀るを聞けり。時に比丘等は世尊に此義を告げたり。世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、名稱强盜を出家せしむるべからず、出家せしむるものは惡作に墮す」。

75 四二―一　その時摩竭國の洗尼瓶沙王は令を出せり、「沙門釋子等の許に於て出家せるものには何事をも爲すことを得ず、法は善く說かれたり、梵行を行じて正しく苦の邊際を作さしめよ」。その時一人あり、盜をなして獄舍に繫れしに獄舍を破りて逃れ比丘等の許に於て出家せり。

二　人々は見て言へり、「此は彼破獄の盜賊なり、捕ふべし」。或者等は言へり、「此の如く言ふべからず、摩竭國の洗尼瓶沙王は令を出せり、『沙門釋子等の許に於て出家せるものには何事をも爲すことを得ず、法は善く說かれたり、梵行を行じて正しく苦の邊際を作さしめよ』」。人々は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等は無畏を得たり、彼等には何事をも爲すことを得ず。如何ぞ破獄の盜賊を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、破獄の盜賊を出家せしむるべからず、出家せしむる者は惡作に墮す」。

四三―一　その時一人あり、盜をなして逃れ比丘等の許に於て出家せり。王の後宮に彼を表記して「若し見ば直に殺すべし」といへり。人々は見て言へり「此は彼表記せられたる盜賊なり殺すべし」。或者等は言へり、「此の如く言ふべからず……邊際を作さしめよ」。人々は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等は無畏を得たり、彼等には何事をも爲すことを得ず。如何ぞ表記せられたる盜賊を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、表記せられたる盜賊を出家せ

しむるべからず、出家せしむる者は悪作に堕す」。

四四—一　その時一人あり、笞刑を受けて比丘等の許に於て出家せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は笞刑を受けし者を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、笞刑を受けし者を出家せしむるべからず、出家せしむる者は悪作に堕す」。

76 **四五—一**　その時一人あり、烙印の刑を受けて比丘等の許に於て出家せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は烙印の刑を受けし者を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、烙印の刑を受けし者を出家せしむるべからず、出家せしむる者は悪作に堕す」。

四六—一　その時一人あり、負債あり、逃れて比丘等の許に於て出家せり。債主等見て言へり、「此は我等の負債人なり、捕へん」。或者等は言へり、「此の如く言

ふべからず、摩竭國の洗尼瓶沙王は令を出せり、『沙門釋子等の許に於て出家せるものには何事をも爲すことを得ず、法は善く說かれたり、梵行を行じて正しく苦の邊際を作さしめよ』」。人々は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等は無畏を得たり、彼等には何事をも爲すことを得ず。如何ぞ負債人を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、負債人を出家せしむるべからず、出家せしむる者は惡作に墮す」。

四七―一　その時一人の奴僕あり、逃れて比丘等の許に於て出家せり。主人等見て言へり、「此は我等の奴僕なり、捕へん」。或者等は言へり、「此の如く言ふべからず……邊際を作さしめよ」。人々は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等は無畏を得たり、彼等には何事をも爲すことを得ず。如何ぞ奴僕を出家せしむるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、奴僕を出家せしむるべからず、出家せしむる者は惡作に墮す」。

四八—一　その時一人の禿頭の鍛冶工あり、父母と爭ひて〔僧〕園に往き比丘等の許に於て出家せり。時に彼禿頭の鍛冶工の父母は彼禿頭の鍛冶工を求めて〔僧〕園に往き比丘等に問へり、「此の如き童子を見たまはざりしや」。比丘等は知らずして言へり、「我等は知らず」。見ずして言へり、「我等は見ず」。

二　時に彼禿頭の鍛冶工の父母は彼禿頭の鍛冶工を求むるに比丘等の許に於
77 て出家せるを見て呟き憤り毀れり、「此沙門釋子等は無慚、破戒にして妄語す。知りても知らずと言ひ見ても見ずと言ふ。此童子は比丘等の許に於て出家せるなり」。比丘等は彼禿頭の鍛冶工の父母の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽に剃髪の許可を求むべきことを許す」。

四九—一　その時王舍城に十七群童子あり、親友なり、優波離（ウパーリ）童子は其上首なりき。時に優波離の父母に思念生じたり、我等死して後優波離は何の方便によりてか安樂に生活することを得て疲苦せざらん」。時に優波離の父母に思念生じ

たり、「若し優波離をして書を學ばしめば我等死して後優波離は安樂に生活することを得て疲苦せざらん」。時に優波離の父母に思念生じたり、「若し優波離をして書を學ばしめば指に痛苦あらん。若し優波離をして算數を學ばしめば我等死して後優波離は安樂に生活することを得て疲苦せざらん」。

二　時に優波離の父母に思念生じたり、「若し優波離をして算數を學ばしめば胸に痛苦あらん。若し優波離をして畫を學ばしめば我等死して後優波離は安樂に生活することを得て疲苦せざらん」。時に優波離の父母に思念生じたり、「若し優波離をして畫を學ばしめば眼に痛苦あらん。彼沙門釋子等は戒易く行易く好食を食ひ風の入らざる臥具に臥す。若し優波離をして沙門釋子等の許に於て出家せしめば我等死して後優波離は安樂に生活することを得て疲苦せざらん」。

三　優波離童子は父母の此の如く相談するを聞けり。時に優波離童子は彼童子等の許に到れり、到りて彼童子等に言へり、「いざ我等は沙門釋子等の許に於て出家せん」。「若し汝出家せば我等も亦出家せん」。時に彼童子等は各々父母の

許に到りて言へり、「我、家より出でて出家することを許したまへ」。時に彼童子
78 等の父母は、彼童子等すべての志欲等しく意趣善きが故に、許せり。彼等は比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は彼等を出家せしめ具足戒を授けたり。

四　彼等は夜分晨朝に起きて喚んで言へり、「粥を與へよ、食を與へよ、噉食を與へよ」。比丘等は言へり、「天明を待つべし。若し粥有らば飲め、若し食有らば食へ、若し噉食有らば食へ。若し粥も食も噉食も無くば乞食に出でて食ふべし」。〔餘の〕比丘等は此の如く説けるも彼比丘等は唯喚んで言へり、「粥を與へよ、食を與へよ、噉食を與へよ」。〔而して〕臥床を汚し濡せり。

五　世尊は夜分晨朝に起きて童子の聲を聞きたまへり、聞きて具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難（アーナンダ）よ、彼童子の聲は何ぞ」。時に具壽阿難は世尊に彼義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授けたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ癡人は知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授くるや。

六　比丘等よ、二十歳に満たざる人は寒熱、飢渇、蚊虻風熱蟲蛇の觸を堪任せず、罵詈悪口の言路を〔堪任せず〕、苦、猛、麤、利、不悦、不可意にして命を奪ふ身受に耐へず。比丘等よ、二十歳の人は寒熱……に耐ふ。比丘等よ、此の如きは未信者をして信に入らしめ已信者をして増益せしむる所以に非ず」。呵責し法を説きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、知りて二十歳に満たざる人に具足戒を授くべからず。具足戒を授くる者は法に隨つて斷ぜらるべし」。

五〇―一　その時一の家族あり、蛇風病の爲に死し其の父と子〔のみ〕殘れり。彼等は比丘の許に於て出家し相俱に乞食に往けり。時に彼童子は父の施を受くるや走り寄りて言へり、「父よ我にも與へよ、父よ我にも與へよ」。人々は呟き憤
79 り毀れり、「彼沙門釋子等は非梵行者なり、此童子は比丘尼の所生なり」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、十五歳に満たざる童子を出家せしむるべからず、出家せしむる者は悪作に墮す」。

五一—一　その時具壽阿難に歸依せる一家族ありて信心あり淨心ありき。蛇風病の爲に死し二人の童子〔のみ〕殘れり。彼等は舊の慣習により比丘等を見れば走り寄れるも比丘等は〔此を〕退けたり。比丘等に退けられて彼等は喚べり。時に具壽阿難に思念生じたり、「世尊は十五歳に滿たざる童子を出家せしむべからずと定めたまへり。而も此童子等は十五歳に滿たず。何の方便によりてか此童子等を滅すことを無からしめん」。時に阿難は世尊に此義を告げたり。「阿難よ、此童子等は能く烏を驅(お)ふや」。「世尊よ、能くす」。時に世尊は此縁により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、十五歳に滿たざる童子を驅烏人として出家せしむることを許す」。

五二—一　その時具壽跋難陀(ウパナンダ)釋子に二沙彌あり、蹇荼(カンダカ)と磨竭(マハカ)となり。彼等は更互に婬を行ぜり。比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門は此の如く非行を行ふや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一人にして二人の沙彌を蓄ふべから

ず、蓄ふるものは惡作に墮す」。

五三—一　その時世尊は王舍城に於て雨季をも冬をも夏をも過したまへり。人々呟き憤り毀れり、「沙門釋子等にありては四方は通路なく盲闇なり、彼等は四方を知らず」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。

二　時に世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、鍵を持して往き各々
80 の房舍に於て比丘等に告げて言ふべし、『世尊は南山に遊行したまはんとす。欲する者は來れ』。「唯々」と具壽阿難は世尊に應へて鍵を持して各々の房舍に於て比丘等に告げて言へり、「世尊は南山に遊行したまはんとす。欲する者は來れ」。

三　比丘等は言へり、「阿難よ、世尊は、十歳の間依止して住し十歳を過ぎて後依止を與ふべしと定めたまへり。若し我等彼處に往くべくば[彼處に於て]依止を取り、住すること少時にして復還り來らば復依止を取らざるべからず。若し我

等の阿闍梨、和尚往かば我等も亦往くべく、若し我等の阿闍梨、和尚往かずば我等も亦往かざるべし。阿難よ、〔若し然らずば〕我等輕率なりと知られん。

四　時に世尊は少數の比丘衆と倶に南山に遊行したまへり。時に世尊は南山に隨意の間住したまひて後復王舍城に還りたまへり。時に世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、如何ぞ如來南山に遊行するに少數の比丘衆と倶なりしや」。時に具壽阿難は世尊に彼義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、聰明有能なる比丘は五年の間、不聰明の〔比丘〕は乃至命終るまで依止して住すべきことを許す。

五　比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕無學の戒蘊を具足せず…〔＝一・三六・二〕…比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕無學の…〔＝一・三六・三〕…比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

六　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕不信

…〔＝一・三六・六〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕81 有信…〔＝一・三六・七〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

七　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕増上戒に於て…〔＝一・三六・八〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕増上戒に於て…〔＝一・三六・九〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

八　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕犯を…〔＝一・三六・一四〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕犯を…〔＝一・三六・一五〕… 比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

九　比丘等よ、又五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕犯を…〔＝一・三六・一六〕… 五歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕犯を…〔＝一・三六・一七〕… 五歳若しくは五歳を過ぎたるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

一〇　比丘等よ、六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕無學の…〔＝一・三七・二〕… 五歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕無學の…〔＝一・三七・二〕… 五歳若しくは五歳を過ぎたるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

一一　比丘等よ、又六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕不信…〔＝一・三七・五〕… 五歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕有信…〔＝一・三七・六〕… 五歳若しくは五歳を過ぎたるな

り。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

一二　比丘等よ、又六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕增上戒に於て…〔＝一・三七・七〕…五歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕增上戒に於て…〔＝一・三七・八〕…五歳若しくは五歳を過ぎたるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

一三　比丘等よ、又六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず、〔謂く〕犯を…〔＝一・三七・一三〕…五歳に滿たざるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住すべからず。比丘等よ、六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得、〔謂く〕犯を…〔＝一・三七・一四〕…五歳若しくは五歳を過ぎたるなり。比丘等よ、此の如き六分を具足せる比丘は依止無くして住することを得。

〔第八〕無畏誦品畢

82
五四―一　時に世尊は隨意の間王舍城に住したまひて後迦維羅衞城（カピラヴァトゥ）に向ひた

まへり。次第に遊行して迦維羅衛城に到りたまへり。時に世尊は釋氏國迦維羅衛城の尼拘律園に住したまへり。時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して釋氏淨飯王の住處に到りたまへり、到りて設けの座に坐したまへり。時に羅睺羅の母なる妃は羅睺羅王子に言へり、「羅睺羅よ、彼は汝の父なり、往きて餘財を求めよ」。

二　時に羅睺羅王子は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の前に立ちて「沙門よ、汝の影は樂し」といへり。時に世尊は座より起ちて去りたまへり。時に羅睺羅王子は世尊の後に隨ひ往きて「沙門よ、我に餘財を與へたまへ、沙門よ、我に餘財を與へたまへ」といへり。時に世尊は具壽舍利弗に告げて言ひたまへり、「舍利弗よ、汝、羅睺羅王子を出家せしめよ」。「如何にして我、羅睺羅王子を出家せしむるや」。

三　時に世尊は此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、三歸依を以て沙彌を出家せしむることを許す。比丘等よ、出家せしむるには此の如く爲すべし。先づ鬚髮を剃り袈裟衣を著け上衣を偏袒に爲し比丘の足を禮し蹲居し合掌を捧げしめて次の如く唱へよと言ふべし。「佛に歸依

したてまつる、法に歸依したてまつる、僧に歸依したてまつる。二たび……三たび佛に歸依したてまつる、三たび法に歸依したてまつる、三たび僧に歸依したてまつる」。比丘等よ、此の如き三歸依を以て沙彌を出家せしむることを許す」。

四　時に具壽舍利弗は羅睺羅王子を出家せしめたり。時に釋氏淨飯王は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。一面に坐して釋氏淨飯王は世尊に白して言へり、「我、世尊に一の願を求む」。「瞿曇よ、諸の如來は願を超えたまふ」。「[我願は]相應にして無過なり」。「瞿曇よ、言ひたまへ」。

五　「世尊出家したまひし時我苦は少からざりき、難陀(ナンダ)の時も亦然なりき、羅睺羅に及んでは甚大なり。子に對する愛は皮を破る、皮を破りて膚を破る、膚を破りて肉を破る、肉を破りて筋を破る、筋を破りて骨を破る、骨を破り骨髓に徹過して存す。願はくは父母の許さゞる子を出家せしめたまはざれ」。

六　時に世尊は法を說きて釋氏淨飯王を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に釋氏淨飯王は世尊の法を說きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時世尊を敬禮し右遶して去れり。時に世尊は此緣に由り此時に於て法

を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、父母の許さゞる子を出家せしむるべからず、出家せしむる者は惡作に墮す」。

五五―一　時に世尊は隨意の間迦維羅衞城に住して後舍衞城（サーヴァッティー）に向つて遊行したまへり。次第して遊行し舍衞城に到りたまへり。時に世尊は舍衞城の祇樹（ヂェータ）林給孤獨園（ヴァナアナータピンディカ）に住したまへり。その時具壽舍利弗に歸依せる一家族あり、具壽舍利弗に一童子を送り、長老に乞ひて其童子を出家せしめんとせり。時に具壽舍利弗に思念生じたり、「世尊は學處を定めたまひて一人にて二人の沙彌を蓄ふべからずとなす、我には羅睺羅沙彌あり。如何にして我〔此童子を〕出家せしめん」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、聰明有能なる比丘は一人にて二人の沙彌を蓄ふること、若しくは能く敎授敎誡し得る限りの〔沙彌〕を蓄ふることを許す」。

五六―一　時に沙彌等に思念生じたり、「我等の學處に幾何ありや、我等何に於て學すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、沙彌に十學處あり、沙彌は此

受けざるなり。比丘等よ、沙彌に此の如き十學處あり、沙彌は此に於て
と許す」。

七—一　その時沙彌等は比丘等を畏敬せず恭順ならず不和合にして
。比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙彌等は比丘等を畏敬せず恭順
和合にして住するや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足
には罰を行ふべきことを許す。〔謂く〕比丘等の所得無からしめんと企
の不利を企り、比丘等の住處無からしめんと企り、比丘等を毀謗し、比丘
を離間せしむるなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる沙彌には罰
きことを許す」。

時に比丘等に思念生じたり、「如何にして罰を行ふべきや」。世尊に

の僧園を禁斷せり。沙彌等は園に入ることを得ずして或は去り或は還俗し或は外道に歸せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、すべての僧園を禁斷すべからず、禁斷する者は惡作に墮す。比丘等よ、住する處或は還る處を禁斷することを許す」。

三　その時比丘等は沙彌等に口に入る食を禁斷せり。人々は粥或は僧食を作りて沙彌等に言へり、「いざ粥を飲みたまへ、いざ食を食ひたまへ」。沙彌等は言へり、「我等能くせず、比丘等は禁斷を爲せり」。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ大德等は沙彌等に口に入る食を禁斷するや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、口に入る食を禁斷すべからず、禁斷する者は惡作に墮す」。

罰事畢

五八―一　その時六群比丘は和尚に問ふこと無くして沙彌等に禁斷を爲せり。和尚等は「何故に我等の沙彌居らざるや」と〔思惟して〕尋ねたり。比丘等言へり、「六群比丘禁斷を爲せり」。和尚等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は我等に問ふこと無く我等の沙彌に禁斷を爲すや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、和

尙に問ふこと無くして禁斷を爲すべからず、爲すものは惡作に墮す」。

五九―一　その時六群比丘は長老比丘等の沙彌を連れ去れり。長老等は楊枝、漱水を自ら取り疲れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、餘人の會衆を連れ去るべからず、連れ去る者は惡作に墮す」。

六〇―一　その時具壽釋子跋難陀（ウパナンダ）の沙彌𩜁茶（カンダカ）は比丘尼カンダカーを汚せり。比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙彌は此の如き不行儀を行ふや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、十分を具足せる沙彌を滅擯すべきことを許す。〔謂く〕殺生すると、偸盜すると、非梵行なると、妄語すると、飮酒すると、佛を誹謗すると、法を誹謗すると、僧を誹謗すると、邪見あると、比丘尼を汚すとなり。比丘等よ、此の如き十分を具足せる沙彌を滅擯すべきことを許す」。

六一―一　その時一人の黃門あり、比丘等の許に於て出家せり。彼は諸の若年

の比丘等の許に到りて言へり、「いざ我と不浄法を行ひたまへ」。比丘等は退けて言へり、「黄門よ、滅し去れ、黄門よ、失し去れ、何ぞ汝を用ふることをせん」。比丘等に退けられて諸の長大肥身の沙彌等の許に到りて言へり、「いざ我と不浄法を行へ」。沙彌等は退けて言へり、「黄門よ、滅し去れ、黄門よ、失し去れ、何ぞ汝を用ふることをせん」。沙彌等に退けられて放象人、放馬人の許に到りて言へり、「いざ我と不浄法を行へ」。放象人、放馬人は不浄法を行へり。

二　彼等は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等は黄門なり。彼等の中の黄門に非ざる者は黄門を汚すなり。此の如く彼等は總て非梵行者なり」。比丘等は放象人、放馬人の呟き憤り毀るを聞けり。時に比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、黄門にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたるものは滅擯すべし」。

六二—一　その時一人あり、舊族姓子にして其家斷滅し其身柔軟なりき。時に彼舊族姓子にして其家斷滅せる者に思念生じたり、「我は身柔軟にして未得の

富を得、已得の富を増大にすること能はず。何の方便に由りてか安樂に生活し困憊すること無けん」。時に彼舊族姓子にして其家斷滅せる者に思念生じたり、「彼沙門釋子等は戒易く行易くして好食を食ひ風の至らざる臥具に臥す。我當に自ら鉢衣を調へ鬚髮を除き袈裟衣を著け(僧)園に往きて比丘等と倶に住すべし」。

二　時に彼舊族姓の子にして其家斷滅せる者は自ら鉢衣を調へ鬚髮を除き袈裟衣を著け(僧)園に往き比丘等を敬禮せり。比丘等は言へり、「汝は(法臘)何歳なりや」。「(法臘)何歳とは何ぞや」。「汝の和尚は何人なりや」。「和尚とは何ぞや」。比丘等は具壽優波離に言へり、「優波離よ、此出家を尋問せよ」。

三　時に具壽優波離尋問せるに彼舊族姓子にして其家斷滅せる者は此義を告げたり。具壽優波離は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、賊住者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし。比丘等よ、外道に歸せる者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅

擯すべし」。

87 六三―一　その時一の龍あり、龍の生を悲嘆し羞恥し嫌厭せり。時に彼龍に思念生じたり、「何の方便に由りてか龍の生を脱し速に人の性を得ん」。時に彼龍に思念生じたり、「彼沙門釋子等は法を行じ平等を行じ梵行をなし眞實を説き戒を持し善法を有す。若し我、沙門釋子等の許に於て出家せば龍の生を脱し速に人の性を得べし」。

二　時に彼龍は孺童の形をなし比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は彼を出家せしめ具足戒を授けたり。その時彼龍は一人の比丘と倶に邊隅の精舍に住せり。時に彼比丘は夜分晨朝時に起きて露處に於て經行せり。時に彼龍は彼比丘出でたる時安心して眠に入れり。精舍は遍じて蛇に滿たされ窓より蜷局出でたり。

三　時に彼比丘は精舍に入らんと欲して戸を開きたるに、精舍の遍じて蛇に滿たされ窓より蜷局出でたるを見たり。見て怖畏し聲を擧げたり。比丘等走り

來りて彼比丘に言へり、「何ぞ聲を擧げたるや」。「此精舍は遍じて蛇に滿たされ窓より蜷局出でたり」。時に彼龍は其聲の爲に覺めて已の座に坐せり。比丘等は言へり、「汝は何ぞ」。「我は龍なり」。「如何ぞ汝は此の如き形を作せるや」。時に彼龍は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。

四　時に世尊は此緣により此時に於て比丘等を集會せしめて彼龍に言ひたまへり、「汝等龍は此法と律とに於ては法增長せず。龍よ、去りて半月の十四日十五日八日に齋戒を持すべし、此の如くにして汝は龍の生を脫して速に人の性を得べし」。時に彼龍は、此法と律とに於ては法增長せずと〔知りて〕、苦惱悲嘆し涙を出し聲を擧げて去れり。

五　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、龍の自相を現すに二の緣あり、〔謂く〕同類のものと交會する時と安心して眠に入る時となり。比丘
88 等よ、龍の自相を現すに此の如き二の緣あり。比丘等よ、畜生にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六四—一　その時一人の孺童あり、母の命を奪へり。彼は其悪業の故に悲嘆し羞恥し嫌厭せり。時に彼孺童に思念生じたり、「何の方便に由りてか此悪業より出離せん」。時に彼孺童に思念生じたり、「彼沙門釋子等は法を行じ平等を行じ梵行をなし眞實を說き戒を持し善法を有す。若し我、沙門釋子等の許に於て出家せば彼悪業より出離すべし」。

二　時に彼孺童は比丘等の許に到りて出家せんことを請へり。比丘等は具壽優波離に言へり、「優波離よ、前には龍が孺童の形をなして比丘等の許に於て出家せり。優波離よ、此孺童を尋問せよ」。時に具壽優波離尋問せるに彼孺童は此義を告げたり。優波離は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、殺母者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六五—一　その時一人の孺童あり、父の命を奪へり。彼は其悪業の故に……〔=一・六四・一—二〕……比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、殺父者にして未だ具足戒を

受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六六―一　その時多くの比丘あり、娑竭陀(サーケータ)より舎衛城(サーヴァッティー)に趣く途上にありき。路上に賊等出でて一分の比丘等より強奪し一分の比丘等を殺せり。舎衛城より王臣等來りて一分の賊を捕へしも一分の賊は逃れたり。逃れし者等は比丘等の許に於て出家せしが、捕へられし者等は死罪を受くる爲に連れ去られたり。

二　彼出家せる者等は彼賊等の死罪を受くる爲に連れ去らるゝを見たり、見て言へり、「善くも我等は逃れたり、若し捕へられせば我等も亦此の如く殺されしならん」[89]。比丘等は言へり、「汝等は何事を爲せるや」。彼出家せる者等は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、彼比丘等は阿羅漢なりき。比丘等よ、殺阿羅漢者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六七―一　その時多くの比丘尼あり、娑竭陀より舎衛城に趣く途上にありき。

路上に賊等出でて　分の比丘尼等より強奪し一分の比丘尼等を汚せり。舍衞城より王臣等…〔＝一・六六・一－二〕…比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼を汚せる者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし。比丘等よ、破和合僧者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けし者は滅擯すべし。比丘等よ、〔佛身より〕血を出せる者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六八－一　その時一人の二根者あり、比丘等の許に於て出家せり。彼は自ら行ひ他をして行はしめたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、二根者にして未だ具足戒を受けざる者に具足戒を授くべからず、已に具足戒を受けたる者は滅擯すべし」。

六九－一　その時比丘等は和尚を請ぜざる者に具足戒を授けたり。世尊に此

義を告げたり。「比丘等よ、和尚を請ぜざる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に墮す」。

二　その時比丘等は僧伽を和尚として具足戒を授けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽を和尚として具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に墮す」。

三　その時比丘等は衆人を和尚として具足戒を授けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衆人を和尚として具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に墮す」。

四　その時比丘等は黄門を和尚として具足戒を授けたり……乃至……賊住者を和尚として……外道に歸せる者を和尚として……畜生を和尚として……殺母者を和尚として……殺父者を和尚として……殺阿羅漢者を和尚として……比丘尼を汚せる者を和尚として……破和合僧者を和尚として……〔佛身より〕血を出せる者を和尚として……二根者を和尚として具足戒を授けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、黄門を和尚として具足戒を授くべからず、賊住者を和尚

として具足戒を授くべからず…… 二根者を和尚として具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

七〇―一　その時比丘等は鉢を具せざる者に具足戒を授けたり。彼等は手に受けて乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢を具せざる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

二　その時比丘等は衣を具せざる者に具足戒を授けたり。彼等は裸形にて乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衣を具せざる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

三　その時比丘等は鉢衣を具せざる者に具足戒を授けたり。彼等は裸形にして手に受けて乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢衣を具せざる者に具足戒を授くべからず、具足

戒を授くる者は悪作に堕す」。

四　その時比丘等は鉢を借りたる者に具足戒を授けたり。已に具足戒を受けて鉢を返し、手に受けて乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢を借りたる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

五　その時比丘等は衣を借りたる者に具足戒を授けたり。已に具足戒を受けて衣を返し、裸形にして乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衣を借りたる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

六　その時比丘等は鉢衣を借りたる者に具足戒を授けたり。已に具足戒を受
91 けて鉢衣を返し、裸形にして手に受けて乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢衣を借りたる者に具足戒を授くべからず、具足戒を授くる者は悪作に堕す」。

具足戒を授くべからざる二十人の品畢

七一―一　その時比丘等は手截られし者を出家せしめたり…乃至…足截られし者を……手足截られし者を……耳截られし者を……鼻截られし者を……耳と鼻と截られし者を……指截られし者を……大指截られし者を……腱截られし者を……手蛇冠の如き者を……佝僂を……侏儒を……瘻者を……烙印の刑を受けたる者を……笞刑を受けたる者を……罪状表記せられたる者を……象皮病者を……悪疾者を……衆を毀辱する者を……瞎子を……瘤手を……跛者を……半身不随者を……威儀路斷ぜられたる者を……老弱者を……盲者を……瘂者を……聾者を……盲瘂者を……盲聾者を……聾瘂者を……盲聾瘂者を出家せしめたり。世尊に此義を告げたり。

二「比丘等よ、手截られし者を出家せしむべからず、足截られし者を出家せしむべからず……盲聾瘂者を出家せしむべからず、出家せしむる者は悪作に墮す」。

出家せしむべからざる三十二人の品畢

第九餘財誦品畢

七二―一　その時六群比丘は無耻なる者に依止を與へたり。世尊に此義を告

げたり。「比丘等よ、無耻なる者に依止を與ふべからず、與ふる者は惡作に墮す」。その時比丘等に無耻なる者に依止して住し久しからずして無耻の惡比丘となれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、無耻なる者に依止して住すべからず、住する者は惡作に墮す」。

二　時に比丘等に思念生じたり、「世尊は無耻なる者に依止を與ふべからず無耻なる者に依止して住すべからずと定めたまへり。如何ぞ我等は有耻と無耻とを知るや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘の同分を知る間四五日を待つべきことを許す」。

七三―一　その時一人の比丘あり、拘薩羅國に於て旅の途上にありき。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は依止無くして住すべからずと定めたまへり、而して我は依止を作すべくして途上にあり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、旅の途上にある比丘にして依止を得ざる時は依止無くして住することを許す」。

二　その時二人の比丘あり、拘薩羅國に於て旅の途上にありき。彼等一の住居に到りしに其處にて一人の比丘は病めり。時に彼病比丘に思念生じたり、「世尊は依止無くして住すべからずと定めたまへり、而して我は依止を作すべくして病めり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病比丘にして依止を得ざる時は依止無くして住することを許す」。

三　時に彼看病する比丘に思念生じたり、「世尊は依止無くして住すべからずと定めたまへり、而して我は依止を作すべくして此比丘は病めり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、看病する比丘にして依止を得ざる時は依止無くして住することを許す」。

四　その時一人の比丘あり、森林に住し其坐臥處に於て安穩を得たり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は依止無くして住すべからずと定めたまへり、而して我は依止を作すべくして森林に住し此坐臥處に於て安穩を得たり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、森林に住し安穩住を持する比丘にして依止を得ざる時は依止無くして住することを許す、但し依止を與ふ

るに相應なる者來らば依止して住せんと爲すべし」。

七四—一　その時具壽摩訶迦葉（マハーカッサパ）より具足戒を受けんと願へる者あり。時に具壽摩訶迦葉は具壽阿難に使を遣りて言へり、「阿難よ、來りて此人に〔具足戒の文を〕誦せよ」。具壽阿難は言へり、「我は長老の名を唱ふること能はず、長老は我尊93重する所なればなり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、姓を以て〔具足戒の文を〕誦することを許す」。

二　その時具壽摩訶迦葉より具足戒を受けんと願へる者二人あり、彼等爭ひて言へり、「我先に具足戒を受けん、我先に具足戒を受けん」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一たび誦して二人に〔具足戒を授くる〕ことを許す。

三　その時衆多の長老より具足戒を受けんと願へる者あり、彼等爭ひて言へり、「我先に具足戒を受けん、我先に具足戒を受けん」。長老等言へり、「我等總て一たび誦じて〔具足戒を授けん〕」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一たび誦じて二人又は三人に〔具足戒を授くる〕ことを許す、但し一人の和尚に依るべく異れる和

尙に依るべからず」。

七五—一　その時具壽鳩摩羅迦葉は入胎より二十歲にして具足戒を受けたり。時に具壽鳩摩羅迦葉に思念生じたり、「世尊は二十歲に滿たざる人に具足戒を授くべからずと定めたまへり。而して我は入胎より二十歲なり。我、具足戒を受けたりと爲すや未だ受けずと爲すや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、母の胎に於て第一の心生じ第一の識現ず、此に由りて生あり。比丘等よ、入胎より二十歲にして具足戒を授くることを許す」。

七六—一　その時具足戒を受けし者にして癩・癰・白癩・乾痟・顚狂を病む者あり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、具足戒を授くる者は障法を問ふべきことを許す。比丘等よ、問ふには此の如く爲すべし。謂く、汝には癩・癰・白癩・乾痟・顚狂の病ありや、汝は人なりや、男なりや、自在なりや、負債無きや、王臣に非ざるや、父母許せりや、二十歲に滿てるや、鉢衣を圓滿せるや、名は何ぞや、和尙の名を何となすや」。

二　その時比丘等は具足戒を受けんと願へる者に未だ教誡を與へずして障法を問へり。具足戒を受けんと願へる者は困惑羞愧して答ふること能はざりき世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、先に教誡して後に障法を問ふべきことを許す。

三　其僧伽の中に於て教誡せり。具足戒を受けんと願へる者は困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一面に於て教誡して後に障法を問ふべきことを許す。比丘等よ、教誡するには此の如く爲すべし始に和尚を擇ばしむべし。和尚を擇ばしめて後鉢衣を示して言ふべし、『此は汝の鉢なり、此は僧伽梨なり、此は鬱多羅僧なり、此は安陀會なり。往きて彼處に立て』。」

四　愚癡不聰明なる者教誡を與へたり。具足戒を受けんと願ふ者は教誡を受けて困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚癡不聰明なる者は教誡を與ふべからず、教誡を與へば惡作に墮す。比丘等よ、聰明有能なる比丘の教誡を與ふることを許す」。

五　選に當らざる者教誡を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、選に當らざる者は教誡を與ふべからず、教誡を與へば惡作に墮す。比丘等よ、選に當れる者の教誡を與ふることを許す。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。若しくは己を選び若しくは他人を選ぶなり。如何にして己を選ぶや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば我は某甲に教誡を與ふべし』。此の如く己を選ぶなり。

六　如何にして他を選ぶや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば某甲をして某甲に教誡を與へしむべし』。此の如く他を選ぶなり。

七　選に當れる比丘は具足戒を受けんと願ふ者の許に到りて彼に言ふべし、『某甲よ聽け。今は汝の眞〔を語る〕時、實〔を語る〕時なり。僧伽の中に於て問はるゝ時に有るを有りと言ひ無きを無しと言ふべし。困惑すること勿れ、羞愧すること勿れ。汝に此の如く問ふべし、汝に病ありや……和尙の名は何となすやと』。

八　〔教誡者と受者と〕相伴ひて來れり。相伴ひて來るべからず。教誡者は先に來りて僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け。某甲は具壽某甲より具足95戒を受けんと願ふ。我已に彼に教誡を與へたり。若し僧伽に機熟さば某甲をして來らしめん」。「來れ」と言ふべし。上衣を偏袒に爲し比丘等の足を禮し蹲居し合掌して具足戒を受けんと請はしむべし、「我、僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ。二たび……三たび我、僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ」。

九　聽明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば我、某甲に障法を問はん。某甲よ、聽け。今は汝の眞〔を語る〕時、實〔を語る〕時なり。我、汝に事を問ふ有るを有りと言ひ無きを無しと言ふべし。汝に病ありや……和尚の名は何となすや」。

一〇　聽明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと願ふ。障法を有すること無く鉢衣圓滿せ

り。某甲は僧伽に請ひて某甲を和尚として具足戒を受けんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。此、表白なり。

一一　僧伽よ、我言を聴け、此處に某甲は具壽某甲より具足戒を受けんと願ふ。障法を有すること無く鉢衣圓滿せり。某甲は僧伽に請ひて某甲を和尚として具足戒を受けんとす。僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授くべし。某甲を和尚として某甲に具足戒を授くることを聴す具壽は默せよ、聴さゞる者は言へ。

一二　我二たび此義を説く……　我三たび此義を説く……　聴さゞる者は言へ。僧伽は某甲を和尚として某甲に具足戒を授け已れり。僧伽は聴すが故に默す、我、此の如く知る」。

具足戒羯磨畢

七七―一　「次に〔日〕影を量り、時季を告げ、日分を告げ、法式を告ぐべし。四依を告ぐべし、〔謂く〕出家は乞食に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は僧次食、別請食、請食、行籌食、十五日食、布薩食、月初日食なり。出家は糞掃衣に依る、此に

出家は樹下坐に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は精舍、平覆屋、殿樓、樓房、地窟なり。出家は陳棄藥に依る、此に於て乃至命終るまで勤むべし、餘得は熟酥、生酥、油、蜜、糖なり」。

四依品畢

七八―一　その時比丘等は一人の比丘に具足戒を授け唯一人殘して去れり。彼後より獨り往けるに途上に舊妻に會へり。彼女言へり、「汝は今出家せるや」。「然り、我出家せり」。「出家者には婬法は得難し、いざ婬法を行へ」。彼は彼女と婬法を行ひ久しくして來れり。比丘等は言へり、「何ぞ汝の後れたるや」。

二　時に彼比丘は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、具足戒を授けたらば伴侶を與へ四非事を告ぐべきことを許す。具足戒を受けたる比丘は婬法を乃至畜生とも行ふべからず。比丘にして婬法を行ふ者は沙門に非ず釋子に非ず。猶し人ありて首を截られなば彼胴体にて生くるを得ざるが如く、此の如く若し比丘にして婬法を行はば沙門に非ず釋子に非

ず。此、乃至命終るまで作すべからず。

三　具足戒を受けたる比丘は不與取偸盗も乃至草葉なりとも爲すべからず。比丘にして五錢（バーダ）若しくは五錢物若しくは五錢を超ゆるものを不與取偸盗する者は沙門に非ず釋子に非ず。猶し黄葉にして幹を離れなば緑色を得ること能はざるが如く、此の如く若し比丘にして五錢若しくは五錢物若しくは五錢を超ゆるものを不與取偸盗せば沙門に非ず釋子に非ず。此、乃至命終るまで作すべ
97 からず。

四　具足戒を受けたる比丘は知りて有情の命を乃至蟻子なりとも奪ふべからず。比丘にして知りて人身の命を奪ひ乃至墮胎する者は沙門に非ず釋子に非ず。猶し大石破れて二分とならば再び合すべからざるが如く、此の如く若し比丘にして知りて人身の命を奪はゞ沙門に非ず釋子に非ず。此、乃至命終るまで作すべからず。

五　具足戒を受けたる比丘は上人法を稱し乃至『我、空屋に於て快樂を受く』とさへ言ふべからず。比丘にして惡欲あり惡に逼られて非眞非實の上人法、禪、解脱、

三昧、正受、道、果を稱する者は沙門に非ず釋子に非ず。猶し多羅樹にして尖を截らるれば復更に生長すること能はざるが如く、此の如く、若し比丘にして悪欲あり悪に逼られて非眞非實の上人法を稱せば沙門に非ず釋子に非ず。此、乃至命終るまで作すべからず。

四非事品畢

七九—一 その時一人の比丘あり、罪を見ざるによりて擧せられて還俗せり。彼再び還り來りて比丘等に具足戒を受けんと請へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、罪を見ざるによりて擧せられて還俗し、再び還り來りて比丘等に具足戒を受けんと請ふ。彼に言ふべし、「汝は彼罪を見るや」。若し見んと言はゞ出家せしむべく、若し見ずと言はゞ出家せしむるべからず。

二　出家せしめて後、言ふべし、「汝は彼罪を見るや」。若し見んと言はゞ具足戒を授くべく、若し見ずと言はゞ具足戒を授くべからず。具足戒を授けて後、言ふべし、「汝は彼罪を見るや」。若し見んと言はゞ解羯磨を與ふべく、若し見ずと言はゞ解羯磨を與ふべからず。解羯磨を與へて後、言ふべし、「汝は彼罪を見るや」。

若し見ば善し、若し見ずば僧和合を得ば再び擧すべく僧和合を得ずば共に住止するも罪とならず。

三 比丘等よ、此處に比丘あり、罪を懺悔せざるによりて擧せられて還俗し、再び還り來りて比丘等に具足戒を受けんと請ふ。彼に言ふべし、『汝は彼罪を懺悔するや』。若し懺悔せんと言はゞ出家せしむべく、若し懺悔せずと言はゞ出家せしむべからず。出家せしめて後、言ふべし、『汝は彼罪を懺悔するや』。若し懺悔せんと言はゞ具足戒を授くべく、若し懺悔せずと言はゞ具足戒を授くべからず。具足戒を授けて後、言ふべし、『汝は彼罪を懺悔するや』。若し懺悔せんと言はゞ解羯磨を與ふべく、若し懺悔せずと言はゞ解羯磨を與ふべからず。解羯磨を與へて後、言ふべし、『彼罪を懺悔せよ』。若し懺悔せば善し、若し懺悔せずば僧和合を得ば再び擧すべく僧和合を得ずば共に住止するも罪とならず。

四 比丘等よ、此處に比丘あり、惡見を棄てざるによりて擧せられて還俗し、再び還り來りて比丘等に具足戒を受けんと請ふ。彼に言ふべし、『汝は彼惡見を棄つるや』。若し棄てんと言はゞ出家せしむべく、若し棄てずと言はゞ出家せしむ

べからず。出家せしめて後、言ふべし、『汝は彼惡見を棄つるや』。若し棄てんと言はゞ具足戒を授くべく、若し棄てずと言はゞ具足戒を授くべからず。具足戒を授けて後、言ふべし、『汝は彼惡見を棄つるや』。若し棄てんと言はゞ解羯磨を與ふべく、若し棄てずと言はゞ解羯磨を與ふべからず。解羯磨を與へて後、言ふべし、『彼惡見を棄てよ』。若し棄てば善し、若し棄てずば僧和合を得ば再び擧すべく僧和合を得ずば共に住止するも罪とならず。

〔第十誦品畢〕

(54)律は大義に於て善美なる者に樂を齎し
惡欲者を折伏し有恥者を攝受し
教を持し一切知勝者の境なり
不異の境、安穩、善施設、無疑なり
律の犍度と附隨篇と毘尼母に於て
如義に行ふ善能者は如理に了解す

牛を知らずしては牛群を護ること能はず
戒を知らずしては如何ぞ律儀を護り得んや
若し經と論とを忘失するも
律を失せずば教は住す
故に總攝せんが爲に智に隨つて
次第して攝頌を説く、我説を聽け
事と因緣と理趣と廣説とあり
偏く盡し難ければ理趣によりて知るべし

(一)菩提樹、(二)羅闍耶他那樹、(三)阿闍波羅樹、(四)索訶主梵天
(五)阿羅邏、(六)鬱陀迦、(七)(五)比丘、(八)優波迦仙
(九)憍陳如、(一〇)婆頗、(一一)跋提、(一二)摩訶男、(一三)阿說示
(一四)耶舍、(一五)四人、(一六)五十人、(一七)一切の羂索より、(一八)諸方より
(一九)事、(二〇)魔、(二一)三十人、(二二)優樓頻螺、(二三)三人の螺髻梵志

（二四）火堂、（二五）大王、（二六）帝釋（二七）梵天（二八）〔大祠祀の〕和合、
（二九）糞掃衣（三〇）池（三一）石（三二）迦休樹、（三三）石
（三四）閻浮樹、（三五）菴婆樹、（三六）阿摩勒（三七）波利質多羅華を取りしこと
（三八）〔迦葉よ、薪を〕拆くべきや（三九）〔迦葉よ、火を〕燃すべきや、（四〇）迦葉よ、〔火を〕
滅すべきや
（四一）沈めり、（四二）火爐、（四三）雲（四四）伽耶國（四五）杖林園、（四六）摩竭國、
（四七）優波提舍、（四八）拘律陀、（四九）著名なる（五〇）出家
（五一）下衣齊整ならず、（五二）鉢を出す、（五三）痩せ麤醜となれる婆羅門
（五四）非行を行へること、（五五）腹〔を滿すこと〕（五六）孺童、（五七）〔二人又は三人の〕
衆〔を以て具足戒を授けしこと〕
（五八）法臘、（五九）愚癡にして〔具足戒を授けしこと〕（六〇）〔和尚〕去りしこと（六一）
〔法臘〕十歲、（六二）依止
（六三）承事せざること、（六四）驅出、（六五）〔和尚〕愚癡なること（六六）〔依止を〕失へる
こと、（六七）五〔分を具足せる比丘〕（六八）六〔分を具足せる比丘〕

（六九）他の〔舊外道〕、（七〇）裸形、（七一）〔髮を〕斷たざる者、（七二）螺髻梵志、（七三）釋子

（七四）摩竭國の五種の病（七五）[55]〔王〕臣、（七六）盜賊鵂蝠〔摩羅〕

（七七）摩竭國〔王〕令を出せること（七八）〔破〕獄、（七九）表記、（八〇）笞刑

（八一）烙印の刑、（八二）負債（八三）奴僕、（八四）禿頭、（八五）優波離、（八六）蛇〔風病〕

（八七）信心ある一家、（八八）饕茶、（八九）通路無きこと

（九〇）〔迦維羅〕衞城、（九一）童子、（九二）學〔處〕、（九三）〔不和合にして〕住せること、（九四）
如何にして〔罰を行ふべきや〕

（九五）すべての〔僧園〕、（九六）口〔に入る食〕（九七）和尚に〔問ふこと無くして〕、（九八）
〔沙彌を〕連れ去れること（九九）饕茶

（一〇〇）黃門、（一〇一）賊〔住〕者と〔外道に〕歸せる者、（一〇二）蛇、（一〇三）〔殺〕母者、（一〇四）
〔殺〕父者、

（一〇五）〔殺〕阿羅漢、（一〇六）比丘尼〔を汚せる者〕（一〇七）破〔和合僧者〕、（一〇八）〔佛身
より〕血〔を出せる者〕、（一〇九）〔二〕根者

（一一〇）和尚を請ぜざる者、（一一一）僧伽〔を和尚とせること〕、（一一二）衆人〔を和尚

とせること〕、(一一三)黄門〔を和尚とせること〕、(一一四)鉢を具せざる者
(一一五)衣を具せざる者、(一一六)〔鉢衣〕倶に具せざる者、(一一七)借りたる者三人
(一一八)手〔截られし者〕、(一一九)足〔截られし者〕、(一二〇)手足〔截られし者〕、(一二一)
耳〔截られし者〕、(一二二)鼻〔截られし者〕、(一二三)〔耳鼻〕倶に〔截られし者〕、
(一二四)指〔截られし者〕、(一二五)大指〔截られし者〕、(一二六)腱〔截られし者〕、(一二七)
〔手〕蛇冠〔の如き者〕、(一二八)佝僂、(一二九)侏儒
(一三〇)癭者、(一三一)烙印の刑〔を受けたる者〕、(一三二)笞刑〔を受けたる者〕、(一三三)
罪状表記せられたる者、(一三四)象皮病者、
(一三五)悪〔疾者〕、(一三六)衆を毀辱する者、(一三七)瞎子、(一三八)瘤手
(一三九)跛者、(一四〇)半身不随者、(一四一)威儀路断ぜられたる者
(一四二)老〔弱者〕、(一四三)盲者、(一四四)瘂者、(一四五)聾者、(一四六)盲瘂者
(一四七)盲聾者、(一四八)瘂聾者、
(一四九)盲瘂聾者、(一五〇)無恥なる者に依止を〔与へしこと〕
(一五一)〔無恥なる者に依止して住すべからざること〕、(一五二)[56]旅の途上、(一五三)

請ふ者、(一五四)希望
(一五五)來れる者、(一五六)〔先後を〕爭へること、(一五七)一人の和尚に依ること、(一五八)〔鳩摩羅〕迦葉
(一五九)具足戒を受けし者にして病苦ある者
(一六〇)教誡を受けずして困惑せしこと、(一六一)教誡
(一六二)僧伽の中に於ける〔教誡〕、(一六三)愚癡なる者〔の教誡〕、(一六四)選に當らざる者の教誡、(一六五)〔教誡者と受者と〕相伴ひて〔來れること〕
(一六六)「濟度したまへ」といふ具足戒(一六七)〔四〕依、(一六八)唯一人〔殘して〕(一六九)三人
此犍度に一百七十二[57]事あり。

第一大犍度攝頌畢

註❶婆羅門。「惡を除き漏盡きたる者」を婆羅門と名づく。(原註)。蓋し婆羅門(Brāhmaṇa)を「除惡」(bāhita-pāpa)と解するは一種の語源說明なり。
❷十二緣起支はすべて因より生ずるが故に有因の法と名づく。(原註)。總じて一切諸法をいふなり。

❸原文 so brāhmaṇo brahmavādaṁ vadeyya は Mahāvastu の文と一致するも brāhmaṇo の語は恐らく衍なるべし。

❹此の一行に異解多し。今は文脈に合せて ussada を「夥多」の義に解す。原註には此語を「腫物」の義に解し「彼には一切の世間處に於て如何なる所縁に於ても貪腫物、瞋腫物、癡腫物、慢腫物、見腫物の五腫物あることなし」と釋す。英譯は其意は今の譯に同じ。

❺目支隣陀。巴利には Mucalinda といひ北傳には Mucilinda といふ。

❻以下の文に就ては相應部 一・一三六頁、長部 二・三六頁、中部 一・一六七頁を見よ。

❼「垢穢ある者」。六師外道を指すと。(原註)。

❽「大なる損失をなせり」(mahājāniya)。「七日を出でずして逮得したりけん道果を失したるが故に彼は大なる損失をなせるなり」。(原註)。或は「阿羅邏伽羅摩は長衰なりき」とも譯し得べし。

❾底本 Kho'me は Kho me と讀む。

❿底本 amatadudrabhin は -dundubhin と改む。ahañhi に就ては Geiger 巴利文典 §153, 2.

⓫「足臺」「足布」。此個處の註釋を缺く。他の註釋によれば pādapīṭha は已に洗ひたる足を置く臺、pādakathalika は未だ洗はざる足を置く臺、或は足を拭ふ布なり。漢譯中に「洗足石」「拭足布」の譯例あり。

⓬bhāsita の語根に二義あり、「語る」(bhāṣ) と「輝く」(bhās) となり。原註によれば「かくの如く說く」とは「かくの如く二言あり」(vākyabheda)の義なりと言ふ。〔四分律第三十二巻大

正藏第二十二卷七八七頁下參照)。但し中阿含經(大正藏第一卷七七七頁下)は「光明照耀」と譯せり。

⑬相應部原典第五卷四二〇頁以下參照。

⑭阿若憍陳如 Aññātakoṇḍañña。「悟れる憍陳如」の義。

⑮「施物を食す」nihara-bhatta の意味明ならず。梵語 ni+√hṛ に「施與」の義あるが故に今の如く譯せり。從來の譯によれば「持來せる物」と解す。底本の次の二語 iminā niharena はシャム本に缺け、衍なるべければ譯出せず。

⑯シャム本には「胸にし」(ure)とあり、採るべし。

⑰「滿勝」(Puṇṇaji)。佛本行集經に「富蘭那迦(隋に滿足と言ふ)」とあり。此に依らば Pūrṇaka なるべし。

⑱「舊家隨舊家」。「舊家隨舊家とは家柄に就いて古きと次に古きといふ義なり」。(原註)。

⑲「軍村」(Senānigama)。Lalitavistara, Mahāvastu には Senāpatigrānama (ka) とあり。此に依れば「將軍村」の義。

⑳「死魔」(Antaka)。魔波旬の形容語。原註には「劣惡下賤の有情」といへり。

㉑底本には etasmiṁ nidāne の下の etasmiṁ pakaraṇe bhikkhusaṅghaṁ sannipātāpetvā なる四語を省略す。今シャム本によつて補ふ。

㉒「賢衆」(bhaddavaggiya)。「彼等は王子にして色相も心も優れたり、必ず衆をなして遊ぶが故に賢衆と名づく」(原註)。又梵文佛傳には「五群比丘」を「賢衆」と呼ぶ。恐らく個有名詞

には非ざるべし。

㉓「然れども」(api ca kho) を底本に缺く。シャム本によつて補ふ。以下亦然り。

㉔以下第七節の終に近く迄は以上の記述の繰返なり。シャム本は其大部分を偈文と見たり。用語より見れば或は然るやも知れざれど明かには非ず。

㉕「此月夜」(ajjuṇho)。辭書に ajja+juṇhā と解するによる。但し原註には「今日一日」(ajja ekadivasaṃ) と釋せり。

㉖此一句の意義明かならず。此處には辭書に依りて udiccare を udikkhati の爲自言、現在、第三人稱、複數と見たり。但し原註には此語を「熾然」(ādittaṃ) と釋せり。此釋は語根を、dip と見たるものゝ如く音韻上には難點ありと爲すべきも此文脈に於ては寧ろ此意義に依る方自然に見ゆ。若し然らば其複數を單數に改め次の如く譯すべし。「兩者光明を放ち爲に火堂は熾然たりき。螺髻梵志等は言へり……」。現にシャム本の句讀亦然り。

㉗「鴦耆羅娑」Aṅgirasa。アンギラス族に屬するもの。佛の異名。

㉘「曬す」vissajjeti。「乾かさんが爲に擴げて置くこと」(原註)。

㉙「手を與へたる」āharahattha。「『(我)手を取りたまへ』と言ふが如く垂れたる」(原註)。

㉚「迦葉よ」の一語底本には缺けたり。

㉛「閻浮樹」。底本 jambuyāyam はシャム本に從つて jambuyā と改むるを可とす。以下此に倣ふ。

㉜「八日祭」Aṭṭhakā。中部經典第一卷七九頁南傳大藏經第九卷一三一頁五行及其註參照。

尙、大品の英譯(東方聖書第十三卷一三〇頁脚註一)をも見よ。

㉝「火爐」(mandāmukhi)。語義不明。原註に「火器(aggibhājana)をいふ」とあるに依る。

㉞「擔荷」(khārikāja)。此一語解し難し。原註には「一カーリの荷」(kkāribhāra)と釋す、一カーリは約六斗程に當る量なり。此釋必ずしも妥當ならざるが如し。四分律卷第三十三の文と對照せば「淨衣、澡瓶」に當るが如し。尙勘ふべし。

㉟「洗尼」(Seniya)。梵本大事に依れば Śrenya。荻原博士「梵漢對照佛敎辭典」(一八四・一〇)、榊博士「翻譯名義大集」(三六五二)參照。

㊱「那由多」(nahuta)。今の音譯は梵語形のものを用ふ。「此處にては一那由多とは十千なり」(原註)といへるに依れば十二那由多は十二萬なり。尙四分律には乘車一萬二千、人數八萬四千とあり。

㊲「瘦軀者」(kasika)。苦行者の稱。「苦行の爲に瘦軀となれるもの」(原註)。但し原註に kasika +ovadana の合成語と見る解釋は採らず。

㊳「迦葉よ云々」の原文の四語は偈には屬せざるものゝ如し。但し此の如く解せば一字不足を來すも此邊の偈文には亂脫多きものゝ如く、又梵本大事の此に相當する一行(第三卷四四四頁一八行)にも一字不足あり。

㊴「何處」。原註に ko は kuhiṁ なりと釋す。

㊵「無所有」(akiñcana)。「貪等の何等有らざること」(原註)。

㊶「十居に住す」(dasavāsa)。「十聖居に住したまふ」(原註)。十聖居の名は長部經典第三卷二

六九頁二九一頁(南傳大藏經第八卷)、増支部經典第五卷三二六頁に出づ。

㊷「十力」の名は中部經典第一卷六九—七一頁(南傳大藏經第九卷)等に出づ。荻原博士梵漢對譯佛教辭典七、一—一〇參照。

㊸「十法を知る」。「十業道を知るなり」(原註)。

㊹「十具足」。「十無學分を具足するなり」(原註)。恐らく十無學力に一致すべく若し然らば八支聖道に正智正解脫の二を加ふ。無礙解道第二卷一七三頁(南傳大藏經第四十卷)に出づ。

㊺「一切に於て己を調御す」(sabbadhi danto)。「一切の根に於て己を調御せるなり、世尊は眼等に於て少分の調御せざる所あること無し」と原註にあるに依る。但し四分律に「一切解」とあるは sabbadhi を sarvadhiḥ と讀みたるものなり。若し此に依らば「一切解にして己を調御し」と譯すべし。

㊻「人跡絕え」と譯せる原語は vijanavāta なり。從來の解釋に三種あり。一は原註に基き「人の風(卽嗅)無く」と解す。二は vṛjanavāta と見て「村の風吹く」と譯す。三は vāta を「群」と譯す。私に思ふに此語は梵語 vijana(人無き)の類推に基く vijanapada の轉訛なるべきか。

㊼「若し唯此のみ」云々をシャム本は偈に作る、Triṣṭubh の四分三なるに似たり。今の譯文は原註に基く。原註に曰く「『若し唯此のみなりとするも』とは、假令此以上は無しとするも彼預流果道を逮得するに足る、此の如く此正しく法なり、といふ義なり。『汝等は已に無憂の處を悟れり』とは、我々の尋求して行ずる所の無憂の處を汝等は已に悟れり、

汝等は已に逮得せり、といふ義なり。『多那由多の劫中にも見ざる所なり』とは、我等は此無憂の處を見ずして多那由多劫を經たり……』。尙底本 abbhatitam はシャム本に依り abbhatitaṁ と改むるを可とす。(但し原註には abbhutitaṁ とあり)。

㊽「ギリッバヂャ」(Giribbaja, 梵 Girivraja)。王舍城の別名。恐らく「山に圍まれたる」の義。

㊾「三輪」。臍と兩膝なり。

㊿「暖房」(jantāghara)。榊博士編翻譯名義大集九二八九に jentāka「暖房」とあり。熱風呂なり。又漢譯に「溫室」とも云ふ。

51「本日治」又は「本日」。(mūlaya piṭikassana)。罪を犯し別住する間に再び罪を犯さば改めて最初より別住を爲すなり。榊博士編翻譯名義大集八六五一の西藏語に「再び根本より起す別住」(yaṅ-gshi-nas-bslaṅ- ste-spo-ba)とあるは此なり。但し其處に出でたる梵語 mū=lāpakarṣaparivasa は巴利語の形に準じて訂正すべきものゝ如し。

52「白四」(ñatticatuttha, 梵 jñapticaturtha)。三たび唱して後決議する法。

53「十六事」。底本シャム本倶に然り。されど實は十四事のみ。

54以下の頌は後世の附加なるが如し。

55底本 eko をシャム本により bhaṭo と改む。

56底本 kataddhānaṁ をシャム本により tath'addhānaṁ と改む。

57以上列擧せし項目の中一二相應の不明なるものもあり、數へ方も明ならず。

Uposathakkhandhaka 薩犍度

SC: Uposathakkhandhaka

第二布薩犍度

一―一　その時佛世尊は王舍城（ラージャガハ）耆闍崛山（ギッヂャクータ）に在せり。その時外道梵志等は半月の十四日、十五日、八日に集會して法を說けり。人々は法を聽かんが爲に彼等の許に到れり。人々は外道梵志等に於て愛念を得、信心を得たり。外道梵志等は宗徒を得たり。

二　時に摩竭國の洗尼瓶沙王、靜居宴默せるに心に思量生じたり、「今外道梵志等は、半月の十四日、十五日、八日に集會して法を說く。人々は法を聽かんが爲に彼等の許に到る。人々は外道梵志に於て愛念を得、信心を得。外道梵志等は宗徒を得。當に諸の尊者をして半月の十四日、十五日、八日に集會せしむべし」。

三　時に摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊に白して言へり、「此處に我、靜居宴默せるに心に思量生じたり、『今外道梵志等は……半月の十四日、

十五日、八日に集會せしむべし』。尊者等も半月の十四日、十五日、八日に集會せば善からん」。

四　時に世尊は法を說きて摩竭國の洗尼瓶沙王を敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は世尊の法を說きて敎示し勸導し讃
102
勵し慶喜せしめたまへる時座より起ちて世尊を敬禮し右遶して去れり。時に世尊は此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、半月の十四日、十五日、八日に集會することを許す」。

二—一　その時、世尊、半月の十四日、十五日、八日に集會することを許したまへるを以て、比丘等は半月の十四日、十五日、八日に集會して默然として坐せり。人々は法を聽かんが爲に彼等の許に到れり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は半月の十四日、十五日、八日に集會し默然として坐すること猶し瘂の豬の如くなるや。集會せる者は法を說くべきにはあらずや」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣

により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、半月の十四日、十五日、八日に集會して法を說くことを許す」。

三―一　時に世尊は靜居宴默したまへるに心に思量生じたり、「我、比丘等の爲に學處を定めたり、我當に此を以て波羅提木叉として誦せんことを許すべし、此を以て布薩羯磨と爲さん」。

二　時に世尊は晨朝時に宴默より起ち此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、今我、靜居宴默せるに心に思量生じたり、『我、比丘等の爲に學處を定めたり、我當に此を以て波羅提木叉として誦せんことを許すべし、此を以て布薩羯磨と爲さん』。比丘等よ、波羅提木叉を誦することを許す。

三　比丘等よ、誦すには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。今日は十五日布薩なり。若し僧伽に機熟さば僧伽は布薩を行ひ波羅提木叉を誦すべし。何をか僧伽の初の行事となすや。具
103 壽等、〔己の〕清淨なることを告ぐべし。我波羅提木叉を誦すべし。此處にあり

て我等すべて此を善く聽き作意せん。罪ある者は發露すべく、罪なき者は默せよ。默するが故に具壽等は淸淨なりと我知る。若し一人每に問はゞ回答あらん、此の如く此の如き衆會に於ては三たび唱ふるなり。若し三たび唱ふるも比丘罪ありて憶念しながらに發露せずば故妄語罪あり。故妄語罪は世尊の障法と說きたまへる所なり。故に罪ある比丘憶念して淸淨を欲せば罪あるを發露せよ。發露せば安穩を得ん』。」

四 「波羅提木叉」とは、諸の善法の初なり、面（ムカ）なり上首（バムカ）なり、故に名づけて「波羅提木叉」といふ。「具壽」とは、愛語なり、敬語なり、尊重畏敬の增上語なり、此を「具壽」といふ。「誦すべし」とは、述ぶべし、說くべし、施設すべし、建立すべし、解說すべし、分別すべし、明說すべし、顯示すべし、となり。「此を」とは波羅提木叉をいふ。「此處にあるすべて」とは、其衆會にある長老、新參、中位を名づけて「此處にあるすべて」といふ。「善く聽かん」とは、思惟し作意して一切を心に存念するなり。「作意せん」とは、一境心、無散亂心、不散動心を以て傾聽せんといふなり。

五 「罪ある者」とは、長老、新發意、中僧に於て[1]五罪の中の隨一の罪、或は七罪の中の

随一の罪あるなり。「發露せよ」とは、僧伽の中、或は衆の中、或は一人に於て説け、解説せよ、明説せよ、顯示せよといふなり。「罪なき者」とは、未だ犯さゞるか或は犯して已に出離せるかなり。「默せよ」とは、諾すべく言を挿むべからずといふなり。「清淨なりと我知る」とは知り持するなり。

六　「若し一人毎に問はゞ回答あらん」とは、一人が一人を問ふ時に答あるが如く、此衆會に於て已が問はれたるなりと知るべしといふなり。「此の如き衆會」とは比丘の衆會をいふなり。「三たび唱ふるも」とは一たび唱へ二たび唱へ三たび唱へたるなり。「憶念しながらに」とは、知りながら想念しながらといふなり。「罪あり」とは犯せるか或は犯して未だ出離せざるなり。「發露せずば」とは、僧伽の中、或は衆の中、或は一人に於て説かず解説せず明説せず顯示せずばといふなり。

104 七　「故妄語〔罪〕あり」と。故妄語〔罪〕は何に當るや。惡作なり。「世尊の障法と説きたまへる所なり」と。何をか障ふるや。初靜慮證得の障なり、第二靜慮證得の障なり、第三靜慮證得の障なり、第四靜慮證得の障なり、靜慮、解脫、三昧、三鉢底、出、出離、離、善法の證得の障なり。「故に」とは其因の故にといふなり。「憶念して」とは知り

想念してといふなり。「淸淨を欲せば」とは、出離を欲し淸淨ならんと欲せばといふなり。

八　「罪あり」とは犯せるか或は犯して未だ出離せざるなり。「發露せよ」とは、僧伽の中、或は衆の中、或は一人に於て發露せよといふなり。「發露せば安穩を得ん」と。何の安穩を得るや。初靜慮證得の安穩、第二靜慮證得の安穩、第三靜慮證得の安穩、第四靜慮證得の安穩、靜慮、解脫、三昧、三鉢底、出、出離、離、善法の證得の安穩を得るなり。

四—一　その時、世尊、波羅提木叉を誦することを許したまへるを以て、比丘等は日々に波羅提木叉を誦せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、日々に波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。比丘等よ、布薩日に波羅提木叉を誦することを許す」。

二　その時、世尊、布薩日に波羅提木叉を誦することを許したまへるを以て、比丘等は半月に三たび〔卽〕半月の十四日、十五日、八日に波羅提木叉を誦せり。世尊に

此義を告げたり。「比丘等よ、半月に三たび波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。比丘等よ、半月に一たび十四日或は十五日に波羅提木叉を誦することを許す」。

五—一　その時六群比丘は衆會に隨つて各自の衆會に於て波羅提木叉を誦せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衆會に隨つて各自の衆會に於て波羅提
105 木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。比丘等よ、和合して布薩羯磨を〔行ふことを〕許す。

二　時に比丘等に思念生じたり、「世尊は和合して布薩羯磨を〔行ふことを〕定めたまへり。幾何をか和合と爲すや。一住處なりや又は一切地なりや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一住處を以て和合と爲すことを許す」。

三　その時具壽摩訶劫賓那は王舍城、曼直鹿園に住せり。時に具壽摩訶劫賓那、靜居宴默せるに心に思量生じたり、「我、布薩に往くも往かざるも僧伽の羯磨に往くも往かざるも我は第一清淨を以て清淨なり」。

四　時に世尊は具壽摩訶劫賓那の心に思量する所を心に知り、譬へば力士が屈したる腕を伸し、伸したる腕を屈するが如く〔速に〕耆闍崛山より隱沒して曼直鹿園の具壽摩訶劫賓那の前に出現したまへり。世尊は設けの席に著きたまひ、具壽摩訶劫賓那は世尊を敬禮して一面に坐せり。

五　一面に坐せる時具壽摩訶劫賓那に世尊は言ひたまへり、「劫賓那よ、汝は靜居宴默せる時心に思量生じて『我、布薩に往くも往かざるも僧伽の羯磨に往くも往かざるも我は第一清淨を以て淸淨なり』となせるや」。「然り」。「若し汝等婆羅門にして布薩を恭敬、尊重、尊敬、供養せずば誰か布薩を恭敬、尊重、尊敬、供養せん。婆羅門よ、布薩に往け、往かざること勿れ、僧伽の羯磨に往け、往かざること勿れ」。「唯」と具壽摩訶劫賓那は世尊に應へたり。

六　時に世尊は法を說きて具壽摩訶劫賓那を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめて後、譬へば力士が屈したる腕を伸し、伸したる腕を屈するが如く〔速に〕曼直鹿園の具壽摩訶劫賓那の前より隱沒して耆闍崛山に出現したまへり。

六―一　時に比丘等に思念生じたり、「世尊は一住處を以て和合と爲すと定めたまへり。幾何をか一住處と爲すや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、境界を定むることを許す。比丘等よ、定むるには此の如く爲すべし。始に相を唱ふべし、〔謂く〕山相、石相、林相、樹相、道相、蟻垤相、河相、水相なり。相を唱へて後聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。已に四方相を唱へたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此等の相によりて同一住處同一布薩の境界を定むべし。此、表白なり。

二　僧伽よ、我言を聽け。已に四方相を唱へたり。僧伽は此等の相によりて同一住處同一布薩の境界を定む。此等の相によりて同一住處同一布薩の境界を定むることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は此等の相によりて同一住處同一布薩の境界を定めたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』」。

七―一　その時、世尊、境界を定むることを許したまへるを以て、六群比丘は過大の境界を定めたり、四由旬、五由旬、六由旬なり。比丘等は布薩に趣かんとして正

に波羅提木叉を誦せる時に到り、或は誦し已れる時に到り、或は途中に宿したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、過大の境界を定め四由旬、五由旬、六由旬となすべからず、〔此の如く〕定むる者は悪作に墮す。比丘等よ、三由旬を最大として境界を定むることを許す」。

二　その時、六群比丘は河を隔てゝ境界を定めたり。布薩に趣かんとして或は比丘等流され或は鉢流され或は衣流されたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、河を隔てゝ境界を定むべからず、〔此の如く〕定むる者は悪作に墮す。常時に船或は橋ある處に於ては河を隔てゝ境界を定むることを許す」。

八—一　その時比丘等は表示せずして各々の房舍に於て波羅提木叉を誦せり。107客比丘等は、今日何處に布薩行はるゝやを知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、表示せずして各々の房舍に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は悪作に墮す。比丘等よ、僧伽の希望する精舍或は平覆屋或は殿樓或は樓房或は地窟を以て布薩堂と定めて布薩を行ふことを許す。比丘等よ、定むるには此

の如くなすべし。

二　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲の精舍を以て布薩堂と定むべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は某甲の精舍を以て布薩堂と定む。某甲の精舍を以て布薩堂と定むることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲の精舍を以て布薩堂と定めたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』』。

三　その時、一の住處に於て二の布薩堂を定めたり。比丘等は兩處に集會して「此處にて布薩行はれん」「此處にて布薩行はれん」と〔思へり〕。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一の住處に於て二の布薩堂を定むべからず、定むる者は惡作に墮す。比丘等よ、一を解きて〔他の〕一に於て布薩を行ふことを許す。

四　比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『若し僧伽に機熟さば、僧伽は某甲の布薩堂を解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は某甲の布薩堂を解く。某甲の布薩堂を解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲の布薩堂を解けり。僧伽は

聴すが故に黙す、我、此の如く知る』。

九―一 その時、一の住處に於て極めて小なる布薩堂を定めたり。布薩日に大比丘衆、集會せり。比丘等は定めたる外の地に坐して波羅提木叉を聞けり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は布薩堂を定めて布薩を行ふべしと定めたまへり、而して我等は定めたる外の地に坐して布薩を聞けり。我等は布薩を行へりと爲すや行はざりしと爲すや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、定められたる或は定めたる外の他に坐するも、若し波羅提木叉を聞かば布薩を行へるなり。

二 故に比丘等よ、僧伽の希望に隨つて大なる布薩堂前庭を定むべし。比丘等よ、定むるには此の如く爲すべし。始に相を唱ふべし。相を唱へて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聴け。已に四方相を唱へたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此等の相によりて布薩堂前庭を定むべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聴け。已に四方相を唱へたり。僧伽は此等の相によりて

布薩堂前庭を定む。此等の相によりて布薩堂前庭を定むることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は此等の相によりて布薩堂前庭を定めたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

一〇―一　その時、一の住處に於て布薩日に新參比丘等先に集會せしが長老等來らずとて去れり。布薩は非時に行はれたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩日には長老比丘等は先に集會すべきことを許す」。

一一―一　その時、王舍城には同一境界に多くの住處ありき。此に比丘等は「我等の住處に於て布薩を行はん」「我等の住處に於て布薩を行はん」と爭へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に同一境界に多くの住處あり、此に比丘等は『我等の住處に於て布薩を行はん』『我等の住處に於て布薩を行はん』と爭ふ。比丘等よ、比丘等は總て一處に集會して布薩を行ふべし、或は長老比丘の住する處に集會して布薩を行ふべし。別衆にて布薩を行ふべからず、行ふ者は惡作に

堕す」。

109 一二—一 その時、具壽摩訶迦葉（マハーカッサパ）は阿那伽賓頭（アンダカボンダ）より王舍城の布薩に趣かんとして途上にて河を渡る時、殆んど流されんとし衣を濕したり。比丘等は具壽摩訶迦葉に言へり、「如何ぞ汝の衣濕れたるや」。「今我、阿那伽賓頭より王舍城の布薩に趣かんとして途上にて河を渡る時、殆んど流されんとし爲に我衣濕れたり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽が同一住處同一布薩と定めたる境界に於ては❷三衣と不離なりと僧伽は定むべし。

二 比丘等よ、定むるには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此境界に於ては三衣と不離なりと定むべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。僧伽は此境界に於ては三衣と不離なりと定む。此境界に於ては三衣と不離なりと定むることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽

は此境界に於ては三衣と不離なりと定めたり。僧伽は聴すが故に黙す、我此の如く知る」。」

三　その時、世尊、三衣と不離なりと定むることを許したまへるを以て、比丘等は屋内に衣を捨置せり。彼衣は失せ焼け鼠に噛まれて、比丘等は悪服麤衣となれり。比丘等は言へり、「如何ぞ汝等は悪服麤衣となれるや」。「今、世尊、三衣と不離なりと定むることを許したまへるを以て、我等は屋内に衣を捨置せり。彼衣は失せ焼け鼠に噛まれたり。故に我等は悪服麤衣となれり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽が同一住處同一布薩と定めたる境界に於ては三衣と不離なりと僧伽は定むべし、但し村里と村里の近所とを除く。

四　比丘等よ、定むるには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聴け。先に僧伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此境界に於ては三衣と不離なりと定むべし、但し村里と村里の近所とを除く。此、表白なり。僧伽よ、我言を聴け。先に僧

伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。僧伽は此境界に於ては三衣と

不離なりと定む、但し村里と村里の近所とを除く。此境界に於ては三衣と不離なりと定め但し村里と村里の近所とを除くことを聽す具壽は默せよ、聽さゝる者は言へ。僧伽は此境界に於ては三衣と不離なりと定めたり、但し村里と村里の近所とを除く。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

五　比丘等よ、境界を定むるには先に同一住處の境界を定め、後に三衣と不離なりと定むべし。比丘等よ、境界を解くには先に三衣と不離なりと爲せしを解き、後に同一住處の境界を解くべし。比丘等よ、三衣と不離なりと爲せしを解くには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は三衣と不離なりと定めたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は三衣と不離なりと爲せしを解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は三衣と不離なりと定めたり。僧伽は三衣と不離なりと爲せしを解く。三衣と不離なりと爲せしを解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゝる者は言へ。僧伽は三衣と不離なりと爲せしを解きたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

六　比丘等よ、境界を解くには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此境界を解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。先に僧伽は同一住處同一布薩として境界を定めたり。僧伽は此境界を解く。同一住處同一布薩の此境界を解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は同一住處同一布薩の此境界を解きたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

七　比丘等よ、境界を未だ定めず立てざる時、村里村落に近く住せば其村里の村
111 里境界、其村落の村落境界を以て其處の同一住處同一布薩と爲す。比丘等よ、若し無村の森林にありては四面七[3]の中を以て同一住處同一布薩と爲す。比丘等よ、一切の河に境界無く一切の海に境界無く一切の湖に境界無し。比丘等よ、河、海、湖に於ては中等の人が四面に水を迸らする限りを以て其處の同一住處同一布薩と爲す』。

一三―一　その時六群比丘は一境界を以て〔先の〕境界に雜へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し先に境界を定むれば其人の其所作は如法、不動、應理なり。比丘等よ、若し後に境界を定むれば其人の其所作は如法ならず不動ならず應理ならず。比丘等よ、一境界を以て〔先の〕境界に雜ふべからず、雜ふる者は惡作に墮す」。

二　その時六群比丘は一境界を以て〔先の〕境界を覆へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し先に境界を定むれば其人の其所作は如法、不動、應理なり。比丘等よ、若し後に境界を定むれば其人の其所作は如法ならず不動ならず應理ならず。比丘等よ、一境界を以て〔先の〕境界を覆ふべからず、覆ふ者は惡作に墮す。比丘等よ、境界を定むる者は境界の中間を殘して境界を定むべきことを許す」。

一四―一　時に比丘等に思念生じたり、「布薩〔日〕に幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩〔日〕に二あり、十四日と十五日となり、比丘等よ、此二を以て布薩〔日〕と爲す」。

二　時に比丘等に思念生じたり、「布薩羯磨に幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩羯磨に四あり、非法なる別衆の布薩羯磨と非法なる和合の布薩羯磨と如法なる別衆の布薩羯磨と如法なる和合の布薩羯磨となり。比丘等よ、此中、非法なる別衆の布薩羯磨の如きは、比丘等よ、此の如き布薩羯磨を行ふべからず、我亦此の如き布薩羯磨を許さず。

三　比丘等よ、此中、非法なる和合の布薩羯磨の如きは、比丘等よ、此の如き……許
112
さず。比丘等よ、此中、如法なる別衆の布薩羯磨の如きは、比丘等よ、此の如き……許さず。比丘等よ、此中、如法なる和合の布薩羯磨の如きは、比丘等よ、此の如き布薩羯磨を行ふべし、我亦此の如き布薩羯磨を許す。比丘等よ、故に如法なる和合の此の如き布薩羯磨を行はんと、比丘等よ、汝等は學すべし」。

一五—一　時に比丘等に思念生じたり、「波羅提木叉を誦するに幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、波羅提木叉を誦するに五あり。序を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、此、波羅提木叉を誦する第一なり。序を誦

し四波羅夷を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、此、波羅提木叉を誦する第二なり。序を誦し四波羅夷を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、此、波羅提木叉を誦する第三なり。序を誦し四波羅夷を誦し十三僧殘を誦し二不定を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、此、波羅提木叉を誦する第四なり。廣說するは第五なり。比丘等よ、此の如く波羅提木叉を誦するに五あるなり」。

二　その時、世尊、略して波羅提木叉を誦することを許したまへるを以て比丘等は一切時に略して波羅提木叉を誦したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、略して波羅提木叉を誦すべからず、〔略して〕誦する者は惡作に墮す」。

三　その時、拘薩羅（コーサラ）國に於て一住處の布薩の日に蠻族の怖畏生じたり。比丘等は廣說して波羅提木叉を誦することを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し障礙生ぜば略して波羅提木叉を誦することを許す」。

四　その時六群比丘は障礙生ぜざるに略して波羅提木叉を誦したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し障礙生ぜずば略して波羅提木叉を誦すべから

113

ず、〔略して〕誦する者は悪作に堕す。比丘等よ、若し障礙生ぜば略して波羅提木叉を誦することを許す。此中障礙とは、王の障礙、賊の障礙、火の障礙、水の障礙、人の障礙、非人の障礙、猛獸の障礙、蛇の障礙、命の障礙、梵行の障礙なり。比丘等よ、若し此の如き障礙あらば略して波羅提木叉を誦し、若し障礙無くば廣說すべきことを許す」。

五　その時、六群比丘は僧伽の中に於て、求められずして法を說けり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の中に於て、求められずして法を說くべからず、說く者は悪作に墮す。比丘等よ、長老比丘の自ら法を說き或は〔法を說かんことを〕他人に求むることを許す」。

六　その時、六群比丘は僧伽の中に於て、選に當らずして律を問へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の中に於て、選に當らずして律を問ふべからず、問ふ者は悪作に墮す。比丘等よ、僧伽の中に於て、選に當れる者の律を問ふことを許す。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし、自ら己を選び或は他人を選ぶべきなり。

七　如何にして自ら己を選ぶべきや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば我は某甲に律を問ふべし』。此の如く自ら己を選ぶべきなり。如何にして他人を選ぶべきや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば某甲をして某甲に律を問はしむべし』。此の如く他人を選ぶべきなり』。

八　その時、善美なる比丘等、選に當りて僧伽の中に於て律を問へり。六群比丘は嫌恨を生じ憤怒を生じて害を作さんと脅せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の中に於て選に當れる者も亦衆會を觀察し人を計量して後、律を問ふべきことを許す」。

九　その時、六群比丘は僧伽の中に於て、選に當らずして律を答へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、選に當らずして律を答ふるべからず。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし、自ら己を選び或は他人を選ぶべきなり。

一〇　如何にして自ら己を選ぶべきや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我は某甲の律を問ふに答ふべ

し』。此の如く自ら己を選ぶべきなり。如何にして他人を選ぶべきや。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聴け。若し僧伽に機熟さば某甲をして某甲の律を問ふに答へしむべし』。此の如く他人を選ぶべきなり』。

一一　その時、善美なる比丘等、選に當りて僧伽の中に於て律を答へたり。六群比丘は嫌恨を生じ憤怒を生じて害を作さんと脅せり。世尊に此義を告げたり。

「比丘等よ、僧伽の中に於て選に當れる者も亦衆會を觀察し人を計量して後、律を答ふべきことを許す」。

一六―一　その時六群比丘は許可を得ずして比丘に罪を難じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、許可を得ずして比丘に罪を難ずべからず、難ずる者は惡作に墮す。比丘等よ、『具壽よ、許可を與へよ、我汝に言はんと欲す』といひて許可を求めし後、罪を難ずべきことを許す」。

二　その時、善美なる比丘等は六群比丘に許可を求めて後、罪を難じたり。六群比丘は嫌恨を生じ憤怒を生じて害を作さんと脅せり。世尊に比義を告げたり。

「比丘等よ、許可を得るも亦人を計量して後、罪を難ずべきことを許す」。

三　その時、六群比丘は、『善美なる比丘等、先づ我等に許可を求むることあるべし』と思ひ、先んじて清浄無罪なる比丘等に無事無因なるに許可を求めたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、清浄無罪なる比丘等に無事無因なるに許可を求むべからず、求むる者は悪作に堕す。比丘等よ、人を計量して後、許可を求むべきことを許す」。

四　その時、六群比丘は僧伽の中に於て非法の羯磨を行へり。世尊に此義を告
げたり。「比丘等よ、僧伽の中に於て非法の羯磨を行ふべからず、行ふ者は悪作に
堕す」。彼等は尚、非法の羯磨を行へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、非法
115 の羯磨を行ふ時は非議すべきことを許す」。

五　その時、六群比丘、非法の羯磨を行へる時、善美なる比丘等は非議せり。六群比丘は嫌恨を生じ憤怒を生じて害を作さんと脅せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、所見を説くことをも許す」。彼〔六群比丘〕の現前にて所見を説きたり。六群比丘は嫌恨を生じ憤怒を生じて害を作さんと脅せり。世尊に此義を告げ

たり。「比丘等よ、若し四五人ならば非議し、若し二三人ならば所見を說き、若し一人ならば『我、此を聽さじ』と攝持することを許す」。

六　その時、六群比丘は僧伽の中に於て波羅提木叉を誦し故に聞えざらんやうに爲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、波羅提木叉を誦する者は故に聞えざらんやうに爲すべからず、聞えざらんやうに爲す者は惡作に墮す」。

七　その時、具壽優陀夷は僧伽の爲に波羅提木叉を誦せしが烏の音聲を有せり。時に具壽優陀夷に思念生じたり、「世尊は、波羅提木叉を誦する者は聞えるやうに爲すべしと定めたまへり。而して我は烏の音聲を有す。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、波羅提木叉を誦する者は聞えるやうに爲さんと勤むべきことを許す、勤むる者は罪無し」。

八　その時、提婆達多は在家の居る衆會に於て波羅提木叉を誦せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家の居る衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す」。

九　その時、六群比丘は僧伽の中に於て、求められざるに波羅提木叉を誦したり。

世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の中に於て、求められざるに波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。比丘等よ、波羅提木叉は長老に基くことを許す」。

〔第二〕外道誦品畢

一七―一　時に世尊は隨意の間王舍城に住して後、チョーダナーヴァットゥに向つて遊行したまへり。次第に遊行してチョーダナーヴァットゥに到りたまへり。116 その時、一の住處に多くの比丘等住したり、其中に一人の長老比丘あり、愚癡不聰明なり、彼は布薩をも布薩羯磨をも波羅提木叉をも波羅提木叉を誦することをも知らざりき。

二　時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は、波羅提木叉は長老に基くと定めたまへり、而して此我等の長老は愚癡不聰明にして布薩をも……波羅提木叉を誦することをも知らず。我等如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、其中の聰明有能なる比丘に波羅提木叉を託すべきことを許す」。

三　その時、一の住處に於て布薩の日に多くの比丘等住したり、愚癡不聰明なり、

彼等は布薩をも布薩羯磨をも波羅提木叉をも波羅提木叉を誦することをも知らざりき。彼等は長老に請ひて言へり、「長老よ、波羅提木叉を誦したまへ」。彼は言へり、「我の能くする所に非ず」。第二の長老に請ひて言へり、「長老よ、波羅提木叉を誦したまへ」。彼亦言へり、「我の能くする所に非ず」。第三の長老に請ひて言へり、「長老よ、波羅提木叉を誦したまへ」。彼亦言へり、「我の能くする所に非ず」。此の如き方便によりて乃至僧伽の新参に請ひて言へり、「具壽よ、波羅提木叉を誦せよ」。彼亦言へり、「我の能くする所に非ず」。世尊に此義を告げたり。

四 「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多くの比丘等住す、愚癡不聰明なり、彼等は布薩をも……波羅提木叉を誦することをも知らず。彼等は長老に請ひて言ふ、『長老よ、波羅提木叉を誦したまへ』。彼は言ふ、『我の能くする所に非ず』。第二の長老に請ひて言ふ、『長老よ、波羅提木叉を誦したまへ』。彼亦言ふ、『我の能くする所に非ず』。

五 第三の長老に請ひて言ふ、『長老よ、波羅提木叉を誦したまへ』。彼亦言ふ、『我

の能くする所に非ず』。此の如き方便によりて乃至僧伽の新参に請ひて言ふ『具壽よ、波羅提木叉を誦せよ』。彼亦言ふ、『我の能くする所に非ず』。比丘等よ、彼比丘等は一人の比丘を四方の住處に急ぎ遣して言ふべきなり、『往け、略に或は廣く波羅提木叉を學修して來れ』」。

六　時に比丘等に思念生じたり、「何人が遣すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老比丘が新參比丘に命ずべきことを許す」。長老命ずるも新參比丘等は往かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老命ずる時は病に非ずば往かざるべからず、往かざる者は惡作に墮す」。

117

一八―一　その時、世尊はチョーダナーヷットゥに隨意の間住して後、再び王舍城に還りたまへり。その時、比丘等乞食に往けるに人々問ひて言へり、「今日は半月の何日なりや」。比丘等は言へり、「我等知らず」。人々は呟き憤り毀れり、「此沙門釋子等は半月を算ふることだに知らず、如何ぞ他の善事を知らんや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、半月を算ふるを學ぶことを許す」。

二　時に比丘等に思念生じたり、「何人か半月を算ふることを學ぶべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、〔汝等〕總て半月を算ふることを學ぶを許す」。

三　その時、比丘等乞食に往けるに人々問ひて言へり、「比丘幾何ありや」。比丘等は言へり、「我等知らず」。人々は呟き憤り毀れり、「此沙門釋子等は己等を相知らず、如何ぞ他の善事を知らんや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘を算ふることを許す」。

四　時に比丘等に思念生じたり、「何時比丘を算ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩の日に聚會を以て算へ或は籌を取ることを許す」。

一九―一　その時、比丘等は今日布薩なることを知らずして遠方の村里に乞食に往けり。彼等は、波羅提木叉を正に誦する時、或は誦し終れる時に來れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、今日布薩なるを告ぐることを許す」。時に比丘等に思念生じたり、「何人か告ぐべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老比丘、正しき時に告ぐることを許す」。その時一人の長老、正しき時に憶念せざ

りき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、食時に告ぐることを許す」。食事にも憶念せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、憶念する時に告ぐることを許す」。

118
二〇－一

その時、一の住處に於て布薩堂塵に汚れたり。客比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は布薩堂を淨めざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩堂を淨むべきことを許す」。

二　時に比丘等に思念生じたり、「何人か布薩堂を淨むべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老比丘、新參比丘に命ずべきことを許す」。長老命ずるも新參比丘は淨めざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老命ずる時は病に非ずば淨めざるべからず、淨めざる者は惡作に墮す」。

三　その時、布薩堂に座設けられず、比丘等は地に坐し、肢體も衣も塵に汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩堂に座を設くべきことを許す」。時に比丘等に思念生じたり、「何人か布薩堂に座を設くべきや」。世尊に此義を告げた

り。「比丘等よ、長老比丘、新參比丘に命ずべきことを許す」。長老比丘命ずるも新參比丘は設けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老命ずる時は病に非ずば設けざるべからず、設けざる者は惡作に墮す」。

四　その時、布薩堂に燈明無かりき。比丘等は闇の中に身をも衣をも踏みたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布薩堂に燈明を設くべきことを許す」。時に比丘等に思念生じたり、「何人か布薩堂に燈明を設くべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老比丘、新參比丘に命ずべきことを許す」。長老命ずるも新參比丘は燈明を設けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老命ずる時は病に非ずば燈明を設けざるべからず、燈明を設けざる者は惡作に墮す」。

五　その時、一の住處に於て其住處の比丘等は飲料を調へず食物を調へざりき。客比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ此住處に飲料を調へず食物を調へざるや」。
119 世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、飲料と食物とを調ふべきことを許す」。

六　時に比丘等に思念生じたり、「何人か飲料と食物とを調ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老比丘、新參比丘に命ずべきことを許す」。長老命

ずるも新参比丘は調へざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長老命ずる時は病に非ずば調へざるべからず、調へざる者は悪作に墮す」。

二一―一　その時、多くの比丘あり、愚癡不聰明なり、四方に往くに阿闍梨、和尙等に問はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に多くの比丘あり、愚癡不聰明なり、四方に往くに阿闍梨、和尙等に問はず。比丘等よ、彼阿闍梨、和尙等は問ひて言ふべきなり、『汝等は何處に往くや、何人と倶に往くや』。比丘等よ、若し彼愚癡不聰明なる者等、他の愚癡不聰明なる者等を言はゞ、比丘等よ、阿闍梨、和尙等は許すべからず。若し許さば悪作に墮す。比丘等よ、若し彼愚癡不聰明なる者等、阿闍梨、和尙等の許を得ずして往かば悪作に墮す。

二　比丘等よ、此處に一の住處に多くの比丘等住し愚癡不聰明なり。彼等は布薩をも布薩羯磨をも波羅提木叉をも波羅提木叉を誦することをも知らず。此處に一人の比丘來るあり、多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲す。比丘等よ、彼比丘等は此比丘を攝護し

攝受し迎逆し細麪、粘土、楊枝、漱水を以て承事すべし。若し攝護せず攝受せず迎逆せず細麪、粘土、楊枝、漱水を以て承事せずば惡作に墮す。

三　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多くの比丘等住す、愚癡不聰明なり。彼等は布薩をも……波羅提木叉を誦することをも知らず。比丘等よ、彼比丘等は一人の比丘を四方の住處に急ぎ遣して言ふべきなり、『往け、略に或は廣く波羅提木叉を學修して來れ』。若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば彼比丘等は總て、布薩をも……波羅提木叉を誦することをも知れる〔比丘等の〕住處に往くべきなり。若し往かずば惡作に墮す。

四　比丘等よ、此處に一の住處に於て多くの比丘等、安居に住す、愚癡不聰明なり。彼等は布薩をも……波羅提木叉を誦することをも知らず。比丘等よ、彼比丘等は一人の比丘を四方の住處に急ぎ遣して言ふべきなり、『往け、略に或は廣く波羅提木叉を學修して來れ』。若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば七日の間一人の比丘を遣して言ふべきなり、『往け略に或は廣く波羅提木叉を學修して來れ』。若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば彼比丘等は其住

處に於て安居に住すべからず。若し住さば惡作に墮す」。

二二―一　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、集會せよ、僧伽は布薩を行はん」。此の如く說きたまへる時、一人の比丘は世尊に白して言へり、「病比丘あり、來らず」。「比丘等よ、病比丘は清淨を與ふることを許す。比丘等よ、與ふるには此の如く爲すべし。彼病比丘は一人の比丘の許に到りて上衣を偏袒になし蹲居し合掌して言ふべし、『我、清淨を與ふ、我清淨を持し我清淨を告げよ』。此の如く身を以て告げ語を以て告げ身と語とを以て告げなば清淨を與へたるなり、身を以て告げず語を以て告げず身と語とを以て告げずば清淨を與へたるに非ず。

二　若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば、比丘等よ、彼病比丘を床或は小床によりて僧伽の中に伴ひ來りて布薩を行ふべし。比丘等よ、若し看病する比丘等に思念生じて『若し病者を此處より移さば病進み或は死することあるべし』と爲さば、比丘等よ、病者を其處より移すべからず、僧伽は其處に往きて布薩

を行ふべし、但し別衆にて布薩を行ふべからず、若し行はゞ惡作に墮す。
三　比丘等よ、清淨を持する者、若し清淨を受けて直ちに(僧伽より)去らば、他人に
清淨を與ふべし。比丘等よ、清淨を持する者、若し清淨を受けて直ちに還俗し、死
121 し、沙彌なりと自ら言ひ、學を棄つと自ら言ひ、極罪を犯せりと自ら言ひ、狂人なり
と……亂心者なりと……痛苦人なりと……罪を見ざるによりて擧せられたり
と……罪を懺悔せざるによりて擧せられたりと……惡見を棄てざるにより擧
せられたりと……黄門なりと……賊住者なりと……外道に歸せる者なりと…
…畜生なりと……殺母者なりと……殺父者なりと……殺阿羅漢者なりと……
比丘尼を汚せる者なりと……破和合僧者なりと……(佛身より)血を出せる者な
りと……二根者なりと自ら言はゞ他人に清淨を與ふべし。
四　比丘等よ、清淨を持する者、若し清淨を受けて途中にて(僧伽より)去らば清淨
を持し來れるに非ざるなり。比丘等よ、清淨を持する者、若し清淨を受けて途中
にて還俗し、死し……二根者なりと自ら言はゞ清淨を持し來れるに非ざるなり。
比丘等よ、清淨を持する者、若し清淨を受け僧伽に至りて後に(僧伽より)去らば清

淨を持し來れるなり。比丘等よ、淸淨を持する者、若し淸淨を受け僧伽に至りて後に還俗し、死し……二根者なりと自ら言はゞ淸淨を持し來れるなり。比丘等よ、淸淨を持する者、若し淸淨を受け僧伽に至りて眠りて告げず放逸にして告げず定に入りて告げずば淸淨を持し來れるなり、淸淨を持する者は無罪なり。比丘等よ、淸淨を持する者、若し淸淨を受け僧伽に至り故に告げずば淸淨を持し來れるなり、淸淨を持する者は悪作に墮す」。

二三―一　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、集會せよ、僧伽は羯磨を行はん」。此の如く說きたまへる時、一人の比丘は世尊に白して言へり、「病比丘あり、來らず」。「比丘等よ、病比丘は樂欲を與ふることを許す。比丘等よ、與ふるには此の如く爲すべし。彼病比丘は一人の比丘の許に到りて上衣を偏袒になし蹲居し合掌して言ふべし、『我、樂欲を與ふ、我樂欲を持し我樂欲を告げよ』。此の如く身を以て告げ語を以て告げ身と語とを以て告げなば樂欲を與へたるなり、身を以て告げず語を以て告げず身と語とを以て告げずば樂欲を與へたる

に非ず。

二　若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば、比丘等よ、彼病比丘を床或
122 は小床によりて僧伽の中に伴ひ來りて羯磨を行ふべし。比丘等よ、若し看病する比丘等に思念生じて「若し病者を此處より移さば病進み或は死することあるべし」と爲さば、比丘等よ、病者を其處より移すべからず、僧伽は其處に往きて羯磨を行ふべし、但し別衆にて羯磨を行ふべからず、若し行はゞ惡作に墮す。

三　比丘等よ、樂欲を持する者、若し樂欲を受けて直ちに〔僧伽より〕去らば、他人に樂欲を與ふべし。比丘等よ、樂欲を持する者、若し樂欲を受けて直ちに還俗し、死し……二根者なりと自ら言はゞ、他人に樂欲を與ふべし。比丘等よ、樂欲を持する者、若し樂欲を受けて途中にて〔僧伽より〕去らば樂欲を持し來れるに非ざるなり。比丘等よ、樂欲を持する者、若し…〔二・三・四參照〕…樂欲を持する者は惡作に墮す。比丘等よ、布薩の日に清淨を與ふる者は樂欲をも與ふべきことを許す、僧伽の事なればなり」。

二四—一　その時、一人の比丘、布薩の日に親族の爲に捕へられたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、布薩の日に親族の爲に捕へらる。比丘等は彼親族に言ふべし、『具壽等よ、願はくは此比丘、布薩を行ふ間須臾放したまへ』。

二　此の如くにして若し其を得ば善し、若し得ずば比丘等は彼親族に言ふべし、『具壽等よ、願はくは此比丘、淸淨を與ふる間須臾一面に居たまへ』。此の如くにして若し其を得ば善し、若し得ずば比丘等は彼親族に言ふべし、『具壽等よ、願はくは僧伽、布薩を行ふ間、須臾此比丘を境界の外に伴ひたまへ』。此の如くにして若し其を得ば善し、若し得ずば別衆を以て布薩を行ふべからず、若し行はゞ惡作に墮す。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、布薩の日に王の爲に捕へらる……乃至……盜賊の爲に捕へらる……暴惡人に捕へらる……怨敵比丘等の爲に捕へらる。比丘等は彼怨敵比丘等に言ふべし、『願はくは……〔一・**二四**・一―二に準ず〕……別衆を以て布薩を行ふべからず、若し行はゞ惡作に墮す』。

123 二五—一　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、集會せよ、僧伽の事あり」。此の如く言ひたまへる時、一人の比丘は世尊に白して言へり、「伽伽(ガッガ)と名づくる比丘あり狂者となり來らず」。「比丘等よ、狂者に二あり。狂比丘にして布薩を或は憶念し或は憶念せず、僧伽羯磨を或は憶念し或は憶念せざる者あり。定んで憶念せざる者あり。〔前者は〕布薩に或は來り或は來らず、僧伽羯磨に或は來り或は來らざるなり。〔後者は〕定んで來らざるなり。

二　比丘等よ、此中、狂者にして布薩を或は憶念し或は憶念せず、僧伽羯磨を或は憶念し或は憶念せず、布薩に或は來り或は來らず、僧伽羯磨に或は來り或は來らざる者に就て、比丘等よ、此の如き狂者には狂羯磨を與ふることを許す。

三　比丘等よ、與ふるには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け。伽伽比丘は狂者となりて布薩を或は憶念し或は憶念せず、僧伽羯磨を或は憶念し或は憶念せず、布薩に或は來り或は來らず、僧伽羯磨に或は來り或は來らず。若し僧伽に機熟さば、僧伽は狂者伽伽比丘に狂

羯磨を與ふべし、伽伽比丘が布薩を憶念するとも憶念せずとも、僧伽羯磨を憶念するとも憶念せずとも、布薩に來るとも來らずとも、僧伽羯磨に來るとも來らずとも、伽伽現在するとも伽伽現在せずとも僧伽は布薩を行ひ僧伽羯磨を行ふべし。此、表白なり。

四　僧伽よ、我言を聽け。伽伽比丘は狂者となりて布薩を……或は來らず。僧伽は狂者伽伽比丘に狂羯磨を與ふ、伽伽比丘が布薩を……來らずとも、伽伽現在するとも伽伽現在せずとも僧伽は布薩を行ひ僧伽羯磨を行はん。狂者伽伽比丘に狂羯磨を與へ……僧伽羯磨を行はんとすることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は狂者伽伽比丘に狂羯磨を與へたり、伽伽比丘が布薩を……僧伽羯磨を行はん。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

124 **二六―一**　その時、一の住處に於て布薩の日に四比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は布薩を行ふべしと定めたまへり、我等は四人なり、如何にして我等、布薩を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、四人にて波

羅提木叉を誦することを許す」。

二　その時、一の住處に於て布薩の日に三比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は四人にて波羅提木叉を誦することを許したまへり、我等は三人なり、如何にして我等布薩を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三人にては[7]清淨布薩を行ふことを許す。

三　比丘等よ、此の如く行ふべし。聰明有能なる比丘、彼比丘等に告げて言ふべし、『具壽等よ、我言を聽け。今日は十五日布薩なり。若し具壽等に機熟さば我等は相互に清淨布薩を行ふべし』。長老比丘は上衣を偏袒に爲して蹲居し合掌して彼比丘等に言ふべし、『我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ』。

四　新參比丘は上衣を偏袒に爲して蹲居し合掌して彼比丘等に言ふべし、『我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ』」。

五　その時、一の住處に於て布薩の日に二比丘住したり。時に彼比丘等に思念

生じたり、「世尊は、四人にては波羅提木叉を誦すること、三人にては清淨布薩を行ふことを許したまへり、我等は二人なり、如何にして我等、布薩を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、二人にて清淨布薩を行ふことを許す。

六　比丘等よ、此の如く行ふべし。長老比丘は上衣を偏袒に爲して蹲居し合掌して新參比丘に言ふべし、『我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、
125 我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ』。

七　新參比丘は上衣を偏袒に爲して蹲居し合掌して長老比丘に言ふべし、『我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ。我は清淨なり、我の清淨なるを知れ』。

八　その時、一の住處に於て布薩の日に一比丘住したり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、四人にては波羅提木叉を誦すること、三人にては清淨布薩を行ふこと、二人にては清淨布薩を行ふことを許したまへり、我は一人なり、如何にして我、布薩を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。

九　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に一比丘住す。比丘等よ、彼比丘

は比丘等の還り來る勤行堂、延堂、樹下に於て其處を淨め、飲料、食物を調へ、座を設け、燈明を設けて坐すべし。若し他の比丘等來らば倶に布薩を行ふべし。若し來らずば「今日は我布薩なり」と心念すべし。若し心念せずば惡作に墮す。

一〇　比丘等よ、此中、若し四比丘住するに、一人の淸淨を持し來りて三人にて波羅提木叉を誦することあるべからず、若し〔此の如く〕誦せば惡作に墮す。比丘等よ、此中、若し三比丘住するに、一人の淸淨を持し來りて二人にて淸淨布薩を行ふことあるべからず、若し〔此の如く〕行はゞ惡作に墮す。比丘等よ、此中、若し二比丘住するに一人の淸淨を持し來りて一人にて心念することあるべからず、若し〔此の如く〕心念せば惡作に墮す」。

二七―一　その時、一比丘あり、布薩の日に罪を犯したり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、罪ある者は布薩を行ふことを得ずと定めたまへり、而して我は罪を犯せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、布薩の日に罪を犯したり。比丘等よ、彼比丘は一比丘の許に到りて上

126 衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して言ふべし、『我、某甲の罪を犯したり、此を懺悔す』。此比丘は言ふべし、『汝見るや』。『然り、我見る』。『自後戒めよ』。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、布薩の日に罪あらんかと疑ふ。比丘等よ、彼比丘は一比丘の許に到りて……言ふべし、『我、某甲の罪あらんかと疑ふ。疑なき時に到りて當に彼罪を懺悔せん』。此の如く言ひて後、布薩を行ひ波羅提木叉を聞くべし、但し此に緣りて布薩の障礙を爲すべからず』。

三　その時、六群比丘は同分の罪を懺悔したり。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、同分の罪を懺悔すべからず、懺悔する者は惡作に墮す』。その時、六群比丘は同分の罪〔の懺悔〕を受けたり。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、同分の罪〔の懺悔〕を受くるべからず、受くる者は惡作に墮す』。

四　その時、一比丘あり、波羅提木叉を誦する時、罪を憶念せり。時に彼比丘に思念生じたり、『世尊は、罪ある者は布薩を行ふべからずと定めたまへり、而して我は罪を犯したり。我、如何に爲すべきや』。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、此處に比丘あり、波羅提木叉を誦する時、罪を憶念す。比丘等よ、彼比丘は隣近の比

丘に言ふべし、『我は某甲の罪を犯したり、此處より起ちて後、彼罪を懺悔せん』。此の如く言ひて後、布薩を行ひ波羅提木叉を聞くべし、但し此に緣りて布薩の障礙を爲すべからず。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、波羅提木叉を誦する時、罪あらんかと疑ふ。比丘等よ、彼比丘は隣近の比丘に言ふべし、『我、某甲の罪あらんかと疑ふ。疑なき時に至りて當に彼罪を懺悔せん』。此の如く言ひて後、布薩を行ひ波羅提木叉を聞くべし、但し此に緣りて布薩の障礙を爲すべからず」。

六　その時、一の住處に於て布薩の日に僧伽總て同分の罪を犯したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は、同分の罪を懺悔すべからず、同分の罪の懺悔を
127 受くるべからずと定めたまへり、而して此僧伽總て同分の罪を犯したり。我等、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に僧伽總て同分の罪を犯す。比丘等よ、彼比丘等は一比丘を隣近の住處に急ぎ遣して言ふべし、『往け、彼罪を懺悔して來れ、我等は汝に於て彼罪を懺悔せん』。

七　此の如くにして若し其を得ば善し。若し得ずば、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。此僧伽は總て同分の罪を犯したり。他の比丘の淸淨無罪なるを見る時に至りて當に彼に於て此罪を懺悔せん』。此の如く言ひて後、布薩を行ひ波羅提木叉を誦すべし、但し此に緣りて布薩の障礙を爲すべからず。

八　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に僧伽總て同分の罪あらんかと疑ふ。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。此僧伽は總て同分の罪あらんかと疑ふ。疑なき時に至りて當に此罪を懺悔せん』。此の如く言ひて後、布薩を行ひ波羅提木叉を誦すべし、但し此に緣りて布薩の障礙を爲すべからず。

九　比丘等よ、此處に一の住處に於て安居に入れる時、僧伽、同分の罪を犯す。比丘等よ、彼比丘等は一比丘を……〔Ⅱ二・二七・六―七〕……若し得ずば七日の間一比丘を遣して言ふべし、『往け、彼罪を懺悔して來れ、我等は汝に於て彼罪を懺悔せん』」。

一〇　その時、一の住處に於て僧伽總て同分の罪を犯したり、其罪の名をも類を

も知らざりき。其時、他の比丘來れり、多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し、賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲す。一比丘あり、彼比丘の許に到れり、到りて彼比丘に言へり、「若し如是如是のことを行はゞ何の罪を犯すと名づくるや」。

一一　彼言へり、「如是如是のことを行はゞ某甲の罪を犯すなり。汝此罪を犯さば其罪を懺悔せよ」。彼言へり、「獨り我のみ此罪を犯せるには非ず、此僧伽總て此罪を犯したり」。彼言へり、「他人の犯と不犯とは汝に於て何かせん。願はくは己の罪より出離せよ」。

一二　時に彼比丘は此比丘の言によりて彼罪を懺悔して後、彼比丘等の許に到れり、到りて彼比丘等に言へり、「如是如是のことを行はゞ某甲の罪を犯すなり汝等此罪を犯せば其罪を懺悔せよ」。時に彼比丘等は彼比丘の言によりて其罪を懺悔せんと欲せざりき。世尊に此義を告げたり。

一三　「比丘等よ、此處に一の住處に於て僧伽總て同分の罪を犯す、其罪の名をも類をも知らず。其時、他の比丘來る、多聞にして……學を欲す。一比丘あり、彼比

丘の許に到る、到りて彼比丘に言ふ、『若し如是如是のことを行はゞ何の罪を犯すと名づくるや』。

一四　彼言ふ、『如是如是のことを行はゞ某甲の罪を犯すなり。汝此罪を犯さば其罪を懺悔せよ』。彼言ふ、『獨り我のみ此罪を犯せるには非ず、此僧伽總て此罪を犯したり』。彼言ふ、『他人の犯と不犯とは汝に於て何かせん。願はくは己の罪より出離せよ』。

一五　比丘等よ、若し彼比丘、此比丘の言によりて彼罪を懺悔して後、彼比丘等の許に到り、到りて彼比丘等に言ふ、『如是如是のことを行はゞ某甲の罪を犯すなり、汝等此罪を犯せば其罪を懺悔せよ』。比丘等よ、若し彼比丘等、彼比丘の言によりて其罪を懺悔せば善し、若し懺悔せずば、比丘等よ、彼比丘は欲せずば彼比丘等に言ふを要ひず」。

〔第二〕チョーダナーヴァットゥ誦品畢

二八―一　その時、一の住處に於て布薩の日に多く[8]其住處の比丘等集會せり、四人或は〔四人を〕過ぎたり。彼等は、他に其住處の比丘等にして未だ來らざりし者

129 あるを知らざりき。彼等は法に適へりと思ひ律に適へりと思ひ別衆にして和合なりと思ひて布薩を行ひ波羅提木叉を誦したり。彼等正に波羅提木叉を誦せる時、他に其住處の比丘等にして來れる者あり、其數多かりき。世尊に此義を告げたり。

二　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘等にして未だ來らざる者あることを知らず。彼等は法に適へりと思ひ律に適へりと思ひ別衆にして和合なりと思ひて布薩を行ひ波羅提木叉を誦す。彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦する者に罪なし。

三　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔Ⅱ一・二八・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數相等し。已誦の分を善く已誦となし餘の分を聞くべし、誦する者に罪なし。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔Ⅱ一・二八・二〕…彼等正に波羅提木

叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數少し。已誦の分を善く已誦となし餘の分を聞くべし、誦する者に罪なし。

四　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に……(二・二八・二)……彼等正に波羅提木叉を誦し已れる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦する者に罪なし。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に……(二・二八・二)……彼等正に波羅提木叉を誦し已れる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數相等し。已誦の分を善く已誦となし彼等に清淨を告ぐべし、誦する者に罪なし。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に……(二・二八・二)……彼等正に波羅提木叉を誦し已れる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數少し。已誦の分を善く已誦となし彼等に清淨を告ぐべし、誦する者に罪なし。

五　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に……(二・二八・二)……彼等正に波羅提木叉を誦し已りて衆會未だ起たざる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦する者に罪なし。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二・二八・二〕…彼等正に波羅提木
130 叉を誦し已りて衆會未だ起たざる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其
數相等し。已誦の分を善く已誦となし彼等に清淨を告ぐべし、誦する者に罪な
し。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二・二八・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦し已りて衆會未だ起たざる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數少し。已誦の分を善く已誦となし彼等に清淨を告ぐべし、誦する者に罪なし。

六　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二・二八・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦し已りて一分の衆會起てる時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は……其數相等し……其數少し…〔二・二八・五に準ず…〕。

七　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二・二八・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦し已りて一切衆會起てる時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數多し……其數相等し……其數少し…〔二・二八・五に準ず〕…」

無罪十五事畢

二九―一　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘等にして未だ來らざる者あることを知る。彼等は法に適へりと思ひ律に適へりと思ひ別衆にして別衆なりと思ひて布薩を行ひ波羅提木叉を誦す。彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦せし者は惡作に墮す。

二　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二一・二九・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數相等し。已誦の分を善く已誦となし餘の分を聞くべし、誦せし者は惡作に墮す。

比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二一・二九・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數少し。已誦の分を善く已誦となし餘の分を聞くべし、誦せし者は惡作に墮す。

三　比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に…〔＝二一・二九・二〕…彼等正に波羅提木叉を誦し已れる時に…乃至…衆會未だ起たざる時…乃至…一分の衆會起て

131 る時…乃至…一切衆會起てる時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し…乃至…其數相等し…乃至…其數少し。已誦の分を善く已誦となし彼等に清淨を告ぐべし、誦せし者は惡作に墮す」。

別衆を別衆と思ふ十五事畢

三〇―一　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘等にして未だ來らざる者あることを知る。彼等は自ら布薩を行ふことの相應なるや不相應なるやを疑ひ而も布薩を行ひ波羅提木叉を誦す。彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦せし者は惡作に墮す。

二　比丘等よ、此處に…〔二・二九・二―三に準ず〕…誦せし者は惡作に墮す」。

疑惑十五事畢

三一―一　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘等にして未だ來らざる者

あることを知る。彼等は自ら布薩を行ふことは相應にして不相應には非ずと惡作の性ありて布薩を行ひ波羅提木叉を誦す。彼等正に波羅提木叉を誦する時他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦せし者は惡作に墮す。

二　比丘等よ、此處に…〔二・二九・二―三に準ず〕…誦せし者は惡作に墮す」。

惡作性十五事畢

三二―一　「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘等にして未だ來らざる者あることを知る。彼等は「〔來らざる者等は〕失し去れ滅し去れ、彼等を以て何をかせん」といひて不和合を願ひて布薩を行ひ波羅提木叉を誦す。彼等正に波羅提木叉を誦する時、他に其住處の比丘等にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び波羅提木叉を誦すべし、誦せし者は偸蘭遮に墮す。

132 二　比丘等よ、此處に…〔二・二九・二―三に準ず、但し「惡作に墮す」に代るに「偸蘭遮に墮す」を以てす〕…偸蘭遮に墮す」。

不和を願ふ十五事畢

七十五事畢

三三―一 「比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に多く其住處の比丘等集會す、四人或は〔四人を〕過ぐ。彼等は、他に其住處の比丘等にして正に境界内に入る者あることを知り、他に其住處の比丘等にして已に境界内に入りたる者あることを知り、他に其住處の比丘等にして正に境界内に入る者あることを見、他に其住處の比丘等にして已に境界内に入りたる者あることを見、他に其住處の比丘等にして正に境界内に入る者あることを聞き、他に其住處の比丘等にして已に境界内に入りたる者あることを聞く。

其住處〔の比丘〕に其住處〔の比丘〕を對して一百七十五の三重あり、其住處〔の比丘〕に客〔比丘〕を對し、客〔比丘〕に其住處〔の比丘〕を對し、客〔比丘〕に客〔比丘〕を對して廣説せば七百の三重あり」。

三四―一 「比丘等よ、此處に其住處の比丘は十四日を、客〔比丘〕は十五日を〔布薩と

なすに〕、若し其住處〔の比丘〕數多くば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に從ふべし、若し數相等しくば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に從ふべし、若し客〔比丘〕數多くば其住處〔の比丘〕は客〔比丘〕に從ふべし。

二　比丘等よ、此處に其住處の比丘は十四日を〔布薩となすに〕、若し其住處〔の比丘〕數多くば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に從ふべし、若し數相等しくば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に從ふべし、若し客〔比丘〕數多くば其住處〔の比丘〕は客〔比丘〕に從ふべし。

三　比丘等よ、此處に其住處の比丘は初日を、客〔比丘〕は十五日を〔布薩となすに〕、若し其住處〔の比丘〕數多くば其住處〔の比丘〕は、若し欲せずば、客〔比丘〕に和合を與ふるを要ひず、客〔比丘〕は境界外に往きて布薩を行ふべし。若し數相等しくば其住處〔の比丘〕は、若し欲せずば、客〔比丘〕に和合を與ふるを要ひず、客〔比丘〕は境界外に往きて布薩を行ふべし。若し客〔比丘〕數多くば其住處〔の比丘〕は客〔比丘〕に和合を與ふべく或は境界外に往くべし。

133 四　比丘等よ、此處に其住處の比丘は十五日を、客〔比丘〕は初日を〔布薩となすに〕、若

し其住處〔の比丘〕、數多くば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に和合を與ふべく或は境界外に往くべし。若し數相等しくば客〔比丘〕は其住處〔の比丘〕に和合を與ふべく或は境界外に往くべし。若し客〔比丘〕數多くば客〔比丘〕は、若し欲せずば其住處〔の比丘〕に和合を與ふるを要ひず、其住處〔の比丘〕は境界外に往きて布薩を行ふべし。

五　比丘等よ、此處に客比丘あり、其住處の比丘の居住者の行相、居住者の記相、居住者の因相、居住者の表標の善く表示せられ、床、小床、敷布、枕、飲料、食物の善く調へられ、房舍の善く淨められたるを見る、見て、其住處の比丘居るや居らずやと疑ふ。

六　彼等、疑ひて尋ねず、尋ねずして布薩を行ふ、惡作に墮す。彼等、疑ひて尋ぬ、尋ねて見ず、見ずして布薩を行ふ、罪なし。彼等、疑ひて尋ぬ、尋ねて見る、見て倶に布薩を行ふ、罪なし。彼等、疑ひて尋ぬ、尋ねて見る、見て各別に布薩を行ふ、惡作に墮す。彼等、疑ひて尋ぬ、尋ねて見る、見て「失し去れ滅し去れ、彼等を以て何かせん」といひて不和合を願ひて布薩を行ふ、偷蘭遮に墮す。

七　比丘等よ、此處に客比丘あり、其住處の比丘の居住者の行相、居住者の記相、居住者の因相、居住者の表標、經行の跫音、讀誦の聲、咳嗽の聲、噴嚏の聲を聞く、聞いて

其住處の比丘居るや居らずやと疑ふ。彼等…〔＝二・三四・六〕…偸蘭遮に墮す。

八　比丘等よ、此處に其住處の比丘あり、客比丘の客の行相、客の記相、客の因相、客の表標、未知の鉢、未知の衣、未知の座、洗足水を流したるを見る、見て客比丘居るや居らずやと疑ふ。彼等…〔＝二・三四・六〕…偸蘭遮に墮す。

九　比丘等よ、此處に其住處の比丘あり、客比丘の客の行相、客の記相、客の因相、客の表標、來る跫音、履を掃ふ音、咳嗽の聲、噴嚔の聲を聞く、聞いて客比丘居るや居らずやと疑ふ。彼等…〔＝二・三四・六〕…偸蘭遮に墮す。

一〇　比丘等よ、此處に客比丘あり、其住處の比丘にして異住なる者を見る。彼等は同住なる者と思ふ、同住なる者と思ひて問はず、問はずして倶に布薩を行ふ、罪なし。彼等問ふ、問ひて留意せず、留意せずして倶に布薩を行ふ、惡作に墮す。彼等問ふ、問ひて留意せず、留意せずして各別に布薩を行ふ、罪なし。

一一　比丘等よ、此處に客比丘あり、其住處の比丘にして同住なる者を見る。彼等は異住なる者と思ふ、異住なる者と思ひて問はず、問はずして倶に布薩を行ふ、惡作に墮す。彼等問ふ、問ひて留意す、留意して各別に布薩を行ふ、惡作に墮す。

彼等問ふ、問ひて留意す、留意して倶に布薩を行ふ、罪なし。

一二　比丘等よ、此處に其住處の比丘あり、客比丘にして異住なる者を見る。彼等は同住なる者と思ふ……〔=二一・三四・一〇〕……罪なし。

一三　比丘等よ、此處に其住處の比丘あり、客比丘にして同住なる者を見る。彼等は異住なる者と思ふ……〔=二一・三四・一二〕……罪なし」。

三五—一　「比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。

二　比丘等よ、布薩の日に有比丘の非住處より無比丘の住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の非住處より無比丘の非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比

丘等よ、布薩の日に有比丘の非住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。

三　比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の
135 住處或は非住處より無比丘の非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。

四　比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より異住比丘の居るべき有比丘の非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に……〔二・三五・一―三に準ず〕……比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處或は非住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。

五　比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし。比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處より同住比丘の居るべき有比丘の非住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし……比丘等よ、布薩の日に有比丘の住處或は非住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし」。

三六―一　「比丘等よ、比丘尼の坐せる衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。比丘等よ、式叉摩那の……沙彌の……沙彌尼の……學を棄てたる者の……極罪を犯せる者の坐せる衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。

二　罪を見ざるによりて擧せられたる者の坐せる衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は法に隨つて處分すべし。罪を懺悔せざるによりて擧せられたる者の……惡見を棄てざるによりて擧せられたる者の坐せる衆會に於

て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は法に隨つて處分すべし。

三　黄門の坐せる衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。136 賊住者の…乃至…外道に歸せる者の……畜生の……殺母者の……殺父者の……殺阿羅漢者の……比丘尼を汚せる者の……破和合僧者の……〔佛身より血を出せる者の……〕二根者の坐せる衆會に於て波羅提木叉を誦すべからず、誦する者は惡作に墮す。

四　比丘等よ、衆會の未だ起さゞる時を除いては、別住者の淸淨を與ふるによりて布薩を行ふべからず。比丘等よ、布薩〔日〕に非ざるに布薩を行ふべからず、但し僧伽の和合を得たる時を除く」。

第三布薩犍度誦品〔畢〕

❾此犍度に八十六事あり。攝頌に言ふ。

(一)外道と瓶沙王、(二)集會默然「
(三)〔說〕法、(四)獨居〔宴默〕、(五)波羅提木叉、(六)日日〔讀誦〕、(七)〔半月〕一度

（八）衆會に隨って誦す、（九）和合、（一〇）〔一住處〕和合、（一一）曼直

（一二）境界、（一三）〔過〕大〔境界〕、（一四）河を〔隔つる境界〕、（一五）各各〔房舍〕、（一六）二〔布薩堂〕、（一七）〔極〕小〔布薩堂〕

（一八）新參〔比丘〕、（一九）王舍城、（二〇）境界の〔三衣〕不離

（二一）定むるには境界を先にし解くには境界を後にす

（二二）未だ定めずば村里境界を〔用ふ〕、（二三）河、海、湖にては水を迸らす

（二四）〔境界を〕雜ふ、（二五）〔境界を〕覆ふ

（二六）〔布薩日に〕幾何ありや、（二七）〔布薩〕羯磨、（二八）〔波羅提木叉の〕讀誦、（二九）蠻族、

（三〇）〔障礙〕なき時

（三一）法、（三二）律、（三三）脅す、（三四）律に於て脅す

（三五）罪を難ず、（三六）許可を得、（三七）非法の非議

（三八）四五人、（三九）〔所見を〕說く、（四〇）故に〔聞えざらしむ〕、（四一）勸む

（四二）在家の居る〔衆會〕、（四三）求められずして〔誦す〕、（四四）チョーダナー〔ワットゥ〕、（四五）知らず

憶念せず
(五四)塵に汚る、(五五)座、(五六)燈明、(五七)四方に〔往く〕、(五八)他の多聞〔比丘〕
(五九)急ぎ〔遣す〕、(六〇)安居布薩、(六一)清浄羯磨、(六二)親族
(六三)伽伽、(六四)四〔比丘〕、(六五)三〔比丘〕、(六六)二〔比丘〕、(六七)一〔比丘〕、(六八)罪、(六九)
同分〔の罪〕、(七〇)〔罪を憶念す
(七一)僧伽總て〔罪を犯す〕、(七二)〔罪あらんかと〕疑ふ、(七三)知らず、(七四)多聞〔比丘〕
(七五)數多し、(七六)數相等し、(七七)數少し、(七八)衆會未だ起たず
(七九)一分起つ、(八〇)總て〔起つ〕、(八一)知る、(八二)疑ふ
(八三)相應なりとなして悪作の性あり、(八四)知りて、(八五)見て、(八六)聞いて
(八七)舊〔比丘〕と[10]客〔比丘〕、(八八)十四日と十五日
(八九)初日と十五日、(九〇)記相ある二種の共住者
(九一)別住者の布薩、(九二)僧伽の和合を得るに非ずば〔布薩日の外に布薩を

行はず」

此の如き攝頌を說いて事を解說す

註❶「五罪」とは波羅夷罪、僧殘罪、波逸提罪、波提舍尼罪、惡作の五なり。「七罪」とは五罪の他に偸蘭遮罪、惡說の二を加ふ。

❷「三衣と不離」(ticīvarena avippavāsaṁ)。不失衣と譯す。三衣を離すも罪とならざるなり。律藏第三卷二六二頁以下(南傳大藏經第一卷四四五頁)參照。

❸「七の中」(sattabbhantarā)。原註には「アッバンタラ」とは二十八肘の長さなりと言へり。今は「中」の義に解す。何れにするも明瞭ならざるが如し。

❹「淸淨」(pārisuddhi)。己の淸淨なることを傳へて布薩會に出席するに代ふるなり。

❺「樂欲」(chanda)。病の爲に羯磨に缺席する比丘が己の意志を傳へしむるなり。漢譯に「淸淨欲」といふことあるは前の「淸淨」と此との二を合せしものなり。

❻「狂羯磨」(ummattakasammati)。直譯せば「狂者として承認すること」。今は義譯を用ふ。

❼「淸淨布薩」(pārisuddhi-uposatha)。五分律には「向他說淨」といふ。

❽「其住處の比丘」(āvasikā bhikkhū)。漢譯にては「客比丘」に對して「舊比丘」といふ。

❾「此犍度に八十六事」。數へ方必ずしも一致せず。以下の文は後世の附加ならん。

❿「客」。底本 āgantu をシャム本によりて āgantukā と改む。

Vassūpanāyikakkhandhaka 入雨安居犍度

syn.: 結制安居（ケツセイアンキョ）. SC: Vassūpanāyikakkhandhaka

第三入雨安居犍度

一―一　その時佛世尊は王舍城（ラーヂャガハ）、竹林（ヱールヴナ）迦蘭陀迦園（カランダカニヴーパ）に住したまへり。その時世尊は未だ比丘等に雨安居を定めたまはざりき。此處に彼比丘等は夏時も冬時も雨時も遊行せり。

二　人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は冬時も夏時も雨時も遊行して青草を踐蹋し一❶根の命を害し多くの小有命を殺すや。彼外道等は其法惡說なるも雨安居を求めて此を構ふ、彼鳥等は樹の頂に巢を作り雨安居を求めて此を構ふ。然るに彼沙門釋子等は冬時も夏時も雨時も遊行して青草を踐蹋し一根の命を害し多くの小有命を殺す」。

三　比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、雨安居に入ることを許す」。

二—一　時に比丘等に思念生じたり、「何時雨安居に入るべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、雨期に雨安居に入ることを許す」。

二　時に比丘等に思念生じたり、「入雨安居に幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、入雨安居に二あり、前と後となり。前〔安居〕は頞沙荼の滿月の翌日に入るべく後〔安居〕は頞沙荼の滿月より一月後に入るべし。比丘等よ、此の如く入雨安居に二あり」。

138
三—一　その時、六群比丘は雨安居に入り雨安居の中にありながら遊行せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は冬時も夏時も雨時も遊行して青草を践蹋し一根の命を害し多くの小有命を殺すや。彼外道等は其法惡説なるも雨安居を求めて此を構ふ、彼鳥等は樹の頂に巣を作り雨安居を求めて此を構ふ。然るに彼沙門釋子等は冬時も夏時も雨時も遊行して青草を践蹋し一根の命を害し多くの小有命を殺す」。

二　比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は雨安居に入り雨安居の中にありながら遊行するや」。彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此縁により此時に於て法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、雨安居に入りて前の三月若しくは後の三月を住せざる間は遊行に出づるべからず、出づる者は悪作に墮す」。

四―一　その時、六群比丘は雨安居に入るを欲せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、雨安居に入らざるべからず、入らざる者は悪作に墮す」。

二　その時、六群比丘は入雨安居の日に安居に入るを欲せず故(ことさら)に住處を出でたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、入雨安居の日に安居に入るを欲せず故に住處を出づるべからず、出づる者は悪作に墮す」。

三　その時、摩竭國の洗尼瓶沙(セーニヤビンビサーラ)王は雨安居を延期せしめんと欲し比丘等の許に使を遣りて言へり、「次の滿月の日に雨安居に入りたまへ」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、王に隨順することを許す」。

五—一　その時、世尊は隨意の間、王舍城に住したまひて後、舍衞城（サーヴァッティー）に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。其處に世尊は舍衞城、祇樹林、給孤獨園に住したまへり。その時、拘薩羅（コーサラ）國に憂陀延（ウデーナ）といふ優婆塞あり、僧伽の爲に精舍を建立せり。彼、比丘等の許に使を遣りて言へり、「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」。

二　比丘等言へり、「世尊は、雨安居に入りて前の三月若しくは後の三月を住せざる間は遊行に出づるべからずと定めたまへり。憂陀延優婆塞は、比丘等が雨安居を住する間待ちたまへ、雨安居より出でなば往かん。若し彼、急を要さば彼處の住處の比丘等の許に精舍を獻じたまへ」。

三　憂陀延優婆塞は呟き憤り毀れり、「我、使を遣れるに如何ぞ來らざるや、我は施者なり、作者なり、僧伽の近侍者なり」。比丘等は憂陀延優婆塞の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。

四　時に世尊は此緣により此時に於て法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、

「比丘等よ、若し七種の人より七日間の所用の爲に使を受けなば往くことを許す、使を受けずば然らず、〔七種の人とは〕比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、優婆塞、優婆夷なり。比丘等よ、此の如き七種の人より七日間の所用の爲に使を受けなば往くことを許す、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

五　比丘等よ、此處に優婆塞あり、僧伽の爲に精舍を建立す。若し彼、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

六　比丘等よ、此處に優婆塞あり、僧伽の爲に平覆屋を建立し、殿樓を建立し、樓房を建立し、地窟を建立し、房舍を建立し、藏庫を建立し、勤行堂を建立し、火堂を建立し、用房を建立し、厠房を建立し、經行處を建立し、經行堂を建立し、井を建立し、井堂
140 を建立し、暖房を建立し、暖房堂を建立し、小池を建立し、延堂を建立し、園を建立し、園地を建立す。若し彼、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往

くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

七　比丘等よ、此處に優婆塞あり、數多の比丘等の爲に…乃至…一人の比丘の爲に精舍を建立し、平覆屋を建立し、殿樓を建立し…〔II・三・五・六〕…七日にして還るべし。

八　比丘等よ、此處に優婆塞あり、比丘尼僧伽の爲に…乃至…數多の比丘尼の爲に…乃至…一人の比丘尼の爲に…乃至…數多の式叉摩那の爲に…乃至…一人の式叉摩那の爲に…乃至…數多の沙彌の爲に…乃至…一人の沙彌の爲に…乃至…數多の沙彌尼の爲に…乃至…一人の沙彌尼の爲に精舍を建立し、平覆屋を建立し、殿樓を建立し、樓房を建立し、地窟を建立し、房舍を建立し、藏庫を建立し、勤行堂を建立し、火堂を建立し、用房を建立し、❷厠房を建立し、經行處を建立し、經行堂を建立し、井を建立し、井堂を建立し、小池を建立し、延堂を建立し、園を建立し、園地を建立す。若し彼、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

九　比丘等よ、此處に優婆塞あり、己の爲に住居を建立し…乃至…臥處を建立し、

小屋を建立し、塔を建立し、天幕を建立し、店を建立し、店屋を建立し、殿樓を建立し、樓房を建立し、地窟を建立し、房舍を建立し、勤行堂を建立し、火堂を建立し、厨房を建立し、廁房を建立し、經行處を建立し、經行堂を建立し、非を建立し、非堂を建立し、暖房を建立し、暖房堂を建立し、小池を建立し、廷堂を建立し、園を建立し、園地を建立し、或は男子の爲に婚を求め、或は女子の爲に婚を求め、或は病み、或は著名の經を讀誦す。若し彼、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、此經滅せざる前に此經を學びたまへ」といひ、或は他に所用所作あり、或は彼、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

一〇　比丘等よ、此處に優婆夷あり、僧伽の爲に精舍を建立す。若し彼女、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

一一　比丘等よ、此處に優婆夷あり、僧伽の爲に平覆屋を建立し…〔II三・五・六〕…園地を建立す。若し彼女、比丘等の許に…〔II三・五・一〇〕…七日にして還るべし。

一二　比丘等よ、此處に優婆夷あり、數多の比丘等の爲に…乃至…一人の比丘の爲に…乃至…比丘尼僧伽の爲に…乃至…數多の比丘尼の爲に…乃至…一人の比丘尼の爲に…乃至…數多の式叉摩那の爲に……一人の式叉摩那の爲に、數多の沙彌の爲に、一人の沙彌の爲に、數多の沙彌尼の爲に、一人の沙彌尼の爲に…乃至…已の爲に住居を建立し…乃至…臥處を建立し…〔II三・五・九〕…或は病み、或は著名の經を讀誦す。若し彼女、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、此經滅せざる前に此經を學びたまへ」といひ或は他に所用所作あり、或は彼女、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

一三　比丘等よ、此處に比丘ありて僧伽の爲に……比丘尼ありて僧伽の爲に……式叉摩那ありて僧伽の爲に……沙彌ありて僧伽の爲に……沙彌尼ありて僧

伽の爲に……數多の比丘の爲に……一人の比丘の爲に……比丘尼僧伽の爲に……數多の比丘尼の爲に……一人の比丘尼の爲に……數多の式叉摩那の爲に……一人の式叉摩那の爲に……數多の沙彌の爲に……一人の沙彌の爲に……
142 數多の沙彌尼の爲に……一人の沙彌尼の爲に……己の爲に精舍を建立し……〔Ⅱ三・五・八〕……園地を建立す。若し彼女、比丘等の許に使を遣して「來りたまへ、我、布施を與へ法を聞き比丘等を見んと欲す」と言ひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし」。

六―一　その時、一人の比丘あり、病めり。彼、比丘等の許に使を遣りて言へり、「我、病む、比丘等よ來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五種の人に七日間の所用あらば使を受けずとも往くことを許す、況や使を受くるおや、〔五種の人とは〕比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼なり。比丘等よ、此の如き五種の人に七日間の所用あらば使を受けずとも往くことを許す、況や使を受くるおや。七日にして還るべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、病む。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、病む、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、病者の食を求めん、看病者の食を求めん、病者の醫藥を求めん、問訊せん、看護せん』。七日にして還るべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、不欣喜を生ず。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、不欣喜を生ず、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、不欣喜を滅せん、〔不欣喜を〕滅せしめん、爲に法を說かん』。七日にして還るべし。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、惡作(悔疑)を生ず。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、惡作を生ず、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、惡作を除かん、〔惡作を〕除かしめん、爲に法を說かん』。七日にして

還るべし。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、成見を生ず。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、
143 成見を生ず、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日
間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念す
べし〕、『我、成見を離せん、〔成見を〕離せしめん、爲に法を說かん』。七日にして還る
べし。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、尊法を犯して別住に當る。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、尊法を犯して別住に當る、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて別住を與へしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

七　比丘等よ、此處に比丘あり、本日治に當る。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、本日治に當る、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思

念すべし」、『我、勤めて本日治を與へしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

八　比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵に當る。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、摩那埵に當る、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし」、『我、勤めて摩那埵を與へしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

九　比丘等よ、此處に比丘あり、出罪に當る。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、出罪に當る、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし」、『我、勤めて出罪を與へしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

一〇　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽は爲に羯磨を行はんと欲す、苦切、依止、驅出、下意、擧罪なり。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『僧伽は我爲に羯磨を行はんと

欲す、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、
144 『如何にして僧伽をして羯磨を行ふことなからしめん、或は轉じて輕減せしめん』。七日にして還るべし。

一一　或は彼の爲に僧伽已に羯磨を行ふ、苦切…… 擧罪なり。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『僧伽、我爲に羯磨を行へり、比丘等よ來りたまへ、比丘等の來らるるを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『如何にして正しく行ぜしめ從順ならしめ罪を免れしめ僧伽をして羯磨を止めしめん』。七日にして還るべし。

一二　比丘等よ、此處に比丘尼あり、病む。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、病む、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、病者の食を求めん、看病者の食を求めん、病者の醫藥を求めん、問訊せん、看護せん』。七日にして還るべし。

一三　比丘等よ、此處に比丘尼あり、不欣喜を生ず。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、不欣喜を生ず、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、不欣喜を滅せん、〔不欣喜を〕滅せしめん、爲に法を說かん』。七日にして還るべし。

一四　比丘等よ、此處に比丘尼あり、惡作を生ず。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、惡作を生ず、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、惡作を除かん、〔惡作を〕除かしめん、爲に法を說かん』。七日にして還るべし。

一五　比丘等よ、此處に比丘尼あり、成見を生ず。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、成見を生ず、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、成見を離せん、〔成見を〕離せしめん、爲に法を說かん』。七日にし

て還るべし。

一六　比丘等よ、此處に比丘尼あり、尊法を犯して摩那埵に當る。若し彼女、比丘
145 等の許に使を遣りて『我、尊法を犯して摩那埵に當る、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて摩那埵を與へしめん』。七日にして還るべし。

一七　比丘等よ、此處に比丘尼あり、本日治に當る。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、本日治に當る、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて本日治を與へしめん』。七日にして還るべし。

一八　比丘等よ、此處に比丘尼あり、出罪に當る。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、出罪に當る、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて出罪を與へしめん』。七日にして還るべし。

一九　比丘等よ、此處に比丘尼あり、僧伽は爲に羯磨を行はんと欲す、苦切、依止、驅出、下意、擧罪なり。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『僧伽、我爲に羯磨を行はんと欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『如何にして僧伽をして羯磨を行ふことなからしめん、或は轉じて輕減せしめん』。七日にして還るべし。

二〇　或は彼女の爲に僧伽已に羯磨を行ふ、苦切……擧罪なり。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『僧伽、我爲に羯磨を行へり、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『如何にして正しく行ぜしめ從順ならしめ罪を免れしめ僧伽をして羯磨を止めしめん』。七日にして還るべし。

二一　比丘等よ、此處に式叉摩那あり、病む。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、病む、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし、

『我、病者の食を求めん、看病者の食を求めん、病者の醫藥を求めん、問訊せん、看護せん』。七日にして還るべし。

二二　比丘等よ、此處に式叉摩那あり、不欣喜を生ず……乃至……惡作を生ず……成見を生ず……學〔處〕を犯す。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、學〔處〕を犯せり、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて〔再び〕學〔處〕を受けしめん』。七日にして還るべし。

二三　比丘等よ、此處に式叉摩那あり、具足戒を受けんと欲す。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、具足戒を受けんと欲す、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勤めて具足戒を受けしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

二四　比丘等よ、此處に沙彌あり、病む。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、病む、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あ

らば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、病者の食を求めん、看病者の食を求めん、病者の醫藥を求めん、問訊せん、看護せん』。七日にして還るべし。

二五　比丘等よ、此處に沙彌あり、不欣喜を生ず……乃至……惡作を生ず……成見を生ず……[3]幾歳なるかを問はんと欲す。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、幾歳なるかを問はんと欲す、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、問はん、說かん』。七日にして還るべし。

二六　比丘等よ、此處に沙彌あり、具足戒を受けんと欲す。若し彼、比丘等の許に使を遣りて『我、具足戒を受けんと欲す、比丘等よ、來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受せずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我勤めて具足戒を受けしめん、〔表白を〕唱へん、衆會〔に加りて〕數を滿たさん』。七日にして還るべし。

二七　比丘等よ、此處に沙彌尼あり、病む。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、

病む、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所
147 用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、
『我、病者の食を求めん、看病者の食を求めん、病者の醫藥を求めん、問訊せん、看護せ
ん』。七日にして還るべし。

二八　比丘等よ、此處に沙彌尼あり、不欣喜を生ず……乃至……惡作を生ず……成見を生ず……幾歳なるかを問はんと欲す。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、幾歳なるかを問はんと欲す、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、問はん、說かん』。七日にして還るべし。

二九　比丘等よ、此處に沙彌尼あり、學〔處〕を受けんと欲す。若し彼女、比丘等の許に使を遣りて『我、學〔處〕を受けんと欲す、尊者等よ、來りたまへ、尊者等の來らるゝを欲す』といひ、比丘等よ、七日間の所用あらば使を受けずとも往くべし、況や使を受くるおや、〔而して思念すべし〕、『我、勸めて學〔處〕を受けしめん』。七日にして還るべし』。

七—一　その時一人の比丘あり彼の母病めり。彼女は子の許に使を遣りて言へり、「我、病む、我子よ來れ、子の來るを欲す」。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、七種の人より七日間の所用の爲に使を受けなば往くべく使を受けずば然らずと定め、五種の人に七日間の所用あらば使を受けずとも往くべく況や使を受くるおやと〔定めたまへり〕、而して我母病むも彼女は優婆夷に非ず、我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

二　「比丘等よ、七種の人に七日間の所用あらば使を受けずとも往くことを許す、況や使を受くるおや、〔七種の人とは〕比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、母、父なり。比丘等よ、此の如き七種の人に七日間の所用あらば使を受けずとも往くことを許す、況や使を受くるおや。七日にして還るべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、彼の母病む。若し彼女、子の許に使を遣りて「我、病む、我子よ來れ、子の來るを欲す」といひ…(＝三・六・二)…七日にして還るべし。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、彼の父病む。若し彼、子の許に使を遣りて「我、病む、

我子よ來れ、子の來るを欲す」といひ…〔II三・六・二〕…七日にして還るべし。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、彼の兄弟病む。若し彼、兄弟の許に使を遣りて「我、病む、我兄弟よ來れ、兄弟の來るを欲す」といひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、彼の姉妹病む。若し彼女、兄弟の許に使を遣りて「我、病む…〔II三・七・五〕…七日にして還るべし。

七　比丘等よ、此處に比丘あり、彼の親族病む。若し彼、比丘の許に使を遣りて「我、病む、來りたまへ、來らるゝを欲す」といひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし。

八　比丘等よ、此處に比丘の交友あり、病む。若し彼、比丘等の許に使を遣りて「我、病む、比丘等よ來りたまへ、比丘等の來らるゝを欲す」といひ、比丘等よ、七日間の所用の爲に使を受けなば往くべし、使を受けずば然らず。七日にして還るべし」。

八―一　その時、僧伽の精舍朽ちたり。一人の優婆塞あり、森林に於て材を斫ら

しめたり。彼、比丘等の許に使を遣りて言へり、『若し彼材を運びたまはゞ我、彼材を與へん』。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の事によりて往くことを許す。七日にして還るべし」。

雨安居誦品畢

九―一　その時、拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れる比丘等あり、猛獸の爲に惱され、或は捕へられ或は殺されたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり猛獸の爲に惱され、或は捕へられ或は殺さる。此を障礙と爲して去るべし、雨安居を破る罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、蛇の爲に惱され、或は蛟まれ或は殺さる。此を……罪なし。

二　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、盜賊の爲に惱され、或は掠奪せられ或は毆打せらる。此を……罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、畢舍遮の爲に惱され、或は憑かれ或は精を奪はる。此を……罪なし。

三　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、其村、火の爲に燒かれ、比丘等は食に困憊す。此を……罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、其

臥具床座、火の爲に燒かれ、比丘等は臥具床座に困憊す。此を…… 罪なし。

四　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、其村、水に漂はされ、比丘等は食に困憊す。此を…… 罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、其臥具床座、水に漂はされ、比丘等は臥具床座に困憊す。此を…… 罪なし。

一〇―一　その時、一住處に於て雨安居に入れる比丘等あり、其村は盜賊を避けて移れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、村の移れる處に往くことを許す」。村は二分せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、多數のもの丶處に往くことを許す」。多數のものは信心なく淨心なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、信心あり淨心あるもの丶處に往くことを許す」。

一一―一　その時、拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れる比丘等あり、麤、妙ともに食を滿足に得ず、希求に應ぜざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、麤、妙ともに食を滿足に得ず、希求に應ぜず。此

を障礙と爲して去るべし、雨安居を破る罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、麤、妙の食を滿足に得、希求に應ず、〔而も〕所應の食を得ず。此を……罪なし。

二　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、麤、妙の食を滿足に得、希求に應じ、所應の食を得、〔而も〕所應の醫藥を得ず。此を……罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘等あり、麤、妙の食を滿足に得、希求に應じ、所應の食を得、所應の醫藥を得、〔而も〕相稱の侍者を得ず。此を……罪なし。

三　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、女人彼を誘ひて言ふ、『いざ汝に黃金を與へん、妙色金を與へん、田を與へん、[4]土地を與へん、牡牛を與へん、牝牛を與へん、奴僕を與へん、女(むすめ)を與へて妻と爲さん、我、汝の妻とならん、他の女人を以て娶はさん』。此に於て若し比丘に思念生じて『世尊は、心は容易に變轉すと說きたまへり。或は我梵行に障礙あらん』と爲さば去るべし。雨安居を破る罪なし。

四　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、婬女彼を誘ひ…乃至…年長童女彼を誘ひ……黃門彼を誘ひ……親族彼を誘ひ……國王彼を誘ひ……盜賊彼を

誘ひ……惡人彼を誘ひて言ふ、『いざ、汝に黄金を與へん……女を與へて妻と爲さん、他の女人を以て娶はさん』。此に於て若し比丘に思念生じて……罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、無主の財を見る。此に於て若し比丘に思念生じて……罪なし。

五　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、數多の比丘等の破僧を企つるを見る。此に於て若し比丘に思念生じて『世尊は、破僧は重大なりと說きたまへり。我現前に破僧あるべからず』と爲さば去るべし。雨安居を破る罪なし。比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、數多の比丘等、破僧を企つと聞く。此に於て……罪なし。

六　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘等、破僧を企つと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘等は我友なり、我、彼等に言はん、世尊は、破僧は重大なりと說きたまへり、具壽等は破僧を悅ぶこと勿れと。』彼等は我言に從ひ恭敬聽聞せん』と爲さば去るべし。安居を破る罪なし。

七　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘等、

破僧を企つと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘等は我友には非ざるも彼等の友は我友なり、我、彼〔友〕に言ひ友は彼等に言はん、世尊は…〔Ⅱ三・一一・六〕…罪なし。

八　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘等、破僧をなせりと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘等は我友なり、我、彼等に言はん、世尊は…〔Ⅱ三・一一・六〕…罪なし。

九　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘等、破僧をなせりと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘等は我友には非ざるも彼等の友は我友なり、我、彼〔友〕に言ひ友は彼等に言はん、世尊は…〔Ⅱ三・一一・六〕…罪なし。

一〇　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘尼等、破僧を企つと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘尼等は我友なり、我、彼女等に言はん、世尊は、破僧は重大なりと說きたまへり、姉妹等は破僧を悅ぶこと勿れと。彼女等は我言に從ひ恭敬聽聞せん』と爲さば去るべし。安居を

破る罪なし。

一一　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘尼等破僧を企つと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘尼等は我友には非ざるも彼女等の友は我友なり、我、彼〔友〕に言ひ友は彼女等に言はん、世尊は…〔＝三・一一・二〇〕…罪なし。

一二　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘尼等、破僧をなせりと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘尼等は我友なり、我、彼女等に言はん、世尊は…〔＝三・一一・二〇〕…罪なし。

一三　比丘等よ、此處に雨安居に入れる比丘あり、某甲の住處に於て數多の比丘尼等、破僧をなせりと聞く。此に於て若し比丘に思念生じて『彼比丘尼等は我友には非ざるも彼女等の友は我友なり、我、彼〔友〕に言ひ友は彼女等に言はん、世尊は…〔＝三・一一・二〇〕…罪なし。

152 一二―一　その時、一人の比丘あり、牛舍に於て雨安居に入らんと欲せり。世尊

に此義を告げたり。「比丘等よ、牛舍に於て雨安居に入ることを許す」。牛舍移れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、牛舍の處に往くことを許す」。

二　その時、一人の比丘あり、入雨安居近き時に旅商と倶に往かんと欲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、旅商の中にありて雨安居に入ることを許す」。

その時、一人の比丘あり、入雨安居近き時に船に乘りて往かんと欲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、船に於て雨安居に入ることを許す」。

三　その時、比丘等、樹の洞に於て雨安居に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し樹神の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、樹の洞に於て雨安居に入るべからず、入る者は惡作に墮す」。

四　その時、比丘等、樹の杈に於て雨安居に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し獵夫の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、樹の杈に於て雨安居に入るべからず、入る者は惡作に墮す」。

五　その時、比丘等、露地に於て雨安居に入り天雨ふれば或は樹下に或は拈筏樹の洞に走り寄れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、露地に於て雨安居に入

るべからず、入る者は悪作に堕す」。
六　その時、比丘等、臥具床座無くして雨安居に入り寒冷に困憊し著熱に困憊せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、臥具床座無くして雨安居に入るべからず、入る者は悪作に堕す」。
七　その時、比丘等、納屍堂に於て雨安居に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し火葬夫の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、納屍堂に於て雨安居に入るべからず、入る者は悪作に堕す」。
八　その時、比丘等、傘蓋の下に雨安居に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し放牛人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、傘蓋の下に雨安居に入るべからず、入る者は悪作に堕す」。
153
九　その時、比丘等、土管の中にて雨安居に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、土管の中にて雨安居に入るべからず、入る者は悪作に堕す」。

一三―一　その時、舍衛國の僧伽は相約して雨安居の間は出家せしむべからずと爲せり。毘舍佉鹿母の孫、比丘等の許に到りて出家せんと請へり。比丘等は言へり、「僧伽は相約して雨安居の間は出家せしむべからずと爲せり。比丘等雨安居を住する間待て。雨安居より出でなば出家せしめん」。時に比丘等は雨安居より出でて毘舍佉鹿母の孫に言へり、「今出家せよ」。彼言へり、「若し我已に出家せりせば我、欣喜せしならん。今は我、出家せじ」。

二　毘舍佉鹿母は呟き憤り毀れり、「如何ぞ此の如く相約して雨安居の間に出家せしむべからずと爲すや、何れの時か法を行ふべからざらん」。比丘等は毘舍佉鹿母の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此の如く相約して雨安居の間は出家せしむべからずと爲すべからず、爲す者は惡作に墮す」。

一四―一　その時、具壽跋難陀釋子は拘薩羅國の波斯匿王に前雨安居を約せり。彼、彼住處に往かんとして途中に衣物多き二の住處を見たり。彼に思念生じた

り、「我、當に此二の住處に於て雨安居を住すべし、此の如くせば多くの衣物を得べし」。彼、彼二の住處に於て雨安居を住せり。拘薩羅國の波斯匿王は呟き憤り毀れり、「如何ぞ跋難陀釋子は我に雨安居を約して違反するぞ。世尊は無數の方便を以て妄語を呵責し離妄語を讃嘆したまふには非ずや」。

二　比丘等は拘薩羅國の波斯匿王の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は
154 呟き憤り毀れり、「如何ぞ具壽跋難陀釋子は拘薩羅國の波斯匿王に雨安居を約して違反するぞ。世尊は無數の方便を以て妄語を呵責し離妄語を讃嘆したまふには非ずや」。

三　時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により比丘衆を集會せしめ、具壽跋難陀釋子に問ひて言ひたまへり、「跋難陀よ、汝、拘薩羅國の波斯匿王に雨安居を約して違反せりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、如何ぞ汝は拘薩羅國の波斯匿王に雨安居を約して違反するや。愚人よ、我は無數の方便を以て妄語を呵責し離妄語を讃嘆せるには非ずや。愚人よ、此は未信者をして信に入らしめ……〔=一・二五・五〕……呵責して法を

說き比丘等に告げて言ひたまへり。

四 「比丘等よ、此處に比丘あり、前雨安居を約す。彼、彼住處に往かんとして途中に衣物多き二の住處を見る。彼に思念生ず、『我、當に此二の住處に於て雨安居を住すべし、此の如くせば多くの衣物を得べし』。彼、彼二の住處に於て雨安居を住す。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て惡作に墮す。

五 比丘等よ、此處に比丘あり、前雨安居を約す。彼、彼住處に往かんとし外に於て布薩を行ひ、半月の初日に精舍に到り臥具床座を設け飲食を調へ房舍を淨め所用無きに其日に去る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て惡作に墮す。比丘等よ、此處に比丘あり……乃至……所用ありて其日に去る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て惡作に墮す。

六 比丘等よ、此處に比丘あり…… 二三日住して後に所用無きに去る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て惡作に墮す。比丘等よ、此處に比丘あり……二三日住して後に所用ありて去る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て惡作に墮す。比丘等よ、此處に比丘あり…… 二三日住して後に七日間の所

用ありて去り、彼、七日を外に過ごす。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於
て悪作に墮す。比丘等よ、此處に比丘あり……二三日住して後に七日間の所用
155 ありて去り、彼、七日の中に還る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失せず約に於て
罪なし。

七　比丘等よ、此處に比丘あり……自恣に先んずること七日にして所用ありて去る。比丘等よ、彼比丘は其住處に還るも還らざるも、比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失せず約に於て罪なし。

八　比丘等よ、此處に比丘あり、前雨安居を約す。彼、彼住處に往きて布薩を行ひ、半月の初日に精舍に到り臥具床座を設け飲食を調へ房舍を淨め所用無きに其日に去る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て悪作に墮す。

九　比丘等よ、此處に比丘あり……所用ありて其日に去る……乃至……二三日住して後に所用無きに去る……乃至……二三日住して後に所用ありて去る……乃至……二三日住して後に七日間の所用ありて去り、彼、七日を外に過ごす。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失し約に於て悪作に墮す。

一〇　……二三日住して後に七日間の所用ありて去り、彼、七日の中に還る。比丘等よ、彼比丘は前〔雨安居〕を失せず約に於て罪なし。……自恣に先んずること七日にして…〔＝三・一四・七〕…罪なし。

一一　比丘等よ、此處に比丘あり、後雨安居を約す。彼、彼住處に往かんとし外に於て布薩を行ひ、半月の初日に精舍に到り臥具床座を設け飲食を調へ房舍を淨め所用無きに其日に去る。比丘等よ、彼比丘は後雨安居を失し約に於て悪作に墮す。比丘等よ、此處に比丘あり…〔三・一四・五－一〇に準ず。「前雨安居」を「後雨安居」に、「自恣に先んずる」を「迦剌底迦月滿月に先んずる」と改む。〕…約に於て罪なし。

此〔犍度〕の攝頌に曰く

(一)〔雨安居に〕入ること、(二)何時(三)幾何、(四)中にありて〔遊行す〕

(五)〔入るを〕欲せず、(六)故意、(七)延期、(八)優婆塞

(九)病、(一〇)母、(一一)父、(一二)兄弟〔姉妹〕、(一三)親族、

(一四)比丘の交友、(一五)精舍、(一六)猛獸、(一七)蛇、

（一八）盗賊、（一九）畢舍遮、（二〇）火災の二種

（二一）水に漂はさる、（二二）〔村の〕移轉、（二三）多數の〔村〕、（二四）施者

（二五）蠱妙〔の食〕、（二六）所應〔の食〕、（二七）醫藥、（二八）侍者

（二九）女人、（三〇）婬女、（三一）童女、（三二）黄門、（三三）親族

（三四）國王、（三五）盗賊、（三六）惡人、（三七）財、（三八）破〔僧〕の八種、

（三九）牛舍、（四〇）旅商、（四一）船、（四二）洞、（四三）杈

（四四）露地の雨安居、（四五）臥具床座無し、

（四六）納屍堂、（四七）傘蓋、（四八）土管に於て〔雨安居に〕入る

（四九）〔僧伽の〕約、（五〇）約して〔違反す〕、（五一）外に於て布薩〔を行ふ〕

（五二）前〔雨安居〕と（五三）後〔雨安居〕とを理趣に應じて用ふべし

（五四）所用無きに去る、（五五）所用ありて去る、

（五六）二三日、（五七）七日間の所用、

（五八）先んずること七日にして〔去らば〕還るも還らざるも〔罪なし〕

諸事の攝頌の中の要道を聽くべし

此犍度に於て五十二事あり。

註❶「一根の命」。植物をいふと。

❷「厠房云々」を底本に脱落せり。シャム本より補ふ。

❸「幾歳なるかを問はんと欲す」。(vassaṁ pucchitukāmo)。此原文を或は「雨安居のことを問はんと欲す」とも譯し得べけんも明ならず。今は、沙彌が己の具足戒を受くる年齢に達せしや否やを問ふことゝ解す。

❹「土地」(vatthu)。通常多くは「事物」の義に用ひらるゝ語なるも、「基礎」の義より合成語の後分にては「土地」の義となることあり。

Pavāraṇākkhandhaka 自恣犍度

Figure 3: Translit.: 鉢利婆剌拏, 鉢和羅; syn.: 隨意事, 隨意
SC: Pavāraṇā

第四自恣犍度

一—一　その時、佛世尊は舍衛城、祇樹林、給孤獨園に在せり。その時、數多の同見相親の比丘等あり、拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れり。時に彼比丘等に思念生じたり、「我等、何の方便によりてか和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊することなきを得ん」。

二　時に彼比丘等に思念生じたり、「我等共に談話せず問訊せざらん。先に村里の乞食より還る者は床座を設け、洗足水、足臺、足布を調へ、盛長食器を洗ひて調へ、飲食を調へん。

三　後に村里の乞食より還る者は若し餘食ありて欲せば食ひ欲せずば青草無き處に棄て或は蟲類無き水に沈めん、彼は床座を除き洗足水、足臺、足布を納め盛長食器を洗ひて納め飲食を納め食堂を淨めん。

四　若し水瓶、食瓶、澡瓶の空虛なるを見ば其人は調へん、若し彼能くせずば手を

以て他の〔比丘〕を招き手振にて調へ、此に縁りて語を用ふること無けん。若し此の如くせば我等和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊することなきを得ん」。

五　時に彼比丘等は共に談話せず問訊せざりき。先に村里の乞食より還れる者は床座を設け、洗足水、足臺、足布を調へ、盛長食器を洗ひて調へたり

六　後に村里の乞食より還れる者は若し餘食ありて欲せば食ひ欲せずば青草無き處に棄て或は蟲類無き水に沈めたり。彼は床座を除き洗足水、足臺、足布を納め、盛長食器を洗ひて納め飲食を納め食堂を淨めたり。

七　若し水瓶、食瓶、澡瓶の空虛なるを見ば其人は調へたり。若し彼能くせずば手を以て他の〔比丘〕を招き手振にて調へ、此に縁りて語を用ふること無かりき。

八　慣習として雨安居より出でたる比丘等は世尊を見たてまつらんが爲に詣るなり。時に彼比丘等は雨安居より出で、三月の後に、臥具床座を納め鉢衣を持して舍衛城に往けり。次第して舍衛城、祇樹林、給孤獨園の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に敬禮して一面に坐せり。慣習として諸佛世尊は客比丘と互に

問訊したまふ。

九　時に世尊は彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、忍するや否や、足するや否や、和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊せざりしや否や」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我等和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊せざりき」。

一〇　諸の如來は知りながら問ひ、知りながら問ひたまはず、時を知りて問ひ、時を知りて問ひたまはず、諸の如來は有利のことを問ひ、無利のことを問ひたまはず、諸の如來は無利のことの橋を毀ちたまへばなり。佛世尊は二相によりて比丘等に問ひたまふ、或は法を說きたまひ、或は聲聞の爲に學處を定めたまはんとするなり。時に世尊は彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、汝等は如何にしてか和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊せざりしや」。

一一　「此處に我等、數多の同見相親の比丘等は拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れり。時に我等に思念生じたり、『我等、何の方便によりてか和合し歡喜し
159 て爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊することなきを得ん』。我等に

思念生じたり、『我等……若し此の如くせば我等和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊することなきを得ん』。時に我等は共に談話せず問訊せざりき。先に村里の乞食より還れる者は床座を設け洗足水……語を用ふること無かりき。此の如くにして我等は和合し歡喜して爭ふこと無く安樂に雨安居を住して食に困憊せざりき。

一二　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、此愚人等は非安樂に住したるに而も安樂に住したりと稱す。比丘等よ、此愚人等は畜獸の共住に住したるに而も安樂に住したりと稱す。比丘等よ、此愚人等は白羊の共住に住したるに而も安樂に住したりと稱す。比丘等よ、此愚人等は放逸人の共住に住したるに而も安樂に住したりと稱す。比丘等よ、如何ぞ此愚人等は外道の持する啞戒を持するや。

一三　比丘等よ、此は未信者をして信に入らしめ〔…乃至…〕」……呵責して法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、外道の持する啞戒を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、雨安居に住する比丘は三事によりて自恣を

行ふことを許す、〔三事とは〕見、聞、疑なり。此によりて汝等相共に隨順し罪を免れ律を尊重せん。

一四　比丘等よ、自恣を行ふには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。今日は自恣なり。若し僧伽に機熟さば僧伽は自恣を行ふべし』。長老比丘、上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して言ふべし、『我、見、聞、疑に於て僧伽に自恣を行ふ、具壽等よ、我を哀愍して語りたまへ、我、〔罪を〕見ば除かん。二たび……三たび我、見、聞、疑に於て僧伽に自恣を行ふ、具壽等よ、我を哀愍して語りたまへ、我、〔罪を〕見ば除かん』。新參比丘、上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して言ふべし、『我、見、聞、疑に於て僧伽に自恣を行ふ……二たび……三たび……我〔罪を〕見ば除かん』。

二―一　その時、六群比丘は、長老比丘等の蹲居して自恣を行へる時に、座に坐したり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は、長老比丘等の蹲居して自恣を行ふ時に、座に坐すや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比

丘等よ、六群比丘は長老……坐したりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は長老……坐すや。比丘等よ、此は未信者をして信に入らしめ(……乃至……)」……呵責して法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、長老比丘の蹲居して自恣を行ふ時に座に坐すべからず、坐する者は惡作に墮す。比丘等よ、一切の人蹲居し、自恣を行ふべきことを許す。

二　その時、一人の老羸せる比丘あり、一切の人自恣を行へる間蹲居して待ち氣を失ひて倒れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、自恣を行ふ間蹲居し自恣終らば座に坐すことを許す」。

三―一　時に比丘等に思念生じたり、「自恣[日]に幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、自恣[日]に二あり、十四日と十五日となり。比丘等よ、此の如く自恣[日]に二あり。

二　時に比丘等に思念生じたり、「自恣羯磨に幾何ありや」。世尊に此義を告げ

161

たり。「比丘等よ、自恣羯磨に四あり、非法による別衆の自恣羯磨…〔二・一四・二・三參照〕…學すべし。

三　時に世尊、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、集會せよ、僧伽は自恣を行はん」。此の如く說きたまへる時、一比丘あり、世尊に白して言へり、「病比丘あり、來らず」。「比丘等よ、病比丘は自恣を與ふることを許す。比丘等よ、自恣を與ふるは此の如く爲すべし。彼病比丘は一人の比丘の許に到り上衣を偏袒に爲して蹲居し合掌して唱ふべし、『我、自恣を與へん、我自恣を取れ、我爲に自恣を行へ』。此の如く身を以て告げ語を以て告げ身と語とを以て告げなば自恣を與へたるなり。身を以て告げず語を以て告げず身と語とを以て告げずば自恣を與へたるに非ず。

四　若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば、比丘等よ、病比丘を床或は小床によりて僧伽の中に導きて自恣を行はしむべし。比丘等よ、若し看病する比丘等に思念生じて…〔二・二二・二參照〕…僧伽は彼處に往きて自恣を行ふべし、別衆にて自恣を行ふべからず、若し自恣を行はば惡作に墮す。

五　比丘等よ、若し自恣を持する者、自恣を受けて…〔＝二・二二・三―四。但し「清淨」に代ふるに「自恣」を以てす〕…自恣を持する者は惡作に墮す。比丘等よ、自恣の日に若し僧伽の事あらば自恣を與ふる者は樂欲をも與ふることを許す」。

四―一　その時、一人の比丘あり、自恣の日に親族の爲に捕へられたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に親族の爲に捕へらる。比丘等は彼親族に言ふべし、『具壽等よ、願はくは此比丘が自恣を行ふ間、須臾此比丘を免せ』

二　若し此の如くにして其を得ば善し。若し得ずば…〔＝二・二四・二。但し「清淨」「布薩」に代ふるに「自恣」を以てす〕…若し自恣を行はば惡作に墮す。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に國王の爲に捕へらる……盜賊の爲に捕へらる……惡人の爲に捕へらる……怨敵比丘の爲に捕へらる。比丘等は彼怨敵比丘に言ふべし……別衆にて自恣を行ふべからず、若し自恣を行はば惡作に墮す」。

五―一　その時、一の住處に於て自恣の日に五人の比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、『世尊は、僧伽は自恣を行ふべしと定めたまへり、而して我等は五人なり。我等如何にして自恣を行ふべきや』。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五人は僧伽として自恣を行ふことを許す」。

二　その時、一の住處に於て自恣の日に四人の比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は、五人ならば僧伽として自恣を行ふことを許したまへり、而して我等は四人なり。我等如何にして自恣を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、四人は相互に自恣を行ふべきことを許す。

三　比丘等よ、自恣を行ふには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、彼比丘等に告げて彼比丘等に言ふべし、『具壽等よ、我言を聽け。今日は自恣なり。若し具壽等に機熟さば我等は相互に自恣を行はん』。長老比丘、上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して彼比丘等に言ふべし、『我、見、聞、疑に於て具壽等に自恣を行ふ、具壽等よ、我を哀愍して語りたまへ、我、〔罪を〕見ば除かん。二たび……三たび……除

かん』。新参比丘、上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して彼比丘等に言ふべし、『我、見、聞、疑に於て具壽等に自恣を行ふ……二たび……三たび……除かん』。」

四　その時、一の住處に於て自恣の日に三人の比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は、五人ならば僧伽として自恣を行ひ、四人ならば相互に自恣を行ふことを許したまへり、而して我等は三人なり。我等如何にして自恣を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三人は相互に自恣を行ふべきことを許す。比丘等よ、自恣を行ふには此の如く爲すべし。聰明……〔＝四・五・三〕……

163 除かん』。」

五　その時、一の住處に於て自恣の日に二人の比丘住したり。時に彼比丘等に思念生じたり、「世尊は、五人ならば僧伽として自恣を行ひ、四人ならば相互に自恣を行ひ、三人ならば相互に自恣を行ふことを許したまへり、而して我等は二人なり。我等、如何にして自恣を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、二人は相互に自恣を行ふべきことを許す。

六　比丘等よ、自恣を行ふには此の如く爲すべし。長老比丘、上衣を偏袒に爲し

蹲居し合掌して新參比丘に言ふべし、『我、見、聞、疑に於て具壽に自恣を行ふ、具壽よ、我を哀愍して語りたまへ、我、〔罪を〕見ば除かん。二たび……三たび……除かん』。新參比丘、上衣を……合掌して長老比丘に言ふべし、『我、見、聞、疑に於て具壽に自恣を行ふ……二たび……三たび……除かん』。

七　その時、一の住處に於て自恣の日に一人の比丘住したり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、五人ならば僧伽として自恣を行ひ、四人ならば相互に自恣を行ひ、三人ならば相互に自恣を行ひ、二人ならば相互に自恣を行ふことを許したまへり、而して我は一人なり。我、如何にして自恣を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。

八　「比丘等よ、此處に一の住處に於て自恣の日に一人の比丘住す。比丘等よ、彼比丘は、比丘等の還り來る勤行堂、廷堂、樹下の處を淨め飮食を調へ床座を設け燈明を點じて坐すべし。若し他の比丘等來らば倶に自恣を行ふべく、若し來らずば『今日は我自恣なり』と攝持すべし、若し攝持せずば惡作に墮す。

九　比丘等よ、五人の比丘住する處に於て一人の自恣を持し來りて四人にて僧

伽として自恣を行ふべからず、若し自恣を行はば悪作に墮す。比丘等よ、四人の比丘住する處に於て一人の自恣を持し來りて三人にて相互に自恣を行ふべからず、若し自恣を行はば悪作に墮す。比丘等よ、三人の比丘住する處に於て一人の自恣を持し來りて二人にて相互に自恣を行ふべからず、若し自恣を行はば悪作に墮す。比丘等よ、二人の比丘住する處に於て一人の自恣を持し來りて一人にて攝持すべからず、攝持せば悪作に墮す」。164

六―一　その時、一人の比丘あり、自恣の日に罪を犯せり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、罪ある者は自恣を行ふべからずと定めたまへり、而して我は罪を犯せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に……〔三・二七・一―二に準ず〕……懺悔せんと言ひて自恣を行ふべし、此に緣りて自恣に障礙を作すべからず」。

二　その時、一人の比丘あり、正に自恣を行へる時、罪を憶念せり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は、罪ある者は自恣を行ふべからずと定めたまへり、而して

我は罪を犯せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、正に自恣を行ふ時、罪を憶念す。比丘等よ、彼比丘は隣近の比丘に言ふべし、『我、某甲の罪を犯せり、此より出でて後、彼罪を懺悔せん』。此の如く言ひて自恣を行ふべし、此に緣りて自恣に障礙を作すべからず。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、正に自恣を行ふ時、罪あるやと疑ふ。比丘等よ、彼比丘は…〔二・二七・四—八に準ず〕…懺悔せんと言ひて自恣を行ふべし、此に緣りて自恣に障礙を作すべからず」。

初誦品畢

七—一　その時、一の住處に於て自恣の日に多く其住處の比丘集會せり、五人或は〔五人を〕過ぐ。彼等は他に其住處の比丘にして來らざる者あることを知らざりき。彼等は法なりと思ひ律なりと思ひ別衆を和合と思ひて自恣を行へり。彼等正に自恣を行へる時、他に其住處の比丘にして來れる者あり、其數多かりき。世尊に此義を告げたり。

二　「比丘等よ、此處に一の住處に於て自恣の日に多く其住處の比丘集會す、五人

165 或は〔五人を〕過ぐ。彼等は其住處の比丘にして來らざる者あることを知らず。彼等は法なりと思ひ律なりと思ひ別衆を和合と思ひて自恣を行ふ。彼等正に自恣を行ふ時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。

三　比丘等よ、此處に一の住處に於て自恣の日に……　彼等正に自恣を行ふ時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數相等し。已に自恣を行へる者は善く行へるなり、餘の者は自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。比丘等よ、此處に一の住處に於て布薩の日に……　彼等正に自恣を行ふ時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數少し。已に自恣を行へる者は善く行へるなり、餘の者は自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。

四　比丘等よ、此處に一の住處に於て自恣の日に……　彼等已に自恣を行ひたる時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數多し。比丘等よ、彼比丘等は再び自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。比丘等よ、此處に……　彼等已に自恣を行ひたる時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數相等し。已に自恣を

行へる者は善く行へるなり、〔後に來れる者は〕彼等の前に自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。比丘等よ、此處に……彼等已に自恣を行ひたる時、他に其住處の比丘にして來る者あり、其數少し。已に自恣を行へる者は善く行へるなり、〔後に來れる者は〕彼等の前に自恣を行ふべし、已に自恣を行へる者に罪なし。

五　比丘等よ、此處に……彼等已に自恣を行ひて衆會未だ起たざる時…〔=四・七・四〕…已に自恣を行へる者に罪なし。比丘等よ、此處に……彼等已に自恣を行ひて一分の衆會已に起てる時…〔=四・七・四〕…已に自恣を行へる者に罪なし。比丘等よ、此處に……彼等已に自恣を行ひて總て衆會已に起てる時…〔=四・七・四〕…已に自恣を行へる者に罪なし」。

無罪十五事品畢

八―一三〔二・二九―三五に準ず〕。

一四―一「比丘等よ、比丘尼の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行

ふ者は惡作に墮す。比丘等よ、式叉摩那の……沙彌の……沙彌尼の……學を棄てたる者の……極罪を犯せる者の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は惡作に墮す。

168 二　罪を見ざるにより擧せられたる者の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は法に隨つて斷ぜらるべし。罪を懺悔せざるにより擧せられたる者……惡見を棄てざるにより擧せられたる者の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は法に隨つて斷ぜらるべし。

三　黃門の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は惡作に墮す。賊住者の……外道に歸せる者の……畜生の……殺母者の……殺父者の……殺阿羅漢者の……比丘尼を汚せる者の……破和合僧者の……〔佛身より〕血を出せる者の……二根者の坐せる衆會に於て自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は惡作に墮す。

四　比丘等よ、衆會の未だ起たざる時に非ずば別住者の自恣を受けて自恣を行ふべからず。比丘等よ、自恣〔の日〕に非ずば自恣を行ふべからず、但し僧伽の和合

せる時を除く」。

一五—一　その時、拘薩羅國の一住處に於て自恣の日に蠻族の怖畏生じたり。「比丘等よ、比丘等は三語して自恣を行ふを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、再說して自恣を行ふことを許す」。蠻族の怖畏は益々激しくなれり。比丘は再說して自恣を行ふを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一說して自恣を行ふことを許す」。蠻族の怖畏は益々激しくなれり。比丘等は一說して自恣を行ふを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、雨安居に住する者齊しく唱へて自恣を行ふことを許す」。

二　その時、一住處に於て自恣の日に人々布施を供へて夜甚く更けたり。時に彼比丘等に思念生じたり、「人々布施を供へて夜甚く更けたり。若し僧伽、三語して自恣を行はば、僧伽未だ自恣を已らざるに已に夜明くるべし。我等如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

三　「比丘等よ、此處に一住處に於て自恣の日に人々布施を供へて夜甚く更く。

此に若し比丘等に思念生じて『人々……夜明くるべし』と爲さば、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。人々布施を供へて夜甚く更けたり。若し僧伽、三語して自恣を行はば僧伽未だ自恣を已らざるに已に夜明くるべし。若し僧伽に機熟さば僧伽は再說し、一說し、雨安居に住する者齊しく唱へて、自恣を行ふべし』。

四　比丘等よ、此處に一住處に於て自恣の日に比丘等は法を說き、經師は經を結集し持律者は律を決定し宣法者は法を對談し比丘等は諍論をなして夜甚く更く。此に若し比丘等に思念生じて『比丘等、諍論をなして夜甚く更けたり。若し僧伽、三語して自恣を行はば、僧伽未だ自恣を已らざるに夜明くべし』と爲さば、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。比丘等、諍論をなして夜甚く更けたり。若し僧伽、三語して自恣を行はば、僧伽未だ自恣を已らざるに已に夜明くべし。若し僧伽に機熟さば僧伽は再說し、一說し、雨安居に住する者齊しく唱へて、自恣を行ふべし』。」

五　その時、拘薩羅國の一住處に於て自恣の日に大比丘衆集會せり。彼雨の處

少きに而も大雲騰れり。時に彼比丘等に思念生じたり。「此處に大比丘衆集會して防雨の處少きに而も大雲騰れり。若し僧伽、三語して自恣を行はば、僧伽未だ自恣を已らざるに已に雨降るべし。我等、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

六　「比丘等よ、此處に一住處に於て自恣の日に大比丘衆集會して防雨の處少きに而も大雲騰る。此に若し比丘等に思念生じて『此處に大比丘等……已に雨降るべし』と爲さば、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け此の如く大比丘衆……已に雨降るべし。若し僧伽に機熟さば僧伽は再說し、一說し、雨安居に住する者齊しく唱へて、自恣を行ふべし』。

七　比丘等よ、此處に一住處に於て自恣の日に國王の障礙あり……乃至……盜賊の障礙……火の障礙……水の障礙……人の障礙……非人の障礙……猛獸の障礙……蛇の障礙……命の障礙……梵行の障礙あり。此に若し比丘等に思念生じ
170 て『此は梵行の障礙なり。若し僧伽、三語して自恣を行はば、僧伽未だ自恣を已らざるに已に梵行の障礙生ずべし』と爲さば、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふ

べし、『僧伽よ、我言を聽け。此は梵行の障礙なり。若し僧伽、三語して自恣を行はば僧伽未だ自恣を已らざるに已に梵行の障礙生ずべし。若し僧伽に機熟さば僧伽は再説し、一説し、雨安居に住する者齊しく唱へて、自恣を行ふべし』」。

一六―一 その時、六群比丘は罪ありながら自恣を行へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、罪ある者は自恣を行ふべからず、自恣を行ふ者は悪作に墮す。比丘等よ、罪ありて自恣を行ふ者には其許容を得て罪を難ずることを許す」。

二 その時、六群比丘は許容を求められて許容を與へんと欲せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、許容を與へざる者には自恣を禁ずることを許す。比丘等よ、禁ずるには此の如く爲すべし。自恣の日、〔卽〕十四日若しくは十五日に彼人の現前する時、僧伽の中に於て言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。某甲の人は罪あり、我、彼の自恣を禁ず。彼の現前せる處に於ては自恣を行ふべからず』。此の如くして自恣を禁ずるなり」。

三 その時、六群比丘は「善美の比丘、我等に自恣を禁ぜん」と爲し、先んじて清淨無

罪なる比丘等に、無事無因なるに、自恣を禁じ、已に自恣を行へる者等にも自恣を禁じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、清浄無罪なる比丘等に、無事無因なるに、自恣を禁ずべからず、禁ずる者は悪作に堕す。比丘等よ、已に自恣を行へる者等にも自恣を禁ずべからず、禁ずる者は悪作に堕す。

四　比丘等よ、自恣禁ぜらるるとは此の如く、禁ぜられずとは此の如し。比丘等よ、如何にせば自恣禁ぜられざるや。比丘等よ、若し三語して自恣を説き、語り、盡くせる時に自恣を禁ぜば、自恣は禁ぜられたるに非ず。比丘等よ、若し再説して……
……比丘等よ、若し一説して……比丘等よ、若し雨安居に住する者齊しく自恣を説
171 き、語り、盡くせる時に自恣を禁ぜば、自恣は禁ぜられたるに非ず。比丘等よ、此の如くせば自恣は禁ぜられたるに非ず。

五　比丘等よ、如何にせば自恣禁ぜられたるや。比丘等よ、若し三語して自恣を説き、語り、[1]未だ盡くさゞる時に自恣を禁ぜば、自恣は禁ぜられたるなり。比丘等よ、若し再説して……比丘等よ、若し一説して……比丘等よ、若し雨安居に住する者齊しく自恣を説き、語り、未だ盡くさゞる時に自恣を禁ぜば自恣は禁ぜられた

るなり。比丘等よ、此の如くせば自恣は禁ぜられたるなり。

六　比丘等よ、此處に自恣の日に比丘あり、〔他の〕比丘に自恣を禁ず。若し彼比丘について他の比丘等は『此具壽は身行不淨、語行不淨、命不淨、愚癡、不聰明にして問を受けて答ふること能はず』と知らば『比丘よ、止みなん、訟、諍、爭、論をなすべからず』といひ制止して、僧伽は自恣を行ふべし。

七　比丘等よ、此處に自恣の日に比丘あり、〔他の〕比丘に自恣を禁ず。若し彼比丘について他の比丘等は『此具壽は身行清淨、語行不淨、命不淨、愚癡、不聰明にして問を受けて答ふること能はず』と知らば……自恣を行ふべし。

八　比丘等よ、此處に自恣の日に比丘あり、〔他の〕比丘に自恣を禁ず。若し彼比丘について他の比丘等は『此具壽は身行清淨、語行清淨、命不淨、愚癡、不聰明にして問を受けて答ふること能はず』と知らば……自恣を行ふべし。

九　比丘等よ、此處に自恣の日に比丘あり、〔他の〕比丘に自恣を禁ず。若し彼比丘について他の比丘等は『此具壽は身行清淨、語行清淨、命清淨、愚癡、不聰明にして問を受けて答ふること能はず』と知らば……自恣を行ふべし。

一〇　比丘等よ、此處に自恣の日に比丘あり、〔他の〕比丘に自恣を禁ず。若し彼比丘について他の比丘等は『此具壽は身行清淨、語行清淨、命清淨、賢明、聰明にして問を受くれば能く答ふ』と知らば彼に言ふべし、『汝、此比丘に自恣を禁ずるは何によりて此を禁ずるや、壞戒によりて禁ずるや、壞行によりて禁ずるや、壞見によ
172 りて禁ずるや』。

一一　若し彼、說いて『我、壞戒によりて禁ず、壞行によりて禁ず、壞見によりて禁ず』と言はゞ、彼に言ふべし、『具壽よ、汝は壞戒を知るや、壞行を知るや、壞見を知るや』。若し彼、說いて『我、壞戒を知る、壞行を知る、壞見を知る』と言はゞ、彼に言ふべし、『何等をか壞戒と爲すや、何等をか壞行と爲すや、何等をか壞見と爲すや』。

一二　若し彼、說いて『四波羅夷と十三僧殘とを壞戒と爲す、偸蘭遮と波逸提と波羅提提舍尼と惡作と惡說とを壞行と爲す、邪見と邊執見とを壞見と爲す』と言はば、彼に言ふべし、『汝、此比丘に自恣を禁ずるは見によりて禁ずるや、聞によりて禁ずるや、疑によりて禁ずるや』。

一三　若し彼、說いて『我、見によりて禁ず、聞によりて禁ず、疑によりて禁ず』と言は

ば、彼に言ふべし、『汝、此比丘に見によりて自恣を禁ずるは、汝は何を見たるや、何として見たるや、何時見たるや、何處に於て見たるや、波羅夷を犯すを見たるや、僧殘を犯すを見たるや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯すを見たるや、汝は何處にありしや、此比丘は何處にありしや、汝は何を爲せしや、此比丘は何を爲せしや』。

一四　若し彼説いて『我、此比丘に見によりて自恣を禁ずるには非ず、聞によりて自恣を禁ず』と言はば、彼に言ふべし、『汝、此比丘に聞によりて自恣を禁ずるは、汝は何を聞きたるや、何として聞きたるや、何時聞きたるや、何處に於て聞きたるや、波羅夷を犯せりと聞きたるや、僧殘を犯せりと聞きたるや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯せりと聞きたるや、比丘より聞きたるや、比丘尼より聞きたるや、式叉摩那より聞きたるや、沙彌より聞きたるや、沙彌尼より聞きたるや、優婆塞より聞きたるや、優婆夷より聞きたるや、國王より聞きたるや、王臣より聞きたるや、外道より聞きたるや、外道の弟子より聞きたるや』。

一五　若し彼、説いて『我、此比丘に聞によりて自恣を禁ずるには非ず、疑によりて

自恣を禁ず』と言はば、彼に言ふべし、『汝、此比丘に疑によりて自恣を禁ずるは、汝は何を疑ふや、何として疑ふや、何時疑ふや、何處に於て疑ふや、波羅夷を犯せりと
173 疑ふや、僧殘を犯せりと疑ふや、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯せりと疑ふや、比丘より聞きて疑ふや……外道の弟子より聞きて疑ふや』。

一六　若し彼、説いて『我、此比丘に疑によりて自恣を禁ずるには非ず、何によりて此比丘に自恣を禁ずるかを我、知らず』と言ひ、比丘等よ、若し彼難詰比丘、徵問によりて有智の同梵行者の心に適はずば『難詰せられたる比丘に過なし』と爲して説を止むべし。

一七　比丘等よ、若し彼難詰比丘、無根の波羅夷を以て難ぜしことを自言せば、僧殘に處して後、僧伽は自恣を行ふべし。比丘等よ、若し彼難詰比丘、無根の僧殘を以て難ぜしことを自言せば、法の如く治して後、僧伽は自恣を行ふべし。若し彼難詰比丘、無根の偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を以て難ぜしことを自言せば、法の如く治して後、僧伽は自恣を行ふべし。

一八　比丘等よ、若し彼難詰せられたる比丘、波羅夷を犯せりと自言せば、滅擯し

て後、僧伽は自恣を行ふべし。比丘等よ、若し彼難詰せられたる比丘、僧殘を犯せりと自言せば、僧伽は自恣を行ふべし。比丘等よ、若し彼難詰せられたる比丘、偷蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯せりと自言せば、法の如く治して後、僧伽は自恣を行ふべし。

一九　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に偷蘭遮を犯す。一分の比丘等は偷蘭遮と見、一分の比丘等は僧殘と見る。比丘等よ、偷蘭遮と見る比丘等は彼比丘を一面に伴ひ、法の如く治して後、僧伽に到りて言ふべし、『彼比丘の犯せる罪を法の如く除きたり。若し僧伽に機熟さば、僧伽は自恣を行ふべし』。

二〇　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に偷蘭遮を犯す。一分の比丘等は偷蘭遮と見、一分の比丘等は波逸提と見る。一分の比丘等は偷蘭遮と見、一分の比丘等は波羅提提舍尼と見る。一分の比丘等は偷蘭遮と見、一分の比丘等は惡作と見る。一分の比丘等は偷蘭遮と見、一分の比丘等は惡説と見る。比丘等よ、偷蘭遮と見る比丘等は彼比丘を……〔＝四・一六・二九〕……僧伽は自恣を行ふべし。

二一　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に波逸提を犯す……　波羅提提舍尼を

犯す……悪作を犯す……悪説を犯す。一分の比丘等は悪説と見、一分の比丘等は僧殘と見る。比丘等よ、悪説と見る比丘は彼比丘を…〔=四・一六・一九〕…僧伽は自恣を行ふべし。

二二　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に悪説を犯す。一分の比丘等は悪説と見、一分の比丘等は偸蘭遮と見る。一分の比丘等は悪説と見、一分の比丘等は波羅提提舍尼と見る。一分の比丘等は波逸提と見る。一分の比丘等は悪説と見、一分の比丘等は悪作と見る。比丘等よ、悪説と見る比丘等は彼比丘を…〔=四・一六・一九〕…僧伽は自恣を行ふべし。

二三　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に僧伽の中に於て言ふ、『僧伽よ、我言を聽け。此の如き事あるを見る、但し其人を見ず。若し僧伽に機熟さば、事を除きて後、僧伽は自恣を行ふべし』。彼に言ふべし、『世尊は、清淨なる者〔のみ〕自恣を行ふべしと定めたまへり。若し事を見て人を見ずば直ちに此を語れ』。

二四　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に僧伽の中に於て言ふ、『僧伽よ、我言を聽け。此の如き人あるを見る、但し其事を見ず。若し僧伽に機熟さば、人を除

きて後、僧伽は自恣を行ふべし、『世尊は、和合にて自恣を行ふべしと定めたまへり。若し人を見て事を見ずば直ちに此を語れ』。

二五　比丘等よ、此處に比丘あり、自恣の日に僧伽の中に於て言ふ、『僧伽よ、我言を聽け。此の如き事と人とあるを見る。若し僧伽に機熟さば、事と人とを除きて後、僧伽は自恣を行ふべし』。彼に言ふべし、『世尊は、淸淨なる和合にて自恣を行ふべしと定めたまへり。若し事と人とを知らば直ちに此を語れ』。

175

二六　比丘等よ、若し自恣の前に事を見、後に人を見て語るは善し。比丘等よ、若し自恣の前に人を見、後に事を見て語るは善し。比丘等よ、若し自恣の前に事と人とを見、自恣を行ひて後に此を發起せば發起の波逸提なり』❷。

一七―一　その時、數多の同見相親の比丘等あり、拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れり。彼等の隣近に他の比丘等あり、常に訴訟し鬪諍し諍論し談論し僧伽に於て諍事を作せり、彼等〔も亦〕雨安居に入り、〔思念せり〕、「我等、彼比丘等の雨安居に住して自恣を行ふ時、自恣を禁ぜん」。彼比丘等聞けり、「我等の隣近に他

の比丘等あり、常に訴訟し……諍事を作す、彼等〔も亦〕雨安居に入り、〔思念す〕、『我等……禁ぜん』。我等は如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

二「比丘等よ、此處に數多の同見相親の比丘等あり、一住處に於て雨安居に入る。彼等の隣近に他の比丘等あり、常に訴訟し……諍事を作す、彼等〔も亦〕雨安居に入り、〔思念す〕、『我等……禁ぜん』。比丘等よ、彼比丘等には、十四日に二若しくは三の布薩を行ふことを許す、以て〔他の〕比丘等よりも前に自恣を行ひ得べけん。比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、住處に到らば、其住處の比丘等は速に集會して自恣を行ふべし、自恣を行ひて後に言ふべし、『我等は已に自恣を行へり、具壽等は欲するが儘に爲せ』。

三　比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、不意に彼住處に到らば、比丘等よ、其住處の比丘等は床座を設け、洗足水、足臺、足布を備へ、迎へて鉢衣を取り、水を〔欲するやと〕問ひ、彼等を謝して境界の外に往きて自恣を行ふべし、自恣を行ひて後に言ふべし、『我等は已に自恣を行へり、具壽等は欲するが儘に爲せ』。

四　若し此の如くにして其を得ば善し、若し得ずば其住處の聰明有能なる比丘、

其住處の比丘等に告げて言ふべし、『此住處の具壽等よ、我言を聽け。若し具壽
176 等に機熟さば、今布薩を行ひて波羅提木叉を誦し、次の新月に於て自恣を行はん』
比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、彼比丘等に説いて『善し、今我等と自恣を行へ』と言はば、彼等に言ふべし、『汝等は我等の自恣の主には非ず、我等は未だ自恣を行はじ』。

五　比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、新月に至るまで共に住さば、比丘等よ、其住處の比丘等に告げて言ふべし、『此住處の具壽等よ、我言を聽け。……誦し、次の滿月に於て自恣を行はん』。比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、彼比丘等に説いて『善し、今我等と自恣を行へ』と言はば彼等に言ふべし、『汝等は我等の自恣の主には非ず、我等は未だ自恣を行はじ』。

六　比丘等よ、若し彼常に訴訟し……諍事を作す比丘等、其滿月に至るまで共に住さば、比丘等よ、彼總ての比丘等は若し欲せずとも次の滿月、〔卽〕迦剌底迦月の滿月に於て自恣を行ふべし。

七　比丘等よ、若し彼比丘等、自恣を行ふ時、病者、無病者に自恣を禁ぜば、彼に言ふべし、『具壽は病者なり、世尊は、病者は問を受くるに堪へずと説きたまへり。病癒ゆるを待て、病癒えて後、若し欲せば難詰すべし』。若し此の如く説くも彼難詰せば不恭敬の波逸提なり❸。

八　比丘等よ、若し彼比丘等、自恣を行ふ時、無病者、病者に自恣を禁ぜば、彼に言ふべし、『此比丘は病者なり、世尊は、病者は問を受くるに堪へずと説きたまへり。此比丘病癒ゆるを待て、病癒えて後、若し欲せば難詰すべし』。若し此の如く説くも彼難詰せば不恭敬の波逸提なり。

九　比丘等よ、若し彼比丘等、自恣を行ふ時、病者、病者に自恣を禁ぜば彼に言ふべし、『具壽等は病者なり、世尊は、病者は問を受くるに堪へずと説きたまへり。汝等病癒ゆるを待て、病癒えて後、若し欲せば難詰すべし』。若し此の如く説くも彼難詰せば不恭敬の波逸提なり。

一〇　比丘等よ、若し彼比丘等、自恣を行ふ時、無病者、無病者に自恣を禁ぜば、僧伽は両者を問糺して法の如く治して後、僧伽は自恣を行ふべし。

177 一八―一　その時、數多の同見相親の比丘等あり、拘薩羅國の一住處に於て雨安居に入れり。彼等は和合し歡喜して爭ふこと無く住して安樂なる精舍を得たり。時に彼比丘等に思念生じたり、「我等和合し……を得たり。若し我等今自恣を行はば比丘等は自恣を已りて遊行に出でん、然らば我等は此安樂なる精舍を失ふべし。我等如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

二　「比丘等よ、此處に數多の同見相親の比丘等あり、一住處に於て雨安居に入る彼等は和合し……を得たり。若し此に彼比丘等に思念生じて『我等和合し……失ふべしと爲さば、比丘等よ、彼比丘等は自恣の攝取[4]を行ふことを許す。

三　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。總ての人々一處に集會すべし、集會して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。我等は和合し歡喜して爭ふこと無く住して安樂なる精舍を得たり。若し我等今自恣を行はば比丘等は自恣を已りて遊行に出でん、然らば我等は此安樂なる精舍を失ふべし。若し僧伽に機熟さば、僧伽は自恣の攝取を行ふべし、今は布薩を

行ひて波羅提木叉を誦し、次の迦剌底迦月の満月に僧伽、自恣を行ふべし。此、表白なり。

四　僧伽よ、我言を聴け。我等は和合し……失ふべし。僧伽は自恣の攝取を行ふ、今は布薩を行ひて波羅提木叉を誦し、次の迦剌底迦月の満月に自恣を行はん。僧伽、自恣の攝取を行ひ、今は布薩を行ひて波羅提木叉を誦し、次の迦剌底迦月の満月に自恣を行はんとするを聴す具壽は默せよ、聴さざる者は言へ。僧伽は自恣の攝取を行ひたり、今は布薩を行ひて波羅提木叉を誦し、次の迦剌底迦月の満月に自恣を行はん。僧伽は聴すが故に默す、我、此の如く知る』。

五　比丘等よ、自恣の攝取を行ひたる時、若し一人の比丘あり、説いて『我、地方に遊行に往かんと欲す、我、地方に所用あり』と言はば、彼に言ふべし、『善し、自恣を已りて後往くべし』。比丘等よ、若し彼比丘が自恣を行ひ、〔他の〕一人の比丘に自恣を禁ぜば彼に言ふべし、『汝は我自恣の主には非ず、我、未だ自恣を行はじ』。比丘等よ、若し彼比丘が自恣を行ふ時、一人の比丘あり、彼比丘に自恣を禁ぜば、僧伽は両人を問糺して法の如く治すべし。

178

六　比丘等よ、若し彼比丘、地方の所用を已りて迦剌底迦月の滿月に先んじて彼住處に還り、比丘等よ、若し比丘等が自恣を行ふ時、一人の比丘あり、彼比丘に自恣を禁ぜば彼に言ふべし、『汝は我自恣の主には非ず、我、已に自恣を行へり』。比丘等よ、若し比丘等が自恣を行ふ時、彼比丘が一人の比丘に自恣を禁ぜば、僧伽は兩人を問糺して法の如く治して後、僧伽は自恣を行ふべし』。

此犍度に於て四十六事あり、攝頌に曰く、

(一)拘薩羅國に於て雨安居に住して世尊を見たてまつらんが爲に往けり

(二)非安樂、畜獸の共住

(三)自恣を行ふ、(四)[5]床座〔に坐す〕、(五)〔自恣日の〕二、(六)〔自恣〕羯磨、(七)病〔比丘〕、(八)親族

(九)王、(一〇)盜賊、(一一)惡人、(一二)怨敵比丘

(一三)五人、(一四)四人、(一五)三人、(一六)二人、(一七)一人、(一八)罪を犯す、(一九)〔罪あるやと〕疑ふ、(二〇)〔罪を〕憶念す

(二一)總ての僧伽(二二)疑ふ、(二三)多と等と少
(二四)其住處の〔比丘〕、(二五)十四日、(二六)標識、(二七)二種の共住者
(二八)往くべき〔と往くべからざると〕、(二九)〔比丘尼等の〕坐せる〔衆會〕、(三〇)
樂欲を與ふ、(三一)自恣❻
(三二)黨族、(三三)夜更く、(三四)雲、(三五)障礙、(三六)自恣
(三七)〔許容を〕與へず、(三八)〔我等先に〕、(三九)禁ぜられず、(四〇)比丘に〔何により
て禁ずるや〕
(四一)何等をか〔壞戒、壞行、壞見と〕爲すや、(四二)見、聞、疑
(四三)難詰〔比丘〕と難詰せらるゝ〔比丘〕、(四四)偸蘭遮、(四五)事〔と人〕、(四六)訟
(四七)自恣の攝取、(四八)自恣の主に非ず

註❶「未だ盡さず」(apariyositāya)。底本には pariyositāya に作るもシャム本によりて改む。
❷「發起の波逸提」(ukkoṭanakaṁ pācittiyaṁ)。律藏原典第四卷一二六頁、波逸提第六三を參照。
❸「不恭敬の波逸提」(anādariye pācittiyaṁ)。漢譯に「輕師及戒波逸提」とあるに當る。律藏原典第四卷一一三頁、波逸提第五四。
❹「自恣の攝取」(Pavāraṇā-saṁgaha)。規定の自恣日に布薩を行ひ次の迦刺底迦月の滿月に

自恣を行ふなり。

❺「床座」(āsana)　底本の āpaṇā は誤。

❻「自恣」。底本の apavāraṇā は誤なるべし。

Cammakkhandhaka 皮革犍度（ヒカクケンド）

SC: Cammakkhandhaka

第五皮革犍度

一―一　その時、世尊は王舍城、耆闍崛山に在せり。その時、摩竭國の洗尼瓶沙王は八萬の村邑に於て主たり王たりき。その時、瞻波（チャンパー）城に首樓那二十億（ソーナ・コーリギサ）と名づくる長者子あり、柔軟にして足蹠に毛を生じたり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は彼八萬の村邑の長を集會せしめし時、一所用ありて首樓那二十億の許に使を遣して言へり、「首樓那よ來れ、我、首樓那の來るを欲す」。

二　時に首樓那二十億の父母は首樓那二十億に言へり、「首樓那よ、王は汝の足を見んと欲す。首樓那よ、王の居る方に足を伸すこと勿れ、王の前に結跏趺坐せよ、坐せば王は汝の足を見ん」。時に彼等は首樓那二十億を轎に乘せて伴へり。時に首樓那二十億は摩竭國の洗尼瓶沙王の許に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王を敬禮し王の前に結跏趺坐せり。摩竭國の洗尼瓶沙王は首樓那二十億の足蹠に毛の生ぜるを見たり。

三　時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は彼八萬の村邑の長を現法の義に於て敎誡して後、勸導して言へり、「我、汝等を現法の義に於て敎誡したり。汝等往きて世尊を禮拜したてまつれ、彼世尊は後世の義に於て敎誡したまはん」。時に彼八萬の村邑の長は耆闍崛山に往けり。

四　その時、具壽娑竭陀（サーガタ）、世尊の侍者なりき。時に彼八萬の村邑の長は具壽娑竭
180 陀の許に到れり、到りて具壽娑竭陀に言へり、「此等八萬の村邑の長は世尊を見たてまつらんが爲に此處に到れり。望むらくは我等、世尊を見たてまつるを得ん」。「然らば具壽等よ、汝等須臾此處に待て、我、世尊に白さん」。

五　時に具壽娑竭陀は彼八萬の村邑の長の眼前に於て踏石の處に沒し、世尊の前に現れて世尊に白して言へり、「此等八萬の村邑の長は世尊を見たてまつらんが爲に此處に到れり。世尊、時を知りたまへ」。「娑竭陀よ、然らば精舍の後に座を設けよ」。

六　「唯々」と具壽娑竭陀は世尊に應へまつり、小床を持して世尊の前に沒し彼八萬の村邑の長の眼前に於て踏石の處に現れて、精舍の後に座を設けたり。時に

世尊は精舍より出で精舍の後の設けの座に坐したまへり。

七　時に彼八萬の村邑の長は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に敬禮して一面に坐せり。時に彼八萬の村邑の長は唯具壽娑竭陀のみを尊崇し、世尊を尊崇すること此に如かざりき。時に世尊は彼八萬の村邑の長の心に思量する所を心に知りて具壽娑竭陀に告げて言ひたまへり、「娑竭陀よ、重ねて上人法なる神通神變を示せ」。「唯々」と具壽娑竭陀は世尊に應へまつり、空中に騰りて虛空に於て或は經行し、或は止り、或は坐し、或は臥し、或は烟を出し、或は焔を出し、或は隱沒せり。

八　時に具壽娑竭陀は虛空に於て種々の上人法なる神通神變を示して後、世尊の足を頭面を以て拜し、世尊に白して言へり、「世尊は我師にまします、我は聲聞なり、世尊は我師にまします、我は聲聞なり」。時に彼八萬の村邑の長に〔思念生じたり〕、「希有なる哉、未曾有なる哉、聲聞にして尙且、此の如き大神通を有し大威力を有す、況や師に於てをや」。よりて彼等は唯世尊のみを尊崇し、具壽娑竭陀を尊崇すること此に如かざりき。

九　時に世尊は彼八萬の村邑の長の心に思量する所を心に知りて次第して說
181 きたまへり、謂く施論、戒論、生天論、諸欲の過患、邪害、雜染なることと出離の功德を說きたまへるなり。世尊は彼等が堪任心、柔軟心、離障心、歡喜心、明淨心を生ぜるを知りたまひて、諸佛の本眞の說法を說きたまへり、〔謂く〕、苦、集、滅、道なり。譬へば清淨にして汚點なき衣が正しく染色を受くるが如く、此の如く彼八萬の村邑の長は卽ち其座に於て遠塵離垢の法眼を得たり、〔謂く集法を有するものは一切此、滅法を有すと。

一〇　彼等は已に法を見、法を得、法を知り、法に入り、疑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の敎を措いて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉、妙なる哉、譬へば倒れたるを起し、覆はれたるを開き、迷へる者に道を說き、暗中に燈明を揭げて『有眼者は色を見よ』と言ふが如く、此の如く世尊は多くの方便を以て法を說きたまへり。「我等、世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊よ、我等を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

一一　時に首樓那二十億に思念生じたり、「世尊の說きたまふ法を我知るに、家

に住しては一向に圓滿、一向に清淨にして純白なる梵行を行ずること易からず。我當に鬚髮を除き袈裟衣を著け家より出でて出家すべし」。時に彼八萬の村邑の長は世尊の所説を歡喜し隨喜し、座より起ちて世尊を敬禮し右遶をなして去れり。

一二　時に首樓那二十億は、彼八萬の村邑の長の去りて未だ久しからざるに、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して首樓那二十億は世尊に白して言へり、「世尊の說きたまふ法を……梵行を行ずること易からず。我、鬚髮を除き袈裟衣を著け家より出でて出家せんと欲す。世尊よ、我を出家せしめたまへ」。首樓那二十億は世尊の許に於て出家するを得、具足戒を得たり。具足戒を受けて未だ久しからずして具壽首樓那は尸陀林（シータヴナ）に住せり。

一三　彼、精進、勤に過ぎ經行するや足傷き經行處は血に塗れ猶し屠牛場の如くなりき。時に具壽首樓那、靜居宴默せしに心に思量生じたり、「世尊の聲聞にして勤行精進して住する者あり、我は其一人なり、而して我は未だ執著を離れ諸漏

より心解脱すること無し。而して我家には財寶あり、我、財寶を娯樂し而も福を作すことを得ん。我當に俗に歸りて財寶を娯樂し而も福を作すべし」。

一四　時に世尊は具壽首樓那の心に思惟する所を心に知り、譬へば力士が屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く、此の如く〔速に〕耆闍崛山に沒して尸陀林に現れたまへり。時に世尊は數多の比丘等と倶に臥處座處を廻りて、具壽首樓那の經行處に到りたまへり。世尊は具壽首樓那の經行處の血に塗れたるを見たまへり、見て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、此は何人の經行處なりや、血に塗れて猶し屠牛場の如し」。「具壽首樓那は精進、勤に過ぎ經行するや足傷き彼の此經行處は血に塗れて猶し屠牛場の如し」。

一五　時に世尊は具壽首樓那の精舍に到りたまへり、到りて設けの座に坐したまへり。具壽首樓那も亦世尊を敬禮して一面に坐せり。具壽首樓那、一面に坐せる時、世尊は言ひたまへり、「首樓那よ、汝、靜居宴默せし時心に思量生じて『世尊の聲聞にして……福を作すべし』と爲せしや」。「然り」。「首樓那よ、汝の意に於て如何、汝は嘗て在家なりし時に琴絃を能くせしや」。「然り」。「首樓那よ、汝の意に於て

如何、若し汝の琴絃にして急に過ぎなは、汝の琴は其時に音聲好く堪任なりや」。
「否なり」。
一六　「首樓那よ、汝の意に於て如何、若し汝の琴絃にして緩に過ぎなば、汝の琴は其時に音聲好く堪任なりや」。「否なり」。「首樓那よ、汝の意に於て如何、若し汝の琴絃にして急に過ぎず緩に過ぎず平等なる時は、汝の琴は其時に音聲好く堪任なりや」。「然り」。「首樓那よ、此の如く精進、勤に過ぎなば掉擧に至り、精進、少に過ぎな
183 ば懈怠に至る。
一七　首樓那よ、故に汝は精進平等を攝持し諸根平等に通達し其處に於て相を取れ」。「唯々」と具壽首樓那は世尊に應へたてまつれり。時に世尊は具壽首樓那を此教誡を以て教誡して後、譬へば力士が屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く、此の如く〔速に〕尸陀林の具壽首樓那の現前に沒して耆闍崛山に現れたまへり。
一八　時に具壽首樓那は後時に於て精進平等を攝持し諸根平等を通達し其處に於て相を取れり。時に彼具壽首樓那は獨住し遠離し不放逸にして力行し精

進心ありて住し久しからずして彼無上の梵行終盡を現法に於て自ら證知し現證し具足して住し、生已に盡き梵行已に立ち所作已に辨じ復後有を受けずと證知し、具壽首樓那は阿羅漢の一人となれり、此、諸善男子が正しく家を出でて出家する本懷なり。

一九　時に具壽首樓那、阿羅漢を逮得して、此の如き思念生じたり、「我當に世尊のみ許に於て自記を作すべし」。時に具壽首樓那は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽首樓那は世尊に白して言へり、

二〇　「比丘若し阿羅漢となり諸漏盡き〔梵行〕立し所作已に辨じ重擔を棄て己利を逮得し有結を斷じ正知して解脫せば、卽、六處を信解す、〔謂く〕出離を信解し、寂靜を信解し、不瞋恚を信解し、取〔蘊〕の盡を信解し、渴愛の盡を信解し無擬を信解す。

二一　一具壽に思念生じて、『此具壽は唯信のみによりて出離を信解す』と爲すことあらん。此の如く觀るべからず。漏盡比丘は〔梵行〕已に立ち所作已に辨じ己の所作をも已作の聚集をも見ず、滅盡によりて貪を離るゝが故に出離を信解

に出離を信解す。

二二　一具壽に思念生じて、『此具壽は利養恭敬名稱を欲して寂靜を信解す』と

184 爲すことあらん。此の如く觀るべからず……滅盡によりて貪を離るゝが故に寂靜を信解す、滅盡によりて瞋を離るゝが故に寂靜を信解す、滅盡によりて癡を離るゝが故に寂靜を信解す。

二三　一具壽に思念生じて、『此具壽は戒禁取を實とし此に歸して不瞋恚を信解す』と爲すことあらん。此の如く觀るべからず……滅盡によりて貪を離るゝが故に不瞋恚を信解す、滅盡によりて瞋を離るゝが故に不瞋恚を信解す、滅盡によりて癡を離るゝが故に不瞋恚を信解す。

二四　滅盡によりて貪を離るゝが故に取〔蘊〕の盡を信解す、滅盡によりて瞋を離るゝが故に取〔蘊〕の盡を信解す、滅盡によりて癡を離るゝが故に取〔蘊〕の盡を信解す。滅盡によりて貪を離るゝが故に渇愛の盡を信解す、滅盡によりて瞋を離るゝが故に渇愛の盡を信解す、滅盡によりて癡を離るゝが故に渇愛の盡を信解す。

滅盡によりて貪を離るゝが故に無癡を信解す、滅盡によりて瞋を離るゝが故に無癡を信解す、滅盡によりて癡を離るゝが故に無癡を信解す。

二五　此の如く正しく心の解脱せる比丘に於て、若し多く眼所識の色が眼に現ずとも、其心を攝取せず、其心は不雜にして安住し不動を得て滅盡を觀ず。若し多くの耳所識の聲、鼻所識の香、舌所識の味、身所識の所觸、意所識の法が意に現ずとも、其心を攝取せず、其心は不雜にして安住し不動を得て滅盡を觀ず。

二六　譬へば石山の不穿無孔なる一團より成れるは若し東方より大風雨來るとも震へず動かず搖れず、西方より……乃至……北方より……乃至……南方より……搖れざるが如く、此の如く正しく心の解脱せる比丘に於て、若し多くの眼所識の色……意所識の法が意に現ずとも、其心は……滅盡を觀ず。

二七　心の出離と寂靜とを信解し
　不瞋恚と取(蘊)の滅盡とを信解し
　渇愛の滅盡と心の無癡とを信解し
處の生起を見て心正しく解脱す

正しく解脫し心寂靜なる比丘は
已作の聚集を有せず、所作も亦無し
譬へば一團の石山が風に動かざるが如く
此の如く一切の色、聲、香、味、所觸も
可愛、非可愛の諸法も如是の人を搖がさず
心安立にして解脫し其滅を觀る

二八　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、善男子は此の如く自記を作す。義を說きて而も自我を出さず。此に一類の愚人あり、嗤ふべき自記を作す、彼等は後には損壞を受くるなり」。

二九　時に世尊は具壽首樓那に告げて言ひたまへり、「首樓那よ、汝は柔軟なり。首樓那よ、汝に一重の履を許す」。「我は八十車量の金と七象の扈從とを棄てゝ家より出でて出家せり。我に對して言ふ者あらん、『首樓那二十億は八十車量の金と七象の扈從とを棄てゝ家より出でて出家し、彼今一重の履を貪る』と。

三〇　若し世尊、比丘衆に許したまはゞ我も亦用ひん。若し世尊、比丘衆に許し

たまはずば我も亦用ふまじ」。時に世尊は此縁により法を説きたまひて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、一重の履を許す。比丘等よ、二重の履を著くるべからず、三重の履を著くるべからず、數重の履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

二―一　その時、六群比丘は總じて青なる履を著けたり……乃至……總じて黄なる履を著けたり……總じて赤なる履を著けたり……總じて茜色なる履を著けたり……總じて黑なる履を著けたり……總じて紅藍色なる履を著けたり……總じて落葉色なる履を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、總じて青なる履を著くるべからず、總じて黄なる履を著くるべからず……總じて落葉色なる履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す。

二　その時、六群比丘は青の縁ある履を著けたり……黄の縁ある履を著けたり……赤の縁ある履を著けたり……茜色の縁ある履を著けたり……黑の縁ある

履を著けたり……紅藍色の縁ある履を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、青の縁ある履を著くるべからず……落葉色の縁ある履を著くるべからず、著くる者は悪作に堕す」。

三　その時、六群比丘は踵❶を覆ふ履を著けたり、脚を覆ふ履を著けたり、上脚を覆ふ履を著けたり、綿を満たせる履を著けたり、沙鶏の翼の如き履を著けたり、羊角にて尖端を作れる履を著けたり、山羊の角にて尖端を作れる履を著けたり、蝎の尾を附けたる履を著けたり、孔雀の羽を縫附けたる履を附けたり、彩色ある履を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、踵を覆ふ履を著くるべからず……彩色ある履を著くるべからず、著くる者は悪作に堕す」。

四　その時、六群比丘は師子皮を以て飾れる履を著けたり、虎皮を以て飾れる履を著けたり豹皮を以て飾れる履を著けたり、羚羊の皮を以て飾れる履を著けたり、獺皮を以て飾れる履を著けたり、猫皮を以て飾れる履を著けたり、栗鼠の皮を

以て飾れる履を著けたり、梟の皮を以て飾れる履を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、師子皮を以て飾れる履を著くるべからず、…… 梟の皮を以て飾れる履を著くるべからず、著くる者は悪作に墮す」。

三—一　時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して乞食の爲に王舍城に入りたまへり、隨從沙門として一人の比丘倶にありき。時に彼比丘は跛して世尊の後に隨へり。時に一人の優婆塞あり、數重の履を穿ちて、世尊の遠くより來たまふを見たり。見て履を脫ぎて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に敬禮して後、彼比丘の在る處に到れり、到りて彼比丘を敬禮して言へり、

二　「如何ぞ尊者は跛するや」。「我足傷れたり」。「履を進ぜん」。「止みなん、世尊は數重の履を禁じたまへり」。「世尊言ひたまへり、「比丘よ、其履を受けよ」。時に世尊は此緣により法を說きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、捨棄せる數重の履を許す。比丘等よ、新なる數重の履を著くるべからず、著くる者は悪作に

墮す」。

四―一　その時、世尊は露地に於て履を著けずに經行したまへり。「師は履を著けずに經行したまふ」と知りて長老比丘等も亦履を著けずに經行せり。師は履を著けずに經行したまひ、長老比丘も亦履を著けずに經行せるに、六群比丘は履を著けて經行せり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「師は履を著けずに經行したまひ、長老比丘も亦履を著けずに經行するに、如何ぞ六群比丘は履を著けて經行するや」。

二　時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、師は……經行するに、六群比丘は履を著けて經行すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責して言ひたまへり、「比丘等よ、師は……經行するに、如何ぞ彼愚人等は履を著けて經行するや。比丘等よ、彼白衣の在家人すら活命の爲の工巧の故に師を尊重、恭敬、和順して住せん。

三　比丘等よ、若し汝等、此の如く善く說かれたる法と律とに於て出家して阿闍

梨、阿闍梨に等しき人、和尚、和尚に等しき人を尊重、恭敬、和順して住せば是ならん。比丘等よ、此の如きことは未信者をして信に入らしめ……乃至……」……呵責し、法を説きて、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、阿闍梨、阿闍梨に等しき人、和尚、和尚に等しき人が履を著けずに經行せば、履を著けて經行すべからず、經行する者は悪作に墮す。比丘等よ、園内に於て履を著くるべからず、著くる者は悪作に墮す」。

五―一　その時、一人の比丘あり、足の胼胝を病めり。〔他の比丘等〕、此比丘を擔ひて大小便に往かしめたり。世尊は臥處座處を廻りたまへる時、彼比丘等が此比丘を擔ひて大小便に往かしむるを見たまへり、見て彼比丘等の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘等に言ひたまへり、

二　「比丘等よ、此比丘は何を病むや」。「此具壽は足の胼胝を病む、我等、彼を擔ひて大小便に往かしむ」。時に世尊は此緣により法を說きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、足痛み、足傷れ、或は足の胼胝を病む者は履を著くるを許す」。

六―一　その時、比丘等は足を洗はずして床、小床に上り、衣と臥具床座を汚せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、當に床或は小床に上らんとせば履を著くるを許す。

二　その時、比丘等は夜分に布薩堂、集會場に往かんとして闇中に樹株、荊棘を踏みて足を痛めたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、園内に於て履を著け炬火、燈明、杖を〔持するを〕許す」。

三　その時、六群比丘は夜分晨朝時に起き、木履を穿ち、露處に於て經行し、高聲、大聲、喧騷の聲を出し、種々の畜生〔に類する〕論を爲せり、謂く、王論、盜賊論、大臣論、軍論、怖畏論、戰爭論、食論、飲論、衣服論、臥具論、華鬘論、香論、親族論、車乘論、村里論、聚落論、都城論、地方論、女人論、勇士論、街路論、池邊論、亡靈論種々論、世間譚、海譚、如是有無論なり、此の如くにして彼等は蟲類を踏みて殺し、比丘等の禪定を亂せり。

四　少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は夜分晨朝時に起き、木履を穿ち、露處に於て經行し高聲……踏みて殺し、比丘等の禪定を亂すや」。時に

彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は夜分晨朝時に起き、木履を穿ち露處に於て經行し高聲……踏みて殺し、比丘等の禪定を亂すとは眞實189なりや」。「世尊よ、眞實なり」。……乃至……呵責し、法を説きて、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、木履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

七—一　その時、世尊は王舍城に隨意の間住したる後、波羅㮈(バーラーナシー)に向つて遊行したまへり。次第に遊行して波羅㮈に到りたまへり。時に世尊は波羅㮈、仙人墮處、鹿野苑に住したまへり。その時、世尊は木履を禁じたまへるを以て、六群比丘は多羅の幼樹を柝らしめ多羅葉の履を著けたり、彼多羅の幼樹は柝られて枯れたり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は多羅の幼樹を柝らしめ多羅葉の履を著くるや、彼多羅の幼樹は柝られて枯れたり。沙門釋子等は一根の命を害す」。

二　比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は多羅の幼樹を柝らしめ多羅葉の履を著け、彼多

羅の幼樹は柝られて枯れたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は多羅の幼樹を柝らしめ多羅葉の履を著くるや、多羅の幼樹は柝られて枯れたり。比丘等よ、人々は樹に命ありと思惟す。比丘等よ、此の如きは未信者をして信に入らしめ……」……呵責し、法を說きて、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、多羅葉の履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

三　その時、世尊は多羅葉の履を禁じたまへるを以て、六群比丘は幼き竹を柝らしめ竹葉の履を著けたり……〔五・七・一―二參照〕……「比丘等よ、竹葉の履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

八―一　その時、世尊は波羅棕に隨意の間住したる後、跋提(バッティヤ)に向つて遊行したまへり。次第に遊行して跋提に到りたまへり。時に世尊は跋提勝葉林(ヂャーティヤーヷナ)に住した
190 まへり。その時、跋提比丘等は莊嚴の爲に種々の履を慣用して住せり、〔謂く〕草の履を作り、他をして作らしめ、們叉草の履を作り、他をして作らしめ、波羅波草の

履を作り、他をして作らしめ、漢陀羅草の履を作り、他をして作らしめ、迦摩羅草の履を作り、他をして作らしめ、褐の履を作り、他をして作らしめ、教示、質問、增上戒、增上心、增上慧を棄てたり。

二　少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ跋提比丘等は莊嚴の爲に種々の履を慣用して住し、草の履を作り、他をして作らしめ……教示、質問、增上戒、增上心、增上慧を棄つるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、跋提比丘等は莊嚴の爲に種々の履を慣用して住し、草の履を作り、他をして作らしめ……乃至……教示……增上慧を棄つるとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼比丘等は莊嚴の爲に種々の履を慣用して住し、草の履を作り、他をして作らしめ……乃至……教示、質問、增上戒、增上心、增上慧を棄つるや。比丘等よ、此の如きは未信者をして信に入らしめ……」。

三　呵責し、法を說きて、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、草の履を著くるべからず、們叉草の履を著くるべからず、波羅波草の履を著くるべからず、漢陀羅草の履を著くるべからず、迦摩羅草の履を著くるべからず、褐の履を著くるべ

からず、金所成の履を著くるべからず、銀所成の履を著くるべからず、摩尼所成の履を著くるべからず、瑠璃所成の履を著くるべからず、水精所成の履を著くるべからず、鍮所成の履を著くるべからず、鍮石所成の履を著くるべからず、錫所成の履を著くるべからず、鉛所成の履を著くるべからず、銅鐵所成の履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す。比丘等よ、轉用し得べき履を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す。比丘等よ、固定して轉用すべからざる三種の履を許す、「謂く」大便所の履、小便所の履、灑水所の履なり」。

九—一　その時、世尊は跋提に隨意の間住して後、舍衞城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。其時、世尊は舍衞城、祇樹林、給孤獨
191 園に住したまへり。その時、六群比丘は阿夷羅跋提(アチラヴティー)河を渡る牝牛の角を捕へ、耳を捕へ、頸を捕へ、垂肉を捕へ、背に乘り、染心を以て生支に觸れ、牝の犢を沈めて殺せり。

二　人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は河を渡る牝牛の角を捕へ…

乃至…殺すや、猶し諸欲を享くる在家人の如し」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、……とは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。……

三　呵責し法を説きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、牝牛の角を捕ふべからず、耳を捕ふべからず、頸を捕ふべからず、垂肉を捕ふべからず、背に乘るべからず、乘る者は惡作に墮す。比丘等よ、染心を以て生支に觸るゝべからず、觸るゝ者は偸蘭遮に墮す。牝の犢を殺すべからず、殺す者は法の如く治すべし」。

四　その時、六群比丘は車乘に乘りて往けり、或は[2]牝牛索きて男子御し、或は牡牛索きて女人御せるなり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し恆河摩企河に於ける(歡戲祭)の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、車乘に乘りて往くべからず、往く者は惡作に墮す」。

一〇一一　その時、一人の比丘、拘薩羅國にあり、舍衛城に往きて世尊を見たてまつらんとせしが途中にて病めり。時に彼比丘は道より離れて一樹の下に坐せ

見たてまつらんとす」。

二 「我等倶に往かん」。「我、能くせず、我、病む」。「車乘に乘りたまへ」。「止みなん、世尊は車乘を禁じたまへり」と疑惑して車乘に乘らざりき。時に彼比丘は舍衞城に往き比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者に車乘を許す」。

三 時に比丘等に思念生じたり、「牝牛の牽くものなりや、牡牛の牽くものなりや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、牡牛の牽くものと手にて牽くものを許す」。その時、一人の比丘あり、車乘の動搖の爲に却つて苦惱せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、輿、轎を許す」。

四 その時、六群比丘は高床大床を用ひたり、謂く、[3]過大の床、獸像を脚臺とせる椅子、長き山羊毛の褥、文彩ある褥、白氈の褥、花を繡せる褥、綿を滿せる褥、虎師子の像ある褥、二邊に緣ある褥、一邊に緣ある褥、寶石を鏤めたる褥、絹の褥、十六人の舞女の立ちて舞ふに足る大さの褥、象の褥、馬の褥、車の褥、羚羊皮の褥、殊勝羚羊皮の褥、

天蓋、兩邊に赤き枕ある床なり。人々は精舍を廻り、見て呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。

五 「比丘等よ、高床大床を用ふべからず、謂く、過大の床、獸像を脚臺とせる椅子、長き山羊毛の覆、文彩ある覆、白氈の覆、花を繡せる覆、綿を滿せる覆、虎師子の像ある覆、二邊に緣ある覆、一邊に緣ある覆、寶石を鏤めたる覆、絹の覆、十六人の舞女の立ちて舞ふに足る大さの覆、象の覆、馬の覆、車の覆、羚羊皮の覆、殊勝羚羊皮の覆、天蓋、兩邊に赤き枕ある床なり、用ふる者は惡作に墮す」。

六 その時、世尊、高床大床を禁じたまへるを以て、六群比丘は大なる獸皮を用ひたり、〔謂く〕師子の皮、虎の皮、豹の皮なり。此等を床の量に斷ち、小床の量に斷ち、床の內側に敷き、床の外側に敷き、小床の內側に敷き、小床の外側に敷けり。人々は精舍を廻り、見て呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、大なる獸皮を用ふべからず、〔謂く〕師子の皮、虎の皮、豹の皮なり、用ふる者は惡作に墮す」。

七 その時、世尊、大なる獸皮を禁じたまへるを以て、六群比丘は牛の皮を用ひた

り。此等を床の量に斷ち……小床の外側に敷けり。一人の惡比丘あり、一人の惡優婆塞と親交あり。時に彼惡比丘は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し彼惡優婆塞の家に到れり、到りて設けの座に坐せり。時に彼惡優婆塞は彼惡比丘の在る處に到れり、到りて彼惡比丘を敬禮して一面に坐せり。

八　時に彼惡優婆塞に犢あり、幼く麗しく美しく妙にして彩なり、猶し豹の子の如し。時に彼惡比丘は其犢を一心に凝視せり。時に彼惡優婆塞は彼惡比丘に言へり、「如何ぞ此犢を一心に凝視せらるゝや」。「我、此犢の皮を欲す」。時に彼惡優婆塞は彼犢を殺し、皮を剝ぎて彼惡比丘に與へたり。時に彼惡比丘は其皮を僧伽梨衣を以て覆ひて往けり。

九　時に彼牝牛は犢を惜しみ、彼惡比丘の後に隨へり。比丘等は言へり、「如何ぞ此牝牛は汝の後に隨ふや」。「我も亦、此牝牛が何の故に我後に隨ふやを知らず」。その時、彼惡比丘の僧伽梨衣は血に塗れてありき。比丘等は言へり、「汝は此僧伽梨衣を如何に爲せしや」。時に彼惡比丘は比丘等に此義を告げたり。「汝は殺生を行はしめたるや」。「然り」。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘は

殺生を行はしむるや」。世尊は無數の方便を以て殺生を呵責し不殺生を讃歎したまへるに非ずや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。

一〇　時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめて、彼惡比丘に問ひたまへり、「比丘よ、汝、殺生を行はしめたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。「愚人よ、如何ぞ汝は殺生を行はしむるや。愚人よ、我は無數の方便を以て殺生を呵責し不殺生を讃歎せるに非ずや。愚人よ、此の如きは未信者をして信に入らしめ……」。呵責し、法を說きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、殺生を行はしむべからず、行はしむる者は法の如く治すべし。比丘等よ、牛皮を用ふべからず、用ふる者は惡作に墮す。比丘等よ、如何なる獸皮をも用ふべからず、用ふる者は惡作に墮す」。

194 **一一一**　**その時人々は床、小床を獸皮を以て覆ひ獸皮を以て卷けり。比丘等は疑惑して坐さゞりき。**世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人の作れるものに坐すことを許す、但し臥すべからず」。その時、精舍を皮紐を以て結べり。比

丘等は疑惑して坐さゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、唯紐のみならば坐すことを許す」。

一二—一　その時、六群比丘は履を著けて村邑に入れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、履を著けて村邑に入るべからず、入る者は惡作に墮す」。その時、一人の比丘あり、病めり。彼は履を著けずしては村邑に入るを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病比丘は履を著けて村邑に入ることを許す」。

一三—一　その時、具壽摩訶迦旃延は阿槃提國、拘留歡喜山曲中に在りき。その時、優婆塞、首樓那億耳は具壽摩訶迦旃延の侍者なりき。時に優婆塞首樓那億耳は具壽摩訶迦旃延の在る處に到れり、到りて具壽摩訶迦旃延を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して優婆塞首樓那億耳は具壽摩訶迦旃延に言へり、「摩訶迦旃延の說かるゝ法を我知るに、家に住しては一向に圓滿、一向に淸淨にして純白

なる梵行を行ずること易からず。我、鬚髮を除き袈裟衣を著け家より出でて出家せんと欲す。摩訶迦旃延よ、我を出家せしめよ」。

二「首樓那よ、乃至命終るまで一臥、一食の梵行を行ふは、難し。首樓那よ、汝は其處に於て在家人として諸佛の敎なる一臥、一食の梵行を時節を以て修行せよ」。時に優婆塞首樓那億耳の有せし出家の志欲は止滅せり。二たび優婆塞首樓那

195 億耳は……乃至……三たび優婆塞首樓那億耳は具壽摩訶迦旃延の在る處に到れり……「摩訶迦旃延よ、我を出家せしめよ」。時に具壽摩訶迦旃延は優婆塞首樓那億耳を出家せしめたり。その時、阿槃提と南路（ダクキナーパタ）には比丘少かりき。時に、具壽摩訶迦旃延は、三年を經て艱難辛苦して諸所より十群比丘を集會せしめて具壽首樓那に具足戒を授けたり。

三　時に、具壽首樓那、雨安居を住し已りて靜居宴默せるに心に思量生じたり、「我は、世尊は如是如是と唯聞けるのみにして未だ現前に見たてまつらず。若し和尚我に許さば往きて彼世尊應供正等覺者を見たてまつらん」。時に具壽首樓那は夕時に宴默より起ち、具壽摩訶迦旃延の在る處に到れり、到りて具壽摩訶迦旃

延を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽首樓那は具壽摩訶迦旃延に言へり、

四「此處に我、靜居宴默せるに心に思量生じたり、『我は、世尊は如是如是と唯聞けるのみにして未だ現前に見たてまつらず。若し和尚我に許さば往きて彼世尊應供正等覺者を見たてまつらん』。若し和尚我に許さば往きて彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんとす」。「首樓那よ、善い哉、善い哉。首樓那よ、汝往きて彼世尊應供正等覺者を見たてまつれ。

五　首樓那よ、汝は、世尊の、殊妙にして歡喜すべく根寂靜、意寂靜にして最上の調伏寂靜を得て已調已護にして根を制御せる龍象にましますを見たてまつらん首樓那よ、汝は我名を以て世尊の足を頭面にて禮拜し『我和尚なる具壽摩訶迦旃延、世尊の足を頭面にて禮拜す』と言ひ、更に言へ、『阿槃提と南路には比丘少し、三年を經て艱難辛苦して諸所より十群比丘を集會せしめて具足戒を得たり。願はくは世尊よ、阿槃提と南路に於ては少數の衆を以て具足戒を授くることを許したまへ。

六　阿槃提と南路に於ては地面黒く牛の跡に踏まれて硬し。願はくば世尊よ、阿槃提と南路に於ては數重の履を許したまへ。阿槃提と南路に於ては人々洗浴を尊重し水を以て淨む。願はくば世尊よ、阿槃提と南路に於ては數々洗浴するを許したまへ。阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲す、羊皮、山羊皮、鹿皮なり。猶し中國に於ける[5]エーラグ、モーラグ、マッヂャール、ヂャントゥの如く、此の如く阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲す、羊皮、山羊皮、鹿皮なり。願はくば世尊よ、阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲すを許したまへ、羊皮、山羊皮、鹿皮なり。

七　今、人々は「此衣を某甲に與へん」と言ひて境界の外に行ける比丘等に衣を與ふ。彼等還れる時、「某甲は汝に衣を與へたり」と告ぐるも彼等は尼薩耆に墮せんかと疑惑して受けず。願はくば世尊よ、衣法を説きたまへ」。「唯々」と具壽首樓那は具壽摩訶迦旃延に應へ、座より起ちて具壽摩訶迦旃延を敬禮し右遶を爲して、臥具床座を納め、鉢衣を持して舍衞城に向つて去れり。

八　次第して舍衞國、祇樹林給孤獨園の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬

禮して一面に坐せり。時に、世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、此客比丘の爲に座を設けよ」。時に具壽阿難は、「世尊、我に命じて『阿難よ、此客比丘の爲に臥具床座を設けよ』と説きたまへるは、世尊は此比丘と倶に一精舍に住せんと欲したまふなり、世尊は具壽首樓那と倶に一精舍に住せんと欲したまふなり」と知りて、世尊の住したまふ精舍に於て具壽首樓那に臥具床座を設けたり。

九　時に世尊は夜の多分を露處に過して後、精舍に入りたまへり。具壽首樓那も亦夜の多分を露處に過して後、精舍に入れり。時に世尊は夜分晨朝時に起き、具壽首樓那を尋ねたまへり。「比丘よ、誦すべき法を辨ぜよ」。「唯々」と具壽首樓那は世尊に應へて總て[6]八部品を唱誦せり。時に、具壽首樓那、唱誦し已れる時、世尊は歡喜したまへり、「比丘よ、善い哉、善い哉。比丘よ、汝は八部品を善く受持し善
197 く作意し善く思惟せり、汝の具足せる音聲は善美、分明、淸亮にして能く義を述ぶ。比丘よ、汝は幾歲なりや」。「世尊よ、我は一歲なり」。

一〇　「比丘よ、汝は如何ぞ此の如く後れたるや」。「我、諸欲の過患を見たるは已に久し、但し家事繁多にして所作多く所用多かりき」。時に、世尊は此義を知り、此時

に於て自頌を唱へたまへり。

世間の過患を見
無依となりて法を知る
聖者は惡を欣ばず
淨淨者は敎を欣ぶ

一一　時に、具壽首樓那は、「世尊は我を悦びたまふ、我師の説けることを(告ぐべき)時は今なり」と知り、座より起ちて上衣を偏祖に爲し世尊の足を頭面を以て禮拜し、世尊に白して言へり、「我和尚なる具壽摩訶迦旃延、世尊の足を禮拜して曰す、『阿槃提と南路には…… 衣法を説きたまへ』」。時に、世尊は此縁により此時に於て法を説き、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、阿槃提と南路には比丘少し。比丘等よ、一切の邊地に於ては持律者を雜へたる五人の衆を以て具足戒を授くることを許す。

一二　此中、[7]邊地とは此の如し。東方にカヂャンガラと名づくる聚落あり、その外にマハーサーラーあり、其より外を邊地と爲し、其より中を中國と爲す。東南

方にサッラワティーと名づくる河あり、其より外を邊地と爲し、其より中を中國と爲す。南方にセータカンニカと名づくる聚落あり、其より外を邊地と爲し、其より中を中國と爲す。西方にトゥーナと名づくる婆羅門村あり、其より外を邊地と爲し、其より中を中國と爲す。北方にウシーラッダヂャと名づくる山あり、其より外を邊地と爲し、其より中を中國と爲す。比丘等よ、此の如き邊地に於ては持律者を雜へたる五人の衆を以て具足戒を授くることを許す。

一三　比丘等よ、阿槃提と南路に於ては地面黑く牛の蹄に踏まれて硬し。比丘等よ、一切の邊地に於ては數重の履を許す。比丘等よ、阿槃提と南路に於ては人人洗浴を尊重し水を以て淨む。比丘等よ、一切の邊地に於ては數々洗浴するを許す。比丘等よ、阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲す、羊皮、山羊皮、鹿皮なり、比丘等よ、猶し中國に於けるエーラグ、モーラグ、マッヂャール、ヂャントゥの如く、此の如く阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲す、羊皮、山羊皮、鹿皮なり。比丘等よ、阿槃提と南路に於ては獸皮を以て敷具と爲すを許す、羊皮、山羊皮、鹿皮なり。比丘等よ、此處に人々、『此衣を某甲に與へん』と言ひて境界の外に行

數に入らざるなり。

此犍度に於て六十三事あり。攝頌に曰く

（一）摩竭國王（二）首樓那（三）八萬の主

（四）娑竭陀、耆闍崛山に於て多くの上〔人〕法を示す

（五）出家、（六）精勤、（七）足傷る、（八）琴、（九）一重〔の履〕

（一〇）青、（一一）黄、（一二）赤、（一三）茜色、（一四）黒

（一五）紅藍色、（一六）落葉色、（一七）緣を禁じたまふ

（一八）踵を覆ふ履、（一九）脚を覆ふ履（二〇）上脚を覆ふ履（二一）綿を滿たせる履、

（二二）沙鷄の翼の如き履、（二三）羊〔角にて尖端を作れる履〕、（二四）山羊〔の角にて尖端を作れる履〕

（二五）蝎〔の尾を附けたる履〕、（二六）孔雀〔の羽を縫附けたる履〕、（二七）彩色ある履、（二八）師子〔皮を以て飾れる履〕（二九）虎〔皮を以て飾れる履〕、（三〇）豹〔皮

を以て飾れる履〕、
(三一)羚羊〔の皮を以て飾れる履〕、(三二)獺〔皮を以て飾れる履〕、(三三)猫〔皮を以て飾れる履〕、(三四)栗鼠〔の皮を以て飾れる履〕、(三五)梟〔の皮を以て飾れる履〕
(三六)〔足〕傷る、(三七)履、(三八)胼胝、(三九)足を〔洗はず〕(四〇)樹株、(四一)喧騒、
(四二)多羅、(四三)竹、(四四)草、(四五)們叉、(四六)波羅波、(四七)漢陀羅
(四八)迦摩羅、(四九)褐、(五〇)金、(五一)銀、(五二)摩尼、(五三)瑠璃
(五四)水精、(五五)鍮、(五六)鍮石(五七)錫、(五八)鉛、(五九)銅
(六〇)牝牛、(六一)車乗、(六二)病者、(六三)牡牛の牽く車、(六四)輿
(六五)臥床、(六六)大なる獣皮、(六七)牛の皮、(六八)悪〔比丘〕
(六九)在家人の作れる、(七〇)獣皮の紐、(七一)〔履を著けて村邑に〕入る、(七二)病者
(七三)摩訶迦旃延、(七四)首樓那、(七五)八部品を誦す
(七六)五人の衆の具足戒、(七七)數重の履、(七八)數々洗浴
(七九)獣皮の敷具を許す、(八〇)〔日〕數に入れず
以上の五の許可を導師は首樓那長老に與へたまへり。

註

❶「踵を覆ふ履」云々。以下列擧する履の種類を明かにせず。今は原註に基きて譯す。

❷「牝牛牽きて」云々。今は原註に隨つて譯す。英譯に「牝牛牽きて中に牡牛を雜へ、牡牛牽きて中に牝牛を雜ふ」とあるも可なり。

❸「過大の床」云々。以下の名稱一々明かならず。今は長部梵網經に對する原註に基く。

❹「首樓那億耳」(Soṇa Kuṭikaṇṇa)。四分律には唯「億耳」、五分律には「沙門億耳」といふ。今其前分の音譯を同名異人の譯例より借用す。

❺「エーラグ」等の四語は敷具の名稱なるも詳ならず。四分律の相當個處には「伊梨延陀」「耄羅」「耄々羅」「氍氀」とあり。

❻「八部品」。英譯者は此は「小部經典小經集經」の第四品を指すには非ずやと言へり。五分律には「十六義品經」とあり。

❼「邊地」。次に出す地名を明かにせず。四分律にては東方の白木調國、南方の靜善塔、西方の一師梨仙人種山、北方の柱國を以て邊地と中國とを分つと言へり。

❽「日數に入らず」。若し手に入らざるに已に日數に入るゝ時は不都合生ず。拾墮第一(「律藏」第一卷三二九頁以下)參照。

199

第六藥犍度

一—一　その時、佛世尊は舍衛城、祇樹林、給孤獨園に在せり。その時、比丘等は秋時病に罹り粥を飲みても吐き食を食しても吐けり。爲に彼等は痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せり。世尊は、彼比丘等の痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露せるを見たまへり。見て具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、如何ぞ今比丘等は痩せ麤醜となり……身に脈結を露せるや」「今比丘等は秋時病に罹り粥を飲みても吐き食を食しても吐き、爲に彼等は痩せ麤醜となり色惡く次第に黄み身に脈結を露す」。

二　時に世尊、靜居宴默したまへるに心に思量生じたり、「今比丘等は秋時病に罹り…乃至…身に脈結を露せり。我、比丘等に何の藥を許すべきや、此は世間共許の藥にして食たるに資し而も麤食ならざるものたるべし」。時に世尊に思念生じたり、「五種の藥あり、謂く、熟酥、生酥、油、蜜、糖なり、此等の藥は世間共許の藥に

して食たるに斉し而も麤食ならず。我當に比丘等に此の如き五種の藥を許し、正時に受け正時に服せしむべし」。

三　時に世尊は夕時に宴默より起ち、此緣により法を說き、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、此處に我、靜居……「麤食ならざるものたるべし」。比丘等よ、

200 時に我に思念生じたり、『五種の藥あり……乃至……我當に比丘等に此の如き五種の藥を許し、正時に受け正時に服せしむべし』。比丘等よ、彼五種の藥を正時に受け正時に服することを許す」。

四　その時、比丘等は彼五種の藥を正時に受け正時に服せり。彼等に於て平常の麤食すら消化せざりき、況や油性のものおや。爲に彼等は秋時病に罹れると、食を消化せざるとの二によりて益々瘦せ麤醜となり色惡く次第に黃み身に脈結を露せり。世尊は彼比丘等の益々……乃至……身に脈結を露せるを見たまへり。見て具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、如何ぞ今比丘等は益々瘦せ……乃至……身に脈結を露せるや」。

五　「今比丘等は彼五種の藥を正時に……二によりて益々瘦せ麤醜となり色惡

く次第に黄み身に脈結を露す」。時に世尊は此縁により法を說き、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、彼五種の藥を受けて正時にも非時にも服することを許す」。

二―一　その時、病比丘等、脂藥を須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、脂藥、〔卽〕熊の脂、魚の脂、鱷の脂、猪の脂、驢の脂を正時に受け正時に煮、正時に混じ、油と共に服することを許す。

二　比丘等よ、若し非時に受け、非時に煮、非時に混じ、若し此を服せば三事の惡作に墮す。比丘等よ、若し正時に受け、非時に煮、非時に混じ、若し此を服せば二事の惡作に墮す。比丘等よ、若し正時に受け、正時に煮、非時に混じ、若し此を服せば惡作に墮す。比丘等よ、若し正時に受け、正時に煮、正時に混じ、若し此を服せば罪なし。

三―一　その時、病比丘等、根藥を須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、

201
根薬、〔即〕姜黄、生薑、菖蒲、白菖蒲、麥冬、辛胡蓮（くろせつぶんさう）、嗢尸羅、蘇子、或は他の根薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず噉食に於て噉食たるに貪せざるものを受けて乃至命終るまで蓄へ、時に應じて服することを許す。時に遇はずして此を服せば惡作に墮す」。

二　その時、病比丘等は根薬の粉末を須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、挽臼と磨石とを許す」。

四―一　その時、病比丘等、澁薬を須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、澁薬、〔即〕荏婆の澁、クタヂャの澁、パッカワの澁、ナッタマーラの澁、或は他の澁薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず噉食に於て噉食たるに貪せざるものを受けて乃至命終るまで蓄へ、時に應じて服することを許す。時に遇はずして服せば惡作に墮す」。

五―一　その時、病比丘等、葉薬を須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、

葉薬、〔即〕荏婆の葉、クタヂャの葉、パトーラの葉、スラシの葉、カッパーシカの葉、或は他の葉薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず噉食に於て噉食たるに貪せざる…乃至…」

六―一　その時、病比丘等、果薬を須ひたり…乃至…「比丘等よ、果薬、〔即〕ギランガ、華撥、胡椒、柯子、川練、餘甘子、ゴータパラ、或は他の果薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず噉食に於て噉食たるに貪せざる…乃至…」

七―一　その時、病比丘等、樹脂薬を須ひたり…乃至…「比丘等よ、樹脂薬、〔即〕ヒング、ヒング樹脂、ヒングシパーティカ、タカ、タカパッティー、タカパンニー、サッヂュラサ、或は他の樹脂薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず…乃至…」

202

八―一　その時、病比丘等、鹽薬を須ひたり…乃至…「比丘等よ、鹽薬、〔即〕海鹽、黑鹽、岩鹽、廚鹽、赤鹽、或は他の鹽薬にして嚼食に於て嚼食たるに貪せず噉食に於て噉

食たるに貪せざるものを受けて乃至命終るまで蓄へ、時に應じて服することを許す。時に遇はずして服せば惡作に墮す」。

九―一　その時、具壽阿難の和尚なる具壽毘羅吒師子は疥癬を患ひたり。黄水の爲に彼衣、身に固著せり。比丘等は水に濕して此を離せり。世尊、臥處座處を廻り、彼比丘等が水に濕して彼衣を離すを見たまへり、見て彼比丘等の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、此比丘は何の病を患ふや」。「此具壽は疥癬を患ふ。黄水の爲に彼衣、身に固著せり。我等、水に濕して此を離すなり」。

二　時に、世尊は此緣により法を説き、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、痒、瘡、膿、疥を患ひ身に惡臭あるものには粉藥、無病者には牛糞、粘土、顏料を許す。比丘等よ、臼と杵とを許す」。

一〇―一　その時、病比丘等、篩ひたる粉藥を須ひたり……乃至……「比丘等よ、篩を許

す」。細軟なるを須ひたり〔…乃至…〕「比丘等よ、布の篩を許す」。

二　その時、一人の比丘、非人病に罹れり。阿闍梨和尚は彼を看護せるも癒すことを能はざりき。彼、屠猪場に往き生肉を食ひ生血を飲み、彼の非人病癒せり。世
203 尊に此義を告げたり。「比丘等よ、非人病の時には生肉と生血とを許す」。

一一―一　その時、一人の比丘、眼疾に罹れり。彼比丘を擔ひて大便小便に往かしめたり。世尊、臥處座處を廻りて、彼比丘等が彼比丘を擔ひて大便小便に往かしむるを見たまへり、見て彼比丘等の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、此比丘に何の病ありや」。

二「此具壽に眼疾あり、我等、彼を擔ひて大便小便に往かしむ」。時に世尊は此縁により法を説き、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、塗薬、〔卽〕黑塗薬、礬塗薬、長石塗薬、紅土子、煤烟を許す」。塗料に混ずる香料を須ひたり…乃至…「比丘等よ、栴檀、零凌香、隨時檀、達子香、蘇子を許す」。

一二—一　その時、比丘等は細末塗薬を小鉢、小皿に置けり。草粉、細塵を蒙れり……「比丘等よ、塗薬筐を許す」。その時、六群比丘は種々の塗薬筐を用ひたり、金所成、銀所成なり。人々は呟き憤き毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の塗薬筐を用ふべからず、用ふる者は悪作に堕す。比丘等よ、骨所成、角所成、葦所成、竹所成、木所成、樹脂所成、果所成、銅所成、[1]劫貝所成のものを許す」。

二　その時、塗薬筐に蓋なかりき。草粉、細塵を蒙れり……乃至……「比丘等よ、蓋を許す」。蓋落ちたり。「比丘等よ、絲を以て縛りて塗薬筐に結ぶことを許す」。塗薬筐倒れたり。「比丘等よ、絲を以て縫ひつくることを許す」。

三　その時、比丘等は指を以て塗れり。眼を痛めたり……乃至……「比丘等よ、塗薬篦を許す」。その時、六群比丘は種々の塗薬篦を用ひたり、金所成、銀所成なり。人々
204 は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。……乃至……「比丘等よ、種々の塗薬篦を用ふべからず、用ふる者は悪作に堕す。比丘等よ、骨所成……乃至……劫貝所成のものを許す」。

四　その時、塗薬篦地に落ちて麤となれり…乃至…「比丘等よ、篦筐を許す」。その時、比丘等は塗薬筐、塗薬篦を手に持したり…乃至…「比丘等よ、塗薬筐の袋を許す」。肩紐なかりき…乃至…「比丘等よ、肩紐、纏絲を許す」。

一三―一　その時、具壽畢隣陀婆蹉（ピリンダヴァッチャ）に頭熱ありき…乃至…「比丘等よ、頭に油を〔塗ることを〕許す」。癒えざりき…乃至…「比丘等よ、灌鼻することを許す」。鼻より流出せり…乃至…「比丘等よ、灌鼻筒を許す」。その時、六群比丘は種々の灌鼻筒を用ひたり、金所成、銀所成なり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。〔…乃至…〕「比丘等よ、種々の灌鼻筒を用ふべからず、用ふる者は悪作に墮す。比丘等よ、骨所成…乃至…劫貝所成のものを許す」。

二　鼻に灌ぐこと平等ならざりき。「比丘等よ、一雙の灌鼻筒を許す」。癒えざりき。「比丘等よ、烟を吸ふことを許す」。其を燈心に塗りて吸へり。喉を燒けり…乃至…「比丘等よ、烟筒を許す」。その時、六群比丘は種々の烟筒を用ひたり…乃至…劫貝所成のものを許す。その時、烟筒に蓋なかりき。蟲入れり…乃至…「比丘

等よ、蓋を許す」。その時、比丘等は烟筒を手に持したり〔…乃至…〕「比丘等よ、烟筒の袋を許す」。一方に擦れたり…乃至…「比丘等よ、一對の袋を許す。肩紐なかりき…乃至…「比丘等よ、肩紐、纒絲を許す」。

一四—一　その時、具壽畢隣陀婆蹉に腹痛ありき。醫師等言へり、「油を煮るべし」。「比丘等よ、油を煮ることを許す」。油を煮るには酒を混ずるを要したり。「比丘等よ、油を煮るに酒を混ずるを許す」。その時、六群比丘は過多に酒を混じて油を煮たり。其を飲みて醉へり。「比丘等よ、過多に酒を混じたる油を飲むべからず、飲む者は法の如く治すべし。比丘等よ、若し油を煮て酒の色も香も味も知られずば、此の如く酒を混じたる油を飲むことを許す」。

二　その時、比丘等の許に過多に酒を混じて煮たる油多くありき。時に比丘等に思念生じたり、「過多に酒を混じたる油を如何に爲すべきや」。「比丘等よ、塗藥として用ふることを許す」。時に具壽畢隣陀婆蹉の許に煮たる油多くありて油の器は無かりき。「比丘等よ、三種の壺を許す、〔謂く〕銅壺、木壺、果壺なり」。

三　その時、具壽畢隣陀婆蹉に肢痛ありき。「比丘等よ、發汗法を許す」。癒えざりき。「比丘等よ、罨法を許す」。癒えざりき。「比丘等よ、大發汗法を許す」。癒えざりき。「比丘等、藥湯を許す」。癒えざりき。「比丘等よ、浴室を許す」。

四　その時、具壽畢隣陀婆蹉に節痛ありき。「比丘等よ、血を出すことを許す」。癒えざりき。「比丘等よ、血を出して角に取ることを許す」。その時、具壽畢隣陀婆蹉の足、裂けたり、「比丘等よ、足の塗藥を許す」。癒えざりき。「比丘等よ、足油を許す」。その時、一人の比丘あり、瘡に罹れり。「比丘等よ、刀を用ふることを許す」。澁水を須ひたり。「比丘等よ、澁水を許す」。胡麻膏を須ひたり。「比丘等よ、胡麻膏を許す」。

五　壓定布を須ひたり。「比丘等よ、壓定布を許す」。綳帶を須ひたり。「比丘等よ、綳帶を許す」。瘡、痒かりき。「比丘等よ、芥子粉を撒くことを許す」。瘡、爛れたり。
206「比丘等よ、燻すことを許す」。瘡の肉、隆起せり。「比丘等よ、鹽片を以て〔腐蝕せしめて〕斷つことを許す」。瘡、癒合せざりき。「比丘等よ、瘡の油を許す」。油、流れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、亞麻布と〔其他〕一切の瘡の治療を許す」。

六　その時、一人の比丘あり、蛇に咬まれたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等

よ、四種の汚物を與ふることを許す、屎、尿、灰、粘土なり」。時に、比丘等に思念生じたり、「〔此等は〕受くるを須ひざるものなりや、或は受くべきものなりや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し給與者あらば受け、若し給與者なくば自ら取りて用ふることを許す」。その時、一人の比丘あり、毒を飮めり。「比丘等よ、屎を飮ましむることを許す」。時に、比丘等に思念生じたり、「〔此は〕受くるを須ひざるものなりや、或は受くべきものなりや」。「比丘等よ、若し作者自ら受くれば受を成じ、復受くるを須ひず」。

七　その時、一人の比丘あり、魔藥の爲に病めり。「比丘等よ、〔犂に著ける〕畦土を飮ましむることを許す」。その時、一人の比丘あり、便秘せり。「比丘等よ、〔燒米の〕灰汁を飮ましむることを許す」。その時、一人の比丘あり、黄疸を病めり。「比丘等よ、〔牛〕溲〔に浸せる〕呵利勒〔の汁〕を飮ましむることを許す」。その時、一人の比丘あり、皮膚病に罹れり。「比丘等よ、香料を塗ることを許す」。その時、一人の比丘あり、身に體液多くなれり。「比丘等よ、吐下藥を飮むことを許す」。澄明の粥を須ひたり。「比丘等よ、澄明の粥を許す」。自然の汁を須ひたり。「比丘等よ、自然の汁を許

す」。人工と自然の〔汁〕を須ひたり。「比丘等よ、人工と自然の〔汁〕を許す」。肉汁を須ひたり。「比丘等よ、肉汁を許す」。

一五—一　その時、具壽畢隣陀婆蹉は王舍城邊に於て山崖を清掃して洞房を作らんと欲せり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉の在る處に到れり、
207 到りて具壽畢隣陀婆蹉を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉に言へり、「長老は何を爲さるゝや」。「大王よ、山崖を清掃して洞房を作らんと欲す」。「尊者は守園人を須ひらるゝや」。「大王よ、世尊は守園人を許したまはず」。「然らば世尊に問ひたてまつりて後我に報ぜよ」。「唯々、大王よ」と具壽畢隣陀婆蹉は摩竭國の洗尼瓶沙王に答へたり。

二　時に具壽畢隣陀婆蹉は法を説きて摩竭國の洗尼瓶沙王を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉の法を説ける時、教示せられ勸導せられ讃勵せられ慶喜せしめられ、座より起ちて具壽畢隣陀婆蹉を敬禮し右遶を爲して去れり。時に具壽畢隣陀婆蹉は世尊のみ許に使

を遣りて白せり、「摩竭國の洗尼瓶沙王は守園人を施與せんと欲す。如何に爲すべきや」。時に世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、守園人を受くることを許す」。

三　二たび摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉の在る處に到れり、到りて具壽畢隣陀婆蹉を敬禮して一面に坐せり。一面に坐したまへるや摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉に言へり、「世尊は守園人を許したまへるや」。「然り、大王よ」。「然らば我、尊者に守園人を施與せん」。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉に守園人を施與せんと約せしが、忘失し、久しくして憶念し、一人の庶務大臣に言へり、「我、尊者に守園人を施與せんと約せしが、守園人を施與せりや」。「大王よ、未だ尊者に守園人を施與せず」。「今より幾日前のことなりしや」。

四　時に彼大臣は日を數へて摩竭國の洗尼王に言へり、「大王よ、五百日なり」。「然らば尊者に五百人の守園人を施與せよ」。「唯々、大王よ」と彼大臣は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へ、具壽畢隣陀婆蹉に五百人の守園人を施與せり。よりて一箇の

村を設け、此を守園人村とも言ひ、畢隣陀村とも言へり。その時、具壽畢隣陀婆蹉

は此村に依りて住せり。時に、具壽畢隣陀婆蹉は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して乞食の爲に畢隣陀村に入れり。

五　その時、その村に祭禮行はれ、童女等は身を飾り華鬘を著けて遊戲せり。時に具壽畢隣陀婆蹉は畢隣陀村に於て次第に乞食して往き一人の守園人の住處に到れり、到りて設けの座に坐せり。その時、彼守園人の妻の娘あり、他の童女等の身を飾り華鬘を著けて遊戲するを見て號泣せり、「我に華鬘を與へよ、我に華鬘を與へよ」。時に、具壽畢隣陀婆蹉は彼守園人の妻に言へり、「何故に此童女は號泣するや」。「他の童女等の身を飾り華鬘を著けて遊戲するを見て此童女は號泣して言ふなり、『我に華鬘を與へよ、我に華鬘を與へよ』。我等貧困なれば何處より華鬘を得ん、何處より莊嚴を得ん」。

六　時に具壽畢隣陀婆蹉は一の[2]草輪を取り彼守園人の妻に言へり、「此草輪を彼童女の頭上に置け」。時に彼守園人の妻は彼草輪を彼童女の頭上に置きたるに、此は金華鬘となれり、端麗、可樂、殊妙にして、此の如き金華鬘は王の後宮にもあらざりき。人々は摩竭國の洗尼瓶沙王に告げたり、「大王よ、某甲の守園人の家

に金華鬘あり、端麗、可樂、殊妙にして此の如き金華鬘は大王の後宮にも無し。彼貧困なれば何處より得ん。必ず竊盜して得たるなり」。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は彼守園人の一族を縛せしめたり。

七　二たび具壽畢隣陀婆蹉は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して乞食の爲に畢隣陀村に入れり。畢隣陀村に於て次第に乞食して往き彼守園人の住處に到れり、到りて近隣の人々に問へり、「彼守園人の一族は何處に往けるや」。「彼金華鬘の故を以て王の爲に縛せられたり」。時に、具壽畢隣陀婆蹉は摩竭國の洗尼瓶沙王の住處に到れり、到りて設けの座に坐せり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は具壽畢隣陀婆蹉の在る處に到れり、到りて具壽畢隣陀婆蹉を敬禮して一面に坐せり。
209 一面に坐せる時、摩竭國の洗尼瓶沙王に、具壽畢隣陀婆蹉は言へり、

八　「大王よ、何故に守園人の一族を縛せしめたるや」。「彼守園人の家に金華鬘あり、端麗、可樂、殊妙にして此の如き金華鬘は我後宮にも無し。彼、貧困なれば何處より得ん。必ず竊盜して得たるなり」。時に、具壽畢隣陀婆蹉は、摩竭國の洗尼瓶沙王の宮殿をして金たらしめんと觀念せるに此總て金所成となれり。「大王よ、

汝に此の如く夥しき金あり、何處より得たるぞ」。「我、了解せり、此は尊者の神通威力なり」。かくて彼守園人の一族を赦さしめたり。

九　尊者畢隣陀婆蹉、王と其衆會とに於て上人法なる神通神變を示現せるを以て、人々は歡喜し信仰して具壽畢隣陀婆蹉に五種の藥を持ち來れり、謂く、熟酥、生酥、油、蜜、糖なり。而して具壽畢隣陀婆蹉は本來、五種の藥を得たり、得るに隨つて其徒衆に與へたり。彼の徒衆は驕奢となり、得るに隨つて甕、瓶に滿たして藏め、漉水器、囊に滿たして窓に懸けたり、此等は互に粘著し、鼠の爲に精舍に散亂せり。人々、精舍を廻りし時、見て呟き憤り毀れり、「此沙門釋子等は内に財を藏むこと猶し摩竭國の洗尼瓶沙王の如し」。

一〇　比丘等は、彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は此の如き驕奢を思ふや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は此の如き驕奢を思ふとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し、法を說き、比丘等に告げて言ひたまへり、「病比丘の食味すべき藥、即、熟酥、生酥、油、蜜、糖を受けなば七日を限りて蓄へ、受用すべし、此を過ぐれば[3]法

の如く治すべし」。

第一藥法誦品〔畢〕

210 一六―一　その時、世尊は隨意の間、舍衞城に住して後、王舍城に向つて遊行したまへり。具壽[4]疑離越は途上に製糖場に寄り、糖に粉若しくは炭を入るゝを見たり。見て「食を有する糖は相應ならざらん、糖を非時に食するは相應ならざらん」と疑惧して、其徒衆と倶に糖を食せざりき。又、彼に傾聽する者等も糖を食せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、何の爲に糖に粉若しくは炭を入るゝや」。「世尊よ、堅くせんが爲なり」。「比丘等よ、若し堅くせんが爲に糖に粉若しくは炭を入れ而も糖に屬せば、比丘等よ、好むに隨つて糖を食することを許す」。

二　具壽疑離越は途上に於て、糞堆上に豆の生ぜるを見たり。見て「豆は相應ならざらん、豆は熟して生ず」と疑惧して、其徒衆と倶に豆を食せざりき。又、彼に傾聽する者等も豆を食せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、豆熟して生ぜば、比丘等よ、好むに隨つて豆を食することを許す」。

三　その時、一人の比丘あり、腹痛ありき。彼、鹽の酸粥を飲みしに其腹痛止みた

り。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者には鹽の酸粥を、無病者には水を混じたるものを飲料として食することを許す」。

一七—一 時に、世尊は次第に遊行して王舍城に到りたまへり。此に世尊は王舍城、竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、世尊に腹痛ありき。時に、具壽阿難は、前に世尊に腹痛ありし時三辛粥によりて治せるを以て、自ら胡麻、米、豆を調へ、屋内に藏し、自ら屋内に煮て、世尊に奉りて言へり、「世尊よ、三辛粥を飲みたまへ」。

二 如來は知りて問ひ、或は知りて問はず、時を知りて問ひ、或は時を知りて問はず、如來は有義なるを問ひ、無義なるを問はず、如來は無義なることの橋を毀ちたまへり。諸佛世尊は二相によりて比丘等に問ひたまふ、〔卽〕法を説かんとすると聲聞の爲に學處を定めたまはんとするとなり。時に世尊は具壽阿難に告げ
211 て言ひたまへり、「阿難よ、此粥は何處より得たるぞ」。時に具壽阿難は世尊に彼義を告げたり。

三 佛世尊は呵責したまへり、「阿難よ、相合ならず、隨順ならず、相稱ならず、沙門

の法に非ず、相應ならず、非事なり。阿難よ、汝は如何ぞ此の如き驕奢を思ふや。阿難よ、屋內に藏するも不相應なり、屋內に煮るも不相應なり、自ら煮るも不相應なり。阿難よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信に入らしめ〔…乃至…〕」呵責し法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、屋內に藏し、屋內に煮、自ら煮たるものを食すべからず、食する者は惡作に墮す。

四　比丘等よ、若し屋內に藏し、屋內に煮、自ら煮たるものを食せば三事の惡作に墮す。比丘等よ、若し屋內に藏し、屋內に煮、他人の煮たるものを食せば二事の惡作に墮す。比丘等よ、若し屋內に藏し、屋外に煮、自ら煮たるものを食せば二事の惡作に墮す。

五　比丘等よ、若し屋外に藏し、屋內に煮、自ら煮たるものを食せば二事の惡作に墮す。比丘等よ、若し屋內に藏し、屋外に煮、他人の煮たるものを食せば惡作に墮す。比丘等よ、若し屋外に藏し、屋內に煮、他人の煮たるものを食せば惡作に墮す。比丘等よ、若し屋外に藏し、屋外に煮、自ら煮たるものを食せば惡作に墮す。比丘等よ、若し屋外に藏し、屋外に煮、他人の煮たるものを食せば罪なし」。

六　その時、世尊、自ら煮ることを禁じたまへるを以て、比丘等は更煮に於て疑惧せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、更煮をなすことを許す」。

七　その時、王舍城は饑饉なりき。人々は鹽、油、米、嚼食を〔僧〕園に持來し、比丘等は此等を屋外に藏したるに、或は害蟲害獸食ひ或は盜賊持去れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、屋内に藏することを許す」。屋内に藏して屋外に煮たるに、[5]殘食行者圍遶せり。比丘等は不安の中に食したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、屋内に煮ることを許す」。饑饉の時、給與者は多くを取り比丘等に少し
212 く與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、自ら煮ることを許す。比丘等よ、屋内に藏し、屋内に煮、自ら煮たるものを許す」。

八　その時、數多の比丘あり、迦尸（カーシー）國に於て雨安居を住して後、王舍城に往きて世尊を見たてまつらんとせしが、途上に於て麤妙の食の能く要を滿たすに足るを得ざりき。果實嚼食は多くありしも給與者あらざりき。時に、彼比丘等は疲勞の相を爲し、王舍城竹林迦蘭陀迦園の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。諸佛世尊の客比丘と倶に相會釋したまふは常法なり。時

に世尊は彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、忍するや足するや、道路を來るに疲極せざるや、比丘等よ、汝等は何處より來れるや」。

九 「世尊よ、足す。此に我等は迦尸國に於て雨安居を住して後、王舍城に來りて世尊を見たてまつらんとせしが、途上に於て麤妙の食の能く要を滿たすに足るを得ざりき。果實嚼食は多くありしも給與者あらざりき。故に我等は疲勞の相を爲して路を來れり」。時に世尊は此緣によりて法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、果實嚼食ありて給與者あらざる處に於ては自ら取り持し、若し給與者を見ば地に落し受けて食することを許す。比丘等よ、拾ひたる〔果實〕を受くることを許す」。

一八―一　その時、一人の婆羅門あり、新しき胡麻と新しき蜜とを得たり。時に彼婆羅門に思念生じたり、「我當に新しき胡麻と新しき蜜とを佛を首とする比丘等に施與せん」。時に彼婆羅門は世尊の在す處に到れり、到りて世尊と倶に會釋し、歡喜すべく感銘すべき談を交して一面に立てり、一面に立ちて彼婆羅門は

世尊に白して言へり、「瞿曇よ、明日比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默
213 然として許したまへり。時に彼婆羅門は世尊の許したまへるを知りて去れり。

二　時に、彼婆羅門は其夜過ぎて殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「瞿曇よ、時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し彼婆羅門の住處に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に彼婆羅門は佛を首とする比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を手づから奉り飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを[見て]一面に坐せり。一面に坐せる時、世尊は法を説きて彼婆羅門を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめて、座より起ちて去りたまへり。

三　時に、世尊去りたまひて久しからずして彼婆羅門に思念生じたり、「我、佛を首とする比丘衆を請じたるは新しき胡麻と新しき蜜とを施與せんが爲なりしに、我は此等を施與することを忘失せり。我當に新しき胡麻と新しき蜜とを甕と瓶とに盛り[僧]園に運ばしむべし」。時に、彼婆羅門は新しき胡麻と新しき蜜とを甕と瓶とに盛りて[僧]園に運ばしめ、世尊の在す處に詣れり、詣りて一面に立て

り、一面に立ちて彼婆羅門は世尊に白して言へり、

四「瞿曇よ、我、佛を首とする比丘衆を請じたるは新しき胡麻と新しき蜜とを施與せんが爲なりしに、我は此等を施與することを忘失せり。瞿曇よ、新しき胡麻と新しき蜜とを我より請けたまへ」。「婆羅門よ、然らば比丘等に施與せよ」。その時、饑饉ありて、比丘等を或は些細なる〔食〕に招き或は思擇して謝絶す、而して〔今は〕僧伽はすべて〔食し已りて〕謝したり。比丘等は疑惧して〔彼婆羅門の施與を〕受けざりき。「比丘等よ、受けよ、食せよ。比丘等よ、〔彼食を受けたる家〕より齎せるものならば、食し已りて謝したるとも、殘食に非ざるものを受くることを許す」。

一九―一　その時、具壽跋難陀釋子に歸依せる一家あり、僧伽の爲に嚼食を送りて言へり、「跋難陀に示して後、僧伽に施與すべし」。その時、具壽跋難陀釋子は乞食の爲に村里に入りてありき。時に彼人々は〔僧〕園に往きて比丘等に問へり、「跋難陀は何處に在すや」。「具壽跋難陀釋子は乞食の爲に村里に入りてあり」。「此嚼食は跋難陀に示して後、僧伽に施與すべし」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、

然らば受けて跋難陀の歸る迄置け」。

二　時に具壽跋難陀釋子は食時前に諸家を訪れ其日の中に歸れり。その時、饑饉ありて、比丘等を或は些細なる〔食〕に招き或は思擇して謝絶す、而して〔今は〕僧伽はすべて〔食し已りて〕謝したり。比丘等は疑惧して〔彼施與を〕受けざりき。「比丘等よ、受けよ、食せよ。比丘等よ、食時前に受けたるものならば、食し已りて謝したるとも、殘食に非ざるものを受くることを許す」。

二〇―一　その時、世尊は隨意の間、王舍城に住したる後、舍衞城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。此に世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、具壽舍利弗は熱病に罹れり。時に具壽摩訶目犍連は具壽舍利弗の在る處に到れり、到りて具壽舍利弗に言へり、「舍利弗よ、汝前に熱病に罹りし時は何によりて治せるや」。「蓮藕、蓮根によれり」。時に、具壽摩訶目犍連は譬へば力士の屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く此の如く〔速に〕祇樹林に沒して曼陀祇尼（マンダーキニー）蓮池の岸に現れたり。

二　一の龍あり、具壽摩訶目犍連の遠くより來るを見たり、見て具壽摩訶目犍連に言へり、「摩訶目犍連よ、來りたまへ、摩訶目犍連よ、善くぞ來られたり、何を須ひたまふや、我、何を施與すべきや」。「蓮藕、蓮根なり」。時に彼龍は一の龍に命じて言へり、「尊者に須ふるだけ蓮藕、蓮根を施與せよ」。時に彼龍は曼陀祇尼蓮池に潜り
215
長鼻を以て蓮藕、蓮根を拔き善く洗ひ束ねて具壽摩訶目犍連の在る處に到れり。

三　時に具壽摩訶目犍連は、譬へば力士の屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く此の如く〔速に〕曼陀祇尼蓮池の岸に沒して祇樹林に現れたり。彼龍も亦曼陀祇尼蓮池の岸に沒して祇樹林に現れたり。時に彼龍は具壽摩訶目犍連に蓮藕、蓮根を與へて祇樹林に沒して曼陀祇尼蓮池の岸に現れたり。時に具壽摩訶目犍連は具壽舍利弗に蓮藕、蓮根を與へたり。時に具壽舍利弗は蓮藕、蓮根を食して熱病癒えたり。而して多くの蓮藕、蓮根殘れり。

四　その時、饑饉ありて、比丘等を或は些細なる〔食〕に招き或は思擇して謝絕す、而して〔今は〕僧伽はすべて〔食し已りて〕謝したり。比丘等は疑惧して〔彼蓮藕、蓮根を〕受けざりき。「比丘等よ、受けよ、食せよ。比丘等よ、林中所生と池中所生とのもの

二一—一　その時、舍衛城に多くの果實嚼食滿ちたり、而して給與者なかりき。比丘等は疑惧して果實を食せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、未だ種子を生ぜず或は已に種子無き果實は給與者なくとも食することを許す」。

二二—一　その時、世尊は隨意の間、舍衛城に住したる後、王舍城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して王舍城に到りたまへり。此に世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、一人の比丘あり、痔を病めり。醫師アーカーサゴッタは刀を用ひたり。時に世尊は臥處座處を巡りて彼比丘の精舍に到りたまへり。

二　醫師アーカーサゴッタは世尊の遠くより來りたまふを見たり、見て世尊に白して言へり、「瞿曇よ、來りて此比丘の大便道を見よ、猶し大蜥蜴の口の如し」。
216 時に世尊は「此愚人は我を愚弄す」と爲し、默然として還り、此緣により比丘衆を集

會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、此精舍に病比丘ありや」。「世尊よ、此あり」。「比丘等よ、彼比丘は何を病むや」。「彼具壽は痔を病み、醫師アーカーサゴッタは刀を用ひたり」。

三　佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、彼愚人の〔所爲〕は相合ならず、隨順ならず、相稱ならず、沙門の法に非ず、相應ならず、非事なり。比丘等よ、如何ぞ彼愚人は密處に刀を用ひしむるや。比丘等よ、密處にありては皮膚柔軟にして傷治し難く刀を用ひ難し。比丘等よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信ぜしめ……」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、密處に刀を用ひしむべからず、用ひしむる者は偸蘭遮に墮す」。

四　その時、世尊、刀法を禁じたまへるを以て六群比丘は灌腸を行はしめたり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は灌腸を行はしむるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は灌腸を行はしむとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、密處の周二指の處に刀法若しくは灌腸を行はしむべからず、行は

しむる者は偸蘭遮に墮す」。

二三—一　時に世尊は隨意の間、王舍城に住して後、波羅㮈國に向つて遊行したまへり。次第に遊行して波羅㮈國に到りたまへり。此に世尊は波羅㮈國仙人墮處鹿野苑に住したまへり。その時波羅㮈國に優婆塞スッピヤと優婆夷蘇卑(スッピヤー)とあり、共に信心あり、施者、作者にして僧伽に歸依せり。時に優婆夷蘇卑は〔僧〕園に往き精舍より精舍に、房舍より房舍に到りて比丘等に問へり、「誰か病むや、誰に何を持來すべきや」。

217 一　その時、一人の比丘あり、吐下藥を服せり。時に、彼比丘は優婆夷蘇卑に言へり、「我、吐下藥を服せり、我、肉味を須ふ」。「善し、當に持來すべし」と言ひて家に往き、侍者に命じて言へり、「往きて已存の肉あるやを見よ」。「唯々」と彼人は優婆夷蘇卑に應へて周く波羅㮈を廻りしに已存の肉を見ざりき。時に彼人は優婆夷蘇卑の在る處に到れり、到りて優婆夷蘇卑に言へり、「已存の肉なし、今日は不殺なり」。

三　時に優婆夷蘇卑に思念生じたり、「若し彼病比丘、肉味を得ずば或は病加はり或は命過せん。我、應諾して若し持來さずば相應ならじ」。かくて利刀を持して髀裏の肉を割き、婢に與へて言へり、「此肉を調理して某甲の精舍の病比丘に施與せよ、彼若し我を問はば病めりと答へよ」。かくて上衣を以て髀を包み後室に入りて床に臥せり。

四　時に優婆塞スッピヤは家に歸りて婢に問へり、「蘇卑は何處にありや」。「彼女は後室に臥したり」。時に優婆塞スッピヤは優婆夷蘇卑の在る處に到れり、到りて優婆夷蘇卑に言へり、「何故に臥したるや」。「我、病めり」。「汝は何を病むや」。時に優婆夷蘇卑は優婆塞スッピヤに彼義を告げたり。時に優婆塞スッピヤは「希有なるかな、未曾有なるかな、此蘇卑は信心あり淨心あり、卽、已の肉を棄捨せり。此女は何ぞ他に施さざる所あらんや」といひ歡喜踊躍し、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐したり。

五　一面に坐して優婆塞スッピヤは世尊に白して言へり、「世尊よ、明日比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に優婆塞スッ

ピヤは世尊の許したまへるを知り座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に優婆塞スッピヤは其夜過ぎて殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し優婆
218 塞蘇卑(スッピヤ)の住處に到りたまへり、到りて比丘等と倶に設けの座に坐したまへり。

六　時に優婆塞スッピヤは世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり。一面に立てる時、優婆塞スッピヤに世尊は言ひたまへり、「蘇卑は何處にありや」。「世尊よ、病めり」。「然らば來らしめよ」。「世尊よ、能くせず」。「然らば抱きて連れ來れ」。時に、優婆塞スッピヤは優婆夷蘇卑を抱きて連れ來れり。彼女、世尊を見たてまつれる時、大なる傷は癒え身毛生ぜる皮膚成じたり。

七　時に優婆塞スッピヤと優婆夷蘇卑とは「希有なるかな、未曾有なるかな、如來は大神變を有し大威力を有したまふ、卽、世尊を見たてまつれば大なる傷癒え身毛生ぜる皮膚成ず」といひ歡喜踊躍して、佛を首とする比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を手づから奉り飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを［見て］一面に坐せり。時に世尊は法を說きて優婆塞スッピヤと優婆

夷蘇卑とを教示し勸導し讃勵し慶喜せしめ、座より起ちて去りたまへり。

八　時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめて比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、誰か優婆夷蘇卑に肉を乞へるや」。此の如く説きたまへる時、彼比丘は世尊に白して言へり、「我、優婆夷蘇卑に肉を乞へり」。「比丘よ、持來りしや」。「世尊よ、持來れり」。「比丘よ、汝は食へりや」。「世尊よ、我、食へり」。「比丘よ、汝は觀察せしや」。「世尊よ、我、觀察せざりき」。

九　佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、汝は如何ぞ觀察せずして肉を食ふや。愚人よ、汝は人肉を食へり。愚人よ、此の如きは未だ信に入らざる者をして信に入らしめ〔…乃至…〕」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、信心あり淨心ある人々あり、彼等は己の肉を棄捨す。比丘等よ、人肉を食ふべからず、食ふ者は偷蘭遮に墮す。比丘等よ、觀察せずして肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一〇　その時、王の象死せり。饑饉に當りて人々は象肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に象肉を與へたり。比丘等は象肉を食へり。人々は呟き憤り譏れり、「如

何ぞ沙門釋子等は象肉を食ふや。象は王の〔兵〕衆なり、若し王知らば彼等を悦ばざるべし」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、象肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一一　その時、王の馬死せり。饑饉に當りて人々は馬肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に馬肉を與へたり。比丘等は馬肉を食へり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は馬肉を食ふや。馬は王の〔兵〕衆なり、若し王知らば彼等を悦ばざるべし」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、馬肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一二　その時、饑饉に當りて人々は狗肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に狗肉を與へたり。比丘等は狗肉を食へり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は狗肉を食ふや、狗は嫌厭すべく違逆なり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、狗肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一三　その時、饑饉に當りて人々は蛇肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に蛇肉を與へたり。比丘等は蛇肉を食へり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等

は蛇肉を食ふや、蛇は嫌厭すべく違逆なり」。又、[6]スパッサ龍王は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、一面に立ちてスパッサ龍王は世尊に白して言へり、「龍にして信心なく淨心なきものあり、彼等は些少の事を以て比丘等を害することあらん。善し、諸尊をして蛇肉を食はしめたまはざれ」。時に、世尊は法を説きてスパッサ龍王を教示し…乃至…右遶を爲して去れり。時
220 に世尊は此縁により法を説きて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、蛇肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一四　その時、獵夫等は師子を殺して肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に師子肉を與へたり。比丘等は師子肉を食ひて林中に住せしに、師子は師子肉の香によりて比丘等を襲へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、師子肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

一五　その時、獵夫等は虎を殺し〔…乃至…〕豹を殺し〔…乃至…〕熊を殺し〔…乃至…〕鬣狗を殺して肉を食ひ、乞食に往ける比丘等に鬣狗肉を與へたり。比丘等は鬣狗肉を食ひて林中に住せしに、鬣狗は鬣狗肉の香によりて比丘等を襲へり。世

尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鬣狗肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す」。

二四―一　時に、世尊は隨意の間、波羅棕國に住したまひて後、阿那伽賓頭國に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と俱なりき。その時、地方の人々は多くの鹽、油、米、嚼食を車に載せて佛を首とする比丘衆の後に隨ひて、「若し順番に當らば食を設けん」と謂へり。又、殘食を食ふ者五百人ありき。時に世尊は次第に遊行して阿那伽賓頭國に到りたまへり。

二　時に一人の婆羅門にして順番に當らざりし者あり、思念生じたり、「若し順番に當らば食を設けんと謂ひて、佛を首とする比丘衆に隨ひてより已に二月を過ぎ、而も未だ順番に當らず、我は單身にして多くの家事を棄てたり。我、當に食堂を觀察し食堂に見ざる所の〔食〕を調ふべし」。時に彼婆羅門は食堂を觀察せしに二を見ざりき〔謂く〕粥と蜜丸となり。

三　時に彼婆羅門は具壽阿難の在る處に到れり、到りて具壽阿難に言へり、「阿
221 難よ、此に我、順番に當らざりしかば思念生じたり、『若し順番に當らば食を設け

んと謂ひて、佛を首とする比丘衆に隨ひてより已に二月を過ぎ、而も未だ順番に當らず、我は單身にして多くの家事を棄てたり。我、當に食堂を觀察し食堂に見ざる所の〔食〕を調ふべし』。阿難よ、我、食堂を觀察せしに二を見ざりき、〔謂く〕粥と蜜丸となり。阿難よ、我、若し粥と蜜丸とを調へなば、瞿曇は受くべきや」。「婆羅門よ、然らば我、世尊に問ひたてまつらん」。

四　時に具壽阿難は世尊に此義を告げたり。「阿難よ、然らば調へしめよ」。〔阿難は彼婆羅門に言へり〕、「婆羅門よ、然らば調へよ」。時に彼婆羅門は其夜過ぎて多くの粥と蜜丸とを調へ世尊に奉れり、「瞿曇よ、我粥と蜜丸とを受けたまへ」。「婆羅門よ、然らば比丘等に施與せよ」。比丘等は疑惧して受けざりき。〔世尊は言ひたまへり〕、「比丘等よ、受けて食せよ」。時に彼婆羅門は佛を首とせる比丘衆に多くの粥と蜜丸とを手づから奉り飽滿し謝するに到らしめ、世尊、手を淨め鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。

五　一面に坐せる時彼婆羅門に世尊は言ひたまへり、「婆羅門よ、粥には十種の功德あり。何をか十と爲すや。粥を施與する者は壽を施與し、色を施與し、樂を

め、消化を助く。婆羅門よ、粥には此の如く十種の功徳あり。施與し、力を施與し、辯を施與す、粥を飲まば飢を滅し、渇を除き、風を順にし、腹を淨

六　能く己を制御し他の施を食する人に
時に應じて敬いて粥を施與せば
此卽、十處を賦與するなり
〔謂く〕壽と色と樂と力となり
此より辯才生じ
飢と渇とを滅し風を〔調へ〕
腹を淨め食を消化せしむ
此は善逝の讃嘆したまふ食なり
故に人若し樂を希ひ
天上の樂を欲し
人界の幸福を樂はば
常に粥を施與すべし

七　時に、世尊は此の如き偈を以て彼婆羅門に隨喜し座より起ちて去りたまへり。時に世尊は此緣により法を説いて比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、粥と蜜丸とを許す」。

二五―一　人々は聞けり、「世尊は粥と蜜丸とを許したまへり」。彼等は早朝に軟き粥と蜜丸とを調へたり。比丘等は早朝に軟き粥と蜜丸とを以て飽滿し食堂にては好く食せざりき。その時、新に信心を得たる一人の大臣あり、明日に佛を首とせる比丘衆を招けり。時に彼新に信心を得たる大臣に思念生じたり、「我、當に一千二百五十人の比丘の爲に一千二百五十鉢の肉を調へ一々の比丘に一一の鉢の肉を奉るべし」。

二　時に彼新に信心を得たる大臣は其夜過ぎて殊妙なる嚼食噉食と一千二百五十鉢の肉とを調へ、世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し、彼新に信心を得たる大臣の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。

三　時に、彼新に信心を得たる大臣は食堂に於て比丘等を供養せり。比丘等は言へり、「少しく與へよ、少しく與へよ」。「此は新に信心を得たる大臣なりと謂ひて少しく受くること勿れ。我は多くの嚼食噉食と一千二百五十鉢の肉とを調へたり、一々の比丘に一々の鉢の肉を奉らんとす。欲するだけ受けよ」。「我等は其故を以て少しく受くるには非ず、我等は早朝に軟き粥と蜜丸とを以て飽滿せり、此故に少しく受くるなり」。

四　時に彼新に信心を得たる大臣は呟き憤り毀れり、「如何ぞ尊師等は我招を受けて而も他人の軟き粥を食するや、我は欲するだけ施與すること能はざるには非ず」。かくて忿り悅ばず批難して比丘等の鉢を滿して歩み「食せよ、然らずば持行け」といへり。時に彼新に信心を得たる大臣は佛を首とせる比丘衆に嚼食
223 噉食を手づから奉り飽滿して謝するに到らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐せる時、新に信心を得たる大臣に世尊は法を說きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめ、座より起ちて去りたまへり

五　時に、世尊去りたまひて未だ久しからざるに、彼新に信心を得たる大臣に悔

疑生じ追悔生じたり、「我に失あり、我に得なし、我に悪得あり、我に善得なし、我は忿り悅ばず批難して比丘等の鉢を滿して歩み『食せよ、然らずば持行け』といへり。我は多く善を爲せりや不善を爲せりや」。時に彼新に信心を得たる大臣は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼新に信心を得たる大臣は世尊に白して言へり、「此に、世尊去りたまひて未だ久しからざるに我に悔疑生じ追悔生じたり、『我に失あり、我に得なし、我に悪得あり、我に善得なし、我は忿り悅ばず批難して比丘等の鉢を滿して歩み「食せよ、然らずば持行け」といへり。我は多く善を爲せりや不善を爲せりや』。我は多く善を爲せりや不善を爲せりや」。

六　「汝は明日に、佛を首とせる比丘衆を招ける時よりして汝は多く善を爲せり、汝より一々の比丘が一々の團食を受けたる時よりして汝は多くの善を爲し、汝は生天を成ぜり」。時に、彼新に信心を得たる大臣は「我に得あり、我に善得あり、我は多くの善を爲せり、我は生天を成ぜり」と謂ひ歡喜踊躍し座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

七　時に世尊は此縁により此時に於て比丘等を集會せしめて比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘等は一人の招を受けて而も餘人の軟き粥を食すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ愚人等は一人の招を受けて而も餘人の軟き粥を食すや。比丘等よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信に入らしめ（…乃至…）」。呵責し法を説き比丘等に告げて言

224 ひたまへり、「比丘等よ、一人の招を受けて而も餘人の軟き粥を食すべからず、食する者は法の如く治すべし」。

二六―一　時に、世尊は隨意の間、阿那伽賓頭（アンダカヸンダ）國に住したる後、王舍城に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と倶なりき。その時、毘羅吒迦旃（ベーラッタカッチャーナ）は王舍城より阿那伽賓頭に赴く途上なりき、五百の車を率ゐ總てに砂糖壺を滿たせり。時に世尊は毘羅吒迦旃の遠くより來るを見たまへり、見て道より離れて一樹下に坐したまへり。

二　時に毘羅吒迦旃は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立

てり。一面に立ちて毘羅吒迦旃は世尊に白して言へり、「我、一々の比丘に一々の砂糖壺を施與せんと欲す」。「迦旃よ、然らば一の砂糖壺を持來れ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、一の砂糖壺を持して世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「砂糖壺を持來せり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、然らば比丘等に砂糖を施與せよ」。

三 「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、比丘等に砂糖を施與して後、世尊に白して言へり、「比丘等に砂糖を施與せしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、然らば比丘等の欲するだけ砂糖を施與せよ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、比丘等の欲するだけ砂糖を施與して後、世尊に白して言へり、「比丘等の欲するだけ砂糖を施與せしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、然らば砂糖を以て比丘等を飽滿せしめよ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、砂糖を以て比丘等を飽滿せしめたり。一分の比丘等は鉢にも滿たし、漉水器にも囊にも滿たせり。

四 時に、毘羅吒迦旃は砂糖を以て比丘等を飽滿せしめて後、世尊に白して言へ

り、「砂糖を以て比丘等を飽滿せしめしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲す
225 べきや」。「迦旃よ、然らば殘食を食ふ者等に砂糖を施與せよ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、殘食を食ふ者等に砂糖を施與して後、世尊に白して言へり、「殘食を食ふ者等に砂糖を施與せしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、然らば殘食を食ふ者等の欲するだけ砂糖を施與せよ」。

五　「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、殘食を食ふ者等の欲するだけ砂糖を施與して後、世尊に白して言へり、「殘食を食ふ者等の欲するだけ砂糖を施與せしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、然らば砂糖を以て殘食を食する者等を飽滿せしめよ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、砂糖を以て殘食を食する者等を飽滿せしめたり。一分の殘食を食する者等は甕にも瓶にも滿たし、籠にも襜（まへだれ）にも滿たせり。

六　時に毘羅吒迦旃は砂糖を以て殘食を食ふ者等を飽滿せしめて後、世尊に白して言へり、「砂糖を以て殘食を食ふ者等を飽滿せしめしも此處に砂糖多く殘れり、我、如何に爲すべきや」。「迦旃よ、我、天、魔、梵天、世間、沙門、婆羅門、天、人の群生の中

に此砂糖を食ひて正しく消化し得べき者あるを見ず、但し如來と如來の聲聞とを除く。迦旃よ、然らば汝は此砂糖を無草の地に棄てよ、或は無蟲の水中に沈めよ」。「唯唯」と毘羅吒迦旃は世尊に應へ、彼砂糖を無蟲の水中に沈めたり。

七　時に、彼砂糖を水中に投ぜしに、沸騰し火烟を出せり、譬へば竟日燒熱せる鐵板を水中に投ぜば沸騰し火烟を出すが如く、此の如く彼砂糖を水中に投ぜしに沸騰し火烟を出せり。時に、毘羅吒迦旃は恐懼し身毛竪立して、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。

八　一面に坐せる時、毘羅吒迦旃に世尊は次第して說きたまへり、謂く施論、戒論、生天論、諸欲の過患、邪害、雜染と出離の功德とを說きたまへるなり。世尊、毘羅吒迦旃に堪任心、柔軟心、離障心、歡喜心、明淨心の生ぜるを知り、諸佛の本眞の說法を說きたまへり……〔Ⅱ一・七・六〕……此の如く毘羅吒、迦旃に卽其座に於て遠塵離垢の法眼生じたり、謂く「集法を有するものは、總て滅法を有す」。

九　時に毘羅吒迦旃は已に法を見、法を得、法を知り、法に入り、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ることなく、世尊に白して言へり、「奇なる

哉、奇なる哉、譬へば覆へるを起し……〔一・七・一〇〕……此の如く世尊は種々の方便を以て法を説きたまへり。我、世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる。世尊よ、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

二七―一　時に世尊は次第に遊行して王舍城に到りたまへり。此に世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、王舍城に砂糖多かりき。比丘等は、「世尊、病者には砂糖を許したまへるも無病者には然らず」と疑惧して砂糖を食せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者には砂糖を、無病者には砂糖水を許す」。

二八―一　時に、世尊は隨意の間、王舍城に住したる後、巴連弗邑(パータリガーマ)に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と倶なりき。時に、世尊は次第に遊行して巴連弗邑に到りたまへり。巴連弗邑の優婆塞等は聞けり、「世尊、巴連弗邑に到りたまへり」。時に巴連弗邑の優婆塞等は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬

禮して一面に坐せり、一面に坐せる時、巴連弗邑の優婆塞等に世尊は法を說き教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。

二　時に巴連弗邑の優婆塞等は、世尊、法を說き教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時、世尊に白して言へり、「世尊よ、比丘衆と倶に休息堂を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、巴連弗邑の優婆塞等は世尊の許したま
227 へるを知り、座より起ちて世尊を敬禮し、右遶を爲して、休息堂に到れり、到りて休息堂に偏く敷具を敷き、座を設け、水瓶を置き油燈を挑げ世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり。

三　一面に立ちて巴連弗邑の優婆塞等は世尊に白して言へり、「休息堂に偏く敷具を敷き、座を設け、水瓶を置き、油燈を挑げたり、世尊よ、時を知りたまへ」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し比丘衆と倶に休息堂に到りたまへり、到りて足を洗ひて休息堂に入り、中央の柱に倚りて東面して坐したまへり。比丘等も亦足を洗ひて休息堂に入り、西壁に倚りて世尊に向ひて坐せり。巴連弗邑の優婆塞等も亦足を洗ひて休息堂に入り東壁に倚りて世尊に向ひて坐せり。

四　時に、世尊は巴連弗邑の優婆塞等に告げて言ひたまへり、「居士等よ、破戒、壞戒には五の過患あり。何をか五と爲すや。居士等よ、此處に破戒壞戒者は放逸によりて大なる失財を受く、此、破戒壞戒の第一の過患なり。居士等よ、次に破戒壞戒者には惡き名聲起る、此、破戒壞戒の第二の過患なり。居士等よ、次に破戒壞戒者は何れの衆會、若しは刹帝利の衆會、若しは婆羅門の衆會、若しは居士の衆會、若しは沙門の衆會に到るも畏懼羞愧して到る、此、破戒壞戒の第三の過患なり。居士等よ、次に破戒壞戒者は迷亂して死す、此、破戒壞戒の第四の過患なり。居士等よ、次に破戒壞戒者は身壞して死後、惡處、惡趣、墮處、地獄に生ず、此、破戒壞戒の第五の過患なり。居士等よ、此の如く破戒壞戒には五の過患あり。

五　居士等よ、持戒、成戒には五の功德あり。何をか五と爲すや。居士等よ、此處

228

に持戒成戒者は不放逸によりて大なる財蘊を得、此、持戒、成戒の第一の功德なり居士等よ、次に持戒成戒者には善き名聲起る、此、持戒成戒の第二の功德なり。居士等よ次に持戒成戒者は何れの衆會、若しは刹帝利の衆會、若しは婆羅門の衆會、若しは居士の衆會、若しは沙門の衆會に到るも無畏無羞にして到る、此、持戒成戒

の第三の功徳なり。居士等よ、次に持戒成戒者は迷亂無くして死す、此、持戒、成戒の第四の功徳なり。居士等よ、次に持戒成戒者は身壞して死後、善趣、天界に生ず、此、持戒、成戒の第五の功徳なり」。

六　時に世尊は夜更くるまで法を説きて巴連弗邑の優婆塞等を敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめて送りたまへり、「居士等よ、夜更けたり、時を知れ」。「唯唯」と巴連弗邑の優婆塞等は座より起ち世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

七　時に、巴連弗邑の優婆塞等の去りて未だ久しからずして、世尊は空屋に入りたまへり。その時、摩竭國の大臣、須尼陀(スニダ)と禹舍(ワッサカーラ)とは跋祇族を防がんが爲に巴連弗邑に城を築けり。世尊は夜分晨朝時に起き清淨超人の天眼を以て、數多の諸天が宅地を封ずるを見たまへり。大勢力ある諸天が宅地を封ずる處には大勢力ある王と王の大臣とが居を築かんと心を傾け、中位の諸天が宅地を封ずる處には中位の王と王臣とが居を築かんと心を傾け、下劣の諸天が宅地を封ずる處には下劣の王と王臣とが居を築かんと心を傾く。

八　時に世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、誰か巴連弗邑に城を

229 築くや」。「摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とが跋祇族を防がんが爲に巴連弗邑に城を築くなり」。「阿難よ、譬へば三十三天と相談したるが如く、阿難よ、此の如く摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは跋祇族を防がんが爲に巴連弗邑に城を築く。阿難よ、我、此處に夜分晨朝時に起き清淨超人の天眼を以て、數多の諸天が…乃至…下劣の王と王臣とが居を築かんと心を傾く。阿難よ、聖（アリヤ）民の住處たる限り商賈の集る限り巴連弗邑（パータリプッタ）の都城は最勝の都城なるべし。阿難よ、巴連弗邑には三の障難あらん、火によると、水によると、內より不和生ずるとなり」。

九　時に摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊と倶に會釋し、歡喜すべく感銘すべき談を交して一面に立てり、一面に立ちて摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは世尊に白して言へり、「瞿曇よ、今日、比丘衆と倶に我等の食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは世尊の許したまへるを知りて去れり。

一〇　時に、摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「瞿曇よ、時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を

持して摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍との家に到りたまへり、到りて比丘等と倶に設けの座に坐したまへり。時に、摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは、佛を首とせる僧伽を、殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し、飽滿して謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕、摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは一面に坐せり。一面に坐せる時、摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とを世尊は偈を以て隨喜したまへり。

一一　若し賢者、一の處に
　居を構へなば
　戒あり自制あり梵行ある人を
　其處に於て先づ供養せよ
　其處に在る諸天に
　供物を捧げよ
　供養せば其人は供養を受け
　尊重せば其人は尊重を受く

然らば諸天は其人を哀愍せん
猶し母の己が兒に於けるが如く
若し諸天の哀愍を受けなば
其人は常に善福を見ん

時に、世尊は摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とを此等の偈を以て隨喜して座より起ちて去りたまへり。

一二　その時、摩竭國の大臣、須尼陀と禹舍とは世尊の後に隨へり、〔而して思念せり〕、「今日、瞿曇の出づる門を瞿曇〔門〕と名づけ、恆河を渡る津を瞿曇津と名づけん」。時に、世尊の出でたまへる門を瞿曇門と名づけたり。時に、世尊は恆河に到りたまへり。その時、恆河は水滿ちて岸に及び〔岸に立てる〕鴉の飮み得るほどなりき。人々は或は船を求め、或は筏を求め、或は桴を結びて、此岸より彼岸に往かんと欲せり。

一三　世尊は、人々の或は船を求め、或は筏を求め、或は桴を結びて、此岸より彼岸に往かんと欲するを見たまへり、見て、譬へば力士の屈したる腕を伸し伸したる

腕を屈するが如く、此の如く〔速に〕比丘等と俱に恆河の此岸に沒して彼岸に現じたまへり。時に世尊は此義を知りて此時に於て自偈を唱へたまへり。

賢者は泥沼を捨し
橋を作りて河海を渡る
人々が桴を結ぶ間に
已に渡り訖る

二九―一　時に世尊は拘利村（コーティガーマ）に到りたまへり。此に世尊は拘利村に住したまへり。此に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、四聖諦を了悟せず通達せざるによりて此の如く我も汝等も久しく流轉輪廻せり。何をか四と爲すや。比丘等よ、苦聖諦を了悟せず通達せざるによりて此の如く我も汝等も久しく流轉輪廻せり。苦集聖諦を〔…乃至…〕苦滅聖諦を〔…乃至…〕順苦滅道聖諦を了悟せず通達せざるによりて此の如く我も汝等も久しく流轉輪廻せり。

231
二　比丘等よ、今や苦聖諦を了悟し通達せり、苦集聖諦を了悟し通達せり、苦滅聖

更に後有を受けず。

　四の聖諦を如實に
　觀ぜざるによりて
　久しく處處の生に
　輪廻したりき
　此等の[聖諦]を觀じたれば
　有索を滅し
　苦の根本を斷ち
　更に後有を受けず」

三〇―一　婬女菴婆婆梨(アンバパーリー)は聞けり、「世尊拘利村に到りたまへり」。時に婬女菴婆婆梨は善美の車を駕せしめ善美の車に乘り善美の車を隨へて毘舍離を出でて世尊を見たてまつらんとせり。車の通ずる限りは車にて往き、車より下りて

歩みて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。

二　一面に坐せる時、婬女菴婆婆梨に世尊は法を說きて敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に、婬女菴婆婆梨は、世尊の法を說きて敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時、世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と俱に食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に婬女菴婆婆梨は世尊の許したまへるを知り座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

三　毘舍離の隷車人等は聞けり、「世尊、拘利村に到りたまへり」。時に毘舍離の隷車人等は善美の車を駕せしめ善美の車に乘り善美の車を隨へて毘舍離を出でて世尊を見たてまつらんとせり。一分の隷車人等は青にして青色なり、青衣を著け青の莊嚴を帶びたり、一分の隷車人等は黃にして黃色なり、黃衣を著け黃の莊嚴を帶びたり、一分の隷車人等は赤にして赤色なり、赤衣を著け赤の莊嚴を帶びたり、一分の隷車人等は白にして白色なり、白衣を著け白の莊嚴を帶びたり。時に婬女菴婆婆梨は隷車の青年等の轅に轅を、軛に軛を、輪に輪を、軸に軸を衝突せり。

四　時に、彼隷車人等は婬女菴婆婆梨に言へり、「菴婆婆梨よ、汝は何故に隷車の青年等の轅に轅を、軛に軛を、輪に輪を、軸に軸を衝突せるや」。「我は明日、佛を首とせる比丘等を招きたり」。「菴婆婆梨よ、百千金を以て此食〔供養〕を我等に讓れ」。「假令毘舍離と其周邊を與へらるゝとも我は此食〔供養〕を讓るまじ」。時に彼隷車人等は彈指して言へり、「我等、少婦に敗れたり、我等、少婦に負けたり」。

五　時に彼隷車人等は世尊の在す處に詣れり。時に、世尊は彼隷車人等の遠くより來るを見たまへり、見て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、比丘等にして未だ三十三天を見たること無きものあらば、比丘等よ、隷車人の衆を見よ、比丘等よ、隷車人の衆を觀よ、比丘等よ、隷車人の衆によりて三十三天の衆を知れ」。時に、彼隷車人等は車の通ずる限りは車にて往き、車より下りて歩みて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、彼隷車人等に世尊は法を說きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に、彼隷車人等は、世尊の法を說きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時、世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に食を受けたまへ」。「隷車人等よ、我は巳に

明日、婬女菴婆婆梨より食を受くるを約せり」。時に、彼隷車人等は彈指して言へり、「我等、少婦に敗れたり、我等、少婦に負けたり」。時に彼隷車人等は世尊の所説に歡喜し隨喜して座より起ち世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

六　時に、世尊は隨意の間、拘利村に住したまひて後、那陀村(ニャーティカー)に到りたまへり。此に世尊は那陀村犍椎處(ギンヂャカーヴサタ)に住したまへり。時に婬女菴婆婆梨は其夜過ぎて後、自の園に於て殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して婬女菴婆婆梨の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、菴婆婆梨は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し、飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢衣を洗ひたまへるを〔見て〕、一面に坐せり。一面に坐して婬女菴婆婆梨は世尊に白して言へり、「我、此菴婆婆梨園をば佛を首とせる比丘等に施與したてまつる」。世尊は園を受けたまへり。時に世尊は婬女菴婆婆梨に法を説いて教示し……慶喜せしめ座より起ちて、大林(マハーヴナ)に到りたまへり。此に世尊は毘舍離城大林重閣堂に住したまへり。

三一―一　その時、著名なる隷車人等、斷事堂に會合集會して無數の方便を以て佛を讃嘆し法を讃嘆し僧伽を讃嘆せり。その時、私呵(シーハ)將軍あり、尼揵の弟子なり、其衆會の中に坐せり。時に私呵將軍に思念生じたり、「必ずや彼は世尊應供正等覺者ならん、されば此著名なる隷車人等、斷事堂に會合集會して無數の方便を以て佛を讃嘆し法を讃嘆し僧伽を讃嘆するなり。我當に彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に往くべし」。

二　時に私呵將軍は尼揵親子(ニガンタナータプッタ)の在る處に到れり、到りて尼揵親子に白して言へり、「我、沙門瞿曇を見んが爲に往かんと欲す」。「私呵よ、汝は作業論者なるに何故に非作業論者なる沙門瞿曇を見んが爲に往かんとするや。私呵よ、沙門瞿曇は非作業論者にして非作業を以て法を説き、以て弟子等を教ふるなり」。時に私呵將軍に於て、世尊を見んが爲に行かんとする心止めり。

三　二たび著名なる隷車人等、斷事堂に會合集會して無數の方便を以て佛を讃嘆し法を讃嘆し僧伽を讃嘆せり。二たび私呵將軍に思念生じたり、「必ずや…

234
……正等覺者を見たてまつらんが爲に往くべし」。二たび私呵將軍は尼揵親子の在る處に……敎ふるなり」。二たび私呵將軍に於て……止めり。三たび著名なる……讃嘆せり。三たび私呵將軍に思念生じたり、「必ずや……僧伽を讃嘆するなり。尼揵の徒に許可を求むるも求めざるも我に於て何をか爲さんや。我、當に尼揵の徒に許可を求めずに彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に往くべし」。

四　時に私呵將軍は五百の車を隨へて日中、毘舍離より出でて世尊を見たてまつらんとせり。車の通ずる限りは車にて往き、車より下りて歩みて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して私呵將軍は世尊に白して言へり、「我、此の如く聞く、『沙門瞿曇は非作業論者にして非作業の法を説き、以て弟子等を敎ふるなり』。此の如く『沙門瞿曇は非作業論者にして非作業の法を説き、以て弟子等を敎ふるなり』と言ふ人々は、世尊の眞說を說くものなりや、非實を以て世尊を誘るには非ざるや、法を如法に說くものなりや、法に就ての論議は呵責を受けざるや。我等は世尊を誘りたてまつらんとは欲せざされ

五　「私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は非作業論者にして非作業の法を說き、以て弟子等を敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は作業論者にして作業の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は斷滅論者にして斷滅の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は厭嫌者にして厭嫌の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は調伏者にして調伏の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は苦行者にして苦行の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は離胎者にして離胎の……敎ふるなり』と言ふことあり。私呵よ、或は方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は已蘇息者にして蘇息の……敎ふるなり』と言ふことあり。

六　私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は非作業論者にして非作

235 業の法を説き、以て弟子等を教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、身悪行、語悪行、意悪行の非作を説き、種々の悪不善法の非作を説くなり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は非作業論者にして非作業の……教ふるなり』と言ふなり。私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は作業論者にして作業の……教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、身善行、語善行、意善行の作を説き、種々の善法の作を説くなり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は作業論者にして作業の……教ふるなり』と言ふなり。

七　私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は断滅論者にして断滅の……教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、貪瞋癡の断滅を説き、種々の悪不善法の断滅を説くなり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は断滅論者にして断滅の……教ふるなり』と言ふなり。私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は厭嫌者にして厭嫌の……教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、身悪行、語悪行、意悪行を厭嫌し、種々の悪不善法の成就の厭嫌

の法を説くなり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は厭嫌者にして厭嫌の…… 教ふるなり』と言ふなり。

八　私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は調伏者にして調伏の……教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、貪瞋癡の調伏の法を説き、種々の惡不善法の調伏の法を説くなり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は調伏者にして調伏の…… 教ふるなり』と言ふなり。私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は苦行者にして苦行の…… 教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、惡不善法、身惡行、語惡行、意惡行を焼盡すべしと説く。私呵よ、若し人あり、焼盡すべき惡不善法を斷じ根を柝り本無き多羅樹の如く爲し滅無に歸せしめ未來不生の法と爲さば我は此の如き人を苦行者と名づく。私呵よ、如來は焼盡すべき惡不善法を…… 不生の法と爲せり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は苦行者にして苦行の…… 教ふるな
236 り』と言ふなり。

九　私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は離胎者にして離胎の……

…教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、若し人あり、未來に後有を受けて入胎するを斷じ根を柝り本無き多羅樹の如く爲し滅無に歸せしめ未來不生の法と爲さば我は此の如き人を離胎者と名づく。私呵よ、如來は未來に後有を受けて……不生の法と爲せり。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は離胎者にして離胎の……教ふるなり』と言ふなり。私呵よ、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は已蘇息者にして蘇息の……教ふるなり』と言ふとは如何。私呵よ、我、最勝の蘇息によりて已蘇息者にして蘇息の法を説き以て弟子等を教ふ。私呵よ、此に依りて、方便して我に就て正しく語りて『沙門瞿曇は已蘇息者にして蘇息の法を説き以て弟子等を教ふるなり』と言ふなり。

一〇　此の如く説きたまへる時、私呵將軍は世尊に白して言へり、「奇なる哉……〔＝一・七・一〇〕……世尊よ、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。「私呵よ、熟慮せよ、汝の如く著名なる人の熟慮するは善きことなり」。「我、此に依りて益々世尊に歡喜信樂したてまつる、所以は世尊、我に『私呵よ、熟慮せよ、汝の如く著名なる人の熟慮するは善きことなり』と説きたまへばな

り。若し外道にして我を弟子と爲すを得ば全毘舍離中に旗を持廻して『私呵將軍は我等の弟子となれり』と言はん。時に、世尊は我に『私呵よ、熟慮せよ、汝の如く著名なる人の熟慮するは善きことなり』と説きたまふ。我、二たび世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊よ、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

一一　「私呵よ、久しく尼揵、汝の家に於て〔供養を受くること〕泉水〔を取るが〕如くなりき、故に汝は彼等來らば食を施與すべきことを思へ」。「我、此に依りて益々世尊に歡喜信樂したてまつる、所以は世尊、我に『私呵よ、久しく尼揵、汝の家に於て〔供養を受くること〕泉水〔を取るが〕如くなりき、故に汝は彼等來らば食を施與すべきことを思へ』と説きたまへばなり。我、此の如く聞く。沙門瞿曇は『我に布施を與ふべし、餘人に布施を與ふべからず、我弟子に布施を與ふべし、餘人の弟子に布施を

237

與ふべからず、我に與へなば大果あり、餘人に與へなば大果なし、我弟子に與へなば大果あり、餘人の弟子に與へなば大果なし』と説くと。時に、世尊は尼揵にも布施せよと勸めたまふ。我等、此に於て時宜を知らん。我、三たび世尊と法と比丘

衆とに歸依したてまつる……歸依したてまつる」。

一二　時に、世尊は私呵將軍に次第して説きたまへり、謂く施論……師の教を措きて他に縁ることなく、世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、私呵將軍は世尊の許したまへるを知り座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に私呵將軍は一人に命じて言へり、「往きて已存の肉ありやを見來れ」。私呵將軍は其夜過ぎて後、殊妙なる嚼食噉食を調へ世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して私呵將軍の家に到りたまへり、到りて比丘等と倶に設けの座に坐したまへり。

一三　その時、數多の尼揵の徒あり、毘舍離の道路より道路へ、四衢道より四衢道へと、手を擧げて號泣せり、「今日、私呵將軍は大牛を殺し、沙門瞿曇の爲に食を設けたり、沙門瞿曇は己の爲に殺し己の所業となるを知りて而も肉を食ふ」。時に一人あり、私呵將軍の在る處に到れり、到りて私呵將軍に耳語して告げたり、「知れりや、此に數多の尼揵の徒あり、毘舍離の道路より道路へ、四衢道より四衢道へ

と、手を舉げて號泣す、『今日……己の爲に殺し己の所業となるを知りて而も肉を食ふ』。止みなん、彼具壽等は久しく佛を誹謗せんと欲し法を誹謗せんと欲し僧伽を誹謗せんと欲せり、而も彼具壽等は非有、空虚、虚妄、非實を以て世尊を誇りて飽かず。我等はまた命の故に、故意に衆生の命を斷ぜじ』。

一四　時に私呵將軍は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し飽滿して謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕、一面に坐せり。一面に坐せる時、私呵將軍に世尊は法を説きて教示し……慶喜せしめ座より起ちて去りたまへり。時に世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、己の爲に殺したるを知りて肉を食ふべからず、食ふ者は惡作に墮す。比丘等よ、三種清淨なる魚肉を許す、〔謂く、己の爲に殺すを〕見ざると聞かざると疑はざるとなり」。

三二―一　その時、毘舍離は豐饒にして穀滿ち乞食易く遺穗或は施與によりて活くること容易なりき。時に、世尊、靜居宴默したまへるに思量生じたり、「饑饉

にして穀乏しく乞食易からざりし時、我、比丘等に、屋内に藏し、屋内に煮、自ら煮りて他より受け、〔供養者の家〕より持來せるもの、食時前に受けたるもの、林中生のもの、池中所生のもの〔を食する〕ことを許せり。今も尙、比丘等は此等を食時に、世尊は夕時に宴默より起ちて具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ比丘等に……食すや」。「世尊よ、食す」。

二　時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等饑饉にして穀乏しく乞食易からざりし時、我、比丘等に、屋內に藏し、屋內に煮、自煮、取りて他より受け、〔供養者の家〕より持來せるもの、食時前に受けたるもの中所生のもの、池中所生のもの〔を食する〕ことを許せり。我、今日より此等を廢す。比丘等よ、屋內に藏し、屋內に煮、自ら煮、取りて他より受けたるものを食すからず、食する者は惡作に墮す。比丘等よ、〔供養者の家〕より持來せるもの、食前に受けたるもの、林中所生のもの、池中所生のものをば、已に食訖りて謝したば、餘食に非ずとも食すべからず、食する者は法の如く治すべし。[7]

三三―一　その時、地方の人々は多くの鹽、油、米、嚼食を車に載せ、〔僧園の境外
車陣を爲して留り、「我等、順番に當らば食を調へん」と謂へるに、大雲騰れり。
239 に、彼人々は具壽阿難の在る處に到れり、到りて具壽阿難に言へり、「阿難よ、此
に多くの鹽、油、米、嚼食を車に載せて住するに、大雲騰れり。阿難よ、如何に爲す
きや」。時に、具壽阿難は世尊に此義を告げたり。

二　「阿難よ、然らば僧伽は精舍の邊に僧伽の欲する相應の地を定め其處に住
しむべし、精舍、平覆屋、殿樓、樓房、地窟なり。比丘等よ、定むるには此の如く爲す
し。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧
に機熟さば、僧伽は某甲の精舍を相應の地と定むべし、此、表白なり。僧伽よ、我
を聽け。僧伽は某甲の精舍を相應の地と定む。某甲の精舍を相應の地と定
ることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は某甲の精舍を相應の
と定めたり、僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』」。

三　その時、人々は彼定められたる相應の地に於て粥を煮、食を煮、汁を調へ、肉
切り、薪を柝けり。世尊は夜分晨朝時に起き高聲、大聲、鴉の鳴くが如き聲を聞

たまへり、聞きて具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、彼高聲、大聲、鴉の
が如き聲は何ぞや」。
四「今、人々は彼定められたる相應の地に於て粥を煮、食を煮、汁を調へ、肉を
薪を柝くなり、世尊よ、此、彼高聲、大聲、鴉の鳴くが如き聲なり」。時に世尊は此
よりて法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、定められたる相
地を用ふべからず、用ふる者は惡作に墮す。比丘等よ、三種の相應の地を許
告によるものと牛舍と在家人のものとなり」。
五　その時、具壽ヤソーヂャ病めり、彼の爲に藥を持來せしに、比丘等は其を
置けり。鼠は咬み盜賊は持去れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、定
240 れたる相應の地を用ふることを許す。比丘等よ、四種の相應の地を許す、布
よるものと牛舍と在家人のものと定められたるものとなり」。

二十四誦品畢

三四―一　その時、跋提城（バッディヤナガラ）に居士旻荼（メンダカ）住せり。彼は此の如き神通威力を有
卽、頭を洗ひ穀倉を掃除し戶外に坐せば、虛空より穀、流下して穀倉を滿たす

妻は此の如き神通威力を有せり、卽、一升の鍋（アーラカ）と汁器との傍に坐して奴僕に食を供するに、彼女起たざる間は盡くること無きなり。兒は此の如き神通威力を有せり、卽、一千金を盛りたる囊を取り奴僕に六月の賃錢を與ふるに、彼の手に在る間は盡くること無きなり。

二　兒婦は此の如き神通威力を有せり、卽、四斗の籠（ドーニカ）の傍に坐して奴僕に六月の食を與ふるに、彼女起たざる間は盡くること無きなり。奴は此の如き神通威力を有せり、卽、一犂にて耕すに七壟に及ぶなり。

三　摩竭國の洗尼瓶沙王は聞けり、「我領土の跋提城に居士旻荼住し、彼は此の如き神通威力を有す、卽、頭を洗ひ穀倉を掃除し、戸外に坐せば、虛空より穀、流下して穀倉を滿たすなり。妻は此の如き神通威力を有す、卽、一升の鍋と汁器との傍に坐して奴僕に食を供するに、彼女起たざる間は盡くること無きなり。兒は此の如き神通威力を有す、卽、一千金を盛りたる囊を取り奴僕に六月の賃錢を與ふるに、彼の手に在る間は盡くること無きなり。

四　兒婦は此の如き神通威力を有す、卽、四斗の籠の傍に坐して奴僕に六月の

を與ふるに、彼女起たざる間は盡くること無きなり。奴は此の如き神通威力を有す、卽、一犁にて耕すに七壟に及ぶなり」。

241

五　時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は一人の庶務大臣に告げて言へり、「我領土の跋提城に居士旻茶住し、彼は此の如き神通威力を有す、卽、頭を……七壟に及ぶなり往きて見よ、汝見ば我自ら見るに等しからん」。「唯唯、大王よ」と彼大臣は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へ、四部兵を率ゐて跋提に往けり。

六　次第して跋提の居士旻茶の在る處に到れり、到りて居士旻茶に言へり、「居士よ、王、我に命じて言へり、『我領土の……見るに等しからん』。居士よ、我、汝の神通威力を見ん」。時に、居士旻茶は頭を洗ひ穀倉を掃除し戸外に坐せしに、虛空より穀、流下して穀倉を滿たせり。「居士よ、我、汝の神通威力を見たり。汝の妻の神通威力を見ん」。

七　時に、居士旻茶は妻に命じて言へり、「然らば四部兵に食を供せよ」。時に、居士旻茶の妻、一升の鍋と汁器との傍に坐して四部兵に食を供せしに、彼女起たざる間は盡くること無かりき。「居士よ、我、汝の妻の神通威力を見たり。汝の兒の

神通威力を見ん」。

八　時に、居士旻茶は兒に命じて言へり、「然らば四部兵に六月の賃錢を與へよ」時に、居士旻茶の兒、一千金を盛りたる嚢を取り四部兵に六月の賃錢を與へしに、彼の手に在る間は盡くること無かりき。「居士よ、我、汝の兒の神通威力を見たり汝の兒婦の神通威力を見ん」。

九　時に、居士旻茶は兒婦に命じて言へり、「然らば四部兵に六月の食を與へよ」時に、居士旻茶の兒婦、四斗の籠の傍に坐して四部兵に六月の食を與へしに、彼女起たざる間は盡くること無かりき。「居士よ、我、汝の兒婦の神通威力を見たり。汝の奴の神通威力を見ん」。「我奴の神通威力は田地に於て見るべし」。「居士よ、止みなん、我、汝の奴の神通威力をも見たり」。時に、彼大臣は四部兵を率ゐて再び王舍城に還り、摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に此義を告げたり。

242 一〇　時に、世尊は隨意の間、毘舍離に住したる後、跋提に向つて遊行したまへり、一千二百五十人の大比丘等と倶なり。時に、世尊は次第に遊行して跋提に到り

たまへり。此に世尊は跋提勝葉林（ヂャーティヤーヷナ）に住したまへり。

一一　居士旻荼は聞けり、「沙門瞿曇釋子、釋迦族より出でて出家せるが、跋提
到り跋提勝葉林に住す。彼世尊瞿曇に此の如く善名聲揚れり、彼は世尊、應供、
等覺者、明行具足、善逝、世間解、無上、調御丈夫、人天師、佛、世尊なり、彼は天魔梵此世
沙門婆羅門人天の有情界を自ら證知し現證して說き、初善中善後善にして義
具り文句備れる法を說き、純一圓滿悉淨なる梵行を說く。此の如き阿羅漢を
たてまつるは善きことなり」。

一二　時に、居士旻荼は善美なる車を駕せしめ善美なる車に乘り善美なる車
隨へ跋提より出でて世尊を見たてまつらんとせり。數多の外道等は居士旻
の遠方より來るを見たり、見て居士旻荼に言へり、「居士よ、汝は何處に往くや」。
「我は往きて世尊沙門瞿曇を見たてまつらんとす」。「居士よ、汝は作業論者にて
りながら如何ぞ非作業論者なる沙門瞿曇を見んが爲に往くや。居士よ、沙門
曇は非作業論者にして非作業の法を說き以て弟子等を教ふるなり」。

一三　時に、居士旻荼に思念生じたり、「必ずや彼は世尊、應供、正等覺者なり、所

は此外道等、嫉めばなり」。車の通ずる限りは車に乗りて往き、車より下りて歩みて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、居士旻茶の爲に世尊は次第して説きたまへり、謂く施論…〔二一・七・一〇〕…師の教を措きて他に緣ることなく世尊に白して言へり、「奇なる哉…乃至…世尊よ、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる。世
243 尊よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。

一四　時に、居士旻茶は世尊の許したまへるを知り、座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に居士旻茶は其夜過ぎて後、殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して居士旻茶の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。

一五　時に、居士旻茶の妻、兒、兒婦、奴は世尊の在す處に到れり、到りて世尊を敬禮して一面に坐せり。彼等の爲に世尊は次第して説きたまへり…乃至…師の教を措きて他に緣ることなく世尊に白して言へり「…乃至…此處に我等は世尊と

法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊よ、我等を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

一六　時に、居士旻荼は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し飽滿して謝するに至らしめ、世尊の食を已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐して居士旻荼は世尊に白して言へり、「世尊の跋提に住したまふ間、我、佛を首とする比丘衆に常恆食を以て供養せん」。時に、世尊は法を說きて居士旻荼を敎示し……慶喜せしめ座より起ちて去りたまへり。

一七　時に、世尊は隨意の間、跋提に住したる後、居士旻荼に諮らずして阿牟多羅（アングッタラーパ）國に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と倶なりき。居士旻荼は聞けり、「世尊は阿牟多羅國に向つて遊行したまふ、大比丘衆一千二百五十人と倶なり」。時に、居士旻荼は奴僕等に命じて言へり、「多くの鹽、油、米、嚼食を車に載せて〔我と倶に〕來れ、及び一千二百五十人の放牛人と一千二百五十の牝牛とを率ゐて來れ、世尊を見たてまつる處に於て新しき乳を以て食を供養せん」。

一八　時に、居士旻茶は、途上の曠野に於て世尊に及べり。時に、居士旻茶は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり。一面に立ちて居士旻茶は世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、居士旻茶は世尊の許したまへるを知り世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に、居士旻茶は其夜過ぎて後、殊妙なる嚼食噉食を調へ世尊に時を告げたり、「時到る、食調へり」。

一九　時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して居士旻茶の居に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、居士旻茶は一千二百五十人の放牛人に命じて言へり、「一々の牝牛を牽きて一々の比丘に侍し新しき乳を以て供養せん」。時に、居士旻茶は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食と新しき乳とを以て手づから供養し飽滿して謝するに至らしめたり。比丘等は疑惧して乳を受けざりき。「比丘等よ、受けて食せよ」。

二〇　時に、居士旻茶は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食と新しき乳とを以て手づから供養し飽滿して謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手と

を洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐して居士旻茶は世尊に白して言へり、「道路に曠野あり、水乏しく食乏しく道路糧なくしては往くこと易からず。善し、世尊よ、比丘等に道路糧を許したまへ」。時に、世尊は法を説きて居士旻茶に教示し…… 慶喜せしめ座より起ちて去りたまへり。

二一　時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、五種の牛乳を許す、乳、酪、生酥、熟酥、醍醐なり。比丘等よ、道路に曠野あり、水乏しく食乏しく道路糧なくしては往くこと易からず。比丘等よ、道路糧を求むることを許す、米を須ふる者は米、菽を須ふる者は菽、豆を須ふる者は豆、鹽を須ふる者は鹽、糖を須ふる者は糖、油を須ふる者は油、醍醐を須ふる者は醍醐を〔求むなり〕。比丘等よ、信心あり淨心ある人々あり、彼等は給仕者の手中に黄金を授けて『此を以て尊者に相應なるものを施與せよ』といふ。比丘等よ、此を以て相應なるものを得ば受くることを許す。比丘等よ、但し何れの方便を以てするとも金銀を受くべからず、此、我言なり」。

三五―一　時に、世尊は次第に遊行して阿摩那(アーバナ)に到りたまへり。螺髻梵志翅寃(ケーニヤ)は聞けり、「沙門瞿曇釋子、釋迦族より出でて出家せるが、阿摩那に到り阿摩那に住す。彼世尊瞿曇に此の如く善名聲揚れり：乃至：此の如き阿羅漢を見たてまつるは善きことなり」。時に、螺髻梵志翅寃に思念生じたり、「我、沙門瞿曇の爲に何を持往くべきや。

二　時に、螺髻梵志翅寃に思念生じたり、「彼婆羅門中の古仙等は眞言の作者、眞言の誦者にして、今日の婆羅門は彼等の古き呪文を嘗て唱し誦し集成せるまゝに隨唱し隨誦し、所説を隨説し、所言を隨言す、〔古仙とは〕阿吒摩(アッタカ)、婆摩(ヴーマカ)、婆摩提婆(ヴーマデーヴ)、毘沙蜜多(ヴェッサーミッタ)、耶婆提伽(ヤマタッギ)、鴦耆羅(アンギラサ)、跋羅皤闍(バーラドヷージャ)、婆悉吒(ヴーセッタ)、迦葉(カッサパ)、婆咎(バグ)なり、彼等は夜食を止め非時食を離したるも、此の如き飲料をば受けたり。

三　沙門瞿曇も亦夜食を止め非時食を離するも、沙門瞿曇も亦此の如き飲料を受くるは相應せん」。かくて多くの飲料を調へ、擔杆に載せ、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊と倶に相會釋し歡喜すべく感銘すべき談を交して一面に立てり。一面に立ちて螺髻梵志翅寃は世尊に白して言へり、「瞿曇よ、我食を受けたまへ」。

「翅毳よ、然らば比丘等に施與せよ」。比丘等は疑惧して受けざりき。「比丘等よ、受けて食せよ」。

四　時に、螺髻梵志翅毳は佛を首とする僧伽に多くの飲料を以て手づから供養し飽滿せしめ謝するに至らしめ、世尊の手を淨め手と鉢とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐せる時、螺髻梵志翅毳の爲に世尊は法を説きて教示
246 し……慶喜せしめたまへり。時に、螺髻梵志翅毳は、世尊の法を説きて教示し……慶喜せしめたまへる時、世尊に白して言へり、「瞿曇よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。

五　「翅毳よ、大比丘衆一千二百五十人あり、而も汝は婆羅門を信仰するなり」。二たび螺髻梵志翅毳は世尊に白して言へり、「瞿曇よ、大比丘衆一千二百五十人あり、而も我は婆羅門を信仰するなり。然れども、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。「翅毳よ、大比丘衆……信仰するなり」。三たび螺髻梵志翅毳は世尊に白して言へり、「瞿曇よ、大比丘衆……我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、螺髻梵志翅毳は世尊の許したまへるを知り座より起ちて去れり

六　時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、八種の飲料を許す、謂く、菴婆果漿、閻浮果漿、倶羅果漿、芭蕉漿、蜜漿、蒲桃果漿、舍樓伽漿、波樓果漿なり。比丘等よ、一切の果汁を許す、但し穀果汁を除く。比丘等よ、一切の葉汁を許す、但し菜汁を除く。比丘等よ、一切の花汁を許す、但し蜜花汁を除く。比丘等よ、甘蔗漿を許す」。

七　時に、螺髻梵志翅毳は其夜過ぎて後、己の庵に於て殊妙なる嚼食、噉食を調へ、世尊に時を告げたり、「瞿曇よ、時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して螺髻梵志翅毳の庵に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、螺髻梵志翅毳は佛を首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食、噉食を以て手づから供養し飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食を已りて手と鉢とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。

八　一面に坐せる時、螺髻梵志翅毳を世尊は偈を以て隨喜したまへり。

　天祠中に在りては供養火を最と爲し

　婆羅門書の中にては薩鞞帝を最と爲す

諸人の中にては王を最と爲し
諸江河の中にては海を最と爲す
諸星宿中にては月を最と爲し
照明中にては日を最と爲す
福を望む勝者にありては
僧伽をば最と爲すなり

時に、世尊は此等の偈を以て螺髻梵志翅毳を隨喜し座より起ちて去りたまへり。

247
三六―一　時に、世尊は隨意の間、阿摩那に住したる後、拘尸那(クシナーラ)に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と倶なり。拘尸那の摩羅(マッラ)子等は聞けり、「世尊、大比丘衆一千二百五十人と倶なり」。彼等は相約して言へり、「若し世尊を迎へざる者あらば五百金を罰す」。その時、摩羅子盧夷(ローチャ)あり、具壽阿難の友なり。時に、世尊は次第に遊行して拘尸那に到りたまへり。

二　時に、拘尸那の摩羅子等は世尊を迎へたり。時に、摩羅子盧夷は世尊を迎へ、

具壽阿難の在る處に到れり、到りて具壽阿難を敬禮して一面に立てり。一面に立てる時、摩羅子盧夷に具壽阿難は言へり、「盧夷よ、汝の世尊を迎へたること甚だ善し」。「阿難よ、我は佛法僧を敬するには非ず、親族等、相約して『若し世尊を迎へざる者あらば五百金を罰す』と爲せり。阿難よ、我は親族の罰するを恐るゝが故に世尊を迎へたるのみ」。時に、具壽阿難は悦ばざりき、「摩羅子盧夷は如何ぞ此の如く言ふや」。

三　時に、具壽阿難は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「此處に摩羅子盧夷は著名なる有名人なり。此の如き有名人にして若し此法と律とに於て信心を得ば威力大ならん。善き哉、世尊よ、佐助を爲し摩羅子盧夷をして此法と律とに於て信心を得せしめたまへ」。「阿難よ、如來、佐助を爲し摩羅子盧夷をして此法と律とに於て信心を得せしむるは難きことに非ず」。

四　時に、世尊は慈心を以て摩羅子盧夷を徧滿し座より起ちて精舍に入りたまへり。時に、摩羅子盧夷は世尊の慈心を以て徧滿せられ、譬へば犢の母牛に於け

るが如く、精舍より精舍へ、房舍より房舍へ到りて比丘等に問へり、「彼世尊應供正等覺者は今何處に在すや。我等、彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんと欲す」。「盧夷よ、彼處に戶を閉せる精舍あり、汝、靜に往き徐に外緣に入り謦咳して門を叩け、世尊、汝の爲に戶を開きたまはん」。

248 五　時に、摩羅子盧夷は彼戶を閉せる精舍に靜に到り徐に外緣に入り謦咳して門を叩きたるに、世尊は戶を開きたまへり。時に、摩羅子盧夷は精舍に入り世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、摩羅子盧夷の爲に世尊は次第して說きたまへり、謂く、施論…乃至…師の敎を措きて他に緣ることなく、世尊に白して言へり、「善き哉、唯我のみより衣服飮食臥具醫藥を受けたまへ、他人よりしたまはざれ」。「盧夷よ、有學の智と有學の見とを以て已に法を見たる諸人も亦汝の如く思念して「唯我等のみより衣服飮食臥具醫藥を受けたまへ、他人よりしたまはざれ」と爲すなり。盧夷よ、故に汝よりも他人よりも受けん」。

六　時に、拘尸那に殊妙飮食供養相續いて行はれたり。時に、摩羅子盧夷は順番に當らず、思念生じたり、「我、當に食堂を觀察し食堂に見ざる所を調ふべし」。時

に、摩羅子盧夷は食堂を觀察せしに二のものを見ざりき、栥と堅餅となり。時に、摩羅子盧夷は具壽阿難の在る處に到れり、到りて具壽阿難に言へり、「阿難よ、此處に、我は順番に當らず、思念生じたり、『我、當に食堂を觀察し食堂に見ざる所を調ふべし』。阿難よ、我、食堂を觀察せしに二のものを見ざりき、栥と堅餅となり。阿難よ、我、若し栥と堅餅とを調へなば世尊、受けたまはんや」。「盧夷よ、然らば我、世尊に問ひたてまつらん」。

七　時に、具壽阿難は世尊に此義を告げたり。「阿難よ、然らば調へしめよ」。〔阿難、還りて言へり〕、「盧夷よ、然らば調へよ」。時に摩羅子盧夷は其夜過ぎて後、多くの栥と堅餅とを調へ世尊に奉りて言へり、「世尊よ、我栥と堅餅とを受けたまへ」。「盧夷よ、然らば比丘等に施與せよ」。比丘等は疑惧して受けざりき。「比丘等よ、受
249
けて食せよ」。

八　時に、摩羅子盧夷は佛を首とせる比丘衆に多くの栥と堅餅とを以て手づから供養し飽滿し謝するに至らしめ、世尊の手を浄め鉢衣を洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐せる時、摩羅子盧夷の爲に世尊は法を説きて教示し…

…慶喜せしめ座より起ちて去りたまへり。時に世尊は此縁により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、一切の菓と一切の堅餅とを許す」。

三七—一　時に、世尊は隨意の間、拘尸那に住したる後、阿頭(アートゥマー)に向つて遊行したまへり、大比丘衆一千二百五十人と倶なり。その時、一人の老年出家あり、阿頭に住し、舊剃頭師なり。彼に二兒あり、美妙にして辯才あり堪能にして師資相傳なる己が剃頭の業に總て巧なり。

二　彼老年出家は聞けり、「世尊は阿頭に來たまふ、大比丘一千二百五十人と倶なり」。時に、彼老年出家は彼二兒に言へり、「世尊は阿頭に來たまふ、大比丘衆一千二百五十人と倶なり。汝等往け、剃刀を持し家々を廻りて瓶に鹽、油、米、嚼食を集めよ、世尊來たまはば我等、粥を作らん」。

三　「唯唯」と彼二兒は彼老年出家に應へ、剃刀を持し家々を廻りて瓶に鹽、油、米、嚼食を集めたり。人々は彼二兒の美妙にして辯才あるを見て、事を欲せざる者等も亦行はしめたり、行はしめて多く與へたり。時に彼二兒は多くの鹽、油、米、嚼食

を集めたり。

四　時に、世尊は次第に遊行して阿頭に到りたまへり。此に世尊は阿頭の打穀[8]場に住したまへり。時に、彼老年出家は其夜過ぎて後、多くの粥を調へ世尊に奉りて言へり、「世尊よ、我粥を受けたまへ」。如來は知りて問ひたまひ……〔Ⅱ一・三一・四〕……聲聞に學處を定めたまはんとするなり。時に、世尊は彼老年出家に言ひたまへり、「比丘よ、此粥は何處より得たるや」。時に、彼老年比丘は世尊に彼義を告げたり。

五　佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、相合ならず、隨順ならず、相稱ならず、沙門の法に非ず、相應ならず、非事なり。愚人よ、如何ぞ汝は出家して不相應のものを受くるや。愚人よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信に入らしめ……」。呵責し法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、出家は不相應なるものを受くるべからず、受くる者は惡作に墮す。比丘等よ、舊剃師なりしものの剃刀を藏すべからず、藏する者は惡作に墮す」。

三八―一　時に、世尊は隨意の間、阿頭に住したる後、舍衞城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。此に世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、舍衞城に多くの果實嚼食豐なりき。時に、比丘等に思念生じたり、「世尊は果實嚼食を許したまへるや、或は許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一切の果實嚼食を許す」。

三九―一　その時、僧伽の種子を一人の地に種ゑ、一人の種子を僧伽の地に種ゑたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の種子を一人の地に種ゑなば一分を與へて後用ふべし、一人の種子を僧伽の地に種ゑなば一分を與へて後、用ふべし」。

四〇―一　その時、各各の事に於て比丘等に疑惧生じたり、「世尊、許したまへるや、或は許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此の如きは相應せずと我、未だ禁ぜざるも、若し不相應事に順じ相應事に違せば、此、汝等に相應せ

251 ざるなり。比丘等よ、此の如きは相應せずと我、未だ禁ぜずして、若し相應事に順じ不相應事に違せば、此、汝等に相應するなり。比丘等よ、此の如きは相應すと我、未だ許さずして、若し不相應事に順じ相應事に違せば、此、汝等に相應せざるなり。比丘等よ、此の如きは相應すと我、未だ許さざるも、若し相應事に順じ不相應事に違せば、此、汝等に相應するなり」。

二　時に、比丘等に思念生じたり、「時藥を以て時分藥に和合せば相應するや、相應せざるや。時藥を以て七日藥に和合せば相應するや、相應せざるや。時藥を以て盡形壽藥に和合せば相應するや、相應せざるや。時分藥を以て七日藥に和合せば相應するや、相應せざるや。時分藥を以て盡形壽藥に和合せば相應するや、相應せざるや。七日藥を以て盡形壽藥に和合せば相應するや、相應せざるや」。世尊に此義を告げたり。

三　「比丘等よ、時藥を以て時分藥に和合し卽日に受けなば正時には相應するも非時には相應せず。比丘等よ、時藥を以て七日藥に和合し卽日に受けなば正時には相應するも非時には相應せず。比丘等よ、時藥を以て盡形壽藥に和合し卽

日に受けなば正時には相應するも非時には相應せず。比丘等よ、時分藥を以て七日藥に和合し卽日に受けなば時分には相應するも時分を過ぎては相應せず。比丘等よ、時分藥を以て盡形壽藥に和合し卽日に受けなば時分には相應するも時分を過ぎては相應せず。比丘等よ、七日藥を以て盡形壽藥に和合せば七日は相應するも七日を過ぎては相應せず。

此犍度に一百六事あり、攝頌に曰く

(一)秋時病、(二)非時、(三)脂、(四)根、(五)粉末
(六)澁、(七)葉、(八)果、(九)樹脂、(一〇)鹽、(一一)牛糞
(一二)粉末、(一三)篩、(一四)肉、(一五)塗藥、(一六)香料
(一七)塗藥篋、(一八)蓋、(一九)篦、(二〇)篦篋
(二一)袋、(二二)[肩]紐、(二三)纏絲、(二四)頭の油、(二五)灌鼻
(二六)灌鼻筒、(二七)烟、(二八)筒、(二九)蓋、(三〇)袋
(三一)油を煮る、(三二)酒、(三三)過多に混ず

(三四)塗薬、(三五)壺、(三六)發汗、(三七)罨法、(三八)大〔發汗〕、(三九)薬湯
(四〇)浴室、(四一)血、(四二)角、(四三)足の塗薬
(四四)足油、(四五)刀、(四六)澁、(四七)胡麻膏、(四八)壓定布
(四九)綳帯、(五〇)芥子粉、(五一)燻す、(五二)〔鹽〕片
(五三)瘡の油、(五四)亞麻布、(五五)汚物、(五六)受
(五七)屎、(五八)作者、(五九)土、(六〇)灰汁、(六一)〔牛〕溲〔に浸せる〕呵利勒〔の汁〕
(六二)香料、(六三)吐下薬、(六四)澄明の〔粥〕、(六五)自然の汁、(六六)人工と自然の汁
(六七)肉汁、(六八)山崖、(六九)守園人、(七〇)七日
(七一)糖、(七二)豆、(七三)酸粥、(七四)自煮、(七五)更煮
(七六)再び許す、(七七)饑饉、(七八)果實、(七九)胡麻、(八〇)嚼食
(八一)食時前、(八二)熱病、(八三)〔已に種子〕無し、(八四)痔
(八五)灌腸、(八六)蘇卑、(八七)人肉
(八八)象、(八九)馬、(九〇)狗、(九一)蛇、(九二)師子、(九三)虎、(九四)豹
(九五)熊、(九六)鬣狗の肉、(九七)順番、(九八)粥

(九九)新しく〔信心を得たる大臣〕、(一〇〇)餘人、(一〇一)糖、(一〇二)須尼陀、(一〇三)休息堂

(一〇四)菴婆婆梨、(一〇五)隷車人、(一〇六)洹河、(一〇七)拘利村、(一〇八)〔四聖〕諦論

(一〇九)己の爲に殺したる肉、(一一〇)豐饒、(一一一)再び禁ず

(一一二)雲、(一一三)ヤソーヂャ、(一一四)旻茶、(一一五)牛乳、(一一六)道路糧、

(一一七)翅甯、(一一八)菴婆、(一一九)闍浮、(一二〇)倶羅、(一二一)芭蕉、(一二二)蜜、(一二三)蒲桃、

(一二四)舍樓伽

(一二五)波樓、(一二六)菜、(一二七)堅餅、(一二八)阿頭の剃頭師

(一二九)舍衞城、(一三〇)果實、(一三一)種子、(一三二)各各の事、(一三三)時藥等

註❶劫貝所成」(saṅkhanābhimaya)。直譯せば「劫貝の臍にて作れる」。恐らく硨磲の貝の堅牢なる中心部をとれるものか。

❷「草輪」(tiṇaṇḍupaka)。草にて作り、釜敷の形を成し、水瓶等を頭上に載せて運ぶ際に頭に置く。

❸「法の如く治すべし」。尼薩耆波逸提第二三に當る。(律藏原典第三卷二五一頁)。

❹「疑離越」(kaṅkhārevata)。十誦律の譯例による。「疑」は義譯、餘は音譯なり。律に就て疑多かりしが故に此く名づくといふ。「離婆多」「梨婆多」「離日」とも譯す。

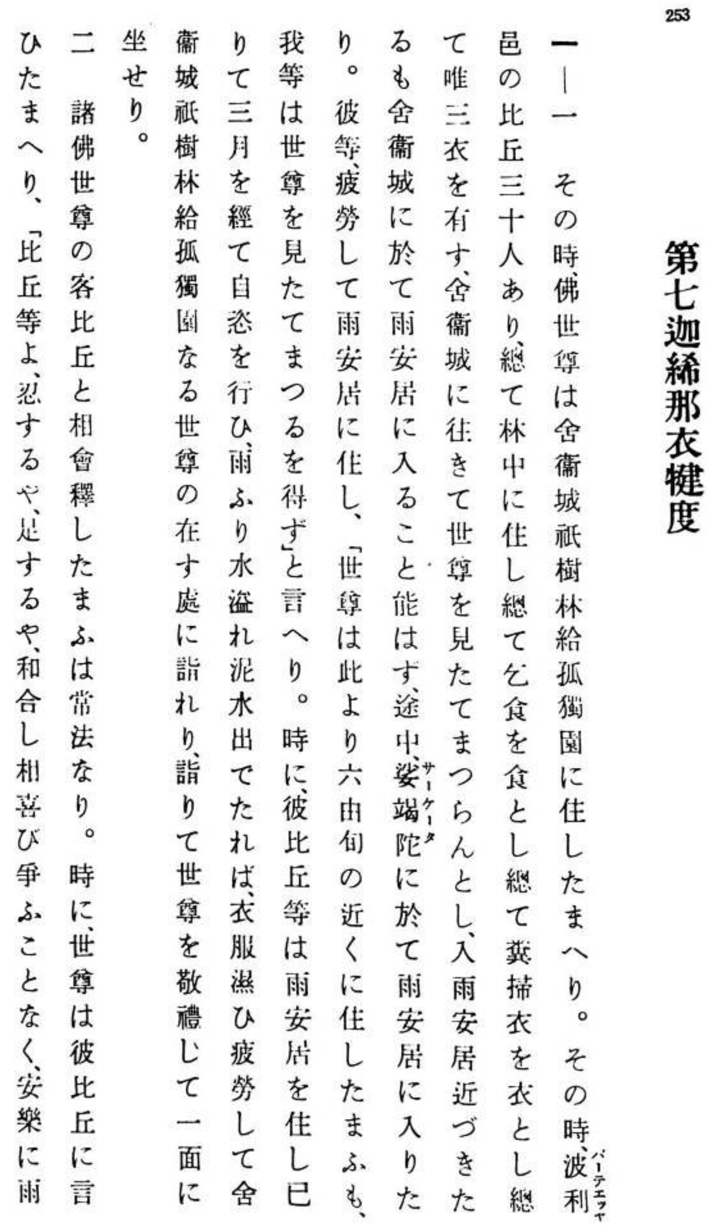
❺「殘食行者」(damaka)。此原語は多くは單に「苦行者」の意味なり。今の個處にては「殘食を食ふ者」なりと原註にいへり。

❻「スパッサ龍王」(Supasso nāgarājā)。四分律には「善現龍王」とあり。

❼波逸提第三五に當る。(律藏原典第三卷八二頁)。

❽「打穀場」(bhūsāgāra)。此語詳ならず。且く英譯による。

Kathinakkhandhaka 迦絺那衣(かちなえ)犍度(けんど)


253

第七迦絺那衣犍度

一—一　その時、佛世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、波利(パーテエッヤ)邑の比丘三十人あり、總て林中に住し總て乞食を食とし總て糞掃衣を衣とし總て唯三衣を有す。舍衞城に往きて世尊を見たてまつらんとし、入雨安居近づきたるも舍衞城に於て雨安居に入ること能はず、途中、娑端陀(サーケータ)に於て雨安居に入りたり。彼等、疲勞して雨安居に住し、「世尊は此より六由旬の近くに住したまふも、我等は世尊を見たてまつるを得ず」と言へり。時に、彼比丘等は雨安居を住し已りて三月を經て自恣を行ひ、雨ふり水溢れ泥水出でたれば、衣服濕ひ疲勞して舍衞城祇樹林給孤獨園なる世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。

二　諸佛世尊の客比丘と相會釋したまふは常法なり。時に、世尊は彼比丘に言ひたまへり、「比丘等よ、忍するや、足するや、和合し相喜び爭ふことなく、安樂に雨

Figure 4: Kaṭhina syn.: 堅固, 功德; transl.: 羯恥那衣
SC: Kaṭhina

安居を住せりや、乞食に困憊せざりしや」。「世尊よ、忍せり、世尊よ、足せり、我等和合し相喜び争ふことなく雨安居を住したり、乞食に困憊せざりき。此に、我等三十人は波利邑の比丘なり、舍衛城に來りて世尊を見たてまつらんとし、入安居近づきたるも舍衛城に於て雨安居に入ること能はず、途中、娑竭陀に於て雨安居に入りたり。我等、疲勞して雨安居に住し、『世尊は此より六由旬の近くに住したま
254 ふも、我等は世尊を見たてまつるを得ず』と言へり。時に、我等は雨安居を住し已りて三月經て自恣を行ひ、雨ふり水溢れ泥水出でたれば、衣服濕ひ疲勞して路を來れり」。

三　時に世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、雨安居を住したる比丘は迦絺那衣を受くることを許す。比丘等よ、汝等、迦絺那衣を受けなば五事相應せん、謂く、[1][食前食後比丘に]囑せずして聚落に入る、[2]衣を離れて宿す、[3]別衆食す、[4]須ふる限りの衣を受く、[5]衣を得ば所持することとなり。比丘等よ、汝等、迦絺那衣を受けなば此の如き五事相應せん。比丘等よ、迦絺那衣を受くるには此の如く爲すべし。[6]

四　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。僧伽は此迦絺那衣物を得たり。若し僧伽に機熟さば、僧伽は此迦絺那衣物を某甲比丘に與へ迦絺那衣を作らしめん、此表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は此迦絺那衣物を得たり。僧伽は此迦絺那衣物を某甲比丘に與へ迦絺那衣を作らしむ。此迦絺那衣物を某甲比丘に與へ迦絺那衣を作らしむることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は此迦絺那衣物を某甲比丘に與へ已りて迦絺那衣を作らしむ。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

五　比丘等よ、迦絺那衣を受くるを成ずとは此の如く受くるを成ぜずとは此の如し。比丘等よ、如何なるをか迦絺那衣を受くるを成ぜずと爲すや。韔治せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、浣ひたるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、衣を計量せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、裁斷せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、安緣せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、假綴せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、縱合せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、固縫せる

のみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず重縫せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、背縫せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、合縫せるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、一たび染めたるのみにては迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、〔迦絺那衣を作らんと豫め〕決定せば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、〔迦絺那衣を與へんと豫め〕談らば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、暫時のものとなさば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、延期せば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、〔一夜を過して〕捨棄せば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、不相應とならば迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、僧伽梨衣なき時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、鬱多羅僧衣なき時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、安陀會衣なき時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、五條或は過五條が卽日に裁斷作縁せられざる時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず、異比丘作る時に迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず。正しく迦絺那衣を受くるも境界外の者隨喜せば此の如く迦絺那衣を受くるを成ずと爲さず。比丘等よ、此の如くせば迦絺那衣を受くるを成ぜずと爲すなり。

六　比丘等よ、如何なるをか迦絺那衣を受くるを成ずと爲すや。新衣を以てせば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、新衣に等しきものを以てせば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、故衣を以てせば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、糞掃衣を以てせば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、市場の〔門前に墮せる〕布を以てせば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、〔迦絺那衣を作らんと豫め〕決定せずば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、〔迦絺那衣を與へんと豫め〕語らずば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、暫時のものに非ずとなさば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、延期せずば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、〔一夜を過して〕捨棄することなくば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、相應ならば迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、僧伽梨衣ある時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、鬱多羅僧衣ある時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、安陀會衣ある時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、五條或は過五條が卽日に裁斷作緣せらるゝ時に迦絺那衣を受くるを成ずと爲す、其人作る時は迦絺那衣を受くるを成ずと爲す。正しく迦絺那衣を受け境界內の者隨喜せば此の如く迦絺那衣を受くるを成ずと爲す。比丘等よ、此の如くせば迦絺

那衣を受くるを成ずと爲すなり。

七　比丘等よ、如何なるをか迦絺那衣を捨すと爲すや。比丘等よ、迦絺那衣を捨するに八事あり、謂く、去ると、〔衣〕成ずると、〔作らじと〕發心すると、失すると、〔僧伽〕已に迦絺那衣を捨すと聞くと、望を斷ずると、[7]境界を出づると、〔僧伽と〕共に捨するとなり。

二―一　比丘あり、迦絺那衣を受け已作の衣を持し「還らじ」と思惟して去る。此比丘は去るによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて「我、衣を作らしめじ、又、還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺

那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣256を作らしめ、衣を作り已れるに「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞く。此比丘は聞くによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時を外に過ごす。此比丘は境界を出づるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作らしめ已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時に至る。此比丘は比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

〔迦絺那衣を捨する七事畢〕

三—一　比丘あり、迦絺那衣を受け已作の衣を受持し「還らじ」と思惟して去る。此比丘は去るによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺

那衣を受け衣を受持して去り、界外に往きて「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は（作らじと）發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已れるに「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞く。此比丘は聞くによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時を外に過ごす。此比丘は境界を出づるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時に至る。此比丘は比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

〔迦絺那衣を〕受持する七事畢

257 **四**—一　比丘あり、迦絺那衣を受け未成の衣を持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり…〔=七・二、但し「衣を持して」を「未成の衣を持して」と改む〕…比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

〔迦絺那衣を〕持する六事畢

五—一　比丘あり、迦絺那衣を受け未成の衣を受持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり…〔=七・三、但し「衣を受持して」を「未成の衣を受持して」と改む〕…比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

〔迦絺那衣〕を受持する六事畢

六—一　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて

「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦
絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持して去り、界外に往きて
「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當
りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らじ」と思惟して去り、界外に往きて「我、
此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによ
りて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らじ」と思惟
して去り、界外に往きて「我、衣を作らしめじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心す
るによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らじ」
と思惟して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作
258 らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨す
るなり。

三　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去
り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。

此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去り、界外に往きて「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

四　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するにより

て迦絺那衣を捨するなり。　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已れるに「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞く。　此比丘は聞くによりて迦絺那衣を捨するなり。　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時を外に過ごす。　此比丘は境界を出づるによりて迦絺那衣を捨するなり。　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を持し「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を作らしめ、衣を作らしめ已りて
259「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時に至る。　此比丘は比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

七―一　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を受持して去り…(＝七・六・一―四、但し「衣を持して」を「衣を受持して」と改む)…　比丘あり、迦絺那衣を受け未成の衣を持して去り…(＝七・六・一―四、但し「衣を持して」を「未成の衣を持して」と改む)…　比丘あり、迦絺那衣を受け未成の衣を受持して去り…(＝七・六・一―四、但し「衣を持して」を「未成の衣を受持して」と改む)…　比丘等と共に迦絺

那衣を捨するなり。

〔迦絺那衣を〕捨する誦品畢

八―一　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望みて去り、界外に往きて衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望みて……〔我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望みて去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み「還らじ」と思惟して去り、界外に往きて衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺

那衣を受け……「我、衣を作らしめじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み「還らじ」と思惟して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を望まん」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

三　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去り、界外に往きて衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して

衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を
捨するなり。

非望十二事畢

九—一　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を望み、望みて得、望まずして得ず、「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて「我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣を望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往くに
261「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞き、「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せるが

故に、我、此處に於て衣を望まん」と思惟して衣を望み、望みて得、望まずして得ず、「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往くに「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞き、「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せるが故に、我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

三　比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を望み、望みて得、望まずして得ず、衣を作らしめ、衣を作り已れるに「彼住處に於ては迦絺那衣を捨せり」と聞く。此比丘は聞くによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて「我、此

處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘に衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を望み、望まずして得ず、衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時を外に過ごす。此比丘は境界を出づるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け衣を望み、「還らん」と思惟して去り、界外に往きて衣を望み、望みて得、望まずして得ず、衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時に至る。此比丘は比丘等と共に迦絺那衣を捨するなり。

望十二事畢

一〇―一　比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて去り界外に往くに衣の望生ず、衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作

らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて去り界外に往くに衣の望、生じ、「我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は、衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて「還らじ」と思惟して去り界外に往くに衣の望、生ず、衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめん」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて「還らじ」と思惟して去り界外に往くに衣の望、生じ「我、此處に於て衣を望まん」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり。

三　比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして

去り界外に往くに衣の望、生ず、衣を望み、望まずして得、望みて得ず「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作
263 らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け、所用ありて「還らん」とも「還らじ」とも決意せずして去り界外に往くに衣の望、生じ「我、此處に於て衣を望み還らじ」と思惟して衣を望むに、衣の望、斷ぜらる。此比丘は衣の望、斷ぜらるゝによりて迦絺那衣を捨するなり」。

所用十二事畢

一一―一　比丘あり、迦絺那衣を受け、衣分を藏し四方に行かんとて去り、餘處に至るに比丘等あり問ふて言ふ、「汝は何處に於て雨安居を住せしや、汝の衣分は何處にありや」。彼言ふ、「我、某甲の住處に於て雨安居を住し、我衣分は彼處にあり」。彼等言ふ、「往きて衣を持來れ、我等此處に於て汝の爲に衣を作らん」。彼、彼

住處に往きて比丘等に問ふて言ふ、「我衣分は何處にありや」。彼等言ふ、「汝の衣分は此なり、汝は何處に往かんとするや」。彼言ふ、「我、某甲の住處に往かんとす、彼處の比丘等は我爲に衣を作らん」。彼等言ふ、「止みなん、往く勿れ、我等此處に於て汝の爲に衣を作らん」。彼、「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け……乃至……此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け……乃至……此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

二　比丘あり、迦絺那衣を受け、衣分を藏し四方に行かんとして去る……「汝の衣分は此なり」。彼、衣を持して彼住處に往くに、途中に比丘等あり、問ふて言ふ、「汝は何處に往かんとするや」。彼言ふ、「我は某甲の住處に往かんとす、彼處の比丘等は我爲に衣を作らん」。彼等言ふ、「止みなん、往く勿れ、我等此處に於て汝の爲に衣を作らん」。彼、「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……彼、「我、衣を作ら

しめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

三　比丘あり、迦絺那衣を受け、衣分を藏し四方に行かんとして去る……「汝の衣分は此なり」。彼、衣を持して彼住處に往くに、彼住處に往かんとして「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ずるによりて迦絺那衣を捨するなり。……彼、「我、衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を捨するなり。……「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。

〔衣分を〕蓄ふる九事畢

一二―一　比丘あり、迦絺那衣を受け、安樂住處を求め、衣を持して去り、「我、某甲の住處に往かん、其處に於て安樂を得て住せん、若し安樂を得ずば某甲の住處に往かん、其處に於て安樂を得て住せん、若し安樂を得ずば某甲の住處に往かん、其

處に於て安樂を得て住せん、若し安樂を得ずば還らん」と思惟す。界外に往きて
「我、此處に於て衣を作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむ。此比丘は〔衣〕成ず
るによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け、安樂住處を求め
……「還らん」と思惟す。界外に往きて「我衣を作らしめじ、又還らじ」と思惟す。此
比丘は〔作らじと〕發心するによりて迦絺那衣を失するなり。比丘あり、迦絺那衣
を受け、安樂住處を求め……「還らん」と思惟す。界外に往きて「我、此處に於て衣を
作らしめ還らじ」と思惟して衣を作らしむるに、衣を作るに當りて失す。此比丘
は失するによりて迦絺那衣を捨するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け、安樂住處
を求め……「還らん」と思惟す。界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已りて「還ら
ん還らん」と思惟して迦絺那衣の齊限時を外に過ごす。此比丘は境界を出づる
265 によりて迦絺那衣を失するなり。比丘あり、迦絺那衣を受け、安樂住處を求め…
…「還らん」と思惟す。界外に往きて衣を作らしめ、衣を作り已りて「還らん」
と思惟して迦絺那衣の齊限時に至る。此比丘は比丘等と共に迦絺那衣を捨す
なり。

一三—一　比丘等よ、迦絺那衣の[8]執受に二あり、非執受に二あり。比丘等よ、何をか迦絺那衣の執受と爲すや。住處に於ける執受と衣に於ける執受となり。比丘等よ、何をか住處に於ける執受と爲すや。比丘等よ、此處に比丘あり、[9]其住處に住し或は「還らん」と言ひ觀待して〔暫時〕去れるなり。比丘等よ、此の如きは住處に於ける執受なり。比丘等よ、何をか衣に於ける執受と爲すや。比丘等よ、此處に比丘あり、其衣或は未作、或は未成、或は衣の望を斷たず。比丘等よ、此の如きは衣に於ける執受なり。比丘等よ、此の如く迦絺那衣の執受に二あり。

二　比丘等よ、何をか迦絺那衣の非執受と爲すや。住處に於ける非執受と衣に於ける非執受となり。比丘等よ、何をか住處に於ける非執受と爲すや。比丘等よ、此處に比丘あり、捨棄、厭離、離脱、無待にして「還らじ」と言ひて去れるなり。比丘等よ、此の如きは住處に於ける非執受なり。比丘等よ、何をか衣に於ける非執受と爲すや。比丘等よ、此處に比丘あり、其衣或は已作、或は已失、或は已滅、或は已燒、或は衣の望を斷てるなり。比丘等よ、此の如きは衣に於ける非執受なり。比丘

等よ、此の如く迦絺那衣の非執受に二あり。

此犍度に十二事、一百十八説門あり。攝頌に曰く

波利邑の比丘三十人あり、疲勞して沙竭陀に住せり
雨安居を住し〔衣服〕濕ひて、勝者を見たてまつらんと往けり
此處に迦絺那衣事あり、五事相應す
囑せざると、衣を離ると、別衆食と
須ふる限り〔の衣を受く〕と、得ば迦絺那者に屬すとなり
表白と、受くるを成ずと、受くるを成ぜざると
輾治、浣、計量、裁斷
安縁、假綴、綴合、固縫、重縫
背縫、合縫、染、決定、談
暫時、延期、捨棄、不相應、三なき時
過五條が裁斷作縁せられざる時

異比丘、正しく受くるも境界外の者隨喜する時
迦絺那受くるを成ぜざるをば、佛は此の如く說きたまへり
新衣、〔新衣に〕等しきもの、故衣、糞掃衣、市場の布
決定せず、談らず、暫時ならず、延期せず
捨棄せず、相應なり、及び三衣あり
五條過五條が裁斷作緣せらるゝ時
其人作り、正しく境界内の者隨喜する時
迦絺那衣を受くるは以上の如し、捨するに八事あり
去ると、成ずると、發心すると、失すると
聞くと、望を斷ずると、境界〔を出づる〕と、及び共に捨するなり
已作の衣を持して「還らじ」と去らば
去るによりて迦絺那衣を捨す
衣を持し界外に往きて「作らしめ還らじ」と思惟せば
成ずるによりて迦絺那衣を捨す

持して界外に往き「〔作らしめじ〕又還らじ」と思惟せば
發心するによりて迦絺那衣を捨す
衣を持し界外に往きて「作らしめ還らじ」と思惟し
作るに當りて失せば
失するによりて迦絺那衣を捨す
「還らん」とて持して往き外にて衣を作らしめ
衣を作り已りて「彼處にては迦絺那衣を捨せり」と聞かば
聞くによりて迦絺那衣を捨す
「還らん」とて持して往き外にて衣を作らしめ
衣を作り已りて迦絺那衣の齊限時を外に過ごさば
境界を出づるによりて迦絺那衣を捨す
「還らん」とて持して往き外にて衣を作らしめ
衣を作り已りて還らんとして迦絺那衣の齊限時に至らば
比丘等と共に迦絺那衣を捨す

持と受持とに七七の次第あり
去るによる〔捨〕を缺くが故に未成には六の次第あり
持して界外に往き「作らしめん」といふ等生ず
成ずると發心と失との三あり
「還らじ」とて持して界外にて作る
成ずると發心と失との三あり
次に決意なきに三類あり
「還らん」とて持して行き界外にて作る
「還らじ」とて作らしむ、成じて迦絺那衣を捨す
發心と失と聞と境界を出づるとあり
比丘等と共に生ぜん、此の如く十五類あり
受持と未成と及び又受持と
此等の四重にて、總じて十五の次第あり
非望と望と所用との三あり

理趣により此を知れ、三たび十二に十二あり
藏するに九あり、安樂に五類あり
執受と非執受とあり、理趣によりて攝頌を說けり

註❶〔食前食後比丘に〕囑せずして聚落に入る。（anamantacāra）。波逸提第四六（律藏原典第四卷九八頁）に對する除外例。

❷「衣を離れて宿す」（asamādānacāra）。尼薩耆第二（律藏原典第三卷一九九頁）に對する除外例。

❸「別衆食」（gaṇabhojana）。波逸提第三二（律藏原典第四卷七二頁）に對する除外例。

❹「須ふる限りの衣を受く」。（yāvadatthacīvaraṁ）。尼薩耆第一（律藏原典第三卷一九六頁）に對する除外例。

❺「衣を受けなば所持す」（yo ca tattha cīvaruppādo so nesaṁ bhavissati）。尼薩耆第三（律藏原典第三卷二〇三頁）に對する除外例なるが如し。

❻以下迦絺那衣に關する規定の術語は明になし難きもの多し。今は多く原註の說を用ふ。

❼「境界を出づ」（simâtikkantika）。後文の說明及漢譯に依らば「齊限時を過ごす」と譯すべきが如くなれど且く從來の譯に從ふ。

❽「執受」（palibodha）。通常此原語は「障礙」と譯す。今の本文に就て見るに「迦絺那衣を受くる資格」如何を述べたるが故に、此原語に「貪著」の義もあれば意義上かくの如く試譯せり。

❾「其住處に住し」（vasati vā tasmiṁ āvāse）。シャム本の讀方を採る。

SC: Cīvara

第八衣犍度

一―一　その時、佛世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、毘舍離は富み榮え民多く人集り豐饒にして、七千七百七の重閣、七千七百七の遊園、七千七百七の蓮池ありき。婬女菴婆婆梨あり、端麗、樂見、殊妙、可欣にして殊勝の美貌を具足し歌舞音曲を能くし愛樂する人々に好まれ一夜に五十金を受く。此によりて毘舍離は益々繁榮せり。

二　時に、王舍城の一住人あり、所用ありて毘舍離に往けり。王舍城の住人は、毘舍離の富み榮え民多く人集り豐饒にして七千七百七の殿樓……七千七百七の蓮池あり、又婬女菴婆婆梨の端麗、樂見、殊妙……益々繁榮するを見たり。時に王舍城の住人に彼所用を終りて王舍城に還り摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に言へり、「大王よ、毘舍離は富み榮え……益々繁榮す。大王よ、願はくは我等も亦婬女を安置せん」。「然らば童女の以て婬女と

て安置すべきを見來れ」。

三　その時、王舍城に婆羅跋提（サーラヴァティー）と名づくる童女あり、端麗、樂見、殊妙、可欣にして殊勝の美貌を具足せり。時に王舍城の住人は童女婆羅跋提を安置して婬女と爲
269 せり。時に、婬女婆羅跋提は久しからずして歌舞音曲を能くし愛樂する人々に好まれ一夜に百金を受けたり。時に、婬女婆羅跋提は久しからずして娠めり。時に婬女婆羅跋提に思念生じたり、「妊婦は男子の好まざる所なり、若し何人か我に就て『婬女婆羅跋提娠めり』と知らば我一切の恭敬減ぜん、我當に病なりと稱すべし」。時に婬女婆羅跋提は守門人に命じて言へり、「守門人よ、何人たりとも入れしむ勿れ、若し我を問ふ者あらば病めりと言へ」。「唯唯」と彼守門人は婬女婆羅跋提に應へたり。

四　時に、婬女婆羅跋提は、胎熟して男兒を生めり。時に婬女婆羅跋提は婢に命じて言へり、「此童子を故箕に入れ持し行きて塵堆中に棄てよ」。「唯唯」と彼婢は婬女婆羅跋提に應へ彼童子を故箕に入れ持し行きて塵堆中に棄てたり。その時、無畏（アバヤ）と名づくる王子あり、清旦、王に奉仕せんとて往けるに、彼童子の諸鴉の爲

に圍まれたるを見たり、見て人々に問へり、「諸鴉は何を圍めるや」。「王子よ、童子
なり」。「活くるや」。「王子よ、尚活く」。「然らば此童子を我後宮に到らしめ乳母等に
與へて養はしめよ」。「王子よ、唯唯」と彼人々は無畏王子に應へ、彼童子を無畏王子
の後宮に到らしめ乳母等に與へ「養へ」と言へり。彼を「尚活く」と言へるが故に[1]「耆
婆」と名づけ、王子の養ふ所なるが故に「童子」と名づけたり。

五　時に、耆婆童子は久しからずして分別を得たり。時に、耆婆童子は無畏王子
の在る處に到れり、到りて無畏王子に言へり、「我母は誰ぞや、我父は誰ぞや」。「耆
婆よ、我も亦汝の母を知らず、我は汝の父なり、我、汝を養はしめたるなり」。時に、耆
婆童子に思念生じたり、「才技あることなくんば王家に住し難し。我當に才技
を學ぶべし」。その時、得叉尸羅（タッカシラー）國に名聲四方に聞えたる醫住せり。

六　時に、耆婆童子は無畏王子に告げずして得叉尸羅國に向つて去り、次第して
270 得叉尸羅國の彼醫の在る處に到れり、到りて彼醫に言へり、「師よ、我、才技を學ば
んと欲す」。「耆婆よ、然らば學べ」。時に、耆婆童子は多く學び易く學び善く受持し
て學びたる所を忘失せざりき。時に、七歳を經、耆婆童子に思念生じたり、「我、多

く學び易く學び善く受持して學びたる所を忘失せず、已に七歲を經たるも此才技の邊際を見ず、何時か此才技の邊際を見んや」。

七　時に耆婆童子は彼醫の在る處に到れり、到りて彼醫に言へり、「師よ、我、多く學び易く學び善く受持して學びたる所を忘失せず、已に七歲を經たるも此才技の邊際を見ず、何時か此才技の邊際を見んや」。「耆婆よ、然らば鋤を持し得叉尸羅國に於て四面一由旬を廻り若し藥にあらざるものを見ば持ち來れ」。「師よ、唯唯」と耆婆童子は彼醫に應へ鋤を持し得叉尸羅國に於て四面一由旬を廻りたるに藥にあらざるものを見ざりき。時に、耆婆童子は彼醫の在る處に到れり、到りて彼醫に言へり、「師よ、我、得叉尸羅國に於て四面一由旬を廻りたるに藥にあらざるものを見ず」。「耆婆よ、汝の學已に成ず、此を以て生計を立つるに足らん」。かくて耆婆童子に少分の路用の資を與へたり。

八　時に、耆婆童子は彼少分の路用の資を持して王舍城に向つて去れり。時に、耆婆童子は途中娑竭陀(サーケータ)國に到れるに彼少分の路用の資盡きたり。時に、耆婆童子に思念生じたり、「此道路は曠野にして水少く食少く路用の資なくしては往

くこと易からず、我當に路用の資を求むべし」。その時、娑竭陀國に長者の婦あり、七年間頭痛を患へり、名聲四方に聞えたる大醫多く來るも癒すこと能はず、多くの黃金を取りて去れり。時に、耆婆童子は娑竭陀國に入り人々に問へり、「何人か病めるや、我、何人をか治せん」。「師よ、彼長者の婦は七年間頭痛を患ふ、師よ、往き

271 て長者の婦を治せ」。

九　時に、耆婆童子は長者居士の家に到れり、到りて守門人に命じて言へり、「守門人よ、往きて長者の婦に言へ、『醫來りて汝を見んと欲す』」。「唯唯」と彼守門人は耆婆童子に應へ長者の婦の在る處に到れり、到りて長者の婦に言へり、「醫來りて汝を見んと欲す」。「守門人よ、如何なる醫なりや」。「年少なり」。「守門人よ、止みなん、年少の醫は我に於て何をか爲さん。名聲四方に聞えたる大醫多く來るも癒すこと能はず、多くの黃金を取りて去れり」。

一〇　時に、彼守門人は耆婆童子の在る處に到れり、到りて耆婆童子に言へり、「師よ、長者の婦は言ふ、『守門人よ、止みなん……　去れり』」。「守門人よ、往きて長者の婦に言へ、『醫は言ふ、「始には一物をも與ふる勿れ、若し癒えなば汝の欲する所を

與へよ」」。「師よ、唯唯」と彼守門人は耆婆童子に應へ長者の婦の在る處に到れり、到りて長者の婦に言へり、「醫は言ふ……欲する所を與へよ」。「守門人よ、然らば醫を來らしめよ」。「唯唯」と彼守門人は長者の婦に應へ耆婆童子の在る處に到れり、到りて耆婆童子に言へり、「師よ、長者の婦は汝を喚ぶ」。

一一　時に、耆婆童子は長者の婦の在る處に到れり、到りて長者の婦の病を觀察し長者の婦に言へり、「一合（バサタ）の酥を須ふ。時に、長者の婦は耆婆童子に一合の酥を與へしめたり。時に、耆婆童子は彼一合の酥を種々の藥と倶に煮、長者の婦を床の上に仰臥せしめ鼻孔に灌げり。時に、鼻孔に灌げる彼酥は口より出でたり。時に、長者の婦は受器に吐き婢に命じて言へり、「此酥を綿にて取れ」。

一二　時に、耆婆童子に思念生じたり、「希有なる哉、此主婦は慳なり、所以は、此棄つべき酥を綿にて取らしむればなり。我は多く高價の藥を用ひたるも、彼女は
272 我に少許の酬をも與へんや」。時に、長者の婦は耆婆童子の變異を觀察し耆婆童子に言へり、「師よ、如何ぞ愁ふるや」。「此處に我に思念生じたり、『希有なる哉……
……與へんや」。「師よ、我等在家人は此の如く儉約するを知る、此酥は貴重なり、奴僕

の足の塗藥ともなり燃燈にも點ず。師よ、愁ふる勿れ、汝は酬を失せじ」。

一三　時に、耆婆童子は長者の婦の七年の頭痛をば唯一たび鼻に灌ぎて除きたり。時に、長者の婦は癒えて耆婆童子に四千金を與へ、兒は「我母癒えたり」とて四千金を與へ、兒婦は「我姑癒えたり」とて四千金を與へ、長者居士は「我婦癒えたり」とて四千金と奴婢車馬を與へたり。時に、耆婆童子は彼一万六千金と奴婢車馬とを持し王舍城に向つて去れり。次第して王舍城の無畏王子の在る處に到れり、到りて無畏王子に言へり、「王子よ、此、我第一の所作にして一万六千金と奴婢車馬とあり王子よ、養育の費として受けよ」。「耆婆よ、止みなん、汝の有となせ、我後宮に居住せよ」。「王子よ、唯唯」と耆婆童子は無畏王子に應へ無畏王子の後宮に居住せり。

一四　その時、摩竭國の洗尼瓶沙王は痔瘻を患ひ衣、血に塗れたり。妃等、見て戲れて言へり、「王、經婦となりたまひ月華起る、王、久しからずして兒を生みたまはん」。王は羞愧せり。時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は無畏王子に言へり、「無畏よ、我、此の如き病を患ひ、衣、血に塗る、妃等、我を見て戲れて言ふ「……　生みたまはん」。無

畏よ、醫の我を治すべき者を見來れ」。「大王よ、此處に醫耆婆あり、年少なれども賢
273 能なり、彼、大王を治せん」。「無畏よ、然らば醫耆婆に命ぜよ、彼、我を治せん」。

一五　時に、無畏王子は耆婆童子に命じて言へり、「耆婆よ、往きて王を治せ」。「王子よ、唯唯」と耆婆童子は無畏王子に應へ爪中に藥を持して摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に言へり、「大王よ、病を見ん」。時に耆婆童子は摩竭國の洗尼瓶沙王の痔瘻をば唯一たび塗りて除けり。時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は癒えて、五百の婦女をして一切の莊嚴を以て飾らしめ、次に此を解きて積ましめ、耆婆童子に言へり、「耆婆よ、此五百の婦女の一切の莊嚴を以て汝に歸す」。「大王よ、止みなん、我爲の職任を念ぜよ」。「耆婆よ、然らば我と後宮と及び佛を首とする僧伽とに侍せよ」。「唯唯、大王よ」と耆婆童子は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へたり。

一六　その時、王舍城に長者あり、七年間頭痛を患へり、名聲四方に聞えたる大醫多く來るも癒すこと能はず、多くの黃金を取りて去れり。諸醫は拒み、一類の醫は言へり、「長者居士は第五日に死せん」。一類の醫は言へり、「長者居士は第七

日に死せん」。時に、王舍城の住人に思念生じたり、「此長者居士は王に於ても住人に於ても大なる利益あり。諸醫は拒み、一類の醫は言ふ、『長者居士は第五日に死せん』。一類の醫は言ふ、『長者居士は第七日に死せん』。此處に王醫耆婆は年少なれども賢能なり、我當に王に請ひて醫者耆婆をして長者居士を治せしめん」。

一七　時に、王舍城の住人は摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に言へり、「大王よ、彼長者居士は大王に於ても住人に於ても大なる利益あり。諸醫は拒み……死せん。願はくは、大王よ、醫者耆婆に命じて長者居士を治せしめよ」。時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は耆婆童子に命じて言へり、「耆婆よ、往きて長者居士を治せ」。「大王よ、唯唯」と耆婆童子は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へ、長者居士の在る處に到れり、到りて長者居士の病を觀察し長者居士に言へり、「居士よ、我若し汝を癒さば何を以て我に酬ゆるや」。「師よ、一切の財寶を以て汝に歸し我は汝の奴とならん」。

一八　「長者よ、汝は能く七月の間一方に脇臥せんや」。「師よ、我は能く七月の間一方に脇臥す」。「長者よ、汝は能く七月の間他の一方に脇臥せんや」。「師よ、我は能く

七月の間他の一方に脇臥す」。「居士よ、汝は能く七月の間仰臥せんや」。「師よ、我は能く七月の間仰臥す」。時に、耆婆童子は長者居士を床に臥せしめ床に繋ぎ頭皮を剝ぎ頭蓋の縫線を開き二の蟲を出して人々に示して言へり、「見よ、此處に二の小蟲あり、一は小にして一は大なり。『長者居士は第五日に死せん』と言へる諸師は此大なる蟲を見たるなり、第五日に長者居士の腦漿盡き腦漿盡くるによりて長者居士は死せん、彼諸師は善く見たるなり。『長者居士は第七日に死せん』と言へる諸師は此小なる蟲を見たるなり、第七日に長者居士の腦漿盡き腦漿盡くるによりて長者居士は死せん、彼諸師は善く見たるなり」。かくて、頭蓋の縫線を合し頭皮を縫ひ塗藥を塗れり。

一九　時に、七日を經て長者居士は耆婆童子に言へり、「師よ、我は能く七月の間一方に脇臥せず」。「居士よ、汝は我に『師よ、我は能く七月の間一方に脇臥す』と應へしには非ずや」。「師よ、眞に我は應へたりき、然れども我死せん、我は能く七月の間一方に脇臥せず」。「居士よ、然らば七月の間他の一方に脇臥せよ」。時に、七日を經
275 て長者居士は耆婆童子に言へり、「師よ、我は能く七月の間他の一方に脇臥せず」。

「居士よ、汝は我に『師よ、我は能く七月の間他の一方に脇臥す』と應へしには非ずや」。「師よ、眞に我は應へたりき、然れども我死せん、我は能く七月の間他の一方に脇臥せず」。「居士よ、然らば七月の間仰臥せよ」。時に、七日を經て長者居士は耆婆童子に言へり、「師よ、我は能く七月の間仰臥せず」。「居士よ、汝は我に『師よ、我は能く七月の間仰臥す』と應へしには非ずや」。「師よ、眞に我は應へたりき、然れども我死せん、我は能く七月の間仰臥せず」。

二〇　「居士よ、我若し此の如く説かざりせば汝は此間さへ臥せざりしならん。我は豫め『長者居士は三七日にして癒せん』と知れり。長者よ、起て、汝は癒せり。我に酬ゆる所を憶せよ」。「師よ、一切の財寶を以て汝に歸し我は汝の奴とならん」。「長者よ、止みなん、一切の財寶を我に與ふる勿れ、我奴となる勿れ、王に百千金を與へ我に百千金を與へよ」。時に、長者居士は癒して王に百千金を與へ耆婆童子に百千金を與へたり。

二一　その時、波羅㮈國に長者の子あり、輪上に嬉戯し腸腹内に結し、爲に粥を飲むも正しく消化せず食を食するも正しく消化せず、大小便通ぜざりき。爲に彼

は瘦せ羸醜となり色悪く次第に黄み身に脈結を露せり。時に、波羅㮈國の長者に思念生じたり、「我子は[2]此の如き病を患ふ。粥を飲むも正しく消化せず食を食するも正しく消化せず、大小便通ぜず、爲に彼は瘦せ羸醜となり色悪く次第に黄み身に脈結を露す。我當に王舍城に往き王に請ひて醫耆婆をして我子を治せしむべし」。時に、波羅㮈國の長者は王舍城に往き摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に言へり、「大王よ、我子は此の如き病を患ふ。粥を……身に脈結を露す。大王よ、願はくは、醫耆婆に命じて我子を治せしめよ」。

二二　時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は耆婆童子に命じて言へり、「耆婆よ、往きて波羅㮈の長者の子を治せ」。「大王よ、唯唯」と耆婆童子は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へ波羅㮈國に往き波羅㮈國の長者の子の在る處に到れり、到りて波羅㮈國の長者の子の病を觀察し人々を退け帳を廻し柱に繫ぎ婦を前に立たしめ腹皮を剝ぎて腸の結處を出し婦に示して言へり、「見よ、此に汝の夫の病あり、此の爲に粥を飲むも正しく消化せず食を食するも正しく消化せず、大小便通ぜず、此の爲に彼

は痩せ羸醜となり色悪く次第に黄み身に脈結を露す」。かくて腸の結處を解き腹を本處に還復し腹皮を縫ひ塗藥を塗れり。時に、波羅㮈國の長者の子は久しからずして癒えたり。時に、波羅㮈國の長者は「我子癒えたり」とて耆婆童子に一万六千金を與へたり。時に、耆婆童子は彼一万六千金を取りて王舍城に還れり

二三　その時、波羅殊提(バッヂョータ)王は黄疸を患へり、名聲四方に聞えたる大醫多く來るも癒すこと能はず、多くの黄金を取りて去れり。時に、波羅殊提王は摩竭國の洗尼瓶沙王に使を遣りて言へり、「我は此の如き病を患ふ。大王よ、願はくは、醫耆婆に命ぜよ、彼、我を治せん」。時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は耆婆童子に命じて言へり、「耆婆よ、往け、尉禪(ウッヂェーニー)國に往きて波羅殊提王を治せ」。「大王よ、唯唯」と耆婆童子は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へ尉禪國に往き波羅殊提王の在る處に到れり、到りて波羅殊提王の病を觀察し波羅殊提王に言へり、

二四　「大王よ、我、酥を煮ん、大王よ、此を飲むや」。「耆婆よ、止みなん、汝若し酥を用ひずして爲すを得ば此を爲せ。我は酥を厭嫌す」。時に、耆婆童子に思念生じたり、
277「此王に此の如き病あり、酥を用ひずしては癒す能はず。我、當に澁の色あり澁の

香あり澁の味ある酥を煮るべし」。時に、耆婆童子は種々の藥と倶に澁の色あり澁の香あり澁の味ある酥を煮たり。時に、耆婆童子に思念生じたり、「此王、酥を飲みて消化する時、吐かん。此王は暴戻なれば我を殺[3]さしめん」。時に、耆婆童子は波羅殊提王の在る處に到れり、到りて波羅殊提王に言へり、

二五　「大王よ、我等醫は此の如く須臾にして根を抜き藥を集む。大王よ、願はくは、象馬舎と諸門とに命じて言へ、『耆婆をして其欲する象馬に乗りて往かしめ、其欲する門より往かしめ、其欲する時に出でしめ、其欲する時に入らしめよ』」。時に、波羅殊提王は車舎と諸門とに命じて言へり、「耆婆をして其欲する車乗に乗りて往かしめ、其欲する門より往かしめ、其欲する時に出でしめ、其欲する時に入らしめよ」。その時、波羅殊提王に跋陀羅婆提（バッダヴァティカー）と名づくる牝象あり、日に五十由旬を走る。時に、耆婆童子は波羅殊提王に酥を供して言へり、「大王よ、澁を飲め」。時に、耆婆童子は波羅殊提王をして酥を飲ましめ、象舎に往き牝象跋陀羅婆提に乗りて都城を出でたり。

二六　時に、波羅殊提王は彼酥を飲みて消化する時、吐けり。時に波羅殊提王は

人々に言へり、「悪人耆婆は我をして酥を飲ましめたり。汝等、醫耆婆を覓めよ」。「大王よ、彼は牝象跋陀羅婆提に乗りて都城を去れり。その時、波羅殊提王に烏(カーカ)と名づくる奴あり、一日に六十由旬を走る、彼は非人に縁りて生を受けたるなり。時に、波羅殊提王は奴烏に命じて言へり、「烏よ、往きて『師よ、王は汝を喚ぶ』といひて醫耆婆を喚來れ。烏よ、彼諸醫に多くの幻あり、彼より何ものをも受くる勿れ」。

二七　時に、奴烏は、耆婆童子の途中拘睒彌(コーサンビー)に於て朝食を作せる時、及び得たり。

278 時に、奴烏は耆婆童子に言へり、「師よ、王は汝を喚ぶ。「烏よ、我、食する間待て、烏よ、汝も食へ」。「師よ、止みなん、王我に命じて言へり、『烏よ、彼諸醫に多くの幻あり、彼より何ものをも受くる勿れ』」。その時、耆婆童子は爪に藥を取り、阿摩勒果を食ひ水を飲めり。時に、耆婆童子は奴烏に言へり、「烏よ、汝も阿摩勒果を食ひ水を飲め」。

二八　時に、奴烏は「此醫は〔自ら〕阿摩勒果を食ひ水を飲む、何等の悪しきこと有るべからず」と爲して阿摩勒果の半を食ひ水を飲めり。彼、彼阿摩勒果の半を食へるに卽下痢せり。時に、奴烏は耆婆童子に言へり、「師よ、我命存するや」。「烏よ、畏

る丶勿れ、汝癒えん。王は暴戾なり、彼王は我を殺さしめん、故に我は還らじ」と言ひ牝象跋陀羅婆提を烏に托し王舍城に向つて去れり。次第して王舍城の摩竭國の洗尼瓶沙王の在る處に到れり、到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に彼義を告げたり。「耆婆よ、汝還らざりしは善し、彼王は暴戾にして汝を殺さしめしならん」。

二九　時に、波羅殊提王は病癒えて、耆婆童子の許に使を遣りて言へり、「耆婆よ、來れ、我、汝に賜を與へん」。「大王よ、止みなん、我職任を念ぜよ」。その時、波羅殊提王は尸毘(シギ)布一双を得たり、多布、多双布、多百双布、多千双布、多百千双布中の第一、最上、最首、最勝、最貴なり。時に、波羅殊提王は彼尸毘布一双を耆婆童子に送れり。時に、耆婆童子に思念生じたり、「波羅殊提王は我に此尸毘布一双を送れり、多布……最貴なり。此は彼世尊應供正等覺者と摩竭國の洗尼瓶沙王とを除きては他の何人にも應ぜず」。

三〇　その時、世尊の身不調なりき。時に世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへ
279 り、「阿難よ、如來の身不調なり、如來は下劑を服せんと欲す」。時に、具壽阿難は耆婆童子の在る處に到れり、到りて耆婆童子に言へり、「耆婆よ、如來の身不調なり、

如來は下劑を服せんと欲したまふ」。「阿難よ、然らば數日の間、世尊の身を冷濕に爲したてまつれ」。時に、具壽阿難は數日の間、世尊の身を冷濕に爲したてまつり、耆婆童子の在る處に到れり、到りて耆婆童子に言へり、「耆婆よ、如來の身冷濕となれり、時を知れ」。

三一　時に、耆婆童子に思念生じたり、「我、世尊に麤なる下劑を奉るは宜しからず」。かくて三把の優鉢花に種々の藥を混じ世尊の在す處に詣れり、詣りて一把の優鉢花を世尊に奉りて言へり、「世尊よ、此第一把の優鉢花を嗅ぎたまへ、然らば世尊は十たび下痢したまはん」。第二把の優鉢花を世尊に奉りて言へり、「世尊よ、此第二把の優鉢花を嗅ぎたまへ、然らば世尊は十たび下痢したまはん」。第三把の優鉢花を世尊に奉りて言へり、「世尊よ、此第三把の優鉢花を嗅ぎたまへ、然らば世尊は十たび下痢したまはん。此の如くにして世尊は總じて三十たび下痢したまはん」。時に耆婆童子は總じて三十たび下痢する藥を奉り、世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

三二　時に、耆婆童子、戶外に出でたるに、思念生じたり、「我、世尊に三十たび下痢

する薬を奉りたるも、如來の身不調なり、世尊は三十たび下痢したまはざらん、世尊は二十九たび下痢したまはん。世尊、下痢して、浴したまはゞ、世尊は浴後一たび下痢したまはん。此の如くにして世尊は總じて三十たび下痢したまはん」。時に、世尊は、耆婆童子の心に思念する所を心に知りたまひ具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、此處に耆婆童子、戸外に出でたるに、思念生じたり、『我、世尊に……したまはん』。阿難よ、されば湯を調へよ」。「唯唯」と具壽阿難は世尊に應へ

280

て湯を調へたり。

三三　時に耆婆童子は、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して耆婆童子は世尊に白して言へり、「世尊、下痢したまへりや」。「耆婆よ、我、下痢したり」。「此處に我、戸外に出でたるに、思念生じたり、『我、世尊に……したまはん』。世尊よ、浴したまへ、善逝よ、浴したまへ」。時に、世尊は湯に浴したまひ、世尊は浴後一たび下痢したまへり。此の如くにして世尊は總じて三十たび下痢したまへり。時に、耆婆童子は世尊に白して言へり、「世尊の身癒する間は液食を止めたまへ」。時に、世尊の身は久しからずして癒したまへり。

三四　時に、耆婆童子は彼尸毘布一双を持し世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して耆婆童子は世尊に白して言へり、「世尊よ、我に一の願を許したまへ」。「耆婆よ、諸如來は已に諸願を超えたり」。「相應にして無過なる〔願〕なり」。「耆婆よ、言へ」。「世尊と比丘衆とは糞掃衣を用ひたまふ。我此尸毘布一双は波羅殊提王の送れる所にして多布、多双布、多百双布、多千双布、多百千双布中の第一、最上、最首、最勝、最貴なり。世尊よ、我尸毘布一双を受けたまへ、比丘衆に居士衣を許したまへ。世尊は尸毘布一双を受けたまへり。時に、世尊は法を説きて耆婆童子を教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへり。時に、世尊、法を説きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたまへる時、耆婆童子は座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

三五　時に、世尊は此緣により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、居士衣を許す。欲する者は糞掃衣を用ひ、欲する者は居士衣を受けよ。比丘等よ、何れによるとも知足は我讃歎する所なり」。王舍城の人々は、「世尊、比丘等に居士衣を許したまへり」と聞けり。彼人々は歡喜踊躍し「今、我等は布施を與へ

て善業を行はん、所以は世尊、比丘等に居士衣を許したまへばなり」とて、王舍城に於て一日の中に多千の衣服を奉れり。地方の人々は、「世尊、比丘等に居士衣を許したまへり」と聞けり。彼人々は歡喜踊躍し「今、我等は布施を與へて善業を行はん、所以は世尊、比丘等に居士衣を許したまへばなり」とて、地方に於て一日の中に多千の衣服を奉れり。

三六　その時、僧伽は外衣を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、外衣を許す」。絹の外衣を得たり。「比丘等よ、絹の外衣を許す」。氈毾を得たり。「比丘等よ、氈毾を許す」。

第一誦品畢

二—一　その時、迦尸國王は耆婆童子に半ば迦尸衣を雜へたる欽婆羅衣を送れり、價、迦尸衣の半なり。時に、耆婆童子は其半ば迦尸衣を雜へたる欽婆羅衣を持し世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して耆婆童子は世尊に白して言へり、「此半ば迦尸衣を雜へたる欽婆羅衣は迦尸國王の送れる所にして價、迦尸衣の半なり。世尊よ、我欽婆羅衣を受けたまへ、長夜

に我利益安樂とならん」。世尊は欽婆羅衣を受けたまへり。時に世尊は法を說きて耆婆童子を教示し……右遶を爲して去れり。時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、欽婆羅衣を許す」。

三—一 その時、僧伽は種々の衣を得たり。時に比丘等に思念生じたり、「世尊は衣を許したまへりや、許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六種の衣を許す、芻麻、古貝、憍奢耶、欽婆羅、沙尼、麻布なり」。

282 二 その時、彼比丘等は居士衣を受けしが、彼等は疑惧して糞掃衣を受けざりき、「世尊は唯一衣のみを許し二をば許さず」と謂ひしなり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、居士衣を受けて糞掃衣を受くることを許す。比丘等よ、兩者を用ふとも知足は我讃歎する所なり」。

四—一 その時、數多の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。一類の比丘等は糞掃衣を得んが爲に塚間に入りしが、一類の比丘等は倶に往かざりき。糞掃

衣を得んが爲に塚間に入りし比丘等は糞掃衣を得たり。俱に往かざりし比丘等は言へり、「我等に配分を與へよ」。彼等は言へり、「我等は汝等に配分を與へじ。汝等は何故に俱に往かざりしや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し欲せずば、俱に往かざる者には配分を與へざることを許す」。

二　その時、數多の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。一類の比丘等は糞掃衣を得んが爲に塚間に入り、一類の比丘等は待てり。糞掃衣を得んが爲に塚間に入りし比丘等は糞掃衣を得たり。待ちし比丘等は言へり、「我等に配分を與へよ」。彼等は言へり、「我等は汝等に配分を與へじ。汝等は何故に入らざりしや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し欲せずとも、待ちし者には配分を與ふべきことを許す」。

三　その時、數多の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。一類の比丘等は糞掃衣を得んが爲に先に塚間に入り、一類の比丘等は後れて入れり。糞掃衣を得んが爲に先に塚間に入りし比丘等は糞掃衣を得たり。後れて入れる比丘等は得ざりき。彼等は言へり、「我等に配分を與へよ」。彼等は言へり、「我等は汝等

に配分を與へじ。汝等は何故に後れて入りしや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し欲せずば、後れて入りし者には配分を與へざることを許す」。

四　その時、數多の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。彼等は糞掃衣を得んが爲に相倶に塚間に入れり。一類の比丘等は糞掃衣を得しが、一類の比丘等
283 は得ざりき。得ざりし比丘等は言へり、「我等に配分を與へよ」。彼等は言へり、「我等は汝等に配分を與へじ。汝等は何故に得ざりしや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し欲せずとも相倶に入りし者には配分を與ふべきことを許す」。

五　その時、數多の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。彼等は相約して後、糞掃衣を得んが爲に塚間に入れり。一類の比丘等は糞掃衣を得しが、一類の比丘等は得ざりき。得ざりし比丘等は言へり、「我等に配分を與へよ」。彼等は言へり、「我等は汝等に配分を與へじ。汝等は何故に得ざりしや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し欲せずとも相約して後入らば配分を與ふべきことを許す」。

五―一　その時、人々、衣を持して〔僧〕園に來れるも、彼等は受納人を求め得ずして持還れり。〔僧伽は〕衣を得ること少かりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分具足の比丘を衣の受納人として選ぶことを許す。〔五分具足者とは〕貪欲に墮せず、瞋恚に墮せず、愚癡に墮せず、怖畏に墮せず、受と非受とを知れるなり。

二　比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。先づ比丘に請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲比丘を衣の受納人として選ぶべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は某甲比丘を衣の受納人として選ぶ。某甲比丘を衣の受納人として選ぶを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲比丘を衣の受納人として選びたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』」。

六―一　その時、衣の受納比丘等は衣を受け其處に捨置して去れり。衣、失せたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分具足の比丘を衣の收藏人として選ぶことを許す。〔五分具足者とは〕貪欲に墮せず……怖畏に墮せず、藏と非藏とを

知れるなり。

二　比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。先づ比丘に請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲比丘を衣の收藏人として選ぶべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は某甲比丘を衣の收藏人として選ぶ。某甲比丘を衣の收藏人として選ぶを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲比丘を衣の收藏人として選びたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

七―一　その時、衣の收藏比丘等は延堂、樹下、荏婆樹空洞に衣を藏めたり。鼠、蟻、嚙めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽の欲する所によりて庫を選ぶことを許す、謂く、精舍、平覆屋、殿樓、樓房、地窟なり。

二、比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。若し僧伽に機熟さば僧伽は某甲精舍を庫として選ぶべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。僧伽は某甲精舍を庫として選ぶ。

某甲精舍を庫として選ぶを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は某甲精舍を庫として選びたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

八－一　その時、僧伽の庫の衣を守る者なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分具足の比丘を守庫人として選ぶことを許す。〔五分具足者とは〕貪欲に墮せず……怖畏に墮せず、守と非守とを知れるなり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし……乃至……『僧伽は某甲比丘を守庫人として選びたり。僧伽は聽す
285 が故に默す、我、此の如く知る』。

二　その時、六群比丘は守庫人をして起たしめたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、守庫人をして起たしむべからず、起たしむる者は惡作に墮す」。

九－一　その時、僧伽の庫に衣數多ありき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽集會して配分することを許す」。その時、僧伽を擧けて配分せしに騷擾を爲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分具足の比丘を分衣人として選ぶ

ことを許す。〔五分具足者とは〕貪欲に墮せず……怖畏に墮せず、分と非分とを知れるなり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし……乃至……『僧伽は某甲比丘を分衣人として選びたり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

二　時に、分衣比丘等に思念生じたり、「如何にして衣を配分すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、先づ選り、計り、良否を分ち、比丘の數を算へて組を作りて、衣の配分を爲すべきことを許す」。時に分衣比丘等に思念生じたり、「如何にして沙彌等に衣の配分を爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、沙彌等には半量の配分を與ふべきことを許す」。

三　その時、一人の比丘あり、己の配分を取りて〔河を〕越え行かんと欲したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、〔河を〕越え行く者には其配分を與ふることを許す」。その時、一人の比丘あり、過分の配分を取りて〔河を〕越え行かんと欲したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、代償を出さば過分の配分を與ふることを許す」。

四　時に、分衣比丘等に思念生じたり、「如何にして衣の配分を與ふべきや。到來の次第によるべきや、或は老幼に隨ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘

等よ、缺けたる所を滿足になし、草の籤を作るべきことを許す」。

一〇—一　その時、比丘等は牛糞、黄土を用ひて衣を染めたり、衣の色醜くかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六種の染料を許す、謂く樹根の染料、樹幹の染料、樹皮の染料、葉の染料、花の染料、果の染料なり。

二　その時、比丘等は冷[4]水に衣を染めたり、衣を惡臭ありき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、染料を煮るに小なる染釜を許す」。染料溢れたり。「比丘等よ、溢れを受くる盆を置くことを許す」。その時、比丘等は熟不熟を知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、水に、或は爪の背に一滴を垂して〔熟不熟を知ることを〕許す」。

三　その時、比丘等は染料を注ぐ時に釜を覆し、釜毀れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、染料の匙、柄杓を許す」。その時、比丘等は染料の器を有せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、染料の甕、染料の瓶を許す」。その時、比丘等は器、鉢の中に於て衣を摩し、衣壊れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、染料

の桶を許す」。

287
一一―一　その時、比丘等は衣を地上に擴げ、衣汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、草の敷具を許す」。草の敷具を蟻嚙れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衣架と衣綱とを許す」。中邊に懸けしに染料、兩邊に流れたり。「比丘等よ、角を繫ぐことを許す」。角破れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、角の絲を許す」。染料一邊に流れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、轉々染むべきことを許す、滴下の斷えざる時に去るべからず」。

二　その時、衣堅くなれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、水に浸すことを許す」。その時、衣麤くなれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、手にて叩くことを許す」。その時、比丘等は裁斷せざる象牙褐色衣を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、裁斷せざる衣を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

一二—一、　時に、世尊は隨意の間、王舍城に住したる後、南山(ダッキナーギリ)に向つて遊行したまへり。世尊は、摩竭國の田地の細分せられ列を爲し畔にて劃られ畦にて劃られたるを見たまへり、見て具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、汝は摩竭國の田地の細分せられ……畦にて劃られたるを見るや」。「唯々」。「阿難よ、汝は能く比丘等の爲に此の如き衣を作るや」。「我能くす」。時に、世尊は隨意の間、南山に住したる後、王舍城に還りたまへり。時に、具壽阿難は數多の比丘の爲に衣を作り、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「世尊よ、見たまへ、我、衣を作れり」。

二　時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、阿難は聰明にして大智慧あり、所以は我、略して說けるに而も廣く其義を解せばなり、大壇を作り、小壇を作り、條を作り、葉を作り、中條を作り、緣を作り、頸帖を作り、脚帖を作り、臂帖を作る、斷片よりなり麤に縫はる、沙門に適ひ、敵の希求せざる所なり。比丘等よ、斷片よりなる僧伽梨と斷片よりなる鬱多羅僧と斷片よりなる安陀會とを許す」。

一三—一　時に、世尊は隨意の間、王舍城に住したる後、毘舍離城に向つて遊行したまへり。世尊は王舍城と毘舍離城との中間の旅路にあり、數多の比丘等の衣を擔重し、頭にも衣を重ね、肩にも衣を束ね、腰にも衣を束ねて來るを見たまへり、見て世尊に思念生じたり、「此愚人等は餘りにも速に衣の奢侈に墮したり。我當に比丘等の衣に於て境界を作り制限を設くべし」。

二　時に、世尊は次第に遊行して毘舍離城に到りたまへり。此に、世尊は毘舍離城瞿曇支提(ゴータマチェーティヤ)に住したまへり。その時、世尊は寒冷の冬夜、八日祭と次の八日祭との間、雪降る頃、唯一衣を著けて露處に坐したまひしに、世尊に寒氣なかりき。初夜過ぎて後、世尊に寒氣生じたり。世尊は二衣を纏ひたまひしに、世尊に寒氣なかりき。中夜過ぎて後、世尊に寒氣生じたり。世尊は三衣を纏ひたまひしに、世尊に寒氣なかりき。後夜過ぎ日出で夜明けんとせし時、世尊に寒氣生じたり。世尊は四衣を纏ひたまひしに、世尊に寒氣なかりき。

三　時に、世尊に思念生じたり、「彼族姓子等は此法と律とに於て寒氣に苦しみ

寒氣を恐るゝも、三衣あらば耐ふることを得ん。我當に比丘等の衣に於て境界を作り制限を設け、三衣を許すべし」。時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、

四「比丘等よ、此處に我、王舍城と毘舍離城との中間の旅路にあり、數多の比丘等の衣を擔重し、頭にも衣を束ね、肩にも衣を束ね、腰にも衣を束ねて來るを見たり、見て我に思念生じたり、『此愚人等は餘りにも速に衣の奢侈に墮したり。我當に比丘等の衣に於て境界を作り制限を設くべし』。

五　比丘等よ、此處に我、寒冷の冬夜、八日祭と次の八日祭との間、雪降る頃、唯一衣を著けて露處に坐せしに、我に寒氣なかりき。初夜過ぎて後、我に寒氣生じたり。我、二衣を纏ひしに、我に寒風なかりき。中夜過ぎて後、我に寒氣生じたり。我、三衣を纏ひしに、我に寒氣なかりき。後夜過ぎ日出で夜明けんとせし時、我に寒氣生じたり。我、四衣を纏ひしに、我に寒氣なかりき。比丘等よ、我に思念生じたり、『彼族姓子等は此法と律とに於て寒氣に苦しみ寒氣を恐るゝも、三衣あらば耐ふることを得ん。我當に比丘等の衣に於て境界を作り制限を設け、三衣を許すべ

し』。比丘等よ、三衣を許す、兩重の僧伽梨と一重の鬱多羅僧と一重の安陀會とな
り」。

六　その時、世尊は比丘等に三衣を許したまへるを以て、六群比丘は一襲の三衣を以て村邑に入り、他の一襲の三衣を以て(僧)園に住し、他の一襲の三衣を以て洗浴に往けり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は長衣を蓄ふるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、長衣を蓄ふべからず、蓄ふる者は[5]法の如く治すべし」。

七　その時、具壽阿難は長衣を得たり。具壽阿難は彼衣を具壽舍利弗に與へんと欲せしが具壽舍利弗は娑竭陀に住したり。時に、具壽阿難に思念生じたり、「世尊は長衣を蓄ふべからずと制したまへり。我今、長衣を得たり、我、此衣を具壽舍利弗に與へんと欲するも具壽舍利弗は娑竭陀に住す。我、如何に爲すべきや」。時に、具壽阿難は世尊に此義を告げたり。「阿難よ、幾何にして舍利弗還るべきや」。「世尊よ、九日或は十日なり」。時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言

ひたまへり、「比等丘よ、十日に滿たざる間は長衣を蓄ふるを許す」。

八　その時、比丘等は長衣を得たり。時に、比丘等に思念生じたり、「長衣を如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長衣を分與するを許す」。

一四―一　時に、世尊は隨意の間、毘舍離に住したる後、波羅㮈國に向つて遊行したまへり。次第に遊行して波羅㮈國に到りたまへり。此に世尊は波羅㮈國仙人墮處鹿野苑に住したまへり。その時、一人の比丘あり、其安陀會、壞れたり。時に、彼比丘に思念生じたり、「世尊は三衣を許したまへり、兩重の僧伽梨と一重の鬱多羅僧と一重の安陀會となり。今、我安陀會壞れたり。我當に補帖し周邊を兩重に爲し中央を一重と爲すべし」。

二　時に、彼比丘は補帖せり。世尊は臥處座處を廻りて、彼比丘の補帖するを見たまへり、見て彼比丘の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘に言ひたまへり、「比丘よ、汝は何を爲すや」。「世尊よ、我は補帖するなり」。「比丘よ、善き哉、善き哉、比丘よ、善き哉、汝は補帖す」。時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたま

へり、「比丘等よ、新衣物或は新衣物に等しくば兩重の僧伽梨と一重の鬱多羅僧と一重の安陀會とを許す、久しく用ひたる衣物ならば四重の僧伽梨と兩重の鬱多羅僧と兩重の安陀會とを許す。糞掃衣と市場に落ちたる布とは欲するだけ勤めて得べし。比丘等よ、綴ると縫合すと綴了すと作業すると固縫するとを許す」。

一五―一　時に、世尊は隨意の間、波羅棕國に住したる後、舍衞國に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞國に到りたまへり。此に世尊は舍衞國祇樹林給孤獨園に住したまへり。時に、毘舍佉鹿母（ヰサーカーミガーラマーター）は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、毘舍佉鹿母を世尊は法を説きて教示し……慶喜せしめたまへり。時に、世尊、法を説きて教示し……慶喜せしめたまへる時、毘舍佉鹿母は世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、毘舍佉鹿母は世尊の許したまへるを知り座より起ち世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

二　その時、其夜過ぎて後、大雲四大洲を覆ひ雨降れり。　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、祇樹林に雨降るが如く此の如く四大洲に雨降るなり。　比丘等よ、身に雨を浴びよ、此、大雲四大洲を覆ふ最後なり」。「唯唯」と彼比丘
291 等は世尊に應へ衣を脱ぎて身に雨を浴びたり。

三　時に、毘舍佉鹿母は殊妙なる嚼食噉食を調へ婢に命じて言へり、「往け、〔僧〕園に往き時を告げて言へ、『時到る、食調へり』」。「唯唯」と彼婢は毘舍佉鹿母に應へ〔僧〕園に往きしに、比丘等の衣を脱ぎて身に雨を浴びるを見たり、見て「〔僧〕園に比丘無し、邪命外道等ありて身に雨を浴びるなり」と思惟し、毘舍佉鹿母の在る處に到れり、到りて毘舍佉鹿母に言へり、「〔僧〕園に比丘無し、邪命外道ありて身に雨を浴びたり」。　時に、毘舍佉鹿母は賢能聰明有智なれば思念生じたり、「必ずや聖衆、衣を脱ぎ身に雨を浴びるならん、此女は愚にして『〔僧〕園に比丘無し、邪命外道ありて身に雨を浴ぶ』と思へるなり」。　婢に命じて言へり、「往け、〔僧〕園に往き時を告げて言へ、『時到る、食調へり』」。

四　時に、彼比丘等は四肢を冷し身爽快となり衣を持し各々精舍に入れり。　時

に、彼婢は〔僧〕園に往きしに比丘等を見ず、「〔僧〕園に比丘無し、〔僧〕園は空虛なり」と思惟し、毘舍佉鹿母の在る處に到れり、到りて毘舍佉鹿母に言へり、「〔僧〕園に比丘無し、〔僧〕園は空虛なり」。時に、毘舍佉鹿母は賢能聰明有智なれば思念生じたり、「必ずや聖衆は四肢を冷し身爽快となり衣を持し各々精舍に入れるならん、此女は愚にして『〔僧〕園に比丘無し、〔僧〕園は空虛なり』と思へるなり」。婢に命じて言へり、「往け、〔僧〕園に往き時を告げて言へ、『時到る、食調へり』」。

五　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、鉢衣を著けよ、食の時なり」。「唯唯」と彼比丘等は世尊に應へたり。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し、譬へば力士が屈したる腕を伸し伸したる腕を屈するが如く此の如く〔速に〕祇樹林に沒して毘舍佉鹿母の家に現じたまへり。世尊は比丘衆と倶に設けの座　　したまへり。

六　時に、毘舍佉鹿母は「希有なる哉、未曾有なる哉、如來は大神通大威力を有したまふ、所以は膝に到るまで水出で腰に到るまで水出でたるに一比丘として足も衣も濕さゞればなり」と思惟し、歡喜踊躍して佛を首とせる比丘衆に嚼食噉食を

以て手づから供養し飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食を已りて手と鉢とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり。一面に坐して毘舍佉鹿母は世尊に白して言へり、「世尊の我に八願を與へたまはんことを請ふ」。「毘舍佉よ、諸の如來は願を超えたり」。「相應にして無過なる〔願〕なり」。「毘舍佉よ、言へ」。

七　「我、命終るまで僧伽に雨浴衣を施し、客比丘の食を施し、遠行比丘の食を施し、病比丘の食を施し、看病比丘の食を施し、病藥を施し、常に粥を施し、比丘尼衆に水浴衣を施さんと欲す」。「毘舍佉よ、汝は何の因緣を見る故に如來の八願を與へんことを請ふや」。「此處に我、婢に命じて言へり、『往け、〔僧〕園に往き時を告げて言へ、『時到る、食調へり』』。時に、彼婢、〔僧〕園に往きしに、比丘等の衣を脱ぎて身に雨を浴びるを見たり、見て『〔僧〕園に比丘無し、邪命外道等ありて身に雨を浴びるなり』と思惟し、我の在る處に到れり、到りて我に言へり、『〔僧〕園に比丘無し、邪命外道ありて身に雨を浴びたり』。裸形は不淨醜惡なり。我、此因緣を見るが故に、命終るまで僧伽に雨浴衣を施さんと欲するなり。

八　復次に、客比丘は道路を知らず、行くべき處を知らず、乞食に往きて困憊す。

彼、我客比丘の食を食せば道路を知り行くべき處を知り乞食に往きて困憊せざらん。我、此因縁を見るが故に、命終るまで僧伽に客比丘の食を施さんと欲す。復次に、遠行比丘は自ら食を求めば或は件を失せん、或は往かんと欲する住處に非時に到り困憊して道を往かん。彼、我遠行比丘の食を食せば、件を失せず、往かんと欲する住處に正時に到り困憊せずして道を往かん。我、此因縁を見るが故に、命終るまで僧伽に遠行比丘の食を施さんと欲するなり。

九　復次に、病比丘は隨(病)飲食を得ずば病增劇せん、或は死することあらん。彼、我病比丘の食を食せば病增劇せず、死することなからん。我、此因縁を見るが故に、命終るまで僧伽に病比丘の食を施さんと欲するなり。復次に、看病比丘は自ら食を求めば正午を過ぎて病比丘の食を持來し食を斷ぜしめん。彼、我看病比丘の食を食せば正時に病比丘の食を持來し食を斷ぜしめざらん。我、此因縁を見るが故に、命終るまで僧伽に看病比丘の食を施さんと欲するなり」。

一〇　復次に、病比丘は所須の醫藥を得ずば病增劇せん、或は死することあらん。彼、我病藥を食せば病增劇せず、死することなからん。我、此因縁を見るが故に、命終

るまで僧伽に病藥を施さんと欲するなり。復次に、世尊は阿那伽賓頭(アンダカギンダ)國に於て十功德を見て粥を許したまへり。我、彼功德を見るが故に命終るまで僧伽に常に粥を施さんと欲するなり。

一一　此處に比丘尼等あり、阿夷羅跋提(アチラヷティー)河に於て婬女等と倶に同じ津に於て裸形にて浴せり。彼婬女等は比丘尼等に戯れて言へり、「汝等は如何ぞ年少にして梵行を行ずるや、諸欲は享くべきに非ずや。老いたらば梵行を行ぜよ、此の如く爲さば汝等は兩邊を得べけん」。彼比丘尼等は婬女等の戯を受けて羞愧せり女人の裸形は不淨醜惡なり。我、此因緣を見るが故に、命終るまで比丘尼衆に水浴衣を施さんと欲するなり」。

一二　「毘舍佉よ、汝は何の功德を見る故に如來の八願を與へんことを請ふや」。

「此處に、諸方に於て雨安居を住したる比丘等あり、世尊を見たてまつらんが爲に舍衞國に來る、彼等は世尊の許に至りて問ふ、『某甲比丘死せり。彼は何れの趣に往き何れの生を受くるや』。世尊、彼を記別して預流果、一來果、不還果、阿羅漢果を得たりと爲したまふ。我は彼等の許に到りて問ふ、『彼聖者は曾て舍衞國に

來りしことありや』。

一三　若し彼等、『彼比丘は曾て舍衛國に來りしことあり』と言はば、我は『彼聖者は必ず我雨浴衣、客比丘の食、遠行比丘の食、病比丘の食、看病比丘の食、病藥、常粥を受けたりしならん』と思惟せん。然らば我は彼事を憶念して勝喜生ぜん、勝喜せば喜悦生ぜん、喜悦せば身輕安ならん、身輕安ならば樂を受けん、樂あらば心定まらん、然らば我、根の修習、力の修習、覺分の修習を得ん。我、此功德を見るが故に如來の八願を與へたまはんことを請ふなり』。

一四　『毘舍佉よ、善き哉、善き哉、毘舍佉よ、善き哉、汝は此功德を見て如來の八願を與へんことを請ふ。毘舍佉よ、汝に八願を許す』。時に、世尊は此の如き偈を以て毘舍佉鹿母を隨喜したまへり。

極喜心あり戒を具して如來の弟子たり
慳貪に勝ちて生天、安樂を得る無憂の飲食施を施す
彼女は遠塵無著の道によりて天壽を得ん
福を樂ひて無病安樂に永く天身を喜ばん

時に、世尊は此の如き偈を以て毘舍佉鹿母を隨喜し座より起ちて去りたまへり。

一五　時に、世尊は此緣により法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、雨浴衣、客比丘の食、遠行比丘の食、病比丘の食、看病比丘の食、病藥、常粥を許す。比丘尼衆には水浴衣を〔許す〕」。

毘舍佉誦品畢

一六―一　その時、比丘等は殊妙なる食を食し失念不知にして眠れり、失念不知にして眠り夢中に不淨を失せり、臥具床座は不淨に塗れたり。時に、世尊は具壽阿難を隨從沙門として臥處座處を廻りたまひ、臥具床座の不淨に塗れたるを見たまへり、見て具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、如何ぞ此臥具床座は塗
295 れたるや」。「今、比丘等は殊妙なる食を食し失念不知にして眠れり……不淨を失せり、世尊よ、爲に此臥具床座は不淨に塗れたるなり」。

二　「阿難よ、此の如し、阿難よ、此の如し。阿難よ、失念不知にして眠らば夢中に不淨を失す。阿難よ、具念正知にして眠る者は不淨を失せず。阿難よ、諸欲に於て離貪なる凡夫も亦不淨を失せず。阿難よ、阿羅漢にして不淨を失する理なく處

なし」。時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、此處に我、阿難を隨從沙門として臥處座處を廻りたるに、臥具床座の不淨に塗れたるを見たり、見て阿難に告げて言へり、『阿難よ……不淨を失する理なく處なし』。

三　比丘等よ、失念不知にして眠る者には五種の過患あり。謂く、眠るに苦なり、覺むるに苦なり、惡夢を見る、諸天守護せず、不淨を失するなり。比丘等よ、失念不知にして眠る者には此の如く五種の過患あるなり。比丘等よ、具念正知して眠る者には五種の功德あり。謂く、眠るに樂なり、覺むるに樂なり、惡夢を見ず、諸天守護す、不淨を失せず。比丘等よ、具念正知して眠る者には此の如く五種の功德あるなり。比丘等よ、身を護り衣を護り臥具床座を護らんが爲に敷布を許す」。

四　その時、敷布小に過ぎて臥具床座を總て護るには足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、欲するに隨つて大なる覆布を作るを許す」。

一七―一　その時、具壽阿難の和尙なる具壽毘羅吒師子(ベーラッタシーサ)は疥癬を患ひたり。黃

水の爲に彼衣、身に固著せり。比丘等は水に濕して此を離せり。世尊、臥處座處を廻り、彼比丘等が水に濕して彼衣を離すを見たまへり、見て彼比丘等の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、此比丘は何の病を
296 患ふや」。「此具壽は疥癬を患ふ。黄水の爲に彼衣、身に固著せり。我等は水に濕して此を離すなり」。時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、痒瘡、膿、疥を患ふ者には覆瘡衣を許す」。

一八―一　時に、毘舍佉鹿母は拭面巾を持して世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して毘舍佉鹿母は世尊に白して言へり、「世尊よ、我拭面巾を受けたまへ、長夜に我に利益安樂あらん」。世尊は拭面巾を受けたまへり。時に、世尊は法を説きて毘舍佉鹿母を教示し……慶喜せしめたまへり。時に、世尊、法を説きて教示し……慶喜せしめたまへる時、毘舍佉鹿母は座より起ち世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に、世尊は此縁により法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、拭面巾を許す」。

一九—一　その時、摩羅子盧夷(ローザャ)は具壽阿難の友なり。摩羅子盧夷は具壽阿難に芻摩衣を托したりしが、具壽阿難は芻摩衣を須ひたり。世尊に此義を告げたり「比丘等よ、五分具足せる者より委托を受くることを許す、謂く同見と、相親と、語れると、活くと、我取らば喜ばんと知れるとなり。比丘等よ、此の如く五分具足せる者より委托を受くることを許す」。

二〇—一　その時、比丘等に三衣圓滿せしが、漉水布と嚢とを須ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、資具たる巾を許す」。

二　その時、比丘等に思念生じたり、「世尊は三衣、雨浴衣、敷布、覆布、覆瘡衣、拭面巾、資具たる巾を許したまへり、此等は總て［自己の所有として］決定すべきや、或は讓與すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三衣は決定すべく讓與すべきに非ず、雨浴衣は雨時四月の間決定すべく以後は讓與すべきなり、敷布は決定すべく讓與すべきに非ず、覆布は決定すべく讓與すべきに非ず、覆瘡衣は病の間決

定すべく以後は譲與すべきなり、拭面巾は決定すべく譲與すべきに非ず、資具たる巾は決定すべく譲與すべきに非ずと許す」。

二一一一　時に、比丘等に思念生じたり、「衣は幾何を超えなば譲與すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、善逝の指を以て長さ八指、幅四指を超ゆる衣は譲與すべきことを許す」。その時、具壽摩訶迦葉の糞掃衣重くなれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、麤に縫ふことを許す」。縁不等になれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、不等を截つことを許す」。絲垂れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、縁を編むことを許す」。その時、僧伽梨の片葉壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、補綴することを許す」。

二　その時、一人の比丘あり、三衣を作りしに總てを斷片にて作ること能はざりき。「比丘等よ、二衣を斷片にて作り一衣を斷片に非ざるものにて作ることを許す」。二衣を斷片にて作り一衣を斷片に非ざるものにて作ること能はざりき。「比丘等よ、二衣を斷片に非ざるものにて作り一衣を斷片にて作ることを許す」。

二衣を斷片に非ざるものにて作り一衣を斷片にて作ること能はざりき。「比丘等よ、半を斷片にて作るべきことを許す。比丘等よ、總てを斷片に非ざるものにて作りて著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

二二—一　その時、一人の比丘あり、多くの衣を得たり。彼は其衣を父母に與へんと欲したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、父母に與ふる者に我等何をか言はんや。比丘等よ、父母に與ふることを許す。比丘等よ、信施を捨置すべからず、捨置する者は惡作に墮す」。

二三—一　その時、一人の比丘あり、安陀林(アンダヷナ)に於て衣を脱ぎ安陀會と鬱多羅僧とのみを著けて乞食の爲に村邑に入れり。盜賊あり、彼衣を持去れり。彼比丘は惡衣麤服となれり。比丘等は言へり、「汝は何故に惡衣麤服となれるや」。「此處に我、安陀林に於て衣を脱ぎ安陀會と鬱多羅僧とを著けて乞食の爲に村邑に入れり。盜賊あり、彼衣を持去れり。故に我、惡衣麤服となれるなり」。世尊に此義

を告げたり。「比丘等よ、安陀會と鬱多羅僧とのみを著けて村邑に入るべからず、入る者は惡作に墮す」。

二　その時、具壽阿難は念無くして安陀會と鬱多羅僧とのみを著けて乞食の爲に村邑に入れり。比丘等は具壽阿難に言へり、「阿難よ、世尊は安陀會と鬱多羅僧とのみを著けて村邑に入るべからずと定めたまひしに非ずや」。「實に然り、世尊は安陀會と鬱多羅僧とのみを著けて村邑に入るべからずと定めたまへり。我は念無くして入れるなり」。世尊に此義を告げたり。

三　「比丘等よ、僧伽梨を脱ぐに五種の縁あり。謂く、病を患ふと、雨浴すると、河の彼岸に往かんとすると、精舍の門を閉ぢたる時と、迦絺那衣を受けたるとなり。比丘等よ、僧伽梨を脱ぐに此の如く五種の縁あるなり。比丘等よ、鬱多羅僧と安陀會とを脱ぐに五種の縁あり。謂く、病を患ふと……　迦絺那衣を受けたるとなり。比丘等よ、鬱多羅僧と安陀會とを脱ぐに此の如く五種の縁あるなり。比丘等よ、雨浴衣を脱ぐに五種の縁あり。謂く、病を患ふと、界外に往くと、河の彼岸に往かんとすると、精舍の門を閉ぢたる時と、雨浴衣の未作か未成なるとなり。比

丘等よ、雨浴衣を脱ぐに此の如く五種の縁あるなり」。

二四―一　その時、一人の比丘あり、唯一人にて雨安居を住したり。その時、人々は「僧伽に施與す」といひて衣を施與せり。時に彼比丘に思念生じたり、「世尊は四人以上の衆を以て僧伽と定めたまへり、我は唯一人なり、彼人々は『僧伽に施與す』と言ひて衣を施與せり。我當に此僧伽に施與せられたる衣を舍衞城に持行くべし」。時に、彼比丘は彼衣を持し、舍衞城に往き、世尊に此義を告げたり。「比丘よ、此等の衣は迦絺那衣を與へ已るまで汝の所有と爲す。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、唯一人にて雨安居を住す。その時、人々は「僧伽に施與す』といひて衣を施與す。比丘等よ、此等の衣は迦絺那衣を與へ已るまで彼比丘の所有と爲すことを許す」。

三　その時、一人の比丘あり、平時に唯一人住したり。その時、人々は「僧伽に施與す」といひて衣を施與せり。時に、彼比丘に思念生じたり、「世尊は四人以上の衆を以て僧伽と定めたまへり、我は唯一人なり、彼人々は『僧伽に施與す』といひて衣

を施與せり。我當に此僧伽に施與せられたる衣を持して舍衞城に持行くべし」。時に、彼比丘は彼衣を持し、舍衞城に往き、比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、現前僧伽にて配分すべきことを許す。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、平時に唯一人住す。その時、人々は『僧伽に施與す』といひて衣を施與す。比丘等よ、彼比丘、『此衣は我の所有なり』といひて彼衣〔の所有〕を決定することを許す。比丘等よ、若し彼比丘、彼衣〔の所有〕を決定せざるに、他の比丘來らば平等に配分すべし。比丘等よ、若し彼〔二人の〕比丘、配分せんとして未だ草の籤を引かざるに、他の比丘來らば平等に配分すべし。比丘等よ、若し彼〔二人の〕比丘、配分せんとして已に草の籤を引きたるに、他の比丘來らば、若し欲せずば配分せざるも可なり」。

五　その時、二人の兄弟長老あり、具壽イシダーサと具壽イシバッタとなり、舍衞城に於て雨安居を住し、一の村邑住處に往けり。人々は「長老の來ること久し」といひて衣と食とを施與せり。其住處の比丘等は長老に問ひて言へり、「此僧伽に施與せられたる衣は長老〔來れるが〕故に得られたり、長老は配分を受けるや」。

二長老は言へり、「我等、世尊の所説の法を了知するが如くんば迦絺那衣を與へ已るまでは此衣は汝等の所有なり」。

六　その時、三人の比丘あり、王舍城に於て雨安居を住したり。その時、人々は「僧伽に施與す」といひて衣を施與せり。時に、彼比丘等に思念生じたり、「世尊は四人以上の衆を以て僧伽と定めたまへり、我等は三人なり、彼人々は「僧伽に施與す」といひて衣を施與せり。我等如何に爲すべきや」。その時、數多の長老あり、具壽ニラヴーシン、具壽サーナヴーシン、具壽ゴーパカ、具壽バグ、具壽パリカサンダーナにして、巴連弗邑(パータリプッタ)雞園(クックタアーラーマ)に住せり。時に、彼比丘等は巴連弗邑に往き長老等に問へり。長老等は言へり、「我等、世尊の所説の法を了知するが如くんば迦絺那衣を與へ已るまでは此衣は汝等の所有なり」。

二五—一　その時、具壽釋子跋難陀(ウパナンダ)は舍衞城に於て雨安居を住し一の村邑住處に往けり。其處には比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等は言へり、「此僧伽に施與せられたる衣を配分せんとす、汝も配分を受くるや」。「然り、受けん」と

いひ其處より衣分を取り他の住處に往けり。其處にも亦比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等も亦言へり、「此僧伽に施與せられたる衣を配分せんとす、汝も配分を受くるや」。「然り、受けん」といひ其處よりも亦衣分を取り他の住處に往けり。其處にも亦比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等も亦言へり、「此僧伽に施與せられたる衣を配分せんとす、汝も配分を受くるや」。「然り、受けん」といひ其處よりも亦衣分を取り、大なる衣の重擔を持して舍衛城に還れり。

二　比丘等は言へり、「跋難陀よ、汝の福業は大なり、汝は多くの衣を得たり」。「如何ぞ我に福業あらんや。此處に我、舍衛城に於て雨安居を住し一の村邑住處に往けり。其處には比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等は我に言へり、「此僧伽に施與せられたる衣を配分せんとす、汝も配分を受くるや」。「然り、受けん」といひ其處より衣分を取り他の住處に往けり。其處にも亦比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等も亦我に言へり、「此僧伽に施與せられたる衣を配分せんとす、汝も配分を受くるや」。「然り、受けん」といひ其處よりも亦衣分を取り

301 他の住處に往けり。其處にも亦比丘等、衣を配分せんと欲して集會せり。彼等も亦我に言へり、「此……受けん」といひ其處よりも亦衣分を取り、此の如くにして我は多くの衣を得たるなり」。

三 「跋難陀よ、汝は一の住處に於て雨安居を住し餘の處に於て衣分を受くるや」。「然り」。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ具壽釋子跋難陀は一の處に於て雨安居を住し餘の處に於て衣分を受くるや」。世尊に此義を告げたり。「跋難陀よ、汝は一の處に於て雨安居を住し餘の處に於て衣分を受けたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、如何ぞ汝は一の處に於て雨安居を住し餘の處に於て衣分を受くるや。愚人よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信に入らしめ已に信ずる者をして増益せしむる所以には非ず」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、一の處に於て雨安居を住し餘の處に於て衣分を受くべからず、受くる者は惡作に墮す」。

四 その時、具壽釋子跋難陀は一人にて二の住處に於て雨安居を住し「此の如くせば我、多くの衣を得ん」と思惟せり。時に、彼比丘等に思念生じたり、「如何にし—

て具壽釋子跋難陀に衣分を與ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚人に一人分を與へよ。比丘等よ、此處に比丘あり、一人にて二の住處に於て雨安居を住し「此の如くせば我、多くの衣を得ん」と思惟す。若し一處に半を住し他處に半を住せば、一處に於て半の衣分を與へ他處に於て半の衣分を與ふべし。若し一處に多く住せば其處にて衣分を與ふべし」。

二六―一　その時、一人の比丘あり、腹病を患へり、彼、己の大小便中に埋れて臥したり。時に、世尊は阿難を隨從沙門として臥處座處を廻り彼比丘の精舍に到りたまへり。世尊は彼比丘の己の大小便中に埋れて臥せるを見たまへり、見て彼比丘の在る處に到りたまへり、到りて彼比丘に言ひたまへり、「比丘よ、汝は何の病を患ふや」。「世尊よ、我に腹病あり」。「比丘よ、汝を看護する者ありや」。「世尊よ、無し」。「比丘等は何故に汝を看護せざるや」。「我、比丘等に於て爲す所なかりき、故に比丘等は我を看護せず」。

302

二　時に、世尊は具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、往きて水を持來れ、我

等、此比丘を浴せしめん」。「唯々」と具壽阿難は世尊に應へ水を持來り、世尊は水を灑ぎたまひ、具壽阿難は洗へり。世尊は頭を取り具壽阿難は足を取上げ床に臥せしめたり。

三　時に、世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集合せしめ比丘等に問ひて言ひたまへり、「比丘等よ、某甲精舍に病比丘ありや」。「世尊よ、あり」。「比丘等よ、彼比丘は何の病を患ふや」。「彼具壽は腹病を患ふ」。「比丘等よ、彼比丘を看護する者ありや」。「世尊よ、無し」。「比丘等は何故に彼を看護せざるや」。「彼比丘は比丘等に於て爲す所なかりき、故に比丘等は彼を看護せず」。「比丘等よ、汝等には汝等を看護すべき母もなく父もなし。比丘等よ、汝等若し相互に看護せずば誰か汝等を看護せん。比丘等よ、我に侍せんと思ふ者は病者を看護せよ。

四　若し和尚あらば和尚は命終るまで看護し癒ゆるを待つべし。若し阿闍梨あらば阿闍梨は命終るまで看護し癒ゆるを待つべし。若し弟子あらば……若し侍者あらば……　若し和尚を同じくする者あらば……　若し阿闍梨を同じくする者あらば阿闍梨を同じくする者は命終るまで看護し癒ゆるを待つべし。若

し和尚も阿闍梨も弟子も侍者も和尚を同じくする者も阿闍梨を同じくする者もなくば僧伽、看護すべし。若し看護せずば悪作に堕す。

五　比丘等よ、五分具足の病者は看護すること難し。謂く、隨〔病〕に非ざることを行ひ、隨〔病〕のことに於て量を知らず、藥を用ひず、有利を欲する看病者に如實に病を告げて病悪くば「悪し」良くば「良し」不動ならば「不動なり」といふことをなさず、身受の苦痛、猛利、強硬、辣辛、不快、非可意、損命なるを生ずるも耐へざるなり。比丘等よ、此の如き五分具足の病者は看護すること難きなり。

303 六　比丘等よ、五分具足の病者は看護すること易し。謂く、隨〔病〕のことを行ひ、隨〔病〕のことに於て量を知り、藥を用ひ、有利を欲する看病者に如實に病を告げて病悪くば「悪し」良くば「良し」不動ならば「不動なり」といひ、身受の苦痛、猛利、強硬、辣辛、不快、非可意、損命なるを生ずるも耐ふるなり。比丘等よ、此の如き五分具足の病者は看護すること易きなり。

七　比丘等よ、五分具足の看病者は病者を看護するに適はず。謂く、藥を作ること能はず、隨〔病〕と隨〔病〕に非ざるとを知らずして隨〔病〕に非ざるを與へ隨〔病〕なるを

與へず、欲念の爲に看病し慈心なく、大小便唾吐物を除くを厭ひ、時々に法を說きて病者を敎示し……慶喜せしむること能はざるなり。比丘等よ、此の如き五分具足の看病者は病者を看護するに適はざるなり。

八　比丘等よ、五分具足の看病者は病者を看護するに適ふ。謂く、能く藥を作り、隨[病]と隨[病]に非ざるとを知りて隨[病]に非ざるを與へず隨[病]なるを與へ、慈心ありて看病し欲念の爲にせず、大小便唾吐物を除くを厭はず、時々に能く法を說きて病者を敎示し……慶喜せしむるなり。比丘等よ、此の如き五分具足の看病者は病者を看護するに適ふなり」。

二七―一　その時、二人の比丘あり、拘薩羅國に於て旅路にありき。彼等は一の住處に到れり。其處に一人の比丘あり、病を患へり。時に、彼等に思念生じたり、「世尊は看病を讃歎したまふ。我等、此比丘を看護せん」。彼等は彼を看護せり。彼等、看護せるに彼は死せり。時に彼比丘等は彼比丘の鉢衣を持し舍衞城に往き世尊に此義を告げたり。

二　〔比丘等よ、比丘死せば其鉢衣の主は僧伽なり。然れども看病者は大利益者なり。比丘等よ、僧伽、三衣と鉢とを看病者に與ふることを許す。比丘等よ、與ふるには此の如く爲すべし。彼看病比丘、僧伽に到りて言ふべし、「某甲比丘死せり、此處に彼の三衣と鉢とあり」。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け。某甲比丘死せり、此處に彼の三衣と鉢とあり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此三衣と鉢とを看病者等に與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。某甲比丘死せり、此處に彼の三衣と鉢とあり。僧伽は此三衣と鉢とを看病者等に與ふ。此三衣と鉢とを看病者等に與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は此三衣と鉢とを看病者等に與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」」。

三　その時、一人の沙彌死せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、沙彌死せば其鉢衣の主は僧伽なり。然れども看病者は大利益者なり。比丘等よ、僧伽、衣と鉢とを看病者に與ふることを許す。比丘等よ、與ふるには此の如く爲すべし。彼看病比丘、僧伽に到りて言ふべし、『某甲沙彌死せり、此處に彼の衣と鉢とあり』。

聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聽け。某甲沙彌死せり、此處に彼の衣と鉢とあり。若し僧伽に機熟さば僧伽は此衣と鉢とを看病者等に與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。某甲沙彌死せり、此處に彼の衣と鉢とあり。僧伽は此衣と鉢とを看病者等に與ふ。此衣と鉢とを看病者等に與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は此衣と鉢とを看病者等に與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』」。

四　その時、一人の比丘と一人の沙彌と共に病者を看護せり。彼等、看護せるに彼死せり。時に、看病比丘に思念生じたり、「如何にして看病沙彌に衣分を與ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、看病沙彌に等しき配分を與ふべきことを許す」。

五　その時、多くの器物と多くの資具とを有せし比丘死せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘死せば其鉢衣の主は僧伽なり。然れども看病者は大利益者なり。比丘等よ、僧伽、三衣と鉢とを看病者に與ふることを許す。其中、輕器物と輕資具とは現前僧伽にて配分すべし、重器物と重資具とは已來未來の四方

の僧伽に屬し讓與すべからず分與すべからず」。

二八―一　その時、一人の比丘あり、裸形にして世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「世尊は無數の方便を以て少欲、知足、儉約、頭陀行、喜心、損減、發勤の人を讚歎して說きたまふ。此の如き裸形は無數の方便によりて少欲、知足、儉約、頭陀行、喜心、損減、發勤に資せん。世尊よ、願はくは比丘等の裸形を許したまへ」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、相合ならず、隨順ならず、相稱ならず、沙門の法に非ず、相應ならず、非事なり。愚人よ、汝は如何ぞ外道の行ふが如く裸形を行ふや。愚人よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信を得せしむる所以に非ず」。呵責し法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、外道の行ふが如く裸形を行ふべからず、行ふ者は偸蘭遮に墮す」。

二　その時、一人の比丘あり、拘賒草衣を著けて……乃至……跋拘草衣を著けて〔……乃至……〕板衣を著けて〔……乃至……〕人髮欽婆羅衣を著けて〔……乃至……〕馬尾欽婆羅衣を著けて〔……乃至……〕角鴟翅衣を著けて……乃至……鹿皮衣を著けて世尊の在す處に詣れ

り、詣りて世尊に白して言へり、「世尊は無數の方便を以て少欲……讃歎して説きたまふ。此の如き鹿皮衣は無數の方便によりて少欲……貪せん。世尊よ、願はくは比丘等に鹿皮衣を許したまへ」。佛世尊は呵責したまへり、「……非事なり。愚人よ、汝は如何ぞ外道の相なる鹿皮衣を著くるや。愚人よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信を得しむる所以に非ず」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、外道の相なる鹿皮衣を著くるべからず、著くる者は偸蘭遮に墮す」。

三　その時、一人の比丘あり、阿拘草衣を著けて……乃至……樹皮衣を著けて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に白して言へり、「世尊に無數の方便を以て少欲……讃歎して説きたまふ。此の如き樹皮衣は無數の方便によりて少欲……貪せん。世尊よ、願はくは比丘等に樹皮衣を許したまへ」。佛世尊は呵責したまへり、「……非事なり。愚人よ、汝は如何ぞ樹皮衣を著くるや。愚人よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信を得しむる所以に非ず」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、樹皮衣を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

二九—一　その時、六群比丘は眞青衣を著けたり、眞黄衣を著けたり、眞赤衣を著けたり、眞茜色衣を著けたり、眞黑衣を著けたり、眞紅藍色衣を著けたり、眞落葉色衣を著けたり、緣に斷片を用ひざる衣を著けたり、長き緣ある衣を著けたり、緣に華ある衣を著けたり、緣に蛇冠ある衣を著けたり、襯衣を著けたり、樹皮衣を著けたり、頭巾を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。比丘等よ、眞青衣を著くるべからず、眞黄衣を著くるべからず……襯衣を著くるべからず、樹皮衣を著くるべからず、頭巾を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

307
三〇—一　その時、比丘等は、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、去れり、還俗せり、死せり、沙彌なりと自ら言へり、學を捨てたりと自ら言へり、極罪を犯せりと自ら言へり、發狂者なりと自ら言へり、心散亂せりと自ら言へり、受に苦しむと自ら言へり、罪を見ざるによりて擧せられたりと自ら言へり、罪を懺悔せざるによりて

擧せられたりと自ら言へり、惡見を棄てざるによりて擧せられたりと自ら言へり、黄門なりと自ら言へり、賊住者なりと自ら言へり、外道に歸せりと自ら言へり、畜生なりと自ら言へり、殺母者なりと自ら言へり、殺父者なりと自ら言へり、殺阿羅漢者なりと自ら言へり、比丘尼を汚せりと自ら言へり、破和合僧者なりと自ら言へり、〔佛身より〕血を出せりと自ら言へり、二根者なりと自ら言へり。 世尊に此義を告げたり。

二 「比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに去る。 若し相應なる〔代理〕受者あらば與ふべし。 比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、還俗し、死し、沙彌なりと自ら言ひ、學を捨てたりと自ら言ひ、極罪を犯せりと自ら言ふ。〔衣の〕主は僧伽なり。 比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、發狂者なりと自ら言ひ…… 惡見を棄てざるによりて擧せられたりと自ら言ふ。 相應なる〔代理〕受者あらば與ふべし。 比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して未だ衣を得ざるに、黄門なりと自ら言ひ…… 二根者なりと自ら言ふ。〔衣の〕主は僧伽なり。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、已に衣を得たるも未だ配分せざるに去る。若し相應なる〔代理〕受者あらば與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、已に衣を得たるも未だ配分せざるに還俗し……　極罪を犯せりと自ら言ふ。〔衣の〕主は僧伽なり。比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、已に衣を得たるも未だ配分せざるに發狂者なりと自ら言ひ……　惡見を棄てざるによりて擧せられたりと自ら言ふ。相應なる〔代理〕受者あらば與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、雨安居を住して、已に衣を得たるも未だ配分せざるに、黄門なりと自ら言ひ……　二根者なりと自ら言ふ。〔衣の〕主は僧伽なり。

四　比丘等よ、此處に比丘等あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、和合僧、破す。其處に人々、一の黨に〔奉施の〕水を與へ、他の黨に衣を與へ、「我等、僧伽に施與す」といふ。此は僧伽の有なり。比丘等よ、此處に比丘等あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、和合僧、破す。其處に人々、一の黨に〔奉施の〕水を與へ、而も其黨に衣を與へ、「我等、僧伽に施與す」といふ。此は僧伽の有なり。

308

五　比丘等よ、此處に比丘等あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、和合僧、破す。

其處に人々、一の黨に〔奉施の〕水を與へ、他の黨に衣を與へ、「我等、黨に施與す」といふ。此は〔人々のいへる〕黨の有なり。比丘等よ、此處に比丘等あり、雨安居を住して、未だ衣を得ざるに、和合僧、破す。其處に人々、一の黨に〔奉施の〕水を與へ、而も其黨に衣を與へ、「我等、黨に施與す」といふ。此は黨の有なり。

六　比丘等よ、此處に比丘等あり、雨安居を住して、已に衣を得たるも未だ配分せざるに、和合僧、破す。一切人に等しく配分すべし」。

三一―一　その時、具壽離越(レーヷタ)は一人の比丘に托して具壽舍利弗に衣を與へしめて言へり、「此衣を長老に與へよ」。時に、彼比丘は途中に於て具壽離越に於て親厚意を作して彼衣を取れり。時に、具壽離越は具壽舍利弗に遇ひて問ひて言へり、「我、長老に衣を與へしめたり、彼衣到りしや」。「我は彼衣を見ず」。時に、具壽離越は彼比丘に言へり、「我、具壽に托して長老に衣を與へしめたり、彼衣何處にありや」。「我は具壽に於て親厚意を作して彼衣を取れり」。世尊に此義を告げたり

二　「比丘等よ、此處に比丘あり、一比丘に托して衣を與へしめて言ふ、「此衣を某

甲に與へよ」。彼、途中に於て所與人に於て親厚意を作して取らば好取と爲す、所受人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり、一比丘に托して衣を與へしめて言ふ、「此衣を某甲に與へよ」。彼、途中に於て所受人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す、所與人に於て親厚意を作して取らば好取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり…「…與へよ」。彼、途中に於て聞く、「所與人死せり」。彼死者の衣として受くれば好受と爲す、所受人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり…「…與へよ」。彼、途中に於て聞く、「所受人死せり」。彼死者の衣として受くれば惡受と爲す、所與人に於て親厚意を作して取らば好取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり…「…與へよ」。彼、途中
309 に於て聞く、「兩人倶に死せり」。所與人の死者の衣として受くれば好受と爲す、所受人の死者の衣として受くれば惡受と爲す。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、一比丘に托して衣を與へしめて言ふ、「我、此衣を某甲に與ふ」。彼、途中に於て所與人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す、所受人に於て親厚意を作して取らば好取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり…「…

與ふ』。彼、途中に於て所受人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり……『……與ふ』。彼、途中に於て親厚意を作して聞く、『所與人死せり』。彼死者の衣として受くれば惡受と爲す、所受人に於て親厚意を作して取らば好取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり……『……與ふ』。彼、途中に於て聞く、『所受人死せり』。彼死者の衣として受くれば好受と爲す、所與人に於て親厚意を作して取らば惡取と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり……『……與ふ』。彼、途中に於て聞く、『兩人倶に死せり』。所與人の死者の衣として受くれば惡受と爲す、所受人の死者の衣として受くれば好受と爲す』。

三二―一「比丘等よ、八事ありて衣を得。謂く、境界に施與すると、約ありて施與すると、施食を告示して施與すると、僧伽に施與すると、兩僧伽に施與すると、雨安居を住せる僧伽に施與すると、指定して施與すると、人に施與するとなり。境界に施與せば、界內の比丘すべてにて配分すべし。約ありて施與せば、數多の住處は利得を等しくし一の住處に與へらるれば一切處に與へらる。施食を告示し

て施與するとは、『我等、常恆食の處に於て施與せん』といふなり。僧伽に施與せば現前僧伽にて配分すべし。兩僧に施與せば、比丘多く比丘尼唯一人なりとも二等分して與ふべく、比丘尼多く比丘唯一人なりとも二等分して與ふべし。雨安居に住せる僧伽に施與せば、其住處に於て雨安居を住せる比丘すべてにて配分すべし。指定して施與すとは、粥、食、嚼食、衣、臥具床座、醫藥を施與する時に現前
310 する者に施與するなり」。人に施與すとは、『我、此衣を某甲に施與す』と言ふなり」。

此犍度に九十六事あり。攝頌に曰く、

（一）王舍城の商人、毘舍離城の婬女を見
　王舍城に還りて王に告げたり
（二）娑羅跋提の子は無畏の子となり
「活く」とて王子は耆婆と名づけたり
（三）得叉尸羅に往き學びて大醫となれり
（四）七年の病を灌鼻にて治し

（五）王の痔瘻を塗薬にて癒したり
（六）「我と後宮と佛、僧に侍せよ」
（七）王舍城の長者（八）腸纏結せる病
（九）波羅殊提の大病を酥にて治せり
（一〇）職任、（一一）尸毘衣、（一二）不調、（一三）冷濕
（一四）三把の優鉢花により三十たび下痢す
（一五）平癒す、（一六）願を請ふ、（一七）「尸毘衣を受けたまへ」
（一八）衣と居士施を如來許したまへり
（一九）王舍城と地方に於て多くの衣を得
（二〇）外衣、（二一）絹、（二二）氈氀、（二三）半迦尸衣
（二四）種々〔の衣〕、（二五）知足、（二六）往けると往かざりしと
（二七）先と後と、（二八）相倶、（二九）約、（三〇）受納
（三一）庫、（三二）守らず、（三三）起たしむ
（三四）多量、（三五）騷擾（三六）「如何に配分し」（三七）「如何に與ふるや」

（三八）自と（三九）過多の分、（四〇）「如何に配分を與ふるや」

（四一）牛糞、（四二）冷熱、（四三）溢る、（四四）知らず

（四五）注ぐ、（四六）器、（四七）盆、（四八）地

（四九）蟻、（五〇）中央、（五一）壊る、（五二）一方、（五三）堅

（五四）麤、（五五）非斷片、（五六）細分されたる……を見

（五七）釋迦牟尼は考量して三衣を許したまへり

（五八）他の過多、（五九）生ぜり、（六〇）破れたり

（六一）四大洲、（六二）雨浴衣を與ふ願を請へり

（六三）客、（六四）遠行、（六五）病、（六六）看病、（六七）醫藥

（六八）常〔粥〕、（六九）水浴衣、（七〇）殊妙〔食〕、（七一）過小

（七二）瘡、（七三）〔拭〕面〔布〕、（七四）拘摩、（七五）圓滿、（七六）決定

（七七）「〔幾何〕まで」、（七八）重くなれり、（七九）緣不等、（八〇）緣垂る

（八一）壊る、（八二）能はず、（八三）半々、（八四）多し

（八五）安陀林、（八六）失念、（八七）一人雨安居、（八八）平時

（八九）二兄弟、（九〇）王舍城、（九一）跋難陀、（九二）又も二（住處）

（九三）腹病、（九四）二種の病者と、（九五）看病者

（九六）裸形、（九七）拘睒、（九八）跋拘草衣、（九九）板衣、（一〇〇）人髮欽婆羅衣

（一〇一）馬尾、（一〇二）角鴟翅衣、（一〇三）鹿皮衣、（一〇四）阿拘草衣

（一〇五）樹皮衣、（一〇六）青、（一〇七）黃、（一〇八）赤、（一〇九）茜

（一一〇）黑、（一一一）紅藍色、（一一二）落葉色、（一一三）非斷片の緣

（一一四）長と、（一一五）華と、（一一六）蛇冠との緣、（一一七）襯衣、（一一八）樹皮衣、（一一九）

頭巾

（一二〇）未だ得ざるに去る、（一二一）僧破す

（一二二）黨に與ふ、（一二三）僧伽に、（一二四）離越與へしむ

（一二五）親厚意を作して取る、（一二六）受く、（一二七）衣の八事

註 ❶「耆婆」(Jivaka)。此名の由來を「活く」(jivati)として語釋せるなり。「耆婆童子」の「童子」(Ko=mārabhacca)を單に「童子」と譯すは略稱にして此本文に言へるが如く「童子（王子）の養へる者」又は「童子（幼兒）を治療する者卽ち小兒科醫」の義なり。但し何れを正義と認むべきか

は定め難し。

❷'此の如き,'(tadiso)。シャム本によりて底本の讀方 kidiso を改む。

❸'殺さしめん,'(ghātāpeyyā'pi)。シャム本によりて底本の讀方 ghātāpeyyāsi を改む。

❹'冷水に,'(situdakāya)。シャム本によりて底本の讀方 situnnakāya を改む。

❺'法の如く治す,'。尼薩耆第一(律藏原典第三卷一九五頁)に當る。此因縁も亦其個處と同じ。

❻此一節譯し難し。

第九瞻波犍度

一―一　その時、佛世尊は瞻波國(チャンパー)迦迦池(ガッガラー)の邊に住したまへり。その時、迦尸國(カーシー)に婆娑婆村(ヴーサバ)といへるあり、其處の住處の比丘に迦葉姓(カッサパゴッタ)[1]といふ者あり、執事[2]となり、「如何にせば未だ來らざる善美比丘をして來らしめ、已に來れる善美比丘をして安樂に住せしめ、此住處をして隆盛增長廣大ならしむるを得るや」と思念して勤めたり。その時、數多の比丘あり、迦尸國に遊行し婆娑婆村に到れり。迦葉姓比丘は彼比丘等の遠方より來れるを見たり、見て床座を設け、洗足水、足臺、足布を置き、迎へて鉢衣を取り、水を要するやと問ひ、洗浴のことに勤め、粥、嚼食、噉食のことに勤めたり。時に、彼客比丘等に思念生じたり、「此住處の比丘は賢能なり、洗浴のことにも勤め、粥、嚼食、噉食のことにも勤む。我等は此處婆娑婆村に於て住居せん」。時に彼客比丘等は其處婆娑婆村に於て住居せり。

二　時に、迦葉姓比丘に思念生じたり、「此客比丘等は遠來の疲勞も止み、前には

往來のことも辨へざりしに今や往來のことを辨ふ。他家の爲に命終るまで勤
むるは難し、人々の間に乞求するは不快なり。我當に粥、嚼食、噉食のことに勤め
ざるべし」。彼、粥、嚼食、噉食のことに勤めざりき。時に、彼客比丘等に思念生じた
313 り、「前に此住處の比丘は洗浴のことに勤め、粥、嚼食、噉食のことに勤めたり。彼
今や粥、嚼食、噉食のことに勤めず。此住處の比丘は邪惡なり、我等、此住處の比丘
を擧せん」。

三　時に、彼客比丘等は集會して迦葉姓に言へり、「前に汝は洗浴のことに勤め、
粥、嚼食、噉食のことに勤めたり。汝今や粥、嚼食、噉食のことに勤めず。汝は罪に
墮せり、汝、此罪を見るや」。「我に見るべき罪なし」。時に、彼比丘等は、罪を見ざるに
よりて迦葉姓比丘を擧せり。時に、迦葉姓比丘に思念生じたり、「我知らず、此、罪
なりや、非罪なりや、我、犯せりや、不犯なりや、我、擧せられたるや、擧せられざるや、如
法なりや非如法なりや、有過なりや、無過なりや、應理なりや、不應理なりや。我當
に瞻波に往き世尊に此義を問ひたてまつるべし」。

四　時に、迦葉姓比丘は臥具床座を藏め鉢衣を持し、瞻波國に向つて去れり。次

第して瞻波國の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。諸佛世尊の客比丘と倶に相會釋したまふは常法なり。時に、世尊は迦葉姓比丘に言ひたまへり、「比丘よ、忍するや、足するや、路を來るに疲極せざるや、比丘よ、汝は何處より來れるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我、道路を來りて疲極せず。

五　迦尸國に婆娑婆村といふあり。世尊よ、我は其處の住處の比丘なり、執事となり、『如何にせば未だ來らざる善美比丘をして來らしめ、已に來れる善美比丘をして安樂に住せしめ、此住處をして隆盛增長廣大ならしむるを得るや』と思念して勤めたり。時に數多の比丘あり、迦尸國に遊行し婆娑婆村に到れり。我、彼

比丘等の遠方より來れるを見たり…〔乃至〕…時に、我に思念生じたり、『…… 問ひたてまつるべし』。世尊よ、此故に我、來れるなり」。

六　「比丘よ、此は非罪なり、罪ならず、汝は不犯なり、犯さず、汝は不擧なり、擧せられたるに非ず、汝を擧すは非如法なり、有過なり、不應理なり。比丘よ、汝往きて彼婆娑婆村に住居せよ」。「唯唯」と迦葉姓比丘は世尊に應へ座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲し婆娑婆村に向つて去れり。

七　時に、彼客比丘等に後悔生じ追悔生じたり、「我等に不利ありて利得なく、我
等に惡得ありて善得なし、所以は我等は清淨無罪なる比丘を無事無因なるに擧
したればなり。我等、瞻波國に往き世尊のみ許に於て過を過として白さん」。時
に、彼客比丘等は臥具床座を藏め、鉢衣を持し、瞻波國に向つて去れり。次第して
瞻波國の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。諸佛世
尊の客比丘と倶に相會釋したまふは常法なり。時に、世尊は彼比丘等に言ひた
まへり、「比丘等よ、忍するや、足するや、道路を來るに疲極せざるや、比丘等よ、汝等
は何處より來れるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我等、道路を來りて疲極せず。迦
尸國に婆娑婆村といふあり、世尊よ、我等は彼處より來れり」。

八　「比丘等よ、汝等は彼住處の比丘を擧せりや」。「然り」。「比丘等よ、何れの事と因
によるや」。「世尊よ、無事無因なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、相合な
315 らず、隨順ならず、相稱ならず、沙門の法に非ず、相應ならず」、非事なり。愚人等
よ、汝等は如何ぞ清淨無罪なる比丘を無事無因なるに擧するや。愚人等よ、此の
如きは未だ信ぜざる者をして信を得さしむる所以に非ず」。呵責し法を說き比

丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、清淨無罪なる比丘を無事無因なるに擧すべからず、擧す者は惡作に墮す」。

九　時に、彼比丘等は座より起ち上衣を偏袒になし頭面を以て世尊の足を禮し世尊に白して言へり、「我等、過失の爲に侵されしこと猶し愚者、癡者、不善者の如し、所以は我等、清淨無罪なる比丘を無事無因なるに擧したればなり。世尊よ、さらば我等の過を過として受けたまへ、未來の律儀の爲なり」。「比丘等よ、實に汝等、過失の爲に侵されしこと猶し愚者、癡者、不善者の如し、所以は汝等、清淨無垢なる比丘を無事無因なるに擧したればなり。比丘等よ、汝等、過を過として見、法の如く悔過するが故に我等、此を受く。過を過として見、法の如く悔過し未來の律儀に資する者は聖者の律に於ける增長なりと爲す」。

二一　その時、瞻波國の比丘等は此の如き羯磨を作せり。謂く、非法別衆羯磨を作し、非法和合羯磨を作し、如法別衆羯磨を作し、似法別衆羯磨を作し、似法和合羯磨を作し、一人にて一人を擧し、一人にて二人を擧し、一人にて多人を擧し、一人

にて僧伽を擧し、二人にて一人を擧し、二人にて二人を擧し、二人にて多人を擧し、二人にて僧伽を擧し、多人にて一人を擧し、多人にて二人を擧し、多人にて多人を擧し、多人にて僧伽を擧し、僧伽にて僧伽を擧せり。

二　少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ瞻波國の比丘等は此の如き羯磨を作し、非法別衆羯磨を作し……似法和合羯磨を作し、一人にて一人を擧し……僧伽にて僧伽を擧すや」。時に、彼比丘等は世尊に告げて言へり。「比丘等よ、瞻
316 波國の比丘等は此の如き羯磨を作し、非法別衆羯磨を作し……僧伽にて僧伽を擧すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、彼愚人等の所爲は相合ならず、［隨順ならず、相稱ならず、沙門の法に非ず、相應ならず」、非事なり。比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は此の如き羯磨を作し、非法別衆羯磨を作し……僧伽にて僧伽を擧するや。比丘等よ、此の如きは未だ信ぜざる者をして信を得さしむる所以に非ず」。呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり。

三　「比丘等よ、非法別衆羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。非法和合羯磨は羯

磨を成ぜず、作すべからず……似法和合羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。一人にて一人を擧するは羯磨を成ぜず、作すべからず……僧伽にて僧伽を擧するは羯磨を成ぜず、作すべからず。

四　比丘等よ、羯磨に四あり、謂く、非法別衆羯磨と非法和合羯磨と如法別衆羯磨と如法和合羯磨となり。比丘等よ、此中、非法別衆羯磨は、比丘等よ、此、非法と別衆との故に有過、不應理の羯磨なり、比丘等よ、此の如き羯磨を作すべからず、而して我、此の如き羯磨を許さず。比丘等よ、此中、非法和合羯磨は、比丘等よ、此、非法の故に有過……許さず。比丘等よ、此中、如法別衆羯磨は、比丘等よ、此、別衆の故に有過……許さず。比丘等よ、此中、如法和合羯磨は、比丘等よ、此、如法と和合との故に無過、應理の羯磨なり、比丘等よ、此の如き羯磨を作すべし、而して我、此の如き羯磨を許す。比丘等よ、此故に此處に『我等、此の如く如法和合羯磨を作さん』と此の如く、比丘等よ、學すべし」。

三―一　その時、六群比丘は此の如き羯磨を作せり。謂く、非法別衆羯磨を作せ

り、非法和合羯磨を作せり、如法別衆羯磨を作せり、似法別衆羯磨を作せり、似法和合羯磨を作せり、白なく唱説ある羯磨を作せり、唱説なく白ある羯磨を作せり、白
317 なく唱説なき羯磨を作せり、法に違する羯磨を作せり、律に違する羯磨を作せり、師の教に違する羯磨を作せり、呵を受けて非法、有過、不應理なる羯磨を作せり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は此の如き羯磨を作し、非法別衆羯磨を作し……呵を受けて非[3]法、有過、不應理なる羯磨を作すや。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘、此の如き羯磨を作し、非法別衆羯磨を作し……呵を受けて非法、有過、不應理なる羯磨を作すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。……乃至……呵責し法を説き比丘等に告げて言ひたまへり。

二 「比丘等よ、非法別衆羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず……似法和合羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、白なく唱説ある羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、唱説なく白ある羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、白なく唱説なき羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、法に違する羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、律に違する羯磨は羯磨を成ぜ

ず、作すべからず。比丘等よ、師の教に違する羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、呵を受けて非法、有過、不應理なる羯磨は羯磨を成ぜず、作すべからず。

三　比丘等よ、羯磨に六あり、謂く、非法羯磨、別衆羯磨、和合羯磨、似法別衆羯磨、似法和合羯磨、如法和合羯磨なり。比丘等よ、何をか非法羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に一白をなして羯磨を作し羯磨説を唱へずば非法羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に二白をなして羯磨を作し羯磨説を唱へずば非法羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に一羯磨説をなして羯磨を作し白を表せずば非法羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に二羯磨説をなして羯磨を作し白を表せずば非法羯磨なり。

四　比丘等よ、白四羯磨に一白をなして羯磨を作し羯磨説を唱へずば非法羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に二白をなして羯磨を作し……　三白をなして羯磨を作し……　四白をなして羯磨を作し羯磨説を唱へずば非法羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に一羯磨説をなして羯磨を作し……　二羯磨説をなして羯磨を作し……　……三羯磨説をなして羯磨を作し……　四羯磨説をなして羯磨を作し白を表せずば非法羯磨なり。比丘等よ、此の如きを名づけて非法羯磨と爲すなり。

五　比丘等よ、何をか別衆羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に所須の比丘未だ到らず、[4]樂欲を與ふべき者未だ樂欲を與へず、現前〔比丘〕訶す、これ別衆羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者未だ樂欲を與へず、現前〔比丘〕訶す、これ別衆羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者已に樂欲を與へ、現前〔比丘〕訶す、これ別衆羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に……別衆羯磨なり。比丘等よ、此の如きを名づけて別衆羯磨と爲すなり。

六　比丘等よ、何をか和合羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者已に樂欲を與へ、現前〔比丘〕訶せず、これ和合羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に……訶せず、これ和合羯磨なり。比丘等よ、此の如きを名づけて和合羯磨と爲すなり。

七　比丘等よ、何をか似法別衆羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に先に羯磨説を唱へ後に白を表し、所須の比丘未だ來らず、樂欲を與ふべき者未だ樂欲を與へず、現前〔比丘〕訶す、これ似法別衆羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に先に羯磨説を唱

へ後に白を表し、所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者未だ樂欲を與へず、現前比丘呵す、これ似法別衆羯磨なり。比丘等よ、白二羯磨に先に羯磨説を唱へ後に白を表し、所須の比丘已に到り、樂欲を與へ、現前〔比丘〕呵す、
319 これ似法別衆羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に……似法別衆羯磨なり。比丘等よ、此の如きを名づけて似法別衆羯磨と爲す。

八　比丘等よ、何をか似法和合羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に先に羯磨説を唱へ後に白を表し、所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者已に樂欲を與へ、現前〔比丘〕呵せず、これ似法和合羯磨なり。比丘等よ、白四に……呵せず、これ似法和合羯磨なり。比丘等よ、此の如きを名づけて似法和合羯磨と爲す。

九　比丘等よ、何をか如法和合羯磨と爲すや。比丘等よ、白二羯磨に先に白を表し後に一羯磨説をなして羯磨を作し、所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者已に樂欲を與へ、現前〔比丘〕呵せず、これ如法和合羯磨なり。比丘等よ、白四羯磨に先に白を表し後に三羯磨説をなして羯磨を作し、所須の比丘已に到り、樂欲を與ふべき者已に樂欲を與へ、現前比丘呵せず、これ如法和合羯磨なり。比(5)丘等よ、此の

如きを名づけて如法和合羯磨と爲す」。

四―一　「僧伽に五あり、謂く、四比丘僧伽、五比丘僧伽、十比丘僧伽、二十比丘僧伽、過二十比丘僧伽なり。比丘等よ、此中、五比丘僧伽は、授戒、自恣、出罪の三羯磨を除き餘の一切の如法和合羯磨を作すを得るなり。比丘等よ、此中、五比丘僧伽は、[6]中國にての授戒と出罪との二羯磨を除き餘の一切の如法和合羯磨を作すを得るなり。比丘等よ、此中、十比丘僧伽は、出罪の一羯磨を除き餘の一切の如法和合羯磨を作すを得るなり。比丘等よ、此中、二十比丘僧伽は、一切の如法和合羯磨を作す
320 を得るなり。比丘等よ、此中、過二十比丘僧伽は一切の如法和合羯磨を作すを得るなり。

二　比丘等よ、四衆にて作すべき羯磨に比丘尼を第四人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、四衆にて作すべき羯磨に式叉摩那を第四人と爲して……沙彌を第四人と爲して……沙彌尼を第四人と爲して……學を棄てたる者を第四人と爲して……極罪を犯せる者を第四人と爲して……罪

を見ざるにより擧せられたる者を第四人と爲して……罪を懺悔せざるにより擧せられたる者を第四人と爲して……惡見を棄てざるにより擧せられたる者を第四人と爲して……黄門を第四人と爲して……賊住者を第四人と爲して……外道に歸せる者を第四人と爲して……畜生を第四人と爲して……殺母者を第四人となして……殺父者を第四人と爲して……殺阿羅漢者を第四人と爲して……比丘尼を汚せる者を第四人と爲して……破和合僧者を第四人と爲して……〔佛身より〕血を出せる者を第四人と爲して……二根者を第四人と爲して……異住處者を第四人と爲して……異境界者を第四人と爲して……神通にて虚空に在る者を第四人と爲して……僧伽より羯磨を受くる者を第四人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず。

四衆可作〔畢〕

三　比丘等よ、五衆にて作すべき羯磨に比丘尼を第五人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず……僧伽より羯磨を受くる者を第五人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず。

四　比丘等よ、十衆にて作すべき羯磨に比丘尼を第十人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず……僧伽より羯磨を受くる者を第十人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず。

五衆可作〔畢〕

五　比丘等よ、二十衆にて作すべき羯磨に比丘尼を第二十人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず……僧伽より羯磨を受くる者を第二十人と爲して羯磨を作すは羯磨を成ぜず、作すべからず。

十衆可作〔畢〕

六　比丘等よ、別住人を第四人と爲して別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人と爲して出罪を作すは、羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、本日治を受くべき人を第四人と爲して別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人と爲して出罪を作すは、羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、摩那埵を受くべき人を第四人と爲して別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を

二十衆可作〔畢〕

321 第二十人と爲して出罪を作すは、羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、行摩那埵人を第四人と爲して別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人と爲して出罪を作すは、羯磨を成ぜず、作すべからず。比丘等よ、出罪を受くべき人を第四人と爲して別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人と爲して出罪を作すは、羯磨を成ぜず、作すべからず。

七　比丘等よ、僧伽の中に一類の人の呵は受くべく、一類の人の〔呵〕は受くべからず。比丘等よ、僧伽の中に如何なる人の呵は受くべからざるや。比丘等よ、僧伽の中に比丘尼の呵は受くべからず。比丘等よ、僧伽の中に式叉摩那の……沙彌の……沙彌尼の……學を棄てたる者の……極罪を犯したる者の……發狂者の……心散亂者の……受に苦しむ者の……罪を見ざるにより擧せられたる者の……罪を懺悔せざるにより擧せられたる者の……惡見を棄てざるにより擧せられたる者の……黄門の……賊住者の……外道に歸せる者の……畜生の……殺母者の……殺父者の……殺阿羅漢者の……比丘尼を汚せる者の……破和合僧者の……〔佛身より〕血を出せる者の……二根者の……異住處者の……異境界

者の……神通にて虚空に在る者の……僧伽より羯磨を受くる者の呵は受くべからず。比丘等よ、僧伽の中に此の如き人の呵は受くべからざるなり。

八　比丘等よ、僧伽の中に如何なる人の呵は受くべきや。比丘等よ、善比丘あり、住處を同じくし同一界內に在らば、乃至は無間罪の比丘と雖も、語らば僧伽は其呵を受くべし。比丘等よ、此の如き人の呵は受くべし。

九　比丘等よ、驅出に二あり。比丘等よ、未だ驅出を受けざる人にして、僧伽、驅出せば或人に於ては好驅出と爲し或人に於ては惡驅出と爲す。比丘等よ、未だ驅出を受けざる人にして、僧伽、驅出せば惡驅出と爲すとは如何。比丘等よ、此處に比丘あり、淸淨無罪なり、僧伽、彼を驅出せば惡驅出と爲す。比丘等よ、此の如きを、未だ驅出を受けざる人にして僧伽驅出せば惡驅出と爲すと言ふなり。比丘等よ、未だ驅出を受けざる人にして僧伽驅出せば好驅出と爲すとは如何。比丘等よ、此處に比丘あり、愚癡、不聰明、罪多く、教誡を受けず、在家と在り、不隨順なる在家
322 衆と倶に住す、僧伽、彼を驅出せば好驅出と爲す。比丘等よ、此の如きを、未だ驅出を受けざる人にして僧伽、驅出せば好驅出と爲すと言ふなり。

一〇　比丘等よ、解〔羯磨〕に二あり。比丘等よ、未だ解を得ざる人にして、僧伽、解を與ふれば或人に於ては好解と爲し或人に於ては惡解と爲す。比丘等よ、未だ解を得ざる人にして、僧伽、解を與ふれば惡解と爲すとは如何。比丘等よ、黄門、未だ解を得ず、僧伽、彼に解を與ふれば惡解と爲す。比丘等よ、賊住者……外道に歸せる者……畜生……殺母者……殺父者……殺阿羅漢者……比丘尼を汚せる者……破和合僧者……〔佛身より〕血を出せる者……二根者、未だ解を得ず、僧伽、彼に解を與ふれば惡解と爲す。比丘等よ、此の如きを、未だ解を得ざる人にして、僧伽、解を與ふれば惡解と爲すと言ふなり。

一一　比丘等よ、未だ解を得ざる人にして、僧伽、解を與ふれば好解と爲すとは如何。比丘等よ、足截られし者……〔一・七一・二參照〕……盲聾啞者、未だ解を得ず、僧伽、彼に解を與ふれば好解と爲す。比丘等よ、此の如きを、未だ解を得ざる人にして、僧伽、解を與ふれば好解と爲すと言ふなり」。

第一婆娑婆村誦品〔畢〕

五―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの無し。僧伽若しくは多人

323 若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無し』。僧伽、彼を、罪を見ざるにより擧せば非法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、罪の懺悔すべきもの無し。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、彼罪を懺悔せよ』。彼、言ふ、『我に罪の懺悔すべきもの無し』。僧伽、彼を、罪を懺悔せざるにより擧せば非法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、惡見の棄つべきもの無し。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝に惡見有り、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を、惡見を棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの無く、罪の懺悔すべきもの無し。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや、彼罪を懺悔せよ』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無く、罪の懺悔すべきもの無し』。僧伽、彼を、〔罪を〕見ざるにより、或は懺悔せざるにより擧せば非法羯磨なり。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの無く惡見の棄つべきもの無し。

僧伽、若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや、汝に惡見有り、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無く、我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を、〔罪を〕見ざるにより、或は〔惡見を〕棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の懺悔すべきもの無く、惡見の棄つべきもの無し。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、此罪を懺悔せよ、汝に惡見有り、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に罪の懺悔すべきもの無く、我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を、〔罪を〕懺悔せざるにより、或は〔惡見を〕棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの無く、罪の懺悔すべきもの無く、
324 惡見の棄つべきもの無し。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや、彼罪を懺悔せよ、汝に惡見あり、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無く、我に罪の懺悔すべきもの無く、我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を〔罪を〕見ざるにより、或は懺悔せざるにより、或は〔惡

見を棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや』。彼言ふ、『然り、我、見る』。僧伽、彼を、罪を見ざるにより擧せば非法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、罪の懺悔すべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、彼罪を懺悔せよ』。彼言ふ、『然り、我、懺悔せん』。僧伽、彼を、罪を懺悔せざるにより擧せば非法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、悪見の棄つべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝に悪見有り、此悪見を棄てよ』。彼、言ふ、『然り、我、棄てん』。僧伽、彼を、悪見を棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

七　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの有り、罪の懺悔すべきもの有り……乃至……罪の見るべきもの有り、悪見の棄つべきもの有り……罪の懺悔すべきもの有り、悪見の棄つべきもの有り……罪の見るべきもの有り、罪の懺悔すべきもの有り、悪見の棄つべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じ

て言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや、彼罪を懺悔せよ、汝に惡見有り、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『然り、我、見る、然り、我、懺悔せん、然り、我、棄てん』。僧伽、彼を〔罪を〕見ざるにより、或は懺悔せざるにより、或は〔惡見を〕棄てざるにより擧せば非法羯磨なり。

八　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無し』。僧伽、彼を、罪を見ざるにより擧せば如法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、罪の懺悔すべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、彼罪を懺悔せよ』。彼、言ふ、『我に罪の懺悔すべきもの無し』。僧伽、彼を、〔罪を〕懺悔せざるにより擧せば如法羯磨なり。比丘等よ、此處に比丘あり、惡見の棄つべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝に惡見有り、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を、惡見を棄てざるにより擧せば如法羯磨なり。

九　比丘等よ、此處に比丘あり、罪の見るべきものあり、罪の懺悔すべきもの有り

……罪の見るべきもの有り、惡見の棄つべきもの有り……罪の懺悔すべきもの有り、惡見の棄つべきもの有り……罪の見るべきもの有り、罪の懺悔すべきもの有り、惡見の棄つべきもの有り。僧伽若しくは多人若しくは一人、彼を難じて言ふ、『汝は罪を犯せり、汝、此罪を見るや、彼罪を懺悔せよ、汝に惡見あり、此惡見を棄てよ』。彼、言ふ、『我に罪の見るべきもの無く、我に罪の懺悔すべきもの無く、我に惡見の棄つべきもの無し』。僧伽、彼を、〔罪を〕見ざるにより、或は懺悔せざるにより、或は〔惡見を〕棄てざるにより擧せば如法羯磨なり」。

六―一　時に、具壽優波離（ウパーリ）は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、「和合僧、〔當該比丘を〕現前せしめて作すべき羯磨を現前せしめずして作さば此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。「優波離よ、此、非法羯磨なり、非毘尼羯磨なり」。

二　「和合僧、問ひて作すべき羯磨を問はずして作し、自言せしめて作すべき羯磨を自言せしめずして作し、憶念毘尼を與ふべき者に不癡毘尼を與へ、不癡毘尼を

與ふべき者に實覓羯磨を作し、實覓羯磨を作すべき者に苦切羯磨を作し、苦切羯磨を作すべき者に依止羯磨を作し、依止羯磨を作すべき者に驅出羯磨を作し、驅出羯磨を作すべき者に下意羯磨を作し、下意羯磨を作すべき者に擧罪羯磨を作し、擧罪羯磨を作すべき者に別住を與へ、別住を與ふべき者に本日治を與へ、本日治を、與ふべき者に摩那埵を與へ、摩那埵を與ふべき者に出罪を與へ、出罪を與ふべき者に具足戒を授くれば、此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。

三 「優波離よ、此、非法羯磨なり、非毘尼羯磨なり。 優波離よ、和合僧、現前せしめて作すべき羯磨を現前せしめずして作さば、優波離よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。 優波離よ、和合僧問ひて作すべき羯磨を問はずして作し、自言せしめて作すべき…… 出罪を與ふべき者に具足戒を授くれば、優波離よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり」。

四 「和合僧、現前せしめて作すべき羯磨を現前せしめて作さば此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。「優波離よ、此、如法羯磨なり毘尼羯磨なり」。「和合僧、問ひて作すべき羯磨を問ひて作し、自言せしめて作すべき羯磨を自言せしめて作し、憶念毘尼を

與ふべき者に憶念毘尼を與へ……出罪を與ふべき者に出罪を與へ、具足戒を授くべき者に具足戒を授くれば、此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。「優波離よ、此、如法羯磨なり、毘尼羯磨なり。優波離よ、和合僧、現前せしめて作すべき羯磨を現前せしめて作さば、優波離よ、此の如きは如法羯磨、毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過なし。優波離よ、問ひて作すべき羯磨を問ひて作さば……具足戒を授くべき者に具足戒を授くれば、優波離よ、此の如きは如法羯磨、毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過なし」。

五　「和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に不癡毘尼を與へ不癡毘尼を與ふべき者に憶念毘尼を與ふれば、此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。「優波離よ、非法羯磨なり、非毘尼羯磨なり」。「和合僧、不癡毘尼を與ふべき者に實覔羯磨を作し實覔羯磨を作すべき者に不癡毘尼を與へ、實覔羯磨を作すべき者に苦切羯磨を作し苦切羯磨を
327 作すべき者に實覔羯磨を作し、苦切羯磨を作すべき者に依止羯磨を作し依止羯磨を作すべき者に苦切羯磨を作し、依止羯磨を作すべき者に驅出羯磨を作し驅出羯磨を作すべき者に依止羯磨を作し、驅出羯磨を作すべき者に下意羯磨を作

し下意羯磨を作すべき者に驅出羯磨を作し、下意羯磨を作すべき者に擧罪羯磨を作し擧罪羯磨を作すべき者に下意羯磨を作し、擧罪羯磨を作すべき者に別住を與へ別住を與ふべき者に擧罪羯磨を作し、別住を與ふべき者に本日治を與へ本日治を與ふべき者に別住を與へ、本日治を與ふべき者に摩那埵を與へ摩那埵を與ふべき者に本日治を與へ、摩那埵を與ふべき者に出罪を與へ出罪を與ふべき者に摩那埵を與へ、出罪を與ふべき者に具足戒を授け具足戒を授くべき者に出罪を與へなば此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。

六 「優波離よ、此、非法羯磨なり、非毘尼羯磨なり。 優波離よ、和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に不癡毘尼を與へ不癡毘尼を與ふべき者に憶念毘尼を與ふれば、優波離よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。 優波離よ、和合僧、不癡毘尼を與ふべき者に實覓羯磨を作し…… 具足戒を授くべき者に出罪を與ふれば、優波離よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり」。

七 「和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に憶念毘尼を與へ不癡毘尼を與ふべき者に

不擬毘尼を與ふれば、此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。「優波離よ、此、如法羯磨なり、毘尼羯磨なり」。「和合僧、不擬毘尼を與ふべき者に不擬毘尼を與へ實覓羯磨を作すべき者に實覓羯磨を作し……出罪を與ふべき者に出罪を與へ具足戒を授くべき者に具足戒を授くれば、此、如法羯磨、毘尼羯磨なりや」。

八 「優波離よ、此、如法羯磨なり、毘尼羯磨なり。優波離よ、和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に憶念毘尼を與へ不擬毘尼を與ふべき者に不擬毘尼を與ふれば、優波離よ、此の如きは如法羯磨、毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過なし。優波離よ、和合
328
僧、不擬毘尼を與ふべき者に不擬毘尼を與へ……具足戒を授くべき者に具足戒を授くれば、優波離よ、此の如きは如法羯磨、毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過なし」。

九 時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に不擬毘尼を與ふれば、比丘等よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。比丘等よ、和合僧、憶念毘尼を與ふべき者に實覓羯磨を作し、憶念毘尼を與ふべき者に苦切羯磨を作し……憶念毘尼を與ふべき者に

具足戒を授くれば、比丘等よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。比丘等よ、和合僧、不癡毘尼を與ふべき者に實覓羯磨を作さば比丘等よ、此の如きは非法羯磨非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。比丘等よ、和合僧、不癡毘尼を與ふべき者に苦切羯磨を作し……不癡毘尼を與ふべき者に具足戒を授け、不癡毘尼を與ふべき者に憶念毘尼を與ふれば、比丘等よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり。比丘等よ、和合僧、實覓羯磨を作すべき者に……具足戒を授くべき者に出罪を與ふれば、比丘等よ、此の如きは非法羯磨、非毘尼羯磨なり、此の如くば僧伽に過あり」。

第二優波離所問誦品

七―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し鬪諍し諍論し談論し僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し…乃至…僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆苦切羯磨を作す。彼、彼住處より餘の住處に往くに、其處の比丘等に思念生ず、『此比丘は僧伽より非法別衆苦切羯磨を受けたり。我等、彼のために苦切羯磨を作

さん』。彼等、彼のために非法和合苦切羯磨を作す。彼、彼住處より餘の住處に往くに、其處の比丘等に…『…非法和合苦切羯磨を受けたり。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために如法別衆苦切羯磨を作す。彼、彼住處より餘の…『…如法別衆苦切羯磨を受けたり。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために似法別衆苦切羯磨を作す。彼、彼住處より餘の…『…似法別衆苦切羯磨を受けたり。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために似法和合苦切羯磨を作す。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法和合苦切羯磨を作す。彼、彼住處より餘の住處に往くに、其處の比丘等に思念生ず、『此比丘は僧伽より非法和合苦切羯磨を受けたり。我等、彼のために…』…如法別衆〔苦切羯磨を作す〕。彼、彼住處より……似法別衆〔苦切羯磨を作す〕。彼、彼住處より……似法和合〔苦切羯磨を作す〕。彼、彼住處より……非法別衆〔苦切羯磨を作す〕。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために如法別衆苦切羯磨を作す。……似法別衆……似法和合……非法別衆……非法和合〔苦切羯磨を作す〕。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために似法別衆苦切羯磨を作す……似法和合……非法別衆……非法和合……如法別衆〔苦切羯磨を作す〕。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために似法和合苦切羯磨を作す……非法別衆……非法和合……如法別衆……似法別衆〔苦切羯磨を作す〕。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、愚癡、不聰明にして數々罪を犯し教誡を受けず在家人と交り不隨順なる在家衆と倶に住す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は

愚癡不聰明にして……と倶に住す。我等、彼のために依止羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆依止羯磨を作す。彼、彼住處より餘の住處に往くに、其處の比丘等に思念生ず、『此比丘は僧伽より非法別衆依止羯磨を受けたり。我等、彼のために依止羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法和合依止羯磨を作す……乃至……如法別衆、似法別衆、似法和合（依止羯磨を作す）。（上の如く輪をなして説くべし）。

七　比丘等よ、此處に比丘あり、他家を汚し惡行を行ず。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は他家を汚し惡行を行ず。我等、彼のために驅出羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆驅出羯磨を作す……（六に準ず）……似法和合（驅出羯磨を作す）。（輪をなして説くべし）。

八　比丘等よ、此處に比丘あり、在家人を罵詈惡口す。此中比丘等に思念生ず、『此比丘は在家人を罵詈惡口す。我等、彼のために下意羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆下意羯磨を作す……（六に準ず）……似法和合（下意羯磨を作す）。（輪をなして説くべし）。

九　比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯して罪を見るを欲せず。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は罪を犯して罪を見るを欲せず。我等、彼のために罪を見ざるによる擧罪羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆なる罪を見ざるによる擧罪羯磨を作す…〔六に準ず〕…似法和合なる〔罪を見ざるによる擧罪羯磨を作す〕。（輪をなして說くべし）。

一〇　比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯して罪を懺悔するを欲せず。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は罪を犯して罪を懺悔するを欲せず。我等、彼のために罪を懺悔せざるによる擧罪羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆なる罪を
331 見ざるによる擧罪羯磨を作す…〔六に準ず〕…似法和合なる〔罪を懺悔せざるによる擧罪羯磨を作す〕。（輪をなして說くべし）。

一一　比丘等よ、此處に比丘あり、惡見を捨つるを欲せず。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は惡見を捨つるを欲せず。我等彼のために惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を作さん』。彼等彼のために非法別衆なる惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を作す…〔六に準ず〕…似法和合なる〔惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を作す〕。

（輪をなして説くべし）。

一二　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ謹愼し罪を出でんとし、苦切羯磨を解かんことを乞ふ。此中、比丘等に思念生ず、「此比丘は僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ……解かんことを乞ふ。我等、彼のために苦切羯磨を解かん」。彼等、彼のために非法別衆にて苦切羯磨を解く彼、彼住處より餘の住處に往くに、其處の比丘等に思念生ず、「此比丘等は僧伽より非法別衆にて苦切羯磨の解を受けたり。我等、彼のために苦切羯磨を解かん」。彼等、彼のために非法和合にて苦切羯磨を解く……如法別衆にて……似法別衆にて……似法和合にて〔苦切羯磨を解く〕。

一三　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ謹愼し罪を出でんとし、苦切羯磨を解かんことを乞ふ。此中、比丘等に思念生ず、「此比丘は……乞ふ。我等、彼のために苦切羯磨を解かん」。彼等、彼のために非法和合にて苦切羯磨を解く……〔二―五に準ず〕……似法別衆にて〔苦切羯磨を解く〕。

一四　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より依止羯磨を受けたるも、正しく行じ謹

愼し罪を出でんとし、依止羯磨を解かんことを乞ふ……〔一二―一三に準ず〕…比丘等
よ、此處に比丘あり、僧伽より驅出羯磨を受けたるも……下意羯磨を受けたるも
……罪を見ざるにより擧罪羯磨を受けたるも……罪を懺悔せざるにより擧罪
332 羯磨を受けたるも……惡見を捨てざるにより擧罪羯磨を受けたるも……（輪
をなして說くべし）。

一五　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……僧伽に於て諍事を作す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は常に訴訟し…乃至…僧伽に於て諍事を作す。我等、彼のために苦切羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆苦切羯磨を作す。其處の僧伽、諍論を作して言ふ、『非法別衆羯磨なり、非法和合羯磨なり、如法別衆羯磨なり、似法別衆羯磨なり、似法和合羯磨なり、未だ羯磨を作さず、惡く羯磨を作せり、復、羯磨を作すべし』。比丘等よ、此中、『非法別衆羯磨なり』と說く比丘等と、『未だ羯磨を作さず、惡く羯磨を作せり、復、羯磨を作すべし』と說く比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。

一六　比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……彼等、彼のために非法和合苦切

羯磨を作す。其處の……比丘等よ、此中、『非法和合羯磨なり』と說く比丘等と、『未だ羯磨を作さず、惡く羯磨を作せり、復、羯磨を作すべし』と說く比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり、常に訴訟し……如法別衆……似法別衆……似法和合……比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。

一七　比丘等よ、此處に比丘あり、愚癡不聰明にして數々罪を犯し教誡を受けず在家人と交り不隨順なる在家衆と倶に住す。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は愚癡不聰明にして……と倶に住す。我等、彼のために依止羯磨を作さん』。彼等、彼のために非法別衆依止羯磨を作す：乃至：非法和合……如法別衆……似法別衆……似法和合(依止羯磨を作す)。其處の僧伽、諍論を作して言ふ……比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。(此の如く五重あるを略說す)。

一八　比丘等よ、此處に比丘あり、他家を汚し惡行を行ず。此中……『……驅出羯磨を作さん』……(此の如く五重あるを略說す)。比丘等よ、此處に比丘あり、在家人を
333 罵詈惡口す。此中……『……下意羯磨を作さん』……(此の如く五重あるを略說す)。比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯して罪を見るを欲せず。此中……『……罪を見ざる

による擧罪羯磨を作さん』……(此の如く五重あるを略說す)。比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯して罪を懺悔するを欲せず。此中……『……罪を懺悔せざるによる擧罪羯磨を作さん』……(此の如く五重あるを略說す)。比丘等よ、此處に比丘あり、惡見を捨つるを欲せず。此中……『……惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を作さん』……(此の如く五重あるを略說す)。

一九　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ謹愼し罪を出でんとし、苦切羯磨を解かんことを乞ふ。此中、比丘等に思念生ず、『此比丘は僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ……解かんことを乞ふ。我等、彼のために苦切羯磨を解かん』。彼等、彼のために非法別衆にて苦切羯磨を、解く。其處の僧伽、諍事を作して言ふ……比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より苦切羯磨を受けたるも、正しく行じ……彼等、彼のために非法和合にて苦切羯磨を解く……如法別衆にて……似法別衆にて……似法和合にて……比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す。

二〇　比丘等よ、此處に比丘あり、僧伽より依止羯磨を受けたるも……驅出羯磨

を受けたるも……下意羯磨を受けたるも……罪を見ざるにより擧罪羯磨を受けたるも……罪を懺悔せざるにより擧罪羯磨を受けたるも……惡見を捨てざるにより擧罪羯磨を受けたるも……比丘等とを以て此に於ける如法說者と爲す」。

此の犍度に三十六事あり。攝頌に曰く、

(一)世尊、瞻波に在せしとき婆娑婆村の事あり
(二)客比丘の所望に勤めしも
(三)「已に辨ふ」と知りて勤むるを廢せり
(四)「作さず」とて擧せられ勝者の許に往けり
(五)非法別衆羯磨と、非法和合羯磨と
如法別衆羯磨と、似法別衆羯磨と
似法和合羯磨をなし、(六)一人、一人を擧し
唯一人にて二人、多人、僧伽を擧し
(七)二人、多人、僧伽にて僧伽を擧せり

最勝一切知者は聞きて非法として斥けたまへり
(八)白なく唱說ある羯磨と
唱說ありて白なき羯磨との
二の缺減と法に違すと
(九)師に違すと呵を受くとは有過不應理なり
(一〇)非法と別衆と和合と二似とあるも
如來は唯如法和合のみを許したまへり
(一一)四衆と五衆と十衆と二十衆と
過二十衆とありて僧伽は五種なり
授戒と自恣と出罪との羯磨を除かば
四衆は[餘の一切の]羯磨を作し得
中國の授戒と出罪との二羯磨を除かば
五衆は[餘の一切の]羯磨を作し得
十比丘衆は出罪の一を除き

餘の一切の羯磨を作し、二十衆僧伽は一切の羯磨を作す

(一二) 比丘尼と式叉摩那と沙彌と沙彌尼と
棄戒者と極罪者と擧罪者と不見罪者と
不悔罪者と惡見者と黃門と賊住者と
外道と畜生と殺母者と殺父者と
殺阿羅漢者と汚比丘尼者と破僧者と(佛身)出血者と二根者と
異住者と異界者と神通者と
此等二十四人ありて僧伽羯磨を作さば
此等は數へずと佛は斥けたまへり

(一三) 別住者第四人にて別住と
本日治と摩那埵と出罪と作すは羯磨を成ぜず非事なり
及び應本日治人と摩那埵人と應出罪人との
五人は羯磨を作すべからずとは佛說なり。

(一四) 比丘尼と式叉摩那と沙門と沙彌尼と

335

棄戒者と極罪者と狂者と亂心者と受苦者と不見罪者と
不悔罪者と惡見者と黄門と二根者と
異住者と異界者と住虛空者との
十八人の呵は羯磨に於て受くべからず
(一五) 善比丘の呵は受くべきなり
(一六) 淸淨者を驅出するは惡く、(一七)愚者を驅出するは好し
(一八) 黄門と賊住者と外道と畜生と
母、父、阿羅漢を〔殺す〕と比丘尼を汚すと破僧者と
〔佛身〕出血者と二根者との
十一人には解羯磨は相應せず
(一九) 手と足と倶と、耳と鼻と倶と
指と、大指と、腱とを截られたると、手蛇冠の如きと、佝僂と、侏儒と
瘻疾者と、烙印あると、表記せられたると、象皮病と
惡疾と、衆に不快なると、瞎子と、足曲れると、跛と、痲痺者と

威儀不能と、老衰と、盲と、唖と、聾と、
盲唖と、盲聾と、聾唖と
盲聾唖との三十二人はすべて
解羯磨を得と佛は說きたまふ
（二〇）見べき〔罪〕なく、悔すべき〔過〕なく、捨つべき〔惡見〕なきに
七種に擧するは非法なり
（二一）罪を認めば七種の〔羯磨〕非法なり
（二二）罪を認めずば七種の羯磨は如法なり
（二三）作者の現前と、問と、自言と〔を缺くと〕
（二四）憶念と、不癡と、實覓と、苦切と、
驅出と下意と擧罪と別住と
本日治と摩那埵と出罪と具足戒とを
異に作さば十六の非法なり
（二五）正に作さば十六の善法なり

（二六）返じて異に作さば十六の非法なり
（二七）二二を根本として十六の如法あり
（二八）一一を根本とする輪は非法なりと勝者説きたまへり
（二九）訴訟者に僧伽は苦切羯磨を作せり
非法別衆羯磨なり。彼、餘住處に往きしに
其處にては[7]非法和合の苦切を作せり
餘處にては如法別衆の苦切を作せり
似法の別衆と和合とも作せり
非法和合と如法別衆と
（三〇）似法別衆と和合と、此等の句を
一一根本として知者は輪を結べ
（三一）愚癡不聰明者には依止を、汚他家者には驅出を
惡口者には下意を作すべし
不見罪者と不悔過者と不捨惡見者とには

擧罪羯磨を作せと、尊主は說きたまへり

(三二) 擧罪羯磨によりて知者は苦切を知れ

(三三) 隨順、正行にして乞ふ者の羯磨の解は

上說の羯磨の理趣による

(三四) 各々の羯磨に現前して諍論す

「未作なり、惡作なり、復、作すべし」と

(三五) 羯磨と解とに於て彼比丘等は如法說者なり

(三六) 羯磨に異解あるを見て大牟尼は

靜めたまへり、猶し醫師の藥に於けるが如し

註 ❶「迦葉姓」Kassapagotta　五分律には「姓迦葉」とあり、「迦葉を姓とする」義なり。今の文にては「カッサパゴッタ」を一の名とせるが如し。

❷「執事」(tantibaddha) 其住處の諸事を管るなり。「摩々諦」「帝々陀羅」の類語なり。

❸「非法」(adhammikaṁ) の一語、底本に脫落す。シャム本には存す。

❹「欒欲」(chanda) 第二布薩犍度二三に出づ。

❺「比丘等よ」云々の一句底本に脫落す。シャム本には存す。

❻「中國」。第五皮革犍度一三ー五を見よ。
❼「非法和合」。(tatthâdhammena samaggā) シャム本による。

コーサンビー

Kosambakakkhandhaka 拘睒弥犍度

Skr.: Kauśāmbī, syn.: 倶睒彌, 倶舍彌, 拘睒彌, 拘剡彌, 拘深, 拘羅瞿, 憍賞彌, 憍閃彌, 巨賞彌, 拘深, 拘監惟

SC: Kosambaka

第十拘睒彌犍度

一—一　その時、佛世尊は拘睒彌、瞿師羅園に住したまへり。その時、一人の比丘あり、罪を犯せり。彼は彼罪を罪なりと見たるも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見ざりき。後時には、彼は彼罪を罪なりと見ざりしも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見たり。時に、彼比丘等は彼比丘に言へり、「汝は罪を犯せり、汝は此罪を見るや」。「我に見るべき罪なし」。時に、彼比丘等は和合を得て彼比丘をば罪を見ざるにより擧せり。

二　彼比丘は多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲せり。時に、彼比丘は同見相親の比丘等の許に到りて言へり、「此は罪にあらず、此は罪を成ぜず、我は無犯なり、我は有犯にあらず、我は擧を受けず、我は擧せられたるにあらず、非法、有過、不應理の羯磨を作して我を擧せるなり。汝等、法と律とにより我朋黨たれ」。彼比丘は同見相親の比丘等を朋

黨たらしむるを得たり。地方の同見相親の比丘等の許にも使を遣りて言へり、「此は非罪なり……我を擧せるなり。具壽等、法と律とにより我朋黨たれ」。彼比丘は地方の同見相親の比丘等をも朋黨たらしむるを得たり。

三　時に、彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等は擧罪を作せる比丘等の在る處に到れり、到りて擧罪を作せる比丘等に言へり、「此は非罪なり、此は罪を成ぜず、此比丘は無犯なり、此比丘は有犯にあらず、此比丘は擧を受けず、此比丘は擧せられたるにあらず、非法、有過、不應理の羯磨を作して擧せるなり」。此の如く說きしに、擧罪を作せる比丘等は言へり、「此は罪を成ず、此は罪にあらざるにあらず、此比丘は有犯なり、此比丘は無犯にあらず、此比丘は擧せられたり、此比丘は擧を受けざるにあらず、如法、無過、應理の羯磨を作して擧せるなり。具壽等、被擧比丘に隨ひ與すること勿れ」。擧罪を作せる比丘等は此の如く說きしも、彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等は尙、彼被擧比丘に隨ひ與せり。

四　時に、一人の比丘あり、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して彼比丘は世尊に白して言へり、「此處に一人の比丘あり、

罪を犯せり。彼は彼罪を罪なりと見たるも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見ざりき。後時には、彼は彼罪を罪なりと見ざりしも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見たり。時に、彼比丘等は……〔＝二〕……擧罪を作せる比丘等は此の如く說きしも、彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等は尙、彼被擧比丘に隨ひ與せり』。

五　時に、世尊は「比丘衆破せり、比丘衆破せり」といひ座より起ち擧罪を作せる比丘等の在る處に到りたまへり、到りて設けの座に坐したまへり。坐して世尊は擧罪を作せる比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、汝等、『我等、かく思ふ、我等かく思ふ』とて各々の事に於て比丘を擧すべしと思ふ勿れ。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯す。彼は彼罪を罪なりと見ざるも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見る。比丘等よ、彼比丘等、彼比丘に就て『此具壽は多聞にして阿含に通じ……學を欲す。我等若し此比丘をば罪を見ざるによりて擧せば、
339 我等は此比丘と俱に布薩を作さず此比丘を除きて布薩を作さん、此によりて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり、僧伽をして破せしめ僧伽をして[1]塵垢ならしめ僧伽をして別住せしめ僧伽をして別異ならしめん』と知らば、比丘等よ、破僧事を重

んずる比丘等は此比丘をば罪を見ざるにより擧すべからず。

七　比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯す。彼は彼……『……擧せば、我等は此比丘と倶に自恣を作さず此比丘を除きて自恣を作さん……　我等は此比丘と倶に僧伽の羯磨を作さず此比丘を除きて僧伽の羯磨を作さん……　我等は此比丘と倶に座に坐せず此比丘を除きて座に坐せん……　我等は此比丘と倶に坐して粥を飲まず此比丘を除きて坐して粥を飲まん……　我等は此比丘と倶に食堂に坐せず此比丘を除きて食堂に坐せん……　我等は此比丘と倶に同一屋に住せず此比丘を除きて同一屋に住せん……　我等は此比丘と倶に歳數の大小に隨つて敬禮、迎逆、合掌、恭敬せず此比丘を除きて歳數の大小に隨つて敬禮……　恭敬せん、此によりて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり、僧伽をして破せしめ僧伽をして塵垢ならしめ僧伽をして別住せしめ僧伽をして別異ならしめん』と知らば、比丘等よ、破僧事を重んずる比丘等は此比丘をば罪を見ざるにより擧すべからず」。

八　時に、世尊は擧罪を作せる比丘等に此義を説き座より起ち被擧[比丘]に隨へる比丘等の在る處に到りたまへり、到りて設けの座に坐したまへり。坐して世

尊は被擧[比丘]に隨へる比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、汝等、罪を犯して後『我等犯さず』とて罪を懺悔するを須ひずと思ふ勿れ。比丘等よ、此處に比丘あり、罪を犯す。彼は彼罪を罪なりと見ざるも、餘の比丘等は彼罪を罪なりと見る。比丘等よ、彼比丘、彼比丘等に就て『此具壽等は多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し、賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲す。我或は餘人に對する貪欲、瞋恚、愚癡、怖畏の爲に邪に墮すこと無し。若し彼比丘等、我をば罪を見ざるにより擧せば、彼等は我と倶に布薩を作さず我を除きて布薩を作さん……我と倶に自恣を作さず我を除きて自恣を作さん……我を除きて歳數の大小に隨つて敬禮、迎逆、合掌、恭敬せん、此によりて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり、僧伽をして破せしめ僧伽をして塵垢ならしめ僧伽をして別住せしめ僧伽をして別異ならしめん』と知らば、比丘等よ、破僧事を重んずる比丘は餘人を信じて罪を自ら說くべし」。時に、世尊は被擧[比丘]に隨へる比丘等に此義を說き座より起ちて去りたまへり。

九 その時、被擧[比丘]に隨へる比丘等は界內に於て布薩を作し僧伽の羯磨を作

せり、擧罪を作せる比丘等は界外に出でて布薩を作し僧伽の羯磨を作せり。時に、一人の擧罪を作せる比丘は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼比丘は世尊に白して言へり、「彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等は界内に於て布薩を作し僧伽の羯磨を作す、我等擧罪を作せる比丘等は界外に出でて布薩を作し僧伽の羯磨を作す」。「比丘よ、彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等、界内に於て布薩を作し僧伽の羯磨を作すに若し我定めたるが如き白と唱説とによらば、彼等の彼羯磨は如法、無過、應理なり。比丘よ、汝等擧罪を作せる比丘等、界内に於て布薩を作し僧伽の羯磨を作すに若し我定めたるが如き白と唱説とによらば、汝等の彼羯磨は如法、無過、應理なり。

一〇　比丘よ、此、何故なりや。彼比丘等は汝等と不同住なり、汝等は彼等と不同住なり。比丘よ、不同住地に二あり、自ら不同住を作すと、僧伽和合して彼を擧して不見〔羯磨〕、不懺悔〔羯磨〕、〔惡見〕不捨〔羯磨を作す〕となり。比丘よ、此の如く不同住地に二あるなり。比丘よ、同住處地に二あり、自ら同住處を作すと、僧伽和合して、先に彼を擧して不見〔羯磨〕、不懺悔羯磨〕、〔惡見〕不捨〔羯磨を作せる〕を解くとな

り。比丘等よ、此の如く同住處地に二あるなり」。

341 二－一　その時、比丘等は食堂に於て舍内に於て訴訟を生じ鬪諍を生じ諍論をなし相互に不隨順の身業、語業を作し手を以て搏てり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は食堂に於て舍内に於て……作し手を以て搏つや」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は食堂に於て舍内に於て……作し手を以て搏つや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ……とは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。……〔乃至〕……呵責し法を說き比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、僧伽破し非法を行ひ不和ある時は『我等、相互に不隨順の身業、語業を作し手を以て搏たん』と思念して座に坐すべからず。比丘等よ、僧伽破し如法に行ひ調和ある時は中間を明けて坐すべし」。

二　その時、比丘等は僧伽の中に於て訴訟を生じ……諍論をなし相互に口戟を以て衝きて住せり。彼等は彼諍事を滅すること能はざりき。時に、一人の比丘

あり、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して彼比丘は世尊に白して言へり、「此處に比丘等は僧伽の中に於て……滅すること能はず。願はくは世尊よ、哀愍して彼比丘等の在る處に到りたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、世尊は彼比丘等の在る處に到りたまへり、到りて設けの座に坐したまへり。坐して世尊は彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、止みなん、訴訟する勿れ、鬪諍する勿れ、爭論する勿れ、諍論する勿れ」。此の如く言ひたまへるに、一人の非法説比丘は世尊に白して言へり、「世尊法主よ、時を待ちたまへ、世尊よ、現法樂住を具して安穩に住したまへ。此訴訟、鬪諍、爭論、諍論は我等のことなり」。世尊は二たび彼比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、止みなん……諍論する勿れ」。彼非法説比丘は二たび世尊に白して言へり、「世尊法主

342 よ、時を待ちたまへ……我等のことなり」。時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、

三　「比丘等よ、乃往過去世に波羅㮈國(バーラーナシー)に迦尸(カーシー)王あり、梵施(ブラフマダッタ)と名づく、富み、財多く、資多く、兵多く、車多く、國土大にして庫滿てり。拘薩羅(コーサラ)王あり、長壽(❸ディーギーティ)と名づく、貧しく、

財少く、貧少く、兵少く、車少く、國土少く庫滿たず。比丘等よ、時に迦尸王梵施は四部兵を整へて拘薩羅王長壽を伐たんとせり。比丘等よ、時に拘薩羅王長壽は聞けり、『迦尸王梵施は四部兵を整へて我を伐たんとす』。比丘等よ、時に拘薩羅王長壽に思念生じたり、『迦尸王梵施は富み……庫滿つ、我は貧しく……庫滿たず。我は迦尸王梵施と一たび戰ふことだに能はず。我當に先んじて都城を逃るべし』。比丘等よ、時に拘薩羅王長壽は先んじて第一夫人と倶に都城より逃れたり。比丘等よ、時に迦尸王梵施は拘薩羅王長壽の兵、車、國土、藏、庫を侵奪して治めたり。比丘等よ、時に拘薩羅王長壽は第一夫人と倶に波羅㮈國に向つて去れり、次第して波羅㮈國に到れり。比丘等よ、此に拘薩羅王長壽は第一夫人と倶に波羅㮈城に近き一の處に於て普行梵志を裝ひ陶師の家に住せり。

四　比丘等よ、時に、拘薩羅王長壽の第一夫人は久しからずして娠めり。彼女、欲念を生じたり、〔卽〕日初めて出づる時、四部兵の整列し[4]武具を著け殊勝の地に立てるを見、刀を洗ふ汁を飮まんと欲せり。比丘等よ、時に拘薩羅王長壽の第一夫人は拘薩羅王長壽に言へり、『大王よ、我、娠めり、我に欲念生じたり、〔卽〕日初めて

……飲まんと欲す』。『妃よ、我等困窮す、如何ぞ四部兵の整列し武具を著け殊勝の地に立たしめ、刀を洗ふ水を得んや』。『大王よ、我若し得ずば死せん』。

五　比丘等よ、その時、迦尸王梵施の梵志國師は拘薩羅王長壽の友なりき。比丘
343 等よ、時に、拘薩羅王長壽は迦尸王梵施の梵志國師の在る處に到れり、到りて迦尸王梵施の梵志國師に言へり、「汝の友なる妃は娠めり、彼女に欲念生じたり、〔即〕日初めて……飲まんと欲す』。『大王よ、然らば我等、妃を見ん』。比丘等よ、時に、拘薩羅王長壽の第一夫人は迦尸王梵施の梵志國師の在る處に到れり。比丘等よ、迦尸王梵施の梵志國師は拘薩羅王長壽の第一夫人の遠くより來るを見たり、見て座より起ち上衣を偏袒になし、拘薩羅王長壽の妃に合掌を捧げ三たび稱して言へり、『拘薩羅王、胎にあり、拘薩羅王、胎にあり』。〔更に言へり〕、『妃よ、安んぜよ、汝は日初めて出づる時、四部兵の整列し武具を著け殊勝の地に立てるを見、刀を洗ふ汁を飲まん』。

六　比丘等よ、時に迦尸王梵施の梵志國師は迦尸王梵施の在る處に到れり、到りて迦尸王梵施に言へり、『大王よ、此の如き相あり、明日日初めて出づる時、四部兵

をして整列し武具を著け殊勝の地に立たしめ刀を洗はしめん』。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は人々に命じて言へり、『梵志國師の言ふが如く爲せ』。比丘等よ、拘薩羅王長壽の第一夫人は日初めて出づる時、四部兵の整列し武具を著け殊勝の地に立てるを見、刀を洗ふ汁を飲むを得たり。比丘等よ、時に、拘薩羅王長壽の第一夫人は其胎熟して男兒を生めり、此を長生(ディーガーヴ)と名づけたり。比丘等よ、時に長生王子は久しからずして分別を得たり。

七　比丘等よ、時に、拘薩羅王長壽に思念生じたり、『彼迦尸王梵施は我等に多く害を作せり、彼は我等の兵、車、國土、藏、庫を奪へり。彼若し我等を見ば三人を總て殺さん。我當に長生王子をして城外に住せしむべし』。比丘等よ、時に、拘薩羅王長壽は長生王子をして城外に住せしめたり。比丘等よ、時に、長生王子は城外に
344 住し久しからずして一切の才技を學べり。

八　比丘等よ、その時、拘薩羅王長壽の〔昔の〕剃髪師にして〔後に〕迦尸王梵施に屬せるものあり。比丘等よ、拘薩羅王長壽の〔昔の〕剃髪人は拘薩羅王長壽の第一夫人と倶に波羅㮈城に近き一の處に於て普行梵志を裝ひ陶師の家に住するを見た

り、見て迦尸王梵施の在る處に到れり、到りて迦尸王梵施に言へり、『大王よ、拘薩羅王長壽は第一夫人と倶に波羅㮈城に近き一の處に於て普行梵志を裝ひ陶師の家に住す』。

九 比丘等よ、時に、迦尸王梵施は人々に命じて言へり、『拘薩羅王長壽を第一夫人と倶に捕へ來れ』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と彼人々は迦尸王梵施に應へ拘薩羅王長壽を第一夫人と倶に捕へ來れり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は人々に命じて言へり、『拘薩羅王長壽を第一夫人と倶に堅き繩にて手を後に堅く縛し頭を剃り惡聲鼓を打ちて路より路へ四衢道より四衢道へ巡らしめ南門より出し城の南方に於て分つて四分となし四方に〔四〕片を棄てよ』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と彼人々は迦尸王梵施に應へ拘薩羅王長壽を第一夫人と倶に堅き繩にて手を後に堅く縛し頭を剃り惡聲鼓を打ちて路より路へ四衢道より四衢道へと巡らしめたり。

一〇 比丘等よ、時に、長生王子に思念生じたり、『我、久しく父母を見ず、我當に父母を見るべし』。比丘等よ、時に、長生王子は波羅㮈城に入り、父母の堅き繩にて手

345 を後に堅く縛せられ頭を剃られ悪聲鼓と倶に路より路へ四衢道へ巡らしめらるゝを見たり、見て父母の在る處に到れり。比丘等よ、拘薩羅王長壽は長生王子の遠方より來るを見たり、見て長生王子に言へり、『長生よ、長を見る勿れ、短を見る勿れ、長生よ、怨を以て怨は息まず、長生よ、徳を以て怨は息むなり』。

一一　比丘等よ、此の如く言へる時、彼人々は拘薩羅王長壽に言へり、『此拘薩羅王長壽は發狂して妄語す、誰か彼の長生なりや、彼、誰に語りて『長生よ、長を見る勿れ、短を見る勿れ、長生よ、怨を以て怨は息まず、徳を以て怨は息むなり』と言ふや』。『我は發狂して妄語するには非ず、智者は悟らん』。比丘等よ、二たび…乃至…比丘等よ、三たび拘薩羅王長壽は長生王子に言へり、『長生よ……息むなり』。比丘等よ、三たび彼人々は拘薩羅王長壽に言へり、『此拘薩羅王……』『……悟らん』。比丘等よ、時に、彼人々は拘薩羅王長壽を第一夫人と倶に路より路へ四衢道より四衢道へ巡らしめ南門より出し城の南方に於て分つて四分となし四方に(四)片を棄て、兵を置きて去れり。

一二　比丘等よ、時に、長生王子は波羅榛城に入り酒を持來りて兵衆をして飲ま

しめたり。彼等酔ひて倒れたる時、薪を集めて火堆を作り父母の骸を火堆上に載せ火を點じ合掌して火堆を廻りて三たび右遶をなせり。比丘等よ、その時、迦尸王梵施は殊勝なる樓台の上層に上りてあり。比丘等よ、迦尸王梵施は長生王子の合掌して火堆を廻りて三たび右遶するを見たり、見て思念生じたり、『必ずや此人は拘薩羅王長壽の親族縁者ならん。我に此を告ぐる者なきは我損失なり』。

一三　比丘等よ、時に、長生王子は林間に往き意に任せて泣き叫びたる後、涙を拭ひて波羅㮈城に入り後宮の近くの象廐に往き象師に言へり、『師よ、我、才技を學ばんと欲す』。『童子よ、さらば學べ』。比丘等よ、時に長生王子は夜分晨朝時に起き象廐に於て美音聲を以て歌ひ琴を彈じたり。比丘等よ、迦尸王梵施は、夜分晨朝時に起き象廐に於て美音聲を以て歌ひ琴を彈ずるを聞けり、聞きて人々に問ひて言へり、『夜分晨朝時に起き象廐に於て美音聲を以て歌ひ琴を彈ぜしは誰なりや』。

一四　『大王よ、某甲象師の弟子童子あり、夜分晨朝時に起き象廐に於て美音聲を

以て歌ひ琴を彈じたり』。『然らば彼童子を喚び來れ』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と彼人々は迦尸王梵施に應へ長生童子を喚び來れり。『童子よ、汝は夜分晨朝時に起き象廐に於て美音聲を以て歌ひ琴を彈ぜしや』。『大王よ、然り』。『童子よ、然らば歌ひ琴を彈ぜよ』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と長生王子は迦尸王梵施に應へ愛顧を得んと欲して美音聲を以て歌ひ琴を彈じたり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子に言へり、『童子よ、我に侍せよ』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と長生王子は迦尸王梵施に應へたり。比丘等よ、時に、長生王子は迦尸王梵施より先に起き、後に臥し、總ての命に應じ、行、意に適ひ語、可愛なりき。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は久しからずして長生王子を宮内の信任の位に在らしめたり。

一五　比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子に言へり、『童子よ、車を駕せ、我等、獵に出でん』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と長生王子は迦尸王梵施に應へ車を駕して迦尸王梵施に言へり、『大王よ、車を駕せり、時を知れ』。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は車に乘れり。長生王子は車を驅れり、驅るに隨つて愈々兵衆と車とは異處に往けり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は遠く往きて後、長生王子に言へり、『童子よ、

車を停めよ、我、疲極せり、臥せん』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と長生王子は迦尸王梵施に應へ地に結跏趺坐せり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子の膝に枕して臥し、彼疲極せしかば須臾にして眠れり。

347 一六　比丘等よ、時に、長生王子に思念生じたり、『此迦尸王梵施は我等に多く害を作せり、彼は我等の兵、車、國土、藏、庫を奪へり、彼は我父母を殺せり。今や我怨を報ゆる時なり』。かくて鞘より劍を拔けり。比丘等よ、時に、長生王子に思念生じたり、『父は死に臨んで我に言へり、『長生よ、長を見る勿れ、短を見る勿れ、長生よ、怨を以て怨は息まず、長生よ、德を以て怨は息むなり』。父の語に違ふは正しからず』。かくて鞘に劍を納めたり。比丘等よ、二たび長生王子に思念生じたり、『此迦尸王……』……拔けり。比丘等よ、二たび長生王子に思念生じたり、『父は……違ふは正しからず』。かくて復、鞘に劍を納めたり。比丘等よ、三たび……納めたり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は怖畏、驚愕、恐懼、恐怖して忽ちに起きたり。比丘等よ、時に、長生王子は迦尸王梵施に言へり、『大王よ、汝は如何ぞ怖畏……起くるや』。『童子よ、拘薩羅王長壽の兒、長生王子あり、夢に劍を以て我を襲へり、故に我、怖畏、驚

愕、恐懼、恐怖して起きたり』。

一七　比丘等よ、時に、長生王子は左手に迦尸王梵施の頭を撮り右手に劍を拔きて迦尸王梵施に言へり、『大王よ、我は拘薩羅王長壽の兒、長生王子なり。汝は我等に多く害を作せり、汝は我等の兵、車、國土、藏、庫を奪へり、汝は我父母を殺せり。今は我怨を報ゆる時なり』。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子の足を頭面を以て拜し長生王子に言へり、『長生よ、我命を赦せ、長生よ、我命を赦せ』。『如何ぞ我、大王に命を赦すといふを得んや、大王こそ我命を赦せ』。『長生よ、然らば汝は我命を赦せ、我亦汝の命を赦さん』。比丘等よ、時に、迦尸王梵施と長生王子とは相互に命を赦し害を作さゞらんことを誓へり。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子

348

に言へり、『長生よ、車を駕せ、我等往かん』。比丘等よ、『大王よ、唯唯』と長生王子は迦尸王梵施に應へ車を駕し迦尸王梵施に言へり、『大王よ、車を駕せり、時を知れ』。比丘等よ、時に、迦尸王梵施は車に乘れり。長生王子は車を驅れり、驅るに隨つて久しからずして兵衆に合せり。

一八　比丘等よ、時に、迦尸王梵施は波羅㮈城に入り諸の大臣大官を集會せしめ

て言へり、『汝等若し拘薩羅王長壽の兒、長生王子を見ば如何に爲すや』。或は言へり、『大王よ、我等、手を截らん、大王よ、我等、足を截らん、大王よ、我等、手足を截らん、大王よ、我等、耳を截らん、大王よ、我等、鼻を截らん、大王よ、我等、耳鼻を截らん、大王よ、我等、頭を截らん』。『此は拘薩羅王長壽の兒、長生王子なり、彼には何をも作すことを得ず、彼は我命を赦し我は彼の命を赦したり』。

一九　比丘等よ、時に、迦尸王梵施は長生王子に言へり、『長生よ、汝の父は死に臨んで言へり、『長生よ、長を見る勿れ、短を見る勿れ、長生よ、怨を以て怨は息まず、長生よ、徳を以て怨は息むなり』。汝の父は何を意趣して此く言へるや』。『大王よ、我父死に臨んで『長を〔見る〕勿れ』と言へるは『長く怨む勿れ』といふなり、大王よ、我父は死に臨んで此を『長を〔見る〕勿れ』と言へるなり。大王よ、我父死に臨んで『短を〔見る〕勿れ』と言へるは『速かに友と不和になる勿れ』といふなり、大王よ、我父は死に臨んで此を『短を〔見る〕勿れ』と言へるなり。大王よ、我父死に臨んで『長生よ、怨を以て怨は息まず、長生よ、徳を以て怨は息むなり』と言へるは、大王我父母を殺せしを以て我若し大王の命を奪はば大王の利得を欲する人々は我命を奪ひ我利得を欲す

る人々は彼等の命を奪はん、此の如くせば怨を以て怨は息まざらん。今はまた大王は我命を赦し我は大王の命を赦せり、此の如くにして徳を以て怨は息めるなり。大王よ、我父は死に臨んで此を『長生よ、怨を以て……息むなり』と言へるなり』。

349

二〇　比丘等よ、時に、迦尸王梵施は『希有なり、未曾有なり、此長生王子は賢明なり、所以は父の略して説ける義を廣く解せばなり』といひ、父に屬せし兵、車、國土、藏、庫を返却し而して〔己の〕女を與へたり。比丘等よ、彼杖を取り刀を取る王等に於てなほ此の如き忍辱、慈心あり。比丘等よ、此處に汝等は此の如く善く說かれたる法と律とに於て出家したれば忍辱、慈心を持するは善からん」。世尊は三たび比丘等に言ひたまへり、「比丘等よ、止みなん、訴訟する勿れ、鬪諍する勿れ、爭論する勿れ、諍論する勿れ」。彼非法說比丘は三たび世尊に白して言へり、「世尊法主よ、時を待ちたまへ、世尊よ、現法樂住を具して安穩に住したまへ、此訴訟、鬪諍、爭論、諍論は我等のことなり」。時に、世尊は「此等愚人は蒙昧なり、教誡せんこと易からず」といひ座より起ちて去りたまへり。

第一長生誦品〔畢〕

三—一　時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し乞食の爲に拘睒彌城に入りたまへり。乞食して歩み食後乞食より還りて臥具床座を藏め鉢衣を持し僧伽の中に立ちて此の如き偈を説きたまへり。

❺人々等しく大聲を出し、己の愚を思はず
僧伽破壞する時更に餘事を思はず
語言を境とし論説する似賢者は迷へり
如何に口を開くとも、自ら此くなれる所以を知らず
「彼、我を罵れり、搏てり、敗れり、掠奪せり」と
執念する者には怨は息まず
「彼、我を罵れり、搏てり、敗れり、掠奪せり」と
執念せざる者には怨は息むなり
此處に怨を以て怨は終に息まず
德を以て息むとは不易の法なり

「我等、此處に自制せん」と餘人は悟らず
此を悟る者には卽ち爭息むなり
骨を碎き命を斷ち牛馬財を奪ふ者あり
彼等、國を破るもなほ和合あり、如何ぞ汝等に無かるべき
若し有智、善住、賢明の同行交友を得ば
一切の難に克ち歡喜正念して倶に行ぜよ
若し有智、善住賢明の同行交友を得ずば
獨行せよ、敗れし國を棄てし王の如く、林中の象の如く
獨行は殊勝なり、愚人を交友とすべからず
獨行せよ、惡を作さゞれ、安穩なること林中の象の如く

四―一　時に、世尊は僧伽の中に立ちて此の如き偈を說き已り、婆羅樓羅村（バーラカローナカーラガーマ）に往きたまへり。その時、具壽婆咎（バグ）、婆羅樓羅村に住せり。具壽婆咎は世尊の遠方より來りたまふを見たり、見て牀座を設け、洗足水、足臺、足布を置き、迎へて鉢衣を取

れり。世尊は設けの座に坐したまへり、坐して足を洗ひたまへり。具壽婆咎は世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐せる時、具壽婆咎に世尊は言ひたまへり、「比丘よ、忍するや、足するや、乞食の爲に疲極せざるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我、乞食の爲に疲極せず」。時に、世尊は法を說きて具壽婆咎を教示し……慶喜せしめて座より起ち般那蔓闍寺林（パーチーナヴンサダーヤ）に往きたまへり。

二　その時、具壽阿那律陀（アヌルッダ）、具壽難提（ナンディヤ）、具壽金毘羅（キンビラ）、般那蔓闍寺林に住せり。守林人は世尊の遠方より來りたまふを見たり、見て世尊に白して言へり、「沙門よ、此林に入る勿れ。此處に三人の族姓子あり、自愛の相ありて住す、擾す勿れ」。具壽阿那律陀は守林人の世尊に語るを聞けり、聞きて守林人に言へり、「守林人よ、世尊を止むる勿れ、我等の師世尊到りたまへり」。時に、具壽阿那律陀は具壽難提と具壽金毘羅との在る處に到れり、到りて具壽難提と具壽金毘羅とに言へり、「具壽等よ、來れ、具壽等よ、來れ。我等の師世尊到りたまへり」。

三　時に、具壽阿那律陀、具壽難提、具壽金毘羅は世尊を迎へ、一人は世尊の鉢衣を取り一人は床座を設け、一人は洗足水、足臺、足布を置けり。世尊は設けの座に坐

したまへり、坐して足を洗ひたまへり。彼具壽等は世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、具壽阿那律陀に世尊は言ひたまへり、「阿那律陀よ、忍するや、足するや、乞食の爲に疲極せざるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我等、乞食の爲に疲極せず」。「阿那律陀よ、汝等、和合し相喜び諍ふことなく乳と水との如く相互に愛眼を以て觀て住するや」。「實に我等は和合し相喜び諍ふことなく乳と水との如く相互に愛眼を以て觀て住す」。「阿那律陀よ、汝等は如何に爲して和合し相喜び……觀て住するや」。

四 「此處に我に思念生じたり、『我、此の如き同梵行者と倶に住するは我利得なり、我善利なり』。かくて我、此具壽等に於て顯にも隱にも慈の身行をなし慈の語行をなし顯にも隱にも慈の意行をなす。我に思念生じたり、『我當に己の心を棄てゝ此具壽等の心によつて轉ずべし』。かくて我己の心を棄てゝ此具壽等の心によつて轉ず、身は異なれども心は一ならん」。具壽難提も具壽金毘羅も世尊に白して言へり、「我にも思念生じたり……心は一ならん。此の如くにして我等は和合し相喜び諍ふことなく乳と水との如く相互に愛眼を以て觀て住する

なり」。

352
五　「阿那律陀よ、汝等は不放逸、熱意、專念にして住するや」。「實に我等は不放逸、熱意、專念にして住す」。「阿那律陀よ、汝等は如何に爲して不放逸、熱意、專念にして住するや」。「此處に我等の中、乞食に往きて村より前に還れる者は床座を設け、洗足水、足臺、足布を置き……〔＝四一五―七〕……我等、此によりて語を用ひず。我等、五日毎に倶に坐して終夜、法を說く。此の如くにして我等は不放逸、熱意、專念にして住するなり。

六　時に、世尊は法を說きて具壽阿那律陀、具壽難提、具壽金毘羅を敎示し……慶喜せしめ座より起ちて波羅聚落（パーリレッヤカ）に向つて遊行したまへり。次第に遊行して波羅聚落に到りたまへり。此に、世尊は波羅聚落、護寺林（ラッキタヴナサンダ）、賢娑羅（バッダサーラ）樹下に住したまへり。時に、世尊、靜居宴默したまへるに此の如き思量生じたり、「我、前には、常に訴訟し闘諍し諍論し口論し僧伽に於て諍事をなす彼拘睒彌の比丘等の爲に惱されて安樂に住せざりしが、今は常に訴訟し……諍事をなす彼拘睒彌の比丘等を離れて伴なく唯一人にて安樂安穩に住す」。一の大象あり、諸の牡象牝象幼象子

象の爲に惱されて住し、〔自らは〕頂の缺けたる草を食ひ、彼の折りたる枝は〔他の衆象に〕食はれ、濁れる水を飲み、水に沈み水を渡る時は衆象、身を擠觸して行けり。353 時に、彼大象に思念生じたり、「我は諸の牡象牝象幼象子象の爲に惱されて住し、〔自らは〕頂の缺けたる草を食ひ、我の折りたる枝は〔他の衆象に〕食はれ、濁れる水を飲み、水に沈み水を渡る時は衆象、身を擠觸して行く。我當に群より離れて唯一人住すべし」。

七　時に、彼大象は群より離れ波羅聚落、護持林、賢娑羅樹下なる世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の爲に長鼻を以て飲食を供へ草を除きたり。時に、彼大象に思念生じたり、「我、前には諸の牡象牝象幼象子象の爲に惱されて安樂に住せず、〔自らは〕頂の缺けたる草を食ひ、我の折りたる枝は〔他の衆象に〕食はれ、濁れる水を飲み、水に沈み水を渡る時は衆象、身を擠觸して行けり。今は牡象牝象幼象子象を離れて伴なく唯一人にて安樂安穩に住す」。時に、世尊は自の遠離を知り、また彼大象の心に思量する所を心を以て知り、この時、自頌を唱へたまへり、

此の如く〔人〕龍と長鼻の象龍とは

心を等しくし獨り林に樂しむ

五―一　時に、世尊は隨意の間、波羅聚落に住したる後、舍衞城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。此に、世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に在したまへり。時に、拘睒彌の優婆塞等はいへり、「此等拘睒彌の比丘等は我等に多く不利を作せり。世尊は彼等の爲に惱されて去りたまへり。我等は拘睒彌の比丘等を敬禮せじ、迎逆せじ、合掌、恭敬を作さじ、尊敬せじ、尊重せじ、奉事せじ、供養せじ、來るとも施食を與へじ、此の如く我等、尊敬せず尊重せず奉事せず供養せずば彼等は尊敬を受けずして去り、或は還俗し、或は世尊に和せん」。

二　時に、拘睒彌の優婆塞等は拘睒彌の比丘等を敬禮せず、迎逆せず、合掌、恭敬を作さず、尊敬せず、尊重せず、奉事せず、供養せず、來るも施食を與へざりき。時に、拘睒彌の優婆塞等、尊敬せず……　拘睒彌の比丘等は尊敬を受けずして言へり、「我等、舍衞城に往き世尊のみ許に於て此諍事を滅せしめん」。時に、拘睒彌の比丘等は臥具床具を藏め鉢衣を持して舍衞城に往けり。

三　具壽舍利弗は聞けり、「常に諍訟し……　僧伽に於て諍事をなす彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に來る」。時に、具壽舍利弗は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽舍利弗は世尊に白して言へり、「常に諍訟し……　僧伽に於て諍事をなす彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に來る。我、彼比丘等を如何に爲すべきや」。「舍利弗よ、汝は法に隨つて處せ」。「我、如何にして法と非法とを知るべきや」。

四　「舍利弗よ、十八事によりて非法說者なるを知るべし。舍利弗よ、此處に比丘あり、非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說き、如來の所說所言に非ざるを如來の所說所言と說き、如來の所說所言を如來の所說所言に非ずと說き、如來の常所行法に非ざるを如來の常所行法と說き、如來の常所行法を如來の常所行法に非ずと說き、如來の所制に非ざるを如來の所制と說き、如來の所制を如來の所制に非ずと說き、無罪を罪と說き、罪を無罪と說き、輕罪を重罪と說き、重罪を輕罪と說き、有餘罪を無餘罪と說き、無餘罪を有餘罪と說き、麁罪を麁罪に非ずと說き、麁罪に非ざるを麁罪と說く。舍利弗よ、此の如き十八事によ

りて非法說者なるを知るべし。

五　舍利弗よ、十八事によりて如法說者なるを知るべし。舍利弗よ、此處に比丘あり、非法を非法と說き、法を法と說き、非律を……律を……如來の所說所言に非ざるを……如來の所說所言を……如來の常所行法に非ざるを……如來の常所行法を……如來の所制に非ざるを……如來の所制を……[7]無罪を……罪を……輕罪を……重罪を……有餘罪を……無餘罪を……麤罪を……麤罪に非ざるを麤罪に非ずと說く。舍利弗よ、此の如き十八事によりて如法說者なるを知るべし」。

六　具壽摩訶目犍連は聞けり……乃至……具壽摩訶迦葉は聞けり……具壽摩訶迦旃延(マハーカッチャーナ)は……具壽摩訶拘絺羅(マハーコッティタ)は……具壽摩訶劫賓那(マハーカッピナ)は……具壽摩訶周那(マハーチュンダ)は……具壽阿那律陀は……具壽離越は……具壽優波離は……具壽阿難は……具壽羅睺羅(ラーフラ)は聞けり……(＝三－五に準ず)……「……如法說者なるを知るべし」。

七　時に、摩訶波闍波提瞿曇彌(マハーパヂャーパティーゴータミー)は聞けり、「常に訴訟し……彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に來る」。時に、摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を

敬禮して一面に立てり。一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「常に訴訟し……我、彼比丘等を如何に爲すべきや」。「瞿曇彌よ、汝は二部より法を聞け、二部より法を聞きて、其中、如法說比丘等の見、忍、喜、執を以て所喜とせよ、すべて比丘尼衆の比丘衆より受くる所は如法說者より受くべし」。

八　給孤獨（アナータピンディカ）居士は聞けり、「常に訴訟し……彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に來る」。時に、給孤獨居士は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して給孤獨居士は世尊に白して言へり、「常に訴訟し……我、彼比丘等を如何に爲すべきや」。「居士よ、汝は二部に布施を與へよ、二部に布施を與へて二部より法を聞け、二部より法を聞きて、其中、如法說比丘等の見、忍、喜、執を以て所喜とせよ」。

九　毘舍佉鹿母は聞けり、「常に訴訟し……彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に來る」。
356 時に、毘舍佉鹿母は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して毘舍佉鹿母は世尊に白して言へり、「常に訴訟し……我、彼比丘等を如何に爲すべきや」。「毘舍佉よ、汝は二部に布施を與へよ、……所喜とせよ」。

一〇　時に、拘睒彌の比丘等は次第して舍衞城に到れり。時に、具壽舍利弗は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽舍利弗は世尊に白して言へり、「常に訴訟し……僧伽に於て諍事をなす彼拘睒彌の比丘等、舍衞城に到れり。彼比丘等の座臥處を如何に爲すべきや」。「舍利弗よ、分離せる座臥處を與ふべし」。「若し分離せるもの無くば如何に爲すべきや」。「先づ分離をなして與ふべし。舍利弗よ、但し如何にすとも上座比丘をして座臥處あること無からしむるべからず、無からしむる者は惡作に墮す」。「衣食を如何に爲すべきや」。「舍利弗よ、衣食は一切人に等しく分つべし」。

一一　時に、彼被擧比丘は法と律とを觀察せるに思念生じたり、「此は罪なり、此は非罪にあらず、我は有犯なり、我は無犯なるに非ず、我は擧せられたり、我は擧を受けざるに非ず、我は如法、無過、應理の羯磨によりて擧せられたり」。時に、彼被擧比丘は被擧(比丘)に隨へる比丘等の在る處に到れり、到りて被擧(比丘)に隨へる比丘等に言へり、「此は罪なり、此は非罪にあらず……應理の羯磨によりて擧せられたり。いざ、我に解羯磨を與へよ」。

一二　時に、彼被擧[比丘]に隨へる比丘等は被擧比丘と倶に世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して彼比丘等は世尊に白して言へり、「此被擧比丘は言ふ、『此は罪なり、此は非罪にあらず……解羯磨を與へよ』。[3]如何に爲すべきや」。「比丘等よ、此は罪なり、此は非罪にあらず、此比丘は有犯なり、此比丘は無犯なるに非ず、此比丘は擧せられたり、此比丘は擧を受けざるに非ず、此比丘は如法、無過、應理の羯磨によりて擧せられたり。比丘等よ、此比丘は犯し、擧せられ、[罪を]見るが故に、比丘等よ、此比丘に解羯磨を與ふべし」。

一三　時に、彼被擧[比丘]に隨へる比丘等は彼被擧比丘に解羯磨を與へ、擧罪を作せる比丘等の在る處に到れり、到りて擧罪を作せる比丘等に言へり、「彼事あるによりて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり僧伽をして破せしめ僧伽をして塵垢ならしめ僧伽をして別住せしめ僧伽をして別異ならしめたるも、此比丘は有犯なり、擧せられたり、而して[罪を]見て、解羯磨を受けたり。我等、彼事を滅せんが爲に僧伽和合を作さん」。時に、彼擧罪を作せる比丘等は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して彼比丘等は世尊に白して言

へり、「彼被擧〔比丘〕に隨へる比丘等は言ふ、『彼事あるにより……僧伽和合を作さん』。如何に爲すべきや」。

一四 「比丘等よ、彼比丘は犯し、擧せられ、〔罪を〕見、解羯磨を受けたるが故に、比丘等よ、僧伽は彼事を滅せんが爲に僧伽和合を作すべし。比丘等よ、此の如く作すべし。總衆一處に集會すべし、病者も非病者も倶なり、何人も[9]樂欲を與ふべからず。集會し已りて聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聽け。彼事あるによりて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり僧伽をして破せしめ僧伽をして塵垢ならしめ僧伽をして別住せしめ僧伽をして別異ならしめたるも、此比丘は有犯なり、擧せられたり、而して〔罪を〕見て、解羯磨を受けたり。若し僧伽に機熟さば僧伽は彼事を滅せんが爲に僧伽和合を作さん。此、表白なり。僧伽よ、我言を聽け。彼事あるにより……解羯磨を受けたり。彼事を滅せんが爲に僧伽和合を作すを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は彼事を滅せんが爲に僧伽和合を作し僧伽の塵垢滅し僧伽の破壞滅したり。僧伽は聽すが故に默す、我此の如く知る』。卽時に布薩を作し波羅提木叉を誦すべし」。

六—一　時に、具壽優波離は世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、「若し事あり、爲に僧伽に訴訟……　僧伽をして別異ならしむるに、僧伽、彼事を決斷せず、無根より根に到りて僧伽和合を作す、此、如法の僧伽和合なりや」。「優波離よ、若し事あり……　僧伽、彼事を決斷せず、無根より根に到りて僧伽和合を作すは、優波離よ、此、非法の僧伽和合なり」。「若し事あり……　僧伽、彼事を決斷し、根より根に到りて僧伽和合を作す、此、如法の僧伽和合なりや」。「優波離よ、若し事あり……　僧伽、彼事を決斷し、根より根に到りて僧伽和合を作すは、優波離よ、此、如法の僧伽和合なり」。

二　「僧伽和合に幾何ありや」。「優波離よ、僧伽和合に二あり。優波離よ、義缺け文備はれる僧伽和合あり、優波離よ、義備はり文備はれる僧伽和合あり。優波離よ、何をか義缺け文備はれる僧伽和合と爲すや。優波離よ、若し事あり、爲に僧伽に訴訟……　僧伽をして別異ならしむるに、僧伽、彼事を決斷せず、無根より根に到りて僧伽和合を作す、優波離よ、此を名づけて義缺け文備はれる僧伽和合と爲す。

優波離よ、何をか義備はり文備はれる僧伽和合と爲すや。優波離よ、若し事あり、爲に僧伽に訴訟……僧伽をして別異ならしむるに、僧伽、彼事を決斷し、根より根に到りて僧伽和合を作す、優波離よ、此を名づけて義備はり文備はれる僧伽和合と爲す。優波離よ、此の如く僧伽和合に二あるなり」。

三　時に、具壽優波離は座より起ち上衣を偏袒になして世尊の在す處に合掌を捧げ世尊に偈を説いて曰せり。

僧伽の事と議と義生ずると決斷とに於て
此處に如何なる人を大に須ひ如何なる比丘は〔法を〕護持するや
第一に戒に過なく行に思慮あり諸根を制し
怨敵も如法に呵す能はず、難點なし
此の如く戒淸淨に住し無畏を得、說きて能あり
衆會に、在りて懼れず、搖がず、卒爾に說きて義を失ふこと無し
衆會の中に問を受けて臆せず惑はず
時に應じて記答に適ふ語〔を說きて〕賢者は智者の衆會を歡喜せしむ

上座比丘を敬ひ自師の說に達し
量るを知り論に長じ巧に怨敵を破す
爲に怨敵は負處に墮し衆人は智を得
自說を持し害なき問答を止めず
使命を受くに堪へ[10]言はるゝが如く僧伽の事を處す
比丘衆より遣はさるれば其語の如く爲し「我爲せり」とは思惟せず
犯の事と罪と滅と
〔比丘、比丘尼の〕[11]兩毘崩伽に通じ罪と滅とを知る
何を行ひて擯を受くるや、何の事によりて擯せらるゝや
處分を已りての解羯磨と、此の如きを毘崩伽師は知る
上座、下座、及、中座比丘を恭敬し
衆人に利益する賢者なる、此の如き比丘は能く〔法を〕護持す

360 此[12]攝頌に曰く

拘睒彌に最勝勝者在せしに見罪に異論あり
「擧すべき處には其罪を說け」と
界內と、其處と、五と、一と、具足と
波羅聚落と舍衞城と、舍利弗、拘律陀（コーリタ）
摩訶迦葉、迦旃延、拘絺羅、劫賓那
摩訶周那、阿那律陀、離越、優波離
阿難、羅睺羅、瞿曇彌、給孤獨、毘舍佉鹿母
臥處座處の分離、衣食を等くす
欲を與ふべからず、優波離所問
戒に愧なき者、勝者の敎の和合

註❶「僧伽をして塵垢ならしむ」(saṅgharāji)。此譯は四分律五分律の相當個處に基く。英譯、辭典等は此を「僧伽の不和」と譯すも其語義の由來を明かにせず。但し十誦律には「僧破、僧諍、僧別、僧異」と別擧する中に「塵垢」の語なし。

❷「信じて」(saddhāya)。底本に sandhāya とあるもシャム本及英譯脚註によりて改む。

❸「長壽」(Dighīti)。此名を直譯せば「長災」なるも漢譯語を借用す。蓋し īti は「災」なるも aniti

ならば「壽」なり。

❹「武具を著け」。底本シャム本倶に vammikā に作るも vammitā と改むべし。

❺以下の偈(特に初の二偈)の譯はジャータカ原典第三卷四八八頁の本文及註釋に基く。
第三行は… paṇḍitābhāsā vācagocara bhāṇino の讀方に隨ふ。

❻「林中の象の如く」。前記ジャータカ及法句經三二九に隨ひ mātaṅg' araññe va nāgo の讀方をとる。

❼底本には此個處の「無罪」と「罪」とを前後せり。シャム本は然らず。此による。

❽ tehi の一語は衍なり、シャム本に缺く。

❾「樂欲」(chanda)。第二布薩犍度二三に出づ。

❿ āhu naṁ yathā。英譯者の讀方を採る。

⓫ ubhay' assa。英譯者の讀方を採る。

⓬此處の攝頌は特に不明の個處多し。

索

隱

發 音 索 隱

エ

オ

漢字索隠

漢 字 索 隠

ア

イ

キ, ギ

カ，ガ

サ，ザ

シ，ジ

ケ，ゲ

コ

ス, ズ

セ, ゼ

へ, べ

ホ, ボ

ヒ，ビ

マ

ミ

ム

南傳大藏經

高楠博士功績記念會纂譯

代表者　文學博士　宇井伯壽
　　　　文學博士　長井眞琴
　　　　文學士　福島直四郎

監修

マスター・オブ・アーツ
ドクター・オブ・リテラチュア
ドクトル・フィロゾフィー
文學博士　高楠順次郎

飜譯

文學士　阿部文雄
文學士　和泉得成
文學博士　宇井伯壽
文學博士　故　荻原雲來
文學士　神林隆淨
文學士　栗原廣廓
文學士　坂本幸男
文學博士　高楠順次郎
文學士　土田勝彌
文學博士　長井眞琴
文學博士　羽溪了諦
文學士　干潟龍祥
文學士　福島直四郎
文學士　增永靈鳳
文學士　宮田菱道
文學士　山田龍城
文學士　渡邊楳雄

文學士　青原慶哉
文學士　石川海淨
文學士　上田天瑞
文學博士　金倉圓照
文學博士　故　木村泰賢
文學士　佐藤密雄
文學士　末永眞海
文學士　高田修
文學士　故　寺崎修一
文學士　成田昌信
文學士　花山信勝
文學士　平松友嗣
文學士　藤田眞道
文學士　松濤誠廉
文學士　宮本正尊
文學士　山本快龍
文學士　渡邊照宏

故　赤沼智善
文學士　石黑彌致
文學士　小野島行忍
文學士　金森西俊
文學士　久野芳隆
文學士　佐藤良智
文學士　田中於菟彌
ドクター・オブ・フィロソフィー　立花俊道
文學士　中野義照
文學士　西義雄
林五邦
文學士　平等通昭
文學博士　逸見梅榮
文學士　水野弘元
文學士　山崎良順
文學士　山本智教

編輯

文學博士　小野玄妙
文學士　山本快龍
文學士　渡邊俊英

文學士　蓮澤成淳
文學士　金森西俊
文學士　岡崎[illegible]

文學士　和泉得成
文學士　山本智教
吉水睦子

昭和十三年二月五日印刷
昭和十三年二月八日發行

南傳大藏經　第三卷

會員番號

【非賣品】

編輯兼發行者　東京市本鄉區本鄉三丁目二　大藏出版株式會社　木村省吾

印刷者　東京市芝區芝浦一丁目二三　和田助一

印刷所　東京市芝區芝浦一丁目二三　單式印刷株式會社

製本所　東京市荒川區日暮里町へノ三六五　村田文泉閣

發行所　東京市本鄉區本鄉三丁目二　大藏出版株式會社
電話小石川六一四一番
　　　　六三一〇番
振替東京五一六八四番

Concordance コンコルダンス

The Japanese texts in this volume are translations based on the edition prepared by Hermann Oldenberg, *Vinaya piṭakaṃ: one of the principal Buddhist holy scriptures in the Pâli language;* London 1879–83 (PTS) in 5 Vol.:

1. *Mahâvagga,* 1879 [`archiv.org`, Permalink: `ark:/13960/t9g511h6r`]
2. *Cullavagga,* 1880 [`archiv.org`, Permalink: `ark:/13960/t6vx6pn0k`]
3. *Suttavibhañga, first part (Pârâjika, Saṃghâdisesa, Aniyata, Nissaggiya),* 1881. [`archiv.org`, Permalink: `ark:/13960/t30355t68`]
4. *Suttavibhañga, second part (end of the Mahâvibhañga, Bhikkhunîvibhañga)* [`archiv.org`, Permalink: `ark:/13960/t0dv7vv3s`]
5. *Parivâra,* 1883 [`archiv.org`, Permalink: `ark:/13960/t8x97j937`]

About

The original 65 volumes in 70 parts of the **Nanden Daizōkyō** (南傳大藏經) were published 1936–41 by the Takakusu Hakushi Kōseki Kinenkai (高楠博士功績記念會纂譯), under the editorship of Takakusu Junjirō (高楠順次郎; 1866–1945[1]), who also used the resources of the Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai (大正新脩大藏經刊行會). It contains the complete Pāli canon as well as additional texts like the Milindapañhā, Visuddhimagga and Edicts of Ashoka. A reprint was published by *Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai* (大正新脩大藏經刊行會) in Tokyo from 1970 onwards. The three-volume index was edited by Mizuno Kōgen.[2]

The translation of the Pāli-Canon, *Nanden Daizōkyō* is no longer in Japanese copyright, as determined by the *National Diet Library,* Tokyo. Their reasoning is given below:

`suttacentral.net`

Scans `zenwort.de`
`mail@zenwort.de`

2014 年 1 月 7 日インターネット提供に対する出版社の申出への対応について。2013 年 7 月 12 日付ニュースでお知らせした一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社から『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）ほかのインターネット提供の中止を求める旨の申出を受けた件に関し、その後の対応について報告します。[3]

当館では、申出を受けて、当該資料のインターネット提供を一時停止し、当面館内利用に限定するとともに、2013 年 7 月に館内検討組織を設置し本事案の検討を行い、5 名の有識者のヒアリング等も踏まえて、下記の結論を取りまとめました。

---

[1] Biogr.: 鷹谷俊之 (1891–1970); 高楠順次郎先生伝; Tokyo 1957 (武蔵野女子学院).

[2] 水野弘元; *Nanden daizōkyō sōsakuin* [南傳大藏經総索引]; "Comprehensive Index to the Pali Canon," Tokyo 1959-60 (Nihon Gakujutsu Shinkōkai). Scans available on `archive.org`. Permalinks: Vol. 1-1 (第 1 部上巻): `ark:/13960/t0rr2qp0m`, Vol. 1-2 (第 1 部下巻): `ark:/13960/t0zp4x15x`, Vol. 2 (第 2 部): `ark:/13960/t9s18vg4b`.

[3] 2013 年 7 月 12 日近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について
国立国会図書館が、近代デジタルライブラリー等で提供する『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）及び『南伝大蔵経』（全 70 巻のうち 21 巻）について、一般社団法人日本出版者協議会及び刊行元の大蔵出版株式会社から、「当該資料は、現在も商業刊行中であり、公開中止を求める」旨の申出を受けました。
当館としましては、当該資料はすでに著作権の保護期間が満了しており、遠隔地でも広く利活用可能とするため、インターネット公開が望ましいとの基本的立場に変わりはございません。しかしながら、直接の利害を有する商業出版者の申出であることに鑑み、当面 3 か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定することといたしました。
利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、円満な解決に向けて、引き続き努力を

1. 『大正新脩大蔵経』（1923 年～1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。
2. 『南伝大蔵経』（1935 年～1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

検討の詳細につきましては、報告書（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応について」[4]）を参照ください。

現在、日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社と『大正新脩大蔵経』のインターネット提供の再開について協議を行っているところであり、再開の時期については未定です。解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

The *National Diet Library* limits its scan to in-house use. [5]

All original material created by *SuttaCentral* is dedicated to the Public Domain by means of Creative Commons Zero.[6] This file was created on February 19, 2020 by Henry Lohner, Munich on behalf of `suttacentral.net`:

> "*SuttaCentral* is a website run by a small team, originally based in Australia. We have no institutional affiliation, but are just a group of friends interested in the Suttas. The founders are Rod Bucknell, John Kelly, and Bhante Sujato. As of 2017 the main developers are Bhante Sujato, Ayya Vimala, and Blake Walsh. Financial support for the site comes from the *SuttaCentral Development Trust,* a non-profit charity incorporated in Australia.
>
> *SuttaCentral* aims at facilitating the study of Buddhist texts from comparative and historical perspectives. It focuses on the texts that represent"Early Buddhism," texts preserved not only in the Pali Sutta and Vinaya Piṭakas but also in Chinese and Tibetan translations and in fragmentary remains in Sanskrit and other languages.
>
> If you make use of any of our material, even though you are under no legal obligations, we respectfully request that you:
>
> - Provide a notice of attribution.
> - Maintain the spirit of the Buddhist tradition.
>
> Please let us know if you would like any assistance in making use of our materials."

☸ ☸ ☸

重ねてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。(Archived at: `https://web.archive.org/web/20140111204528/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/1201734_1828.html`)

[4] Archived: `https://web.archive.org/web/20140114004605/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/report140107.pdf` （pdf: 435 kB）

[5] Call number: 183.039-M723n (DOI: 10.11501/2997519).

[6] `http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/`

Journey to the West (西遊記): “The Seiryu-zan Goblin (青竜山妖怪) steals the Tripitaka from the ‘monkey.’” (Woodcut by Katsushika Taito 葛飾戴斗 1818–54).

